

令和2年第2回定例会

市 議 会 会 議 録

令和2年5月29日（開会）

令和2年6月19日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和二年第二回定例会会議録

(令和二年六月)

垂水市議会

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（5 月 2 9 日）（金曜日）

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 報告（令和元年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について）	8
1. 報告第 7 号～報告第 9 号 一括上程	9
報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 3 4 号 上程	1 3
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第 3 5 号～議案第 3 8 号 一括上程	1 4
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 3 9 号 上程	1 6
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 4 0 号 上程	2 1
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 陳情第 7 号 上程	2 1
総務文教委員会付託	
1. 日程報告	2 1
1. 散 会	2 1

第 2 号（6 月 9 日）（火曜日）

1. 開 議	2 4
1. 議案第 4 1 号 上程	2 4
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 4 2 号 上程	2 7
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 一般質問	2 8
川越 信男 議員	2 8
1 新型コロナウイルスについて	
（1）臨時交付金について	

- (2) 今後の対応策について
 - (3) 市としての方向性について
 - 2 児童生徒の学びの保障について
 - (1) 1回目の臨時休業における内容の対応について
 - (2) 再び臨時休業となった対応について
 - (3) 学校再開後の対応と第2波第3波が発生した場合の備えについて
 - 3 水産・商工・観光業について
 - (1) 水産業・商工業・観光業への影響について
 - (2) 各団体からの要望等と対策について
 - (3) 「道の駅たるみず」の外壁改修事業の概要とリニューアルオープンの取組について
 - 4 長寿命化対策事業（橋梁）について
 - (1) 事業の概要と過去の事業実績について
 - (2) 設計基準について
 - (3) 今年度の実施箇所について
 - 5 新庁舎建設について
 - (1) 建設工事費について
 - (2) 実施設計について
 - (3) 工事発注について
 - (4) 事業全般について
- 徳留 邦治 議員 38
- 1 新型コロナウイルスにおける市の対策について
 - (1) 災害時における避難所での3密対策及び避難所の確保数は（現状について）
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に対する支援策は
 - (3) 子育て世代への臨時特別交付金の支給状況は
 - 2 市内の小・中学校及び児童クラブの現状について
 - (1) 市内小・中学校の児童・生徒数及び児童クラブの受入れ人数は
 - (2) 牛根地区への児童クラブの設置は
- 堀内 貴志 議員 40
- 1 新型コロナウイルス対策について
 - (1) 本市の産業、観光業、宿泊飲食業及び教育関係等への影響について
 - (2) 地元産業、経済及び観光関係の立て直しには、地域の特性に合わせた取組が必要だが、その対策は

- (3) 学校教育の遅れを取り戻すための対策は
- (4) 第2波に備えるための取組は
 - ア 感染防止対策
 - イ 新しい生活様式の定着のための取組
- 2 災害時の避難や避難所の在り方について
 - (1) 梅雨時期及び台風シーズンを迎えるが、避難所の在り方について見直しは
- 3 新庁舎建設について
 - (1) 実施設計の内容について
 - (2) 事業の進め方について
- 前田 隆 議員 5 3
- 1 本市における新型コロナウイルスの影響と支援策
 - (1) 市独自の持続化給付金5万円対象者の想定人数と収入減少等の実態について
 - (2) 申請手続、期間、支給方法などについて
 - (3) 肉用牛農家の独自支援策について
- 2 河川等の浚渫予定と計画化・要望について
 - (1) 今年度の市の管理する河川の土砂撤去等の予定と今後の計画化及び河川台帳について
 - (2) 土砂除去や護岸の補強など対策が必要な河川の内、今年度の実施予定はどの程度見込まれるか
 - (3) 県管理河川の今年度の予定と要望取組について
- 3 ふるさと納税について
 - (1) 令和元年度のふるさと納税が増えた要因について
 - (2) 企業版ふるさと納税について
 - (3) 地方創生事業の財源として取組を
- 梅木 勇 議員 6 2
- 1 災害時の避難について
 - (1) 避難の在り方について
 - (2) 避難所についての対応は
 - (3) 啓発・周知をどのように図るか
- 2 地域活性化活動推進について
 - (1) ボランティア保険の活用状況について
 - (2) 道路等の除草や環境美化活動等の支援について

3 地区公民館について	
(1) 体制と運営について	
(2) 会計年度任用職員について	
(3) 新体制制度をどのように受け止めているのか	
池山 節夫 議員	69
1 新型コロナウイルスについて	
(1) 市内経済への影響について	
(2) 今後の対策について	
(3) 医療、介護の現状について	
(4) 要支援、要介護の方々への対応について	
(5) 小・中学校の現状について	
(6) 子どもたちのストレスへの対応について	
2 新庁舎建設事業について	
(1) 直接請求による特別議決について	
(2) 建設スケジュールについて	
(3) 今後の財政運営と市民の不安解消について	
森 武一 議員	78
1 新型コロナ対策	
(1) 休校措置の影響	
ア 学習の遅れの現状と対応	
イ 第2波、第3波に向けての体制整備	
(2) 経済の落ち込みによる自殺者数の増加懸念	
ア 効果的な対策と「いのち支える自殺対策計画」の着実な実施に向けて	
(3) 庁内での感染者発生の場合の対応	
ア 感染症に対応したBCPの策定	
2 岡地区斜面工事現場からの土砂流出について	
(1) 土砂流出に関する対応策は	
3 子育て世代包括支援センター	
(1) 担当家族の一貫・継続した関わりを築く体制整備	
ア 体制の充実～助産師の配置～	
4 計画の実行性及びその重さ	
(1) 総合計画の位置付け（総合計画と公共施設等総合管理計画の関係性）	
ア 第5次総合計画の実行性	
(2) 公共施設等総合管理計画の実行性	

ア	新庁舎建設及び道の駅たるみずはまびらの計画上の位置付け	
(ア)	両施設を含めた更新額となっているか	
イ	目標に向けての実行性	
(3)	両計画の策定上の関係性	
(4)	総合計画の令和4年度経常収支比率90%達成は可能か	
(5)	計画の実行性とは何か	
5	新庁舎建設計画	
(1)	新庁舎建設予算上程の妥当性	
ア	議会での合意形成をいかに考えているか。先の臨時議会での位置変更条例否決を受けて	
(2)	財政収支見通しについて	
ア	歳入見通しの令和3年以降の寄付金額10億円について	
イ	地方交付税の算定について(人口推計を基に算出しているか)	
ウ	市債発行額6億円固定について	
(3)	財政の持続性について	
1.	日程報告	9 1
1.	散 会	9 1

第3号(6月10日)(水曜日)

1.	開 議	9 4
1.	一般質問	9 4
	池田 みすず 議員	9 4
1	公共料金(税金)のコンビニ納付について	
(1)	コンビニからの納入を導入している県内の市はどれくらいあるのか	
(2)	本市において導入に向けて検討されているのか。また、導入の課題は	
2	かごしま国体開催について	
(1)	進捗状況について	
(2)	炬火リレーについて	
3	新庁舎建設について	
(1)	市長の思い	
	持留 良一 議員	9 8
1	新庁舎建設について	
~	法的手続の正当性と進め方	
~	建設事業費等の客観性と妥当性	

～「最小の経費で最大の効果」をどう取り組んだか

(1) 基本設計・実施設計、事業費の提案まできている計画において、法的効果と手続の正当性の根拠はどこにあるのか

(2) 建設事業費等の客観性と妥当性、その検証方法（短期的・長期的な影響の検証）と結果及び結論は

ア 財政課として、どのような観点でどのような検証を行ってきたか。
財政課として、財政運営に責任を持つ部署として、その役割と責任を果たせたのか。課題と対策は

イ 新庁舎に関する費用の妥当性は。参考事例等は

(ア) 建設単価。設計費、工事監理費、備品費、地盤改良～民間工事との価格差（実勢価格との相違）の考え方

ウ 新庁舎建設に関する財源構成の在り方と長期資金計画

(ア) 建設費用以外の費用設定。移転費、光熱水費等の条件設定は

エ 新庁舎建設が財政に与える影響（将来の財政面へ）と経費の削減は

(ア) 維持管理費（光熱水費。修繕改善コスト等）の試算と変化の想定

(イ) 庁舎関連経費に係る一般財源の支出の変化は

(ウ) 新庁舎建設による一般財源の節減効果は

(エ) 実質公債費比率の推移（公共施設等更新需要の反映も）

オ 景気低迷等の影響や少子高齢化等（人口減少）による税収の減少や地方交付税の動向と影響は

カ 今日の財政収支と財政指標の分析と認識。その影響は

(ア) 実質単年度収支や経常収支比率等の状況から

キ 以上のような視点及び観点から財政課としての結論は

2 新型コロナウイルス感染に関係する支援・施策

～命と暮らしを守るために～

～外出自粛・休業要請と一体の補償を～

(1) 実態の把握をどのように調査し把握されたのか。支援策を検討するうえでの基本・視点は何かだったのか

(2) 現段階での施策の評価、自粛等（自主的）の影響やその後の影響でさらなる支援策が必要では。具体的検討はあるか。その財源の考え方は。県や国への要望は

(3) 以下の対策の検討を求めたい

ア 感染症対策（第2・3波に備えて）

- (ア) 感染予防、医療と介護の抜本的対策を
 検査体制の確立。資材等（防護服等）の支援
 各病院との連携の推進を
 - イ 市民生活への緊急支援策～経済的損失の補填対策
 - (ア) 市支援策の対象外の事業者等への支援を
 - (イ) 県の「協力金」の対象外（面積等の条件あり）への支援を～塾・
 ピアノ・舞踊・茶道・書道等
 - ウ 弱者へのセーフティネット対策と充実
 - (ア) ひとり親家庭への上乗せ支援と定額給付金対象外の新生児へ支
 援の検討を（不公平感の解消策）
 - (イ) 差押えの猶予と「定額給付金」の差押えの禁止の徹底、国保税
 の減額と免除（収入30%減）の周知を
 - エ 教育関係。安心して学べる環境を
 - (ア) 奨学金学生への償還期間の延長と限度額の拡大
 - (イ) 学習権の保障や心身のケアを最優先する学べる環境の推進を
 - 3 学校給食センター
 - ～安全で豊かな学校給食のために～
 - (1) 「効率化を求めるために、食育が犠牲を強いられることがあってはな
 らない」（当時は文部科学大臣）と学校給食の在り方を指摘している
 が、管理運営など問題はないか。あるとすれば何か。対策の検討は
 - (2) 子どもたちの立場に立った学校給食を充実させるために、何が求めら
 れているか
 - 4 災害対策～災害弱者対策
 - (1) 「個別計画」の取組の進捗状況と求められる対策を
 - ア 課題と推進は
- 新原 勇 議員 1 1 1
- 1 新型コロナウイルスについて
 - (1) 避難所開設の取組について
 - (2) 定員は何人になるか
 - (3) 避難するとき住民の啓発と注意事項は
 - (4) 救急車の取組は
 - (5) 中央病院の体制はできているか
 - (6) 小・中学生の休校は適切だったか
 - (7) 県外の大学・専門学生の支援について

- (8) 商工業者への支援対策は、誰がどのように判定を行うのか
- 2 火葬場について
 - (1) 火葬場の現状と職員体制について
 - (2) 来年度以降の職員体制について
 - (3) 今後の取組について
- 3 土木・農業行政について
 - (1) 梅雨時期の対策について
 - (2) 災害の下市木・上市木の実施状況は
- 4 新庁舎について
 - (1) コロナウイルスで設計変更はないのか
 - (2) 年間維持管理がかかる柱頭免震構造になぜこだわるのか
 - (3) 柱頭免震の点検できる業者は鹿児島にあったのか
 - (4) 電算システム等移転で完成までの総予算は
 - (5) 新庁舎が立たないとなぜ合併の話がでるのか
 - (6) 新庁舎建設を進める会の署名の原本について
- 北方 貞明 議員 1 2 2
- 1 新型コロナウイルス関連について
 - (1) 危機管理について、どのような行動をしてきたか
 - (2) 財政調整基金を活用して、全市民に対して支援はできないか
- 2 新庁舎について
 - (1) 新庁舎建設予定地が否決された場所での建設予算提出について
 - (2) 特別多数議決（3分の2）の重みについて
- 3 乗合タクシーについて
 - (1) 3月の運行业者との話合いについて
- 川畑 三郎 議員 1 3 3
- 1 防災対策は
 - (1) 梅雨入りしたが対策は
- 2 新型コロナウイルスによる農業に対する影響と水産の現状は
 - (1) 農業への影響について
 - ア もじゃこ漁について
 - (2) カンパチの稚魚の現状について
- 3 農道・市道の整備について
 - (1) 5/15～5/16の大雨で土砂が流出した集落道の整備を
- 4 市庁舎建設について

(1) 建設事業費の妥当性について

(2) 建設後の財政状況について

1. 日程報告	1 4 2
1. 散 会	1 4 2

第4号（6月19日）（金曜日）

1. 開 議	1 4 4
1. 議案第35号～議案第42号・陳情第7号 一括上程	1 4 4
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 意見書案第6号 上程	1 5 8
説明、質疑、討論、表決	
1. 議案第43号・議案第44号 一括上程	1 5 9
公営企業決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 閉 会	1 5 9

令和 2 年 第 2 回 垂 水 市 議 会 定 例 会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
5 ・ 2 9	金	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
			委員会
			国道整備促進特別委員会 桜島火山活動対策特別委員会
5 ・ 3 0	土	休 会	
5 ・ 3 1	日	〃	
6 ・ 1	月	〃	
6 ・ 2	火	〃	(質問通告期限：正午)
6 ・ 3	水	〃	
6 ・ 4	木	〃	
6 ・ 5	金	〃	
6 ・ 6	土	〃	
6 ・ 7	日	〃	
6 ・ 8	月	〃	
6 ・ 9	火	本会議	一般質問
6 ・ 1 0	水	本会議	一般質問
6 ・ 1 1	木	休 会	委員会 産業厚生委員会 (現地視察・議案審査)
6 ・ 1 2	金	〃	委員会 総務文教委員会 (現地視察・議案審査)
6 ・ 1 3	土	〃	
6 ・ 1 4	日	〃	
6 ・ 1 5	月	〃	
6 ・ 1 6	火	〃	
6 ・ 1 7	水	〃	
6 ・ 1 8	木	〃	委員会 議会運営委員会
6 ・ 1 9	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度垂水市一般会計補正予算(第2号))

- 報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
- 報告第 9号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険条例及び垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第34号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第36号 垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 案
- 議案第37号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案
- 議案第38号 垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案
- 議案第39号 令和2年度垂水市一般会計補正予算（第3号） 案
- 議案第40号 令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号） 案
- 議案第41号 令和2年度垂水市一般会計補正予算（第4号） 案
- 議案第42号 令和2年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号） 案
- 議案第43号 令和元年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第44号 令和元年度垂水市病院事業会計決算の認定について
- 意見書案第6号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

陳 情

- 陳情第 7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

令和 2 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 令和 2 年 5 月 2 9 日

本会議第1号（5月29日）（金曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和2年5月29日午前10時開会

△開 会

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回垂水市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（篠原静則） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（篠原静則） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において川越信男議員、川畑三郎議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（篠原静則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る5月22日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から6月19日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月19日までの22日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂水市土地開発公社に関わる令和元年度の補正

予算書、事業報告書及び決算諸表並びに令和2年度の事業計画書及び予算書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から令和2年4月分の出納検査結果報告書がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 4月臨時会後の議会に報告すべき主な事項について報告をいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症防止につきまして取組状況と今後の対応等についてご報告いたします。

国の政策であります新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けました中小企業者を対象としたセーフティネット保証は、5月25日現在、相談件数48件うち申請件数44件で、認定件数同数の44件、業種別では、商工業者34件、水産業者10件となっております。

次に、マスクの配布につきましては、国から妊婦の方々に対し、お一人2枚分が届いたことから、母子手帳交付時に、あわせて、現在、随時配布しております。また、県からは、5月20日、市内高齢者施設12施設に合計2,000枚、幼稚園及び院内保育所に合計300枚、あわせて2介護事業所に使い捨て手袋300枚が配布されたところであります。

次に、本市の取り組みといたしましては、5月1日に市内の診療所及び歯科医院に対し、医療用マスク及びサージカルマスクを合計3,800枚、5月14日から高校生年齢以上の市民の皆様方に、不織布マスクを1人10枚ずつの約13万2,000枚、また、福祉施設や高齢者施設50施設に合計1万枚を順次、配布したところであります。

また、消毒液につきましては、保育所等や児童クラブ、子育て支援センター及び障がい者関

係施設の福祉関係施設に対しまして、随時、提供しているところでございます。

さらに、本市の中核的医療機関であります垂水中央病院については、これまでに3万4,000枚のマスクを本市において準備したところでございます。

なお、これらの配布いたしましたマスクのうち一部につきましては、市外や市内の業者からそれぞれ2,500枚と5,000枚の寄附がございましたので、有効に活用させていただきました。

また、鹿屋市の業者から、ウイルスの飛沫粒子からの感染を防止するために顔を覆うフェイスシールド50枚の寄附を頂いたところでございます。

次に、乳幼児健診を含む各種健診等につきましては、これまでと同様、国の通知に基づき、会場等に消毒液の設置や密閉・密集・密接の3密を避けるなどの感染防止対策を行った上で実施を続けておりますが、今後の感染状況に応じて中止等の判断を検討してまいります。

続きましては、特別定額給付金、1人当たり10万円を給付する事業につきましてご報告いたします。

本市の対象者は、約7,500世帯、約1万4,500人でありまして、5月1日からオンライン申請による受付を開始し、5月14日には市内約7,500世帯に郵送による申請書の発送をいたしました。

18日月曜日からは、市役所の1階に臨時的窓口を設け、申請書の相談対応を開始し、20日から22日までの3日間は文化会館駐車場にてドライブスルー方式での申請受付を行ったところでございます。

また、25日月曜日から6月10日までは、市内各地区公民館を巡回して申請受付を実施しているところでございます。

申請に当たり、市民の皆様の中にはご自宅にコピー機材等がない方も多数おられますことか

ら、身分証明書と振込用の通帳を持参された方には、こちらでコピーを取らせていただくなどの支援も行わせていただいております。

給付の状況についてでございますが、オンライン申請で15日金曜日までに申請されました分につきましては、22日金曜日に92世帯252人分の振り込みを行いました。

また、22日金曜日までに申請されましたオンライン申請分12世帯27人分と郵送受付分5,394世帯1万867人分を本日29日に振り込みいたします。

22日の振込分と合わせまして、全体の76.7%の方への給付が完了したところでございます。28日現在で既に6,517世帯、申請受付の割合は86.9%、1万2,926人、申請割合は89.3%の申請を受理しておりますが、8月19日までの申請期間中、毎週金曜日に振り込みを行ってまいります。

今後、全市民に申請していただきますよう、広報誌や全戸チラシでのお知らせなどによる周知をはじめ、来庁されました方や職員が他業務で訪問等をした際にも、申請を行われたかなどの確認を行った上で、申請書の提出を促すなどの取り組みに努めてまいりたいと考えております。

オンラインであれ、郵送であれ、申請書の記載内容や身分証明、銀行口座の写しなどの確認作業に多くの労力を要しておりますが、全庁的な協力体制のもと、一日でも早い給付に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、子育て世帯への支援策といたしましては、国が行う緊急経済対策において、子ども1人当たり1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金に加えて、市単独でたるたる子育て特別支援金として1万円を上乗せし、合計2万円を給付することとしており、現在、6月15日の支給に向けて進めているところでございます。

また、保育所、認定こども園、幼稚園を利用する子どもたちの副食費について、6月分から3カ月、国の基準であります月額4,500円を上限として支援し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。

さらに、学校給食費につきましても同様に、6月から3カ月間、無償化したいと考えております。

次に、商工業・水産業の事業者の方々を対象とした本市独自の経済対策の取り組みといたしまして、新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響を受けておられます事業者へ、支援金を給付する持続化給付金に関する補正予算を本議会へ上程させていただいているところでございます。

内容といたしましては、2月から5月のいずれか1カ月間で、前年比20%から50%未満の減収となられた市商工会員並びに垂水・牛根漁協に属する事業者、合わせて約620事業者を対象に5万円の支援金を給付するものでございます。

また、商工業の景気回復を図る「コロナに打ち勝とう」プレミアム付き商品券も、申し込みが日々増加しているとの報告を受けております。1人10万円の特別給付金や各種手当とタイミングも重なり、経済の下支えにつながることを願っております。

また、農業者への対応といたしましては、現在、国の様々な支援措置が取られており、周知に努めるとともに活用を促しているところでございます。

新型コロナウイルス感染に伴います市独自の取り組みとして、6月議会に上程しております補正予算について報告いたしました。このほか、市商工会員以外の事業者への持続化給付金及び牛の肥育農家や繁殖農家等への支援金の補正予算につきましても、本議会に追加提案したいと考えております。

次に、保育所、認定こども園、幼稚園、子育て

支援センター、老人憩の家につきましては、5月11日から通常どおり開園し、児童クラブにつきましても、学校の状況に合わせ、5月7日から通常どおり運営を行っているところでございます。

また、4月17日から3回、児童クラブ等において、今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、児童生徒や施設従事者に感染症の予防教室を実施いたしました。

今後、引き続き、関係機関や関係施設と情報を共有しながら状況把握に努め、速やかな対応ができるように努めてまいります。

また、利用を制限しておりました猿ヶ城活性化施設内加工室と水之上の生活改善センターにつきましても、5月14日の緊急事態解除宣言に伴い、同月18日から利用を再開しております。

道の駅たるみずはまびらにつきましては、去る4月12日に来館者が100万人を達成いたしましたので、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底の上、来館者への記念品贈呈のセレモニーが行われたところでございます。

なお、ゴールデンウィーク中は、道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびらともに新型コロナウイルス感染予防対策の徹底に努め、時間短縮での営業をされたところでございます。来館者からは、予防対策など管理が徹底されており、好印象ではございましたが、売上げ、来館者数につきましては大幅な減少であったと報告を受けております。

今後、これまで以上に感染拡大防止を徹底しつつ、周辺地域の活性化につながるよう、交流人口並びに来館者の増加に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校関係についてであります。国や県からの要請により、4月22日から5月10日までの期間、全小・中学校を対象に一斉臨時休業としておりましたが、本県が緊急事態宣言の対象地域を解除されたことにより、5月11日から

学校を再開することができました。

各学校におきましては、引き続き、教室の常時換気やマスクの着用、うがい・手洗い等を徹底するなど、集団感染防止に向けた様々な取り組みを講じております。

静まり返っていた学校に子どもたちの笑い声が響き、元気に活動する姿が戻ってまいりました。保護者をはじめ、市民の方々も学校再開を喜んでおられると伺っております。

次に、今年度予定しておりました事業・イベント等についてであります。生涯学習オープニングフェア、第22回瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール、錦江湾シーカヤック in 垂水については中止とし、6月13日開催予定の佐世保音楽隊による瀬戸口藤吉翁のふるさとコンサート、8月26日開催予定の自主文化事業「落語会」につきましては、新型コロナウイルスの終息状況を見ながら年度内に開催する方向で延期としたところでございます。

また、今年7月19日に垂水中央運動公園体育館で開催を予定しておりました燃ゆる感動かごしま国体デモンストラーションスポーツ、スポーツチャンバラにつきましても、選手、大会役員をはじめ、輸送や宿泊、応援など、大会に携わる垂水市民の安心安全を確保することが困難であることから、主催団体と協議を行い、中止することといたしました。

また、正式競技のフェンシングと公開競技の綱引につきましては、鹿児島県やスポーツ庁、日本スポーツ協会の主催団体の協議により、6月上旬をめどに開催の可否が判断される見込みでございます。

このほか、8月開催予定のたるみずふれあいフェスタ2020夏祭り、第46回垂水市社会福祉大会につきましては、関係団体と協議の上、中止することとなりました。

今後の事業・イベント等につきましては、事業実施の可能性を関係団体等と協議しながら慎

重に対応してまいります。

今後、予想されます二次感染症対策等についてであります。本市では、これまで、新型コロナウイルス感染症の対策会議を4月7日の緊急事態宣言の発出前に3回、発出後に9回、行ってまいりましたが、その中で、国や専門家などの情報によりますと、この新型コロナウイルスは、季節性に関し、今年は、これから夏にかけて拡散速度は大幅に遅くなり、その後、冬から来年の春にかけて再燃すると予測されております。

感染状況が小康している今、これまでの対応を振り返り、今後、必ず本市でも感染者が発生することを想定し、拡散防止や市民生活及び市民経済の安定を確保するため、来るべき事態に備え、今、何ができるか、何をすべきか、医療・介護関係者、事業者や市民の皆様に対する具体的な対応策や支援策を形にするよう指示を出したところでございます。

新型コロナウイルス感染防止対策以外につきましてもご報告いたします。

安心安全なまちづくりのための対策として、毎年、梅雨や台風など本格的な雨の季節を前に、災害危険箇所の状況を確認する防災点検を、5月25日、市役所、消防職員や自衛隊など、関係機関の防災担当者にもご参加いただき、実施いたしました。

今年度は、一昨年と昨年の大雨で被災した市道桜島口・牛根麓線や昨年の大雨で裏山が崩落した協和小学校などの災害復旧箇所の確認を行い、関係者と情報共有を図ったところでございます。

今後とも、災害に備え、引き続き、国や県と連携しながら防災・減災に努めてまいります。

次に、企画政策課所管事項について報告いたします。

地域振興についてでございますが、昨年度、協和地区で地域振興計画の中間見直し版が策定

されましたことから、事業実施に当たり、国庫補助金の申請を行っておりました過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業につきましては、地元選出の衆議院議員森山先生をはじめ、関係各位の特段のご尽力を賜り、令和2年5月8日付で交付にかかわる内示を頂き、近々、交付決定がなされる見込みでございます。

今議会に当該事業にかかわります補正予算を上程しておりますので、ご承認いただきましたら、協和地区の関係者の皆様方と連携し、地域振興の具現化を図ってまいります。

次に、ふるさと応援寄附金でございます。

令和元年6月にふるさと納税にかかわる指定制度が創設されましたが、本市では、これに先んじて平成30年度より対策を講じるとともに、魅力ある返礼品の充実等に取り組んだ結果、令和元年度の寄附は、過去最高となる7万9,901件、約12億7,044万円の寄附額となりました。

今後とも、PR戦略の拡充に努めるとともに、返礼品提供事業者との連携を図り、地元特産品によるセット商品の開発など、魅力ある返礼品の開発に取り組んでまいります。

次に、農林課所管事項について報告いたします。

1月27日の季節外れの強風により被災された農家の支援についてであります。先般の3月議会で県及び市の支援に関連する補正予算589万9,000円が可決され、被災されたうち67戸の農家について補正を行い、修繕等が完了しております。

なお、このうち県の補助を受けた農家は2戸の農家でありました。

このほか、3月中旬に申請ができなかった農家の皆様に対しましては、個別の事業概要等について説明を4月中に行い、申請のありました55戸の皆様への補助につきまして、本議会に補正予算を上程しているところでございます。

次に、垂水高校振興対策事業の関連事項とし

て明るい情報がございましたので、ご報告いたします。

5月20日、垂水高校校長先生から、今年の春の卒業生の一人が中国の北京中医薬大学に合格したとの連絡がございました。中国は、9月入学制度でありまして、合格通知が今の時期になったものでございます。

当該生徒は、早くから中国医学に興味を持ち、1、2年生では東進衛星講座を受講し、3年生からは中国語講座の勉強に取り組むなど、努力を続けていたとのこととあります。

なお、北京中医薬大学は、日本でいいますと文部科学省に相当する中華人民共和国教育部が主管する国立大学でございまして、生徒は、中医学学部の本科で、5年間もの間、中国医学を学ぶものでございます。

本市は、市内唯一の高等学校であります垂水高校への支援を続けているところでございまして、今年の卒業生のうち2名が国公立大学に進学いたしました。今後は、それらの実績を市広報誌や垂水高校広報誌T a r u T a m a等で情報発信するとともに、これからも垂水高校振興対策事業を進めていきたいと考えております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（篠原諍則） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告（令和元年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について）

○議長（篠原諍則） 日程第4、報告を行います。

令和元年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。

○財政課長（濱 久志） おはようございます。

令和元年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、ご報告申し上げます。

令和元年度の歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのものにつきまして、地方自治法第213条の規定により、令和

2年度に繰り越して使用しますことを3月議会の令和元年度補正予算（第5号）でご承認を受け、令和2年第1回臨時会の補正予算（第7号）の報告により繰越明許費の補正をご報告いたしましたが、その繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書をご報告申し上げるものでございます。

繰り越された経費は、配付しております令和元年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しているとおりでございます。

繰越事業の内容でございますが、6款農林水産業費1項農業費のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業は、養豚農家を対象に野生動物の農場への侵入防止柵の設置に対して補助を行うものでございますが、各地で対策が講じられているため、資材不足等で年度内の完成が難しくなり、繰り越したものでございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費の橋梁長寿命化事業は、二川地区の松崎橋について、6月から10月の出水期は河川占用許可が得られないため、早期発注が行えなかったことにより、年度内に事業完了が見込めず、繰り越したものでございます。

3項河川費の河川台帳作成業務委託事業は、地形の変化等にも対応するため、最新の航空写真を利用することとし、令和元年度に税務課で導入のデジタルオルソ画像の活用を予定していたことから、令和2年3月の導入を待っての事業実施となり、年度内での完了ができず、繰り越したものでございます。

5項都市計画費の垂水中央運動公園都市公園事業は、垂水運動公園整備事業の児童広場、体育館の浄化槽設置事業について、事業を繰り越したものでございます。

6項住宅費の中之平団地建替事業は、駐車場等の外構部分を繰り越したものでございます。

同じく、がけ地近接等危険住宅移転事業は、3月の国の交付決定を待っての実施となったた

め、工期をとれず、繰り越したものでございます。

10款教育費2項小学校費の垂水小学校石積擁壁改修事業は、通用門等が日本遺産に認定された垂水麓と一体をなしていることから、現況に近い形で復旧する必要があるため、設計の見直しを行ったことにより工期が不足し、繰り越したものでございます。

同じく、垂水小学校プール改修事業は、当初予定していた防水塗膜材が廃盤となっており、再度、工法等を検討したことにより繰り越したものでございます。

同じく、柘原小学校プール更衣室建設事業は、更衣室新築予定敷地との隣接境界線が筆界未定となっていたため、地権者の了承を得るのに時間を要したため、繰り越したものでございます。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁河川現年発生補助災害復旧事業は、令和元年6月29日から7月6日にかけての梅雨前線豪雨による市内5カ所の災害復旧事業でございますが、国の災害査定を受検してからの発注となるため、標準工期を確保できないことから繰り越したものでございます。

繰越明許費全体としまして、10事業の総額3億1,214万6,000円でございますが、繰り越しに要する財源は、国県支出金、地方債、一般財源でございます。

以上で、令和元年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、日程第4、令和元年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告されたもので、ご承知おきお願いいたします。

△報告第7号～報告第9号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第5、報告第7号から日程第7、報告第9号までの報告3件を一括

議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度垂水市一般会計補正予算（第2号））

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険条例及び垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（篠原静則） 報告を求めます。

○財政課長（瀨久志） 報告第7号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策補正予算が令和2年4月30日に成立し、特別定額給付金等の事業執行に急施を要するため、令和2年5月7日に令和2年度垂水市一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出は、政府の特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金に加え、本市独自のたるたる子育て特別支援金、垂水の子どもたち応援ブック事業の補正でございます。

歳入につきましては、全額、国庫補助金を計上しておりますが、既存予算で、今回、補助対象経費となった一部につきましては、ふるさと応援基金繰入金を減額して収支の均衡を図るものでございます。

今回、歳入歳出とも14億9,012万7,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の

歳入歳出予算額は126億3,740万3,000円になります。補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に掲げてありでございます。

次に、歳出の事項別明細についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費10目企画費は、市民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金に要する経費でございます。3目文書広報費、13目支所費の財源組替は、既存予算で、今回、補助対象経費となった事務費についての組替えでございます。

次に、3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費は、児童手当を受給する世帯に児童1人につき1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金、本市独自に児童1人につき1万円を上乗せ給付するたるたる子育て特別支援金に要する経費でございます。

次に、10款教育費5項社会教育費6目図書館費は、新型コロナウイルス対策として、小・中学校の全児童・生徒に本を贈呈する垂水の子どもたち応援ブック事業に要する経費でございます。

これらに対する歳入は、戻りまして、6ページの歳入明細にありますとおり、国庫補助金、ふるさと応援基金繰入金を補正して収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、ご承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

○市民課長（篠原彰治） おはようございます。報告第8号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

国におきましては、令和2年3月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部において新型コロナウイルスのさらなる拡大をできる限り防止することを決定いたしました。

そのことを受けて、発熱などの感染が疑われる場合を含めて、労働者が感染し、仕事を休んだときの傷病手当の支給について急施を要しましたので、令和2年5月8日に令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりご報告を申し上げます、承認を求めようとするものであります。

今回の補正1号は、国民健康保険に加入している被用者への傷病手当金の支給額を補正するものであり、歳入歳出ともに139万1,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は20億9,816万3,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

以上で報告を終わりますが、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、報告第9号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

国におきましては、令和2年3月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部において新型コロナウイルスのさらなる拡大をできる限り防止することを決定いたしました。

そのことを受け、発熱などの感染が疑われる場合を含めて、労働者が感染し、仕事を休んだときの傷病手当金の支給について急施を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、垂水市国民健康保険条例及び垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を令和2年5月8日に専決処分し、同日から施行いたしました。このことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定によりご報告を申し上げます、承認を求めようとするものであります。

それでは、まず最初に垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容を、新旧対照表

でご説明申し上げます。

下線を引いたところが改正部分でございます。第3条から第5条を加えるものでございます。

附則第3条第1項は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険に加入している被用者に係る傷病手当金の支給対象や条件等、同条第2項は、傷病手当金の支給額、第3項は、傷病手当金の支給期間について、第4条及び第5条第1項、第2項については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整がその内容でございます。

次に、垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の内容を、新旧対照表でご説明申し上げます。

垂水市後期高齢者医療に関する条例第2条中、第7号の次に新たな8号を加えるもので、その内容は、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付でございます。

なお、改正前の第8号は、第9号として繰り下げるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 専決処分の報告第7号について、市当局も大変努力されて、定額給付金のほうも早くやろうということで今日、迎えてきていると思うんですが、市民の皆さんの中からは、他市町村も比較されていまして、あちこちを回ると、とにかく遅いと。なぜなんだという説明がないということで大変いらついていらっしゃって、もうすぐ出ますよということもしてきましたんですけども、他市町村と比較するのはおかしいんですけども、その辺りのきちっとした説明等が必要ではなかったかというふうに思うんですが、その辺りについてこの問題があったのか。

それとも、ちゃんと手続等を踏まえてやってきたと。そこで支障はなかったんだという内容なのか。この点についてどんなふうな回答でしょうか。

○企画政策課長（二川隆志） 定額給付金についてでございますけども、確かに、市民の方々からは、とにかく他市の状況、そういうところから早く給付されたところの情報はいち早く伝わっておりますので、やはりそういったところを危惧されまして、様々なお問い合わせ、そしてまたなぜ遅いのかというところでのご相談等もいっぱい頂いておりますのであります。

とにかく、我々としては、総務省からも通達がありますとおり、まずは4月29日が、住基情報、そちらを基礎としまして、まずDV被害者をはじめ、そういった方々を保護するという観点からも、住基情報の移動、そういったところも踏まえまして、まずは4月の初めまでの間で、市町村からの連絡協議、そういったところを重視した上で、発送業務かれこれも、手続上、行ったところでございます。

とにかく、今回の事業につきましては、多くの情報、そういったところの整理、そしてやはり告知というところでは、本当に様々な形で、広報誌、そしてチラシ、そういったところでお伝えしたところではありますけれども、なかなか、そういったところがお目に止めてもらえないということもあったというのは確かだと思っております。そういった観点からも、防災情報、そういったところでの放送をさせていただいて情報もお流ししたところでございます。

なので、我々としては、総務省からの通達に沿った形で、市町村からの連携も踏まえ、適切な事務処理を行いながら、この10万円については、多額の金額でございますので、ミスがないようにというところで、職員も協力した形で、特に企画政策課が主管となりまして今回の業務を執り行わせていただきましたけれども、

やはり少ない人数での対応というところは大変厳しいものがございました。そういったところでは、各課からの応援を頂きながら迅速な給付に向けた形で取り組んでいるところでございますので、引き続き、ご理解いただきたいと思います。

また、給付につきましては、他市、自治体におきましては、申請してから何日後には必ず振り込まれているという形ではありますけれども、うちとしましては一定のルールを設けたという形で、今後、申請におきましては、金曜日までに受け付けました申請書については、次の週の金曜日には必ず振り込むという手続を繰り返していった、市民の皆様方に一日も早くお届けしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 先ほど出ましたとおり、漏れないようにということを言われました。国のほうも、様々、その後、追加的な通達も出していますよね。例えば、未成年、保護されている人、それからDV関係も含めてなんですけども、あと市民の皆さんの中からも出てるのは、独り暮らしをされている高齢者、身寄りのない方々、その方々は読み書きも含めて大変な中で、その辺りはどう対応をしっかりとしていくのだろうか。

他人を思う気持ちの中でそういう優しさも出てきていると思うんですけども、そういう意味で、様々、この制度の中で、そういう制度等から含めて対応できない側面も出てくると思うんですが、その辺りをしっかりと想定しながら、漏れないようにその辺りは対応されていくという明確な方針はあるのか。この点について。

○企画政策課長（二川隆志） 確かに様々な障がいを抱えていらっしゃる方もいらっしゃいます。その方々につきましては、介護施設でございますとか障がい者施設のほうに改めてこちらのほうから文書をお送りさせていただきました。

その中で必要なサポートをまずはお願いし
ますというところをお願いしてござい
ます。

なおかつ、そういった申請の際に、様々
な形で、疑問点、そういったところ
はお気兼ねなくこちらのほうにお問
い合わせいただいた上で、また、必
要な書類につきまして、コピー機
械、そういったところがない方につ
きましては、各地区公民館を回る際
にこちらのほうでコピー機を持参し
ておりますので、コピーを取って差
し上げたりとか、そういったところ
の様々なサポートはこれからもして
いきたいと思っております。

とにかく、障がい者の方々につきま
しては、ご家族の方もかなり心配さ
れておまして、どういうふうになる
のかという形でのお問い合わせは
多数頂いております。そういったと
ころは、懇切丁寧に総務省の通達
に従いましてサポートして、一件
でも多くの申請につなげていきたく
いうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はあ
りませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認め
ます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第7号から報
告第9号の報告3件については、会
議規則第37条第3項の規定により、
委員会付託を省略したいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認め
ます。よって、報告第7号から報告
第9号の報告3件については、委員
会の付託を省略することに決定し
ました。

これから討論を行います。討論はあ
りませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認め
ます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。日程第5、報告第
7号から日程第7、報告第9号まで
の報告3件を承認することにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認め
ます。よって、報告第7号から報告
第9号までの報告3件については、
いずれも承認することに決定し
ました。

△議案第34号上程

○議長（篠原静則） 日程第8、議案
第34号垂水市長等の給与に関する
条例の一部を改正する条例案につ
いてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務課長（和泉洋一） おはようご
ざいませう。議案第34号垂水市長
等の給与に関する条例の一部を改
正する条例案について、ご説明申
し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感
染症の感染拡大が地域経済や市民
活動等に多大な影響を与えている
ことを鑑み、市長の令和2年6月
期末手当を20%削減しようとする
もので、市長の令和2年6月の期
末手当の支給割合について、100
分の170とあるところを100分
の136とする旨を規定するもので
ございます。

附則としまして、この条例は公布
の日から施行しようとするもので
ございます。

以上で説明を終わりますが、ご審
議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休
憩いたします。休憩時間中、委員
会室におきまして全員協議会を開
きますので、ただいまの議案をも
ってご参集お願いいたします。

午前10時48分休憩

午前11時00分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き
続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、
これから

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第34号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。議案第34号を原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

△議案第35号～議案第38号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第9、議案第35号から日程第12、議案第38号までの議案4件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第36号 垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 案

議案第37号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び垂水市家庭的保育事業等

の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第38号 垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○福祉課長（高田 総） お疲れさまです。議案第35号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

この議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、災害援護資金に係る償還金の支払猶予の規定及び償還免除の対象範囲の拡大等の措置が講じられたことから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について添付しております新旧対照表でご説明いたします。

第15条は、災害援護資金の償還等について定めているところであり、償還金の支払猶予については、これまで施行令のみに規定されておりましたが、制度の重要性を勘案し、法に規定することで明確化したこと、また、償還免除の事由について、貸付けを受けたものが死亡したとき、または精神もしくは身体に著しい障がいを受けた場合に加え、破産手続開始の決定、または再生手続開始の決定を受けた場合についても、全部または一部の償還を免除できるよう拡大されたこと、また免除等の判断を行う際に資料の提出等、報告を求めることが可能になったことを受け、引用条項の整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第36号垂水市子ども医療費

助成条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

子ども医療費助成制度につきましては、今年4月から対象者を18歳に拡大し、運用を開始したところでございますが、本議案は修学等のために市外に住所を有している子どもについても医療費の助成の対象とすること等について条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対象表でご説明いたします。

第2条は、この条例に係る定義を定めているところであり、現行の規定では、助成対象の子どもとは垂水市に住所を有する子どもに限定しておりましたが、今回、修学その他の理由により市外に住所を有している子どもで、監護している者、いわゆる保護者等が垂水市に住所を有するときは、その子どもも垂水市に住所を有するとみなし、助成対象の子どもとするよう改めるものでございます。

次に、第3条でございますが、第3条は助成対象者について定めているところであり、18歳まで年齢を拡大したことで、18歳以下で就労等により自立し、医療費を自身で負担する子どもも想定されることから、その子どもについても助成対象の子どもとするよう改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日以後の診療分の医療費に係る助成金から適用するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第37号垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

この議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、令和2年4月1日付で施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表でご説明いたします。

改正につきましては、関連する2つの条例を第1条、第2条に条立てで改めようとするものでございます。

1ページをお願いします。

まず、1条の垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

条例第42条は、特定地域型保育事業者と特定教育・保育施設等との連携について定めたもので、第4項は、特定地域型保育事業者による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要としており、その場合、第5項において市長が適当と認めるものを、連携協力を行う者として適切に確保しなければならないことについて定めているところでございますが、今回の改正で、新たに第1号として、特定地域型保育事業所を卒園した児童の受け皿確保のため、保護者の希望に基づき特定教育・保育施設等に優先的に入所を決定できるような有効な取り組みを講じている場合は、連携施設の確保は不要とすることを加えようとするものでございます。

2ページをお願いします。

第2条は、垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であり、第6条は、1ページの第42条と同じ改正内容となりますので、説明は省略させていただきます。

条例第37条は、居宅訪問型保育事業について定めているところであり、今回の改正で、保護者の疾病や疲労、その他の身体上、精神上、もしくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を療育することが困難な場合においても居宅訪問型保育事業が実施できるよう改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明は終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第38号垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

この議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表でご説明いたします。

第10条は、放課後児童支援員について定めるところであり、今回の改正により、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、新たに中核市の市長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できるよう新たに加えるものとしてございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案第35号から議案第38号までの

議案4件については、いずれも産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第39号上程

○議長（篠原静則） 日程第13、議案第39号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（瀨久志） 議案第39号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案についてご説明申し上げます。

補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、あわせてご覧ください。

今回の主な補正は、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業交付金、新庁舎建設工事、強風被害に係る廃プラスチック処理委託料、災害対応産地再生緊急支援事業補助金、新型コロナウイルス感染症対策としまして、市独自の持続化給付金、学校給食費及び保育所等副食費の負担軽減等を補正するものでございます。

今回、歳入歳出とも21億1,040万7,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は147億4,781万円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に掲げてありでございます。

次に、5ページの第2表継続費をご覧ください。

垂水市新庁舎建設工事について、事業実施が複数年に及ぶため、今回、継続費を設定するものでございます。今回、新庁舎建設工事を実施するに当たり、設計・監理業務委託及び本体工事について、それぞれ令和2年度から令和4年度の3カ年で事業実施するため、事業費を3カ年で分割して継続費を設定するものでございます。

地方債にも補正がありましたので、6ページの第3表地方債の補正をご覧ください。

追加の内容でございますが、自然災害防止事業は、当初、防災対策事業債での施工を予定しておりましたが、交付決定金額では計画範囲の全体を施工できなかったため、県単急傾斜地崩壊対策事業として緊急自然災害防止対策事業債へ地方債の組替を行うものでございます。

次に、庁舎整備事業ですが、今年度の新庁舎建設工事について、公共施設等適正管理推進事業債を計上するものでございます。また、変更につきましては、先ほどご説明しました地方債の組替及び事業実施にあわせて借入金を増減させるものでございます。

今回の変更に伴う起債額を右の欄に示しております限度額に変更し、本年度の借入限度額を17億9,690万円にするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正についてご説明いたします。

13ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の需用費は、議場の空調機取替修繕に要する経費でございます。

次に、10目企画費の役務費から公有財産購入費までは、新庁舎建設に係る経費でございます。役務費は、各種申請手数料等でございます。委託料は、新庁舎建設設計監理委託料、用地測量登記業務委託料で、設計監理委託料につきましては、前払金として事業費の30%を予算計上しております。工事請負費につきましては、前払金として本体工事費の40%と外構工事費を予算計上しております。公有財産購入費ですが、土地開発公社用地取得に係るもので、場所は新庁舎建設予定地でございます。財源は、地方債及び市有施設整備基金、一般財源となります。

次に、負担金、補助及び交付金は、協和の「新化」プロジェクト事業に対する過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業交付金でございます。

14ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費9目介護保険事業費の繰出金は、消費税増税等により低所得者の介護保険料負担を軽減するためのものでございます。

次に、2項児童福祉費2目児童措置費の扶助費の施設等利用給付費から保育所等副食費助成費につきましては、当初予算で教育費の幼稚園費で同額を予算計上しておりましたが、児童措置費で事務事業を実施することとなったため、予算を組み替えるものでございます。同じく保育所等副食費給付費（コロナ対策分）につきましては、新型コロナウイルス対策としまして、保育所等を利用する児童に係る副食費を、3カ月間、負担軽減するものでございます。財源は、地方創生臨時交付金でございます。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費につきましては、1号補正で計上しましたマスク配布事業等につきまして、国庫補助金へ財源組替を行うものでございます。

15ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費5目農業振興費の報償費及び旅費につきましては、市民の意見を反映した本市農業の方向性を定める、新たに垂水市農業創生未来会議を設置し、運用するために要する経費でございます。委託料の行政事務委託は、強風被害に係る廃プラスチック処理委託料でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、災害対応産地再生緊急支援事業補助金で、強風被害により被災した農業用ハウス修繕に必要な経費を補助するものでございます。

次に、2項林業費2目林業振興費の負担金、補助及び交付金につきましては、有害鳥獣捕獲対策事業補助金としまして、狩猟登録者に対して手数料等を補助するものでございます。

次に、3項水産業費2目水産業振興費の旅費、需用費、次のページの負担金、補助及び交付金の輸出等対応施設整備事業補助金につきまして

は、6次産業化市場規模拡大対策に伴う補助金でございます。財源は、全額、県補助金となっております。同じく役務費、負担金、補助及び交付金の持続化交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、2月から5月のいずれか1カ月間で前年比20%から50%未満の減収となった垂水・牛根両漁協の事業者を対象としまして、5万円を給付する市独自の持続化給付金に要する経費でございます。財源は、地方創生臨時交付金でございます。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費の委託料は、たるみず特産品販路拡大支援事業業務委託でございます。財源は、電源立地対策補助金でございます。同じく負担金、補助及び交付金の持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、2月から5月のいずれか1カ月間で前年比20%から50%未満の減収となった市商工会員を対象としまして、5万円を給付する市独自の持続化給付金に要する経費でございます。財源は、地方創生臨時交付金でございます。

17ページをお開きください。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費の工事請負費は、市道6路線の舗装工事、排水路設置工事に要する経費でございます。公有財産購入費は、集落道の拡幅工事を行うための用地取得費でございます。

次に、3項河川費1目河川維持費の使用料及び賃借料は、河川寄洲等の土砂除去作業に係る重機借上料でございます。

9款消防費1項消防費2目非常備消防費の備品購入費は、消防団の装備品の購入に要する経費で、財源は、コミュニティ助成事業でございます。

18ページをお開きください。

10款教育費4項幼稚園費1目幼稚園費の扶助費につきましては、先ほど児童措置費でご説明いたしました財源の組替でございます。

19ページをお開きください。

10款教育費6項保健体育費3目学校給食費の負担金、補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症対策として、学校給食費を3カ月間、支援するものでございます。

次に、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設単独災害復旧費の使用料及び賃借料は、河川の埋塞土砂除去や大型土のう撤去等を行うための重機借上料でございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、8ページの事項別明細書の総括表及び10ページからの歳入明細にお示ししてありますように、市税、地方譲与税、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、市債などを充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 いろいろ、職員、それからまた市長をはじめ、様々な工夫もされながら、特に新型コロナ対策問題については予算化されたというふうに思います。

先ほどお聞きしたときは、補正予算、次の補正4号になるのかな、ここあたりも先ほど検討していくというようなことを言われたというふうに思うんですが。その中で気になるのは、私も関係者の声を受け止めて、この前、申し入れもしたんですけども、新型コロナ支援策での水産・商工・観光関係のこの点について、再度、確認したいと思う。

一点は、補正で、先ほど言われたけれども、対応するというような、それ以外の方に対応するということを言われたんですけど、その点の確認。

なぜこれを問題にしたかというのは、いわゆ

る今回の自粛というのは補償と一体であるという大前提があって、何よりも、市民、事業者の命と暮らしを守るんだということがあったと思うんです。だから、それぞれにおいては、当然、国、県、責任があったと思う。それは十分ではないと思いましたけれども、それなりの対応をしてくれているというふうに思うんです。

今回、こういう形で、まずこの3号については、私たちの視点、議会はどういう視点を持って予算を見ていくのかというのだと思うんです。この点については、平等性だとか公平性だとか、こういう観点に立って、要するに市民全体の福祉の向上に努めていくという、こういう観点が必要だし、それは、当然、自治体としての義務・責任でもあるというふうに思うんです。

そして、2点目には、客観性、妥当性、こういう視点。そして、必要性。どうなのかという観点を持っていながら対応しなきゃならないと思うんです。そうすると、今回の3号に関しては、ある意味、区別したと受け取られても致し方ない内容だと思うんです。県下でも数市でそういうことが問題になって、見直しを図るというふうになってきています。

そういう点で、私たちも、この議会に耐えられる内容を。そして、何よりもこの財源というのは、国民の税金等でもあります。そのことをこういう形で区別するのは、大問題じゃないかということで申し入れもしたわけなんですけども、この2点について質疑をしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） まず、私のほうで基本的な考え方を申し上げて、あと個別で副市長のほうでお話をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスということで、これまでに経験したことのないような状況でございましたので、我々も、まずは感染予防ということで、消毒液あるいはマスクの配布、どこよりも早く対応できたというふうに思っております。幸い、垂水市においてはそういう実例はございません、

現在のところはですね。

ただ、一方で、経済対策という意味におきまして、国は一定の基準を示しておりますけれども、なかなか、それが我々地方にとって十分手の届く内容になっているかといえば難しい部分もございましたので、本来、提案させていただいたような持続化給付金の対象をお示してお話しさせていただきました。

随時、持留議員からもそうでありますし、ほかの皆さんからも様々なご提案がある中で、もったこうところが大事なんじゃないかというご提案もありました。我々も、そのことをどうすればできるのかという視点の中で考えて、できるだけ寄り添って課題解決をしていこうということで、今回、先ほど冒頭の中でお話ししたような考え方をお示したところであります。

具体的なことに関しては、副市長のほうで説明させていただきたいと思います。

○副市長（長濱重光） 今の新型コロナ対策につきましても市独自の考え方等につきましても、市長のほうで答弁いたしましたけれども、持留議員からのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、今回の6月議会の補正予算におきまして、商工会の会員の方々、約300の方々、それから牛根・垂水市漁協に所属していらっしゃる事業者、約200。失礼しました、約300です。これらにつきましても、3,100万円の予算を計上いたしております。

その後、今、ご説明がありましたように、商工会の中で大体500。失礼しました、305名が会員になっていらっしゃると。そうしますと、残り二百十四、五の商店街の方々が会員にはなっていないというこの課題を把握いたしました。

そのような中で、先ほど市長が諸般報告の中で申し上げましたけれども、公平性ということの観点から検討いたしまして、できましたら、一般質問の冒頭で、三百数件の商店街の方々に

に対する給付金、これは、同等の5万円を予算計上することで、今、計画いたしております。

それから、我々もいろいろな角度から新型コロナウイルス関係の経済対策というのを検討いたしましたけども、あと、それでは農業関係の方々をどうするんだという大きな課題があると思います。

その中で、特に新聞報道等もございますように、牛の生産農家、それから肥育農家、この方々への支援というものをどのようにすればいいのか、昨日までいろんな角度から検討いたしました。

最終的に、肥育農家、それから生産農家につきましても、この商工会の給付金と同様に、一般質問の冒頭に、1,000万円を超える予算を計上するように、今、検討を進めております。そのようなことで、新型コロナウイルス関係の経済対策というのはこれで終わりじゃないと思っております。

国におきましても、第2次補正でまた臨時給付金等を検討しておりますので、本市におきまして、それらを活用して、市独自として市民のためにどういったことが有効な支援になるのか、こういったことを、各課とも、十分、今後とも協議しながら、補正予算等もまた含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 こういうときだからこそ、自治体ができる支援、それは金額的には様々あると思うんです。財源の問題もあります。そして、国がまた補正も出してくれます。それらを活用しながら展望していかなきゃならないと思うんですけども、まだまだ、そういう意味で市民の皆さんの必要性という実態から見て、その対策というのはいろいろあると思うんです。

じゃあ、それを、どう財源を使っていくかと

いうのは、いろいろ考え方もあるし、独自の判断もあるかと思えます。大事なのは、どういう視点なのかということなんです。見る目。行政というのは、先ほど言ったとおり公平で平等でなきゃならない。そして、もっと対応しなきゃならない。

そして、もう一つは生活実態。皆さんの暮らしの実態、生活実態は何なのか。問題は何なのか。そこに行政がきちっと目を向けて、市としてここを救済していこうとか。

例えば、県の対象枠に漏れましたと。基準に対応しませんという方々は、一生懸命、自粛で努力されてきた。感染を防ぐために努力されてきた。そういう方々をどう評価するのかということもあると思うんです。

そういう意味で、視点はそういう視点を持ちながら、基本はそういう実態に合った形での対応、必要性のある施策ということが必要だと思うんです。それについては、100%求めるわけではありません。何らかの支援が必要と。

そのことが市民の皆さんが本当に行政は我々のことを考えてくれていると。ということ強く言われているんです。本当にこういうときだからこそ市は助かるねと。だからこそ、そこにしっかりした支援を私はしていく必要があると思えます。

そういう意味では、今回、3号についてはそういう問題点がありましたので、改めて指摘し、今後、そういう形で努力されることを求めています。

以上です。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、各所管常任委員会に付託いたします。

△議案第40号上程

○議長（篠原静則） 日程第14、議案第40号令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○保健課長（草野浩一） 議案第40号令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入の財源更正のみの補正となるため、歳入歳出の金額には変更はございません。

補正の理由でございますが、先の市議会第1回臨時会でご承認いただきました垂水市介護保険条例の一部改正に伴い、65歳以上の第1号被保険者のうち、所得段階第1段階から第3段階までの低所得者保険料が減少したことから、減少した財源に対しまして一般会計から繰り入れを行うものでございます。

それでは、事項別明細書の歳入でご説明いたします。

4 ページをお開きください。

1 款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料の現年度分保険料は、先ほどご説明申し上げましたとおり、低所得者の保険料軽減対策として、垂水市介護保険条例の一部改正に伴い、お示しの金額が減額になるものでございます。

7 款繰入金1項一般会計繰入金5目低所得者保険料繰入金の現年度分は、低所得者の保険料軽減対策により減額になった保険料相当分を一般会計から繰り入れるものでございます。

なお、繰入金のうち、国から4分の2を、県から4分の1を負担金として一般会計に充当されます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、産業厚生委員会へ付託いたします。

△陳情第7号上程

○議長（篠原静則） 日程第15、陳情第7号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

ただいまの陳情については、総務文教委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明30日から6月8日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、6月9日及び10日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

なお、質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、本会議終了後の全員協議会終了後から6月2日の正午までに、質問事項を具体的に記載の上、文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日は、これをもって散会いたします。

午前11時35分散会

令和 2 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 令和 2 年 6 月 9 日

本会議第2号（6月9日）（火曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	末松 博昭

令和2年6月9日午前9時30分開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第41号上程

○議長（篠原静則） 日程第1、議案第41号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（瀧 久志） おはようございます。議案第41号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案について、ご説明申し上げます。

補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、あわせてご覧ください。

今回の主な補正は、PCR検査導入事業としまして、病院事業会計への補助金、和牛の繁殖・肥育農家に対する経営緊急支援給付金、非商工会員の方々に対する持続化給付金、公共土木施設単独災害復旧費、予備費等を増額補正するものでございます。

今回、歳入歳出とも4,427万7,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は147億9,208万7,000円になります。補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細についてご説明いたします。

7ページをお開きください。4款衛生費3項病院費1目病院費の負担金、補助及び交付金は、新型コロナウイルス対策としてPCR検査のできる体制を整えるための病院事業会計への補助

金でございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費9目畜産業費の負担金、補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症による需要の減少で和牛枝肉価格が大きく下落し、繁殖農家、肥育農家の経営に影響が出ておりますことから、経営緊急支援を行うものでございます。

次に、7款商工費1項商工費2目商工業振興費の役務費及び負担金、補助及び交付金は、非商工会員の方々に対する持続化給付金に要する経費でございます。

次に、8款土木費6項住宅費1目住宅管理費の需用費は、市営住宅の修繕料でございます。

次に、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設単独災害復旧費の使用料及び賃借料は、市道への崩土や土砂の除去等に必要な重機借上料の増額でございます。

次に、14款予備費1項予備費1目予備費は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、乳幼児、小・中学生の布マスク購入、備蓄用不織布マスク購入に既に708万7,000円を充用しておりますので、今後の不測の事態に備えるため増額を行うものでございます。これに対する歳入は、前に戻っていただきまして4ページの事項別明細書の総括表及び6ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、基金繰入金を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 まず、歳入の件についてお聞きしますけれども、今回も新型コロナ対応地方創生臨時交付金が出ているんですけども、全体で一体、前回は4千何百万でしたか、記憶にあるんですけど、全体で幾ら来たのか、その中身を教えてください。

それともう一つは歳出の件なんですけども、飼料費、畜産農家。皆さんに対して畜産農家を下支えする重要な取り組みだというふうに、今の現状の中で重要な制度だと思うんですが、一つは牛マルキン。このことについて、国のほうとしても負担金を実質免除していて、その中で交付金額は67.5%に減額されているという私の認識なんですけども。おまけに免除申請は、各県の畜産協会がまとめて行うというふうにも聞いています。一方では、交付金を満額もらいたいという声も聞いています。一体この減額された中身と今回交付されるそういう関係で、そのあたりが十分、畜産農家を下支えするような内容になるのか。それとこの金額、1頭当たり、生産農家だったら2,000円、肥育農家だったらそういう金額が出ているんです。この根拠をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、もう一つは、肉用生産肥育安定交付金制度の中で基準となる生産費、これが実態に合う低い水準だという声もあるんですが、この点についてはどういう認識なのか教えてください。これはやっぱり、今回の制度の中でこれだけ支えるということから見ても重要な点だと思います。

それから、肉用子牛生産者補給金制度。この問題でも今、補償金額は書いてあったけど54万1,000円ですか。そして、子牛の生産費として65万円を超えるという中で、この基準価格として生産費まで引き上げるべきではないかと。そうでないと実態に合わないんじゃないかという声もあるんですけども、これらの点についてどういう認識なのか教えてください。

○財政課長（濱 久志） 臨時交付金の交付額についてのご質問だと思います。それにつきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額につきましては、1億594万3,000円でございます。それに充当している

事業でございますが、乳幼児、小・中学生への布マスクの配布や高校生以上の市民の方にマスクを配布したものに充当しております。そのほか、小・中学校、社会教育・体育施設への消毒用アルコールの配布、児童手当受給世帯に児童1人につき1万円を上乗せ支給するたるたる子育て特別支援金。そのほか、小・中学校全児童生徒に本を配布する垂水の子どもたち応援ブック事業。それと今回3号、4号補正で提案しております商工業、水産業の方々を対象とした市独自の持続化給付金です。それと小・中学校の給食費、保育所等の副食費、それと和牛生産農家、肥育農家に対する、今回提案しております給付金等でございます。そのほか、ふるさと応援基金を充当しておりますプレミアム商品券につきましても、事業の結果によりましては交付金を充当していくという形を考えております。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） それでは、マルキン制度についてご説明申し上げます。

肉用牛肥育経営安定対策制度、通称マルキンといいますが、畜産経営の安定に関する法律に基づく法律制度でございます。標準的販売価格が標準的な生産費を下回った場合に、肉用牛生産者に対してその差額の9割が交付されます。

議員仰せのとおり4月から6カ月間、生産者負担金4分の1が猶予され、交付額が減額されるということが農水省のほうから発表されております。この交付に当たっては、地域の生産者が同意のもと交付をするということになっておりますので、鹿児島県についてはその同意があったということでございます。

それと、今回、肥育に出しております1頭当たり3万円の補助事業でございますが、肥育農家につきましては素牛を導入してから20カ月間肥育をいたします。その2カ月間分の飼料代を補助するというところでございます。

また、マルキン制度で生産者負担額というの

がございまして、平成31年度までは1万8,000円がございましたが、令和2年から6万円に上がっております。その意味でも2分の1を補助するという意味も込めて、飼料代を2カ月分補助するというようにしております。

また、生産費が適当であるかということでございますが、肥育につきましては全国の市場平均価格を基にそのときの飼料の相場等を加味して価格が出されております。

また、子牛価格につきましてもそのときの相場に応じて価格が出されておりますので、適度だと思っております。

以上でございます。

○持留良一議員 そうなってくると先ほど満額ではないということが結果としてあるわけですが、そういうことによって今回のこういう制度によってその分は生産者に、肥育農家含めて結果として負担は生じないと。要するに利益を損じるようなことはないというふうに理解していいんですか。

○農林課長（森 秀和） そのように思っております。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はございませんか。

○前田 隆議員 今の質問に関連してですが、肉牛農家の下落、これが25%ぐらいだと、枝肉が落ちて、今の説明でマルキンで9割負担されたのが65%に減額されて肉牛農家の損失が大きいという現実があるわけですが。その中で具体的な数字でいいますと、枝肉価格が500キロぐらいなのが2,800円だったと、落ちる前は。現状が2,000円ぐらいに落ちているということで、500キロのが落ちる前は1頭当たり140万、これがキロ当たり2,000円になって今は500キロの牛が100万円、40万ぐらい落ちていると。そしたら、餌代が例えば牛を80万で買っていた人が20カ月育てて100万で売ったと。そしたら、飼料代が40万ぐらいかかるということだったら、そ

の赤字がマルキンで、3月のマルキンで価格が5月に落ちたものが19万4,000円ぐらいということを知っています。そういう差引きをすると合わないということで、市のほうは今回、肉牛農家に対しては3万円の措置をするということですね。それで合うんですか。それが質問です。

○農林課長（森 秀和） 肉用牛マルキン制度でございますが、4月から6カ月間、生産者負担金のほうが猶予になっております。ただ、このマルキン制度に入る場合に肥育農家が25カ月齢から申込みをして、29カ月齢出荷になるんですけども、今この価格が下がっている、この6カ月間については生産者負担金も枯渇していないことから支払われるということでございます。

また、その現状で大丈夫かということでございますが、少しでも肥育の経営が安定するように少しでも飼料代として補助金を出すという意味でございます。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○堀内貴志議員 歳出の中の3項病院費の中で、病院事業会計、PCR検査の補助金を出すということでありました。いよいよ垂水でもPCR検査ができるということで、市民は安心できるじゃないかというふうに思います。

どこで受けられるのか、いつ頃から実施できるのか。この予算だと何人ぐらいを想定しているのか。あともう一つは、今まで保健所でしか受けられなかったのが、なかなか制限があつて垂水市民、受けたくても受けられないということで拒否された例もたくさんあります。少しはその保健所の制限よりも緩和されておるのかどうか、その点だけちょっと教えてください。

○保健課長（草野浩一） まず、どこで受けられるかというご質問ですが、検査できる場所については、発熱等の症状もないのに検査だけを受けたいがために来られる方が集中してしまう

可能性がございますので、本来の一般診療に支障をきたすおそれがあることから、この場での場所というのはちょっと控えさせていただきたいと思います。

次に、検査件数ですが、検査体制にもよりますが、1日最大20件、検査ができるというふうに考えているところです。

一応、今回予算がついた後の整備体制ですが、その後発注しますので、インフルエンザが発生する前、秋口、9月頃を予定してございます。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、各所管常任委員会に付託いたします。

△議案第42号上程

○議長（篠原静則） 日程第2、議案第42号令和2年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○保健課長（草野浩一） 議案第42号令和2年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染者はこれまで本市において幸いにして発生していないところでございますが、国の緊急事態宣言が解除されたことにより、人の移動が再開され、全国的に第2波が心配されるところです。このような中、今後、発熱外来等の診察において、感染疑いの患者が発生した際に、市内での迅速なPCR検査を行うことができるよう、PCR検査機器等を整備する予算を補正するものでございます。

1ページをお開きください。

第2条におきまして、資本的収入及び支出額

をそれぞれ454万9,000円増額補正しようとするものでございます。

2ページをお開きください。

実施計画でございますが、資本的収入において、1款資本的収入2項負担金1目他会計負担金を454万9,000円増額し、支出において、1款資本的支出2項建設改良費1目固定資産購入費を399万9,000円、2目施設改良費を55万増額しようとするものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

資本的収入の他会計負担金は、一般会計負担金でございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出2項建設改良費1目固定資産購入費ですが、PCR検査機器の整備費用でございます。

2目施設改良費でございますが、PCR検査を行う際の検査室の換気用ファンダクト工事費でございます。これまでは検体を他市の検査機関まで輸送した上で、検査の順番を待つことが必要でございましたが、今回の整備により市内での迅速な検査対応ができるものと考えているところでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 今回、医療機器購入費に約400万ということなんですけれども、それぞれ県下を見ましても、それぞれ用途が、また機能を含めて違うから差がいろいろばらつきがあると思うんですけど。このことで本市の場合、どういう機能、役割がこの機械にあるのか。いわゆる僕らからいうと問題があったら困るわけなんですけれども、検査において。そういう部分で機能や役割を十分果たせる内容なのか。他市と比べてどうなのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○保健課長（草野浩一） PCR検査機器の機

能でございますが、通常の全国の同等の鼻粘膜から取る形と、あわせて最近出てきました唾液で取れる、両方の機器で対応できるような性能でございます。

○議長（篠原静則） ほかに。

○持留良一議員 最後にしますけど、私が重要視したいのは精度の問題なんです。先ほど言ったとおり1千何百万するところもある。様々その機械の中身が機能によって違うと思うんですが、やはり肝心の精度、このものはきちんと保証された中身なのかどうなのか。この点については、何らかのそれを担保するものがあるのかどうなのか。この点についてお聞きしたいと。

○保健課長（草野浩一） その検査精度につきましては、病院機関のほうでしっかりと選定した中で選定した機器でございますので、精度は高いものと考えてございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、産業厚生委員会に付託いたします。

ここでお知らせをいたします。空調機器の調子が悪いようですので、体調管理のために暑い方は上着を脱いでも構いませんので、よろしく対応をお願いいたします。

△一般質問

○議長（篠原静則） 日程第3、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いをいたします。

なお、質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とし、質問回数については無制限といたします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次質問を許可します。

最初に、7番、川越信男議員の質問を許可いたします。

〔川越信男議員登壇〕

○川越信男議員 おはようございます。令和2年を穏やかに迎え、新型コロナウイルスの一刻も早い終息を祈り、最大のイベントの東京オリンピック・パラリンピック大会に影響なくにぎやかに各国の皆様をお迎えし、鹿児島で迎える国民体育大会についても楽しみにしておりますと3月議会で述べましたが、あっという間に世界中に感染拡大し、オリンピック・パラリンピックは来年に延期され、国民体育大会については6月中に開催の判断をされるようです。

新型コロナウイルス対策としては、国が緊急事態宣言を発令し、5月25日に解除されましたが、経験したことのない厳しい状況が日本国内で起こりました。不要不急の外出禁止、外出自粛、学校の休校と恐怖感にただただ怯える状況にありました。鹿児島県では、感染者が10人確認され、幸いにも本市では今のところ1人も発生しておらずひと安心です。

しかしながら、様々な感染防止対策がとられておりますが、2次感染、3次感染が心配であります。社会経済も回さないといけないし、早いワクチンの開発と新しい生活の形づくりを考えていかなければならないのかと思うところであります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、先に通告しておりました質問事項に基づき質問いたしますので、明快な回答をお願いいたします。

先ほど申し上げました新型コロナウイルス対策等について、各課の対応をお願いいたします。

まず、最初に本市も感染予防や給付事業及び経済対策を検討されたものと思います。対応策については、市長から諸般の報告の中で詳しく

報告されましたが、改めて質問いたします。

国の感染症対策として地方創生臨時交付金1兆円の補正予算を成立させ、都道府県や市町村に配分されたところであります。本市への国からの臨時交付金額と、交付金を利用した取り組みについて財政課長に伺います。

2番目に、国は2月27日、新型コロナウイルス感染症対策本部会合で、3月2日から春休みに入るまで全国の小・中学校、高校や特別支援学校を臨時休校にするよう要請する考えを表明し、入試や卒業式等を実施する場合、感染防止など万全の対応をとるよう求め、政府の要請を受けた鹿児島県の学校は28日、臨時休校となったところで、本市の小・中学校も3月2日から25日まで臨時休校となりました。休校要請にとまどい、対応に追われ、子どもたちや保護者からも不安の声が上がったようです。不安の声が多かったものの一つに、3月に学習できなかった内容はどうするのか。子どもたちの学力は大丈夫なのかという声がありました。臨時休校における学習できなかった、3月2日から25日の児童生徒の学びの保障の内容はどうであったのか、学校教育課長に伺います。

3番目に新型コロナウイルスの影響で、様々なイベントが中止となり、厳しい状況になっていると思います。そこで、水産業、商工業、観光業にどのような影響が出ているのか、現状を水産商工観光課長に伺います。

4番目に新型コロナウイルス対応から離れますが、長寿命化対策事業についてお聞きしましたところ、本事業が開始されてから7年目を迎えるとのことですが、事業の概要とこれまでの事業実績を土木課長に伺います。

次に、新庁舎建設について質問いたします。

新庁舎建設事業については、議会初日に建設に向けた工事費等の予算が提案され、全員協議会で詳しく説明がありました。実施設計額については、3月議会の一般質問でも確認しました

が、全員協議会ではその増額理由について詳しく説明がなされ、増額することについてはやむを得ないのではないかと思ったところです。

そこで質問しますが、担当課としてどのような工事費削減の取り組みをしたのか、企画政策課長に伺いまして、1回目の質問を終わります。

○財政課長（瀨 久志） 本市の国からの臨時交付金の額と、この交付金を活用した本市の取り組みについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の本市への交付限度額は、1億594万3,000円でございます。臨時交付金を活用した本市の取り組みといたしましては、新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、乳幼児、小・中学生への布マスクの配布や高校生以上の市民及び保健・福祉事業所への不織布マスクの配布及び小・中学校、社会教育・体育施設への消毒用アルコールの配布、児童手当を受給する世帯に児童1人につき1万円を上乗せ支給するたるたる子育て特別支援金、さらに小・中学校の全児童生徒に本を贈呈する垂水子どもたち応援ブック事業などに取り組んでおります。

また、本議会に上程しております補正予算第3号及び第4号で提案中の商工業、水産業の事業者の方々を対象とした市独自の持続化給付金や、小・中学校給食費と保育所等における副食費の3カ月分の無償化、また和牛の生産農家、肥育農家の方々に対する経営緊急支援給付金などに取り組んでいるところでございます。

現時点におきまして、国の臨時交付金を活用した事業費は1億600万円であり、これにふるさと応援基金を充当したプレミアム商品券4,500万円を合わせますと総額で1億5,100万円でございます。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 1回目の臨時休業における内容の対応につきましてお答えいたします。

本市におきましては、国や県の要請を受け、3月2日から25日まで1回目の臨時休業を行いました。その中で、教育委員会といたしましては、まず全小・中学校を通して臨時休業中に指導できなかった学習内容の把握を行いました。結果的には、3月は1年間の学習のまとめの時期であり、新しく学習する内容はそれほど多くなく、多い教科でも5時間、全てを合わせて小学校で10時間程度、中学校で15時間程度という結果でございました。この時数につきましては、新年度の予備時数で対応することができます。

このことを踏まえ、今後の学習に必要な時間を整理し、新しい学年の4月当初に授業をするよう小・中学校に指導いたしました。その中で特に配慮したことは、市内8小学校から中学校へ進学する6年生の学習状況でございました。そこで教育委員会といたしましては、中学校に対し各小学校が把握した学習状況について情報提供し、さらに小学校の指導書等を提供した上で中学校での指導の実施をお願いしたところでございます。

その結果、4月の学校再開後、全小・中学校で児童生徒の学校生活のリズムを整えながら、進級前の学年の学習も含めて3月に学習できなかった内容の学習を進め、4月17日までには全ての学校で指導が終了したところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 水産業、商工業、観光業への影響につきましてお答えいたします。

まず、水産業につきましては、国内国外ともに飲食店の営業自粛と航空機の運航が減便となり、大幅に注文が減少し、運賃も値上がりするなど価格が不安定であることから出荷量及び販売金額が大きく減少しております。

さらに、販売が停滞することにより、生けすでの養殖期間が延長され、えさ代を含む経費などが増加している状況でございます。

次に、商工業につきましては、県の休業要請並びに時間短縮営業要請の対象事業所であります飲食店等をはじめ、予約者のキャンセルなどにより大幅に売上げ減少が生じております事業所や小売店など数多く見受けられております。

市商工会へ新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金の受給につきましては25件、国の持続化給付金につきましては36件の事業者の方が相談に来られているとの報告も受けております。

また、道の駅たるみずはまびらにつきましても時間短縮営業並びに来場者の減少により、4月、5月の売上げは前年度比50%以上の減少となっております。

次に、観光業につきましては、本年度の教育旅行の受入予定数は国内16校、2,468名でございましたが、新型コロナウイルスの影響により中止が4校、延期が5校などの変更に伴い、現在14校、2,355名を予定しているところでございます。

さらに、スポーツ合宿につきましても3月から5月までの間に36団体、800名、延べ泊数2,380泊のキャンセルがございました。

高峠公園の入込客数につきましては1,116名、対前年比84%の減少となっております。

森の駅たるみずにつきましては、5月1日より15日まで全館休業し、宿泊施設につきましては6月4日まで35日間休業したところでございます。3月から5月の間、233棟、1,589名のキャンセルとなり、約360万円の収入減となっております。

市内の主要宿泊施設につきましても、3月利用者の対前年比は約40%の減少となっており、4月から5月は約80%の減少となっている状況でございます。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 橋梁長寿命化対策事業の概要と、これまでの事業実績につきましてお答えいたします。

土木課管理の橋梁は、現在102橋ございますが、建設後50年を経過する橋梁は本年度で28%、29橋を占め、10年後は54%、55橋に増加することとなります。これらの高齢化する橋梁に対し、従来の事後保全型の管理を続けた場合、修繕や架け替え等に要する費用が増大することが懸念されました。

このようなことから、限られた財源の中で効率的に維持していくためには、従来の事後保全から損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全型の転換を図り、橋梁の寿命を延ばす必要がありますことから、平成24年度に垂水市橋梁長寿命化修繕計画を作成したところでございます。

この修繕計画におきまして要対策との診断結果があった橋梁につきましては、平成26年度より補修工事を実施してまいりましたが、これまでに18橋の補修が完了しております。そのうち1件は補修後、台風による豪雨で被災を受け、災害復旧工事で架け替えを行いました中洲橋も含まれておりますが、早期に対策が必要な橋梁は残り7橋でございます。残り7橋につきましても年次的な補修工事を計画し、その後、健全度判定区分Ⅱ、橋梁の機能に支障を生じていないが予防保全の観点から対策を講ずることが望ましい状態と診断されました比較的損傷が少ない橋梁を中心に実施する予定でございます。

次に、これまでの実績でございますが、先ほど、要対策との診断結果があった橋梁を18橋完了したと申しましたが、この18橋に加え、予算の平準化のため、健全度判定区分Ⅱも含め27橋完了しております。

以上でございます。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 工事費削減の取り組みにつきまして、企画政策課長へということでもございましたけれども、私のほうでお答えいたします。

工事費削減の取り組みにつきましては、これ

までご説明しておりますとおり、設計会社に仕上げ等は華美にならないよう、そして過剰にならないよう指示するなど、コスト削減の視点を徹底させておりました。

設計会社からは、実施設計に当たり機能性を保持しつつ、安価で汎用的な材料を採用すること、汎用技術を組み合わせコスト削減につなげていくことなどの報告があり、市としましてもこれらの確認については専門性が高いことから、土木課建築係の協力のもと、設計図書及び内訳書等の確認を行ったところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 それでは、2回目から一問一答でお願いいたします。

新型コロナウイルスは終息したわけではなく、また、いつ第2波、第3波の波が来るかもしれません。このようなことを考えると、今後マスクなどの備蓄がとても重要になってくると思いますが、何かの取り組みの考えがあるか、保健課長に伺います。

○保健課長（草野浩一） マスク備蓄などの今後の取り組みについてお答えいたします。

本市としましては、感染予防を第一に考え、議員ご承知のとおりこれまでに全世帯の市民の皆様と市内事業所等にマスク配布を行ってまいりました。内訳を申し上げますと、高齢者が重症化しやすいという国からの情報をもとに、本年2月に介護事業所へ約1万枚のマスクを配布したことをはじめとして、4月には乳幼児から中学生までを対象に布マスクを1人2枚ずつ、約3,000枚の配布を行いました。

また、5月には高校生年齢以上の市民の皆様へ使い捨てマスクを1人10枚ずつ、約13万枚の配布と、市内医療機関や福祉・介護施設に約3万枚のマスク配布を行ったところでございます。

これらのマスクにつきましては国、県からの配布と合わせ、今までの備蓄分や市で新たに購入したマスク、そして一部につきましては市に

寄附をいただいたマスクも活用させていただいたところでございます。

今後、国の専門家会議等で懸念されている第2波、第3波への対応といたしましては、感染防止・予防の観点からマスクは欠かせないものであることから、市民の安心安全を確保するため新たに約10万枚の使い捨てマスクを購入した上で、本市の中核的医療機関を担っている垂水中央病院へ2万枚を提供しており、現在、感染症対策として約8万枚の備蓄を確保しているところです。

また、マスクは最近少しずつ流通しつつありますが、感染拡大が全国に広まって、これまで入手困難になったことを踏まえ、第2波のときに同じ轍を踏まないよう、今後、市場での流通、価格等の状況を見、必要に応じてさらなる対応を検討してまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○川越信男議員 先を見据えた備えや対策をとっておられるようで安心いたしました。

最後に、市長に伺います。私は、今回の新型コロナウイルスに関する市の対応や支援策は有効な策であると感じております。先ほど保健課長から答弁がありましたが、乳幼児から大人までのマスクの配布をはじめ、児童手当受給世帯への特別給付金の1万円の上乗せ、学校給食費や副食費支援、小・中学校への本の配布、中小企業や個人事業者への支援、商品券の販売、多岐にわたる取り組みは保護者をはじめ多くの市民から評価されていると思います。

そこで、市長の新型コロナウイルス感染の事態をどのように受け止め、どのような考えのもと市独自の事業取り組みをされたのか。また、感染が長引く場合、今後の対応について考えがあればお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 新型コロナウイルス対策への、市としての今後の方向性等についてお答えをいたします。

3月8日に政府対策本部が緊急事態宣言を発令したことから、本市も直ちに垂水市新型コロナウイルス等対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染防止対策のために地方創生臨時交付金等を活用しつつ、各種対策に取り組んでいることはただいまご紹介をいただいたところでございます。

本来の取り組みは、感染防止対策の徹底と経済的支援を大きな二つの柱として、市民の皆様方の安心安全の確保につながる取り組みを行うことといたしました。これまでの支援策の内容等につきましては、ただいまそれぞれの所管課長が述べたところでございますけれども、現在、新型コロナウイルスの収束が見えない中、第2波、第3波の感染が懸念されるなど、今後、複数年にわたることなどが政府の専門家会議等でも報告されておりますことから、地方に及ぼす影響について危惧しているところでございます。これから打ち出されます国や県の補正予算等を最大限に活用しつつ、足らざるは関係機関をはじめ、関係省庁等へ県市長会等とも連携して要望等を行ってまいりたいと思っております。

今後も感染予防対策のためのPCR検査機器などの施設設備や避難所における諸資材の備蓄等を行いますとともに、今後を見据えますと経済回復に重点を置いた政策の推進が重要であると考えますことから、市内の各種経済、産業の団体の方々からの要望やニーズの把握に努めまして必要とされる施策と予算の確保を引き続き行ってまいりたいと考えております。これらの取り組みを通じ、市民の皆様方が1日でも早く安心して暮らせるように全力を傾けることが私の使命であると思っておりますので、またご指導いただければと思います。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。新型コロナウイルスの対策に市民一丸となって頑張っていけたらと思うところであります。

それでは、次に児童生徒の学びの保障に移らせていただきます。

私が一番心配していたのは、小学校6年生の中学校に進学した後の対応でありました。しかしながら、指導できなかつた学習内容を把握し、学校で連携も図られ、学習できなかつた内容を終了することができたとのことで安心しました。

新学期が始まり、4月16日に緊急事態宣言を全都道府県に拡大し、結果、再び臨時休校になりました。4月22日から5月10日まで小・中学校はどのような対応をしたのか、学校教育課長に伺います。

○学校教育課長（今井 誠） 再び臨時休業となった対応につきましてお答えいたします。

2回目の臨時休業は、4月22日から5月10日までとし、その間、3日間の臨時登校日を適切に設定したところでございます。各学校では新年度が始まった直後の臨時休業期間ということで、規則正しい生活が送れるように1日の生活・学習計画表を作成させ、自宅での過ごし方や家庭学習課題の進め方について、丁寧な指導をした上で臨時休業に入りました。

また、臨時休業中の子どもの居場所確保につきましては、福祉課と連携を図り、放課後児童クラブでの時間を午後6時まで延長しての受け入れ、やむを得ない状況にある児童生徒については学校においても受け入れを行い、学習面の支援をしたところでございます。

あわせて、自校の児童生徒の心身の健康の保持、運動機会の確保のため校庭の開放も行き、幾つかの学校で子どもたちが計画的に活用し、体力づくりに取り組んだ事例もあったと聞いております。

臨時休業期間中の3回の臨時登校日には、児童生徒の心身の健康チェックや学習内容の進捗状況を確認し個別対応をするとともに、それ以外の日にも各家庭への電話連絡や家庭訪問等を行い、児童生徒や保護者を支援してまいりまし

た。特に5月7日、8日の臨時登校日には全ての学校で給食を提供し、その後の学校再開を見据えて授業を進めたところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

各学校で臨時休校前に自宅での過ごし方、家庭学習について子どもたちに説明され、休校中の居場所の確保についてももしっかり取られたとのこと。今後も関係各課、関係機関と十分に連携されて適切な対応をしていただきたいと思います。

最後に、5月11日から学校が再開されましたが、小・中学校の対応と今後、第2波、第3波の発生も心配されますが、発生した場合の備えについて教育長に伺います。

○教育長（坂元裕人） 学校再開後の対応と第2波、第3波が発生した場合の備えにつきましてお答えいたします。

5月11日からの学校再開後の各学校の対応につきましては、これまで以上に集団感染防止対策を徹底し、緊張感、危機感を持って授業をはじめとした全ての教育活動における、きめ細やかな対応をするよう指導しております。

また、保護者や地域の方々には学校再開に当たり、児童生徒の見守りを含め学校教育活動へのより一層のご理解とご協力をお願いしているところでございます。

具体的な指導内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識の指導、正しい手洗いや消毒の徹底、新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見、いじめ等の防止に向けた指導、マスク着用や身体的距離間の確保の大切さについての指導など、新しい生活様式の普及・啓発でございます。

現在、各学校におきましては、このような指導を続けながら各教科等の指導を行い、児童生徒はいきいきと学び、学習の定着を図っているところでございます。

全国では、今後も集団感染の第2波が心配されております。教育委員会としましては、第2波の発生に備え、本市の小・中学校で万が一、3度目の臨時休業を行うこととなった場合に備え、先日、各学校を通して教育に活用できる家庭におけるインターネット環境等についての把握を行ったところでございます。

これまでの取り組みに加え、調査結果を踏まえ新たに臨時休業中の家庭学習課題として、ネット環境がある家庭においてはインターネット上の動画等の積極的な活用を図ること、ネットを使えない家庭でテレビ視聴ができる家庭にはEテレの教育番組等の活用、またDVD等を視聴できる家庭には学習用動画DVDを作成・配布して対応するなど、それぞれの家庭の教育環境を最大限に活用した学習支援を検討してまいります。

さらに、家庭学習が難しい児童生徒に対しては、感染防止対策を徹底した上で臨時登校日以外でも学校に登校できるようにし、学校のパソコン室等を活用して教職員も関わり合いながら直接学習を支援することも検討してまいります。

第3波への対応としましては、第2波への対応策をさらに前に進めるために、国が進めておりますGIGAスクール構想、高速大容量の通信ネットワークの整備と小学1年生から中学3年生まで全ての児童生徒1人1台のタブレット端末の整備を、県が一括して共同調達することが可能となりましたことから、本市といたしましても導入に向けて検討を進めているところでございます。

なお、直近の校長研修会及び教頭研修会におきましては、第2波、第3波への学校としての備えを協議題として意見交換・情報共有を図ってまいります。

これまでの2度の臨時休業における各学校の対応を検証し、学校と家庭が連携を図りながら児童生徒の学びを保障するとともに、児童生徒

の心の安定に配慮しながら、明るく前向きに学校生活を送ることができるよう適切に対応してまいります。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。学校が再開し、子どもたちが元気に登校する姿を見ておりますと、新型コロナウイルスの感染が一日も早く終息し、学校が臨時休校にならないことを願うばかりです。

また、市民館前の交差点に毎朝、学校教育課長と教育長が児童生徒の安心安全を願い、さわやかあいさつ運動で立哨され、交通整理等の姿を拝見し、頭の下がる思いであります。頑張ってください。

次に、水産商工観光業について、それぞれ影響が出ているようです。何か団体等から具体的な支援策の要望は出ておりませんか。また、今後取り組まなければならない事業は検討していないのか、水産商工観光課長に伺います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 各団体からの要望と対策につきましてお答えいたします。

垂水・牛根両漁協につきましては、資金繰りや流通が大きな課題となっており、金融支援策といたしまして、制度資金の紹介・相談に対応しているところでございます。

流通対策としまして、国の新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策の活用により、学校給食などへの供給事業や国内の販売店・直売所等への販売促進に向けたPR活動を推進しております。販売体制の再構築と供給体制の強化並びにネット販売システムなど両漁協と連携し、支援に努めてまいりたいと考えております。

市商工会からは、景気対策の要望があり、プレミアム付商品券を従来のプレミアム率15%を20%に引き上げるとともに、加盟店が商品券換金の際に必要な手数料1%を全額補助することとし、5月15日より募集を開始しております。

申し込み状況につきましては、前年と比較しますと、約倍以上の申込みがあり、今月15日より引換えと同時に使用可能となり、景気回復につながるものと思われま

す。また、市独自の持続化給付金としまして、市商工会員並びに垂水・牛根両漁協に登録されております事業者及び追加議案で上程いたしております市商工会非会員を対象に、2月から5月のいずれか1カ月の売上げが前年同月の20%以上50%未満、減少された事業者に対しまして5万円を給付することとしております。

観光団体につきましては、観光客増加に向けての今後の取り組みが重要でありますことから、新型コロナウイルス感染症の収束後、国内における人の流れとまちのにぎわいをつくり出し、地域を活性化するための需要喚起が必要であると考えているところでございます。

今後、スポーツ合宿誘致や教育旅行を中心に各関係機関と連携し、様々な対策に取り組み、国が実施いたしますG o T oキャンペーンや県が実施予定の経済対策を十分活用し、地域経済の回復に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。支援策や事業推進は、関係者の皆様において1日も早く望んでおられると思いますので、その期待に添えていただき、出された要望等については早期に実現できるようにお願いいたします。

道の駅たるみずですが、今年度、当初予算において外壁改修事業を予定されておられますが、具体的な改修内容について、また老朽化も進み、あわせて新型コロナウイルスの影響により、来場者数も昨年度と比較して減少傾向にあるのではないかと思います。早期に改修工事を実施していただき、集客増を目指していただきたいと思いますが、改修後の新たな取り組み及びリニューアルオープンの考えを水産商工観光課長に

伺います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 道の駅たるみずの外壁改修事業の概要とリニューアルオープン後の取り組みにつきましてお答えいたします。

道の駅たるみずは、施工から14年経過しており、外壁の劣化した部分からの浸水が見られるなど経年劣化が顕著になっております。

外壁改修工事内容は、雨漏りしております外壁及び窓サッシまわりの補修、老朽化が激しい屋外ポーチ部の屋根改修でございます。屋根部分は、安全性を加味し、遮光性の高い材料に取り替えることとしております。

工期につきましては、9月からの工事開始を予定しており、営業をしながらの工事となりますことから、来場者の安全性を優先しますと工期が6カ月となり、来年3月が完了予定となっております。

また、完了時期と現在の指定管理者の期間終了が重なりますことから、来年度の指定管理者と早目に計画を立て、外壁の景観とあわせて売場の模様替えを行うなど、来年4月のリニューアルオープンに向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでおります3月から5月の売上げを取り戻すためにも、様々なイベントを実施することにより来場者並びに売上げ増加に努めてまいります。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。本市には二つの道の駅がございます。集客を分散することなく、双方の相乗効果により、より一層の集客増に努めていただきたいと思います。

次に、長寿命化対策事業についてですが、過去の実績について答弁いただきましたが、平成26年、27年に実施した中洲橋の補修工事ですが、平成28年台風16号により崩壊しております。

その後、被災を受けてしまったことについて、設計基準等見直す必要はないのか、見解を伺います。

○土木課長（東 弘幸） 設計基準につきましてお答えいたします。

橋梁長寿命化修繕計画を平成24年度に策定し、平成26年度より補修工事に着手しましたことは、先ほどお答えいたしましたとおりでございます。

まず、橋梁の判定基準でございますが、国が作成しました橋梁長寿命化修繕計画要領に基づき、ⅠからⅣまでの4段階でございます。その内容でございますが、Ⅰが健全、Ⅱが橋梁の機能に支障が生じていないが予防保全の観点から措置を講ずるべきことが望ましい状態、Ⅲが早期に措置を講ずるべき状態、Ⅳが緊急に措置を講ずるべき状態となっております。

平成24年度の修繕計画で、中洲橋はⅢに判定されており、本市としましては中洲橋は、交通量や物流の観点より大変重要な橋でありますことから、初年度より補修工事に着手し、3年間で完了する計画でございましたが、3年目の平成28年台風16号の豪雨により被災しましたことは議員もご承知のとおりでございます。被災原因でございますが、集中豪雨と満潮から干潮への時間帯が重なりましたことで流速が速くなり、3本ありました橋脚のうち、中央の橋脚上流部の河床が最大4メートルほど洗掘され、上流方向へ倒壊したものでございます。

中洲橋は、旧道路橋示方書で設計されておりましたが、災害復旧工事での架け替え後は新しい道路橋示方書で設計を行い、設計荷重も14トン荷重から25トン荷重となり、より強度の増した橋梁となりましたところでございますが、引き続き橋梁点検要領に基づきまして、長寿命化に向けた適正な管理を心がけてまいります。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。近年、梅雨前線や台風、秋雨前線等に係る雨量は

増加傾向にあるように感じております。災害を防ぐためにも設計に係る基準の見直しを実施できればと思います。

そこで、今年度の施工箇所について概要を伺います。

○土木課長（東 弘幸） 今年度の実施箇所につきましてお答えいたします。

まず、補修工事につきましては、下本城橋、船渡瀬橋、松崎橋の3橋を実施いたします。

また、橋梁補修実施設計につきましては、4橋を予定しておりましたが、補助金の割当額に合わせ、2橋を実施することといたしました。

さらに、橋梁の点検でございますが、5年ごとの近接目視による点検が義務化され、平成27年度から平成31年度の5年間で102橋、全ての点検を実施しております。本年度より2巡目の点検を30橋予定しておりますが、5年間で2巡目の点検を行いまして、その後、長寿命化修繕計画の見直しを予定しているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 災害のないことを切にお祈りいたしまして、最後に入ります。

新庁舎建設について、先ほど、工事費削減の取り組みに対する答弁をいただきましたが、設計内容の専門性も高いことから総括監をはじめ、建築係職員の協力のもとでしっかり確認されたとのことでした。職員の皆さんも大変な作業だったかと思えます。

次に、実施設計の安全性の確認ということで、大臣認定についてお尋ねいたします。通常、建物本体工事は建築確認申請の許可後に着工となるが、大臣認定はこの建築確認申請の前に申請を行い、建物の安全性について大臣のお墨付きをもらおうと理解しております。こういった理解でいいのか、大臣認定の手続についてお聞かせください。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 大臣認定につ

きましてお答えいたします。

大臣認定から建築確認申請の流れは、川越議員のご認識のとおりでございます。大臣認定は、建築基準法で定められた建築物に対して建築物構造性能評価機関が申請された構造物の性能評価を行い、その結果を国土交通大臣が認定する手続でございます。

今回申請している性能評価につきましては、性能評価機関である日本ERI株式会社に申請をしております。5月13日に第1回の評定委員会が開催され、審査が始まっているとの報告を受けております。

申請に当たっては、構造計算のデータをはじめ、その背景である地盤の状況や災害予測等のデータ、解析結果などを提出しており、その内容のチェックやヒアリングが行われるということでございます。この性能評価の審査には約2カ月程度かかるということでございます。その後、この結果報告が国土交通大臣宛てに提出され、現在の予定では9月頃には大臣認定が取得できる見込みでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 建物本体の安全性について、過小に専門の機関が評価し、さらに個別に専門の機関が評価し、さらに建築確認も行なわれるわけですので、さらに安全性が担保されていると理解いたします。

次に、工事発注についてお聞きいたします。工事発注に対してどのような考えがあるのかお聞かせください。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 工事発注につきましてお答えいたします。

工事発注につきましては、公共工事になりますので競争入札を基本に考えたいと思っております。詳細につきましては、今検討しておりますところでございます。

あと発注につきまして、基本的な考え方としては、今回防災拠点となりますことから品

質確保という視点で建設工事が安全で確実に進めることが一番でございますが、一方で地域貢献という視点も大事でございますので、今後しっかりと検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。工事発注については、地元企業の育成という観点や経済効果といった観点からも地元企業ができるだけかかわれるよう要望しておきます。

最後になりますが、私がこれまで何度も申し上げておりますが、市民の安心安全の面から、そして市財政の面からも計画どおりに進めてもらいたいと申し上げてきました。今回建設工事関連の予算が提案されていますが、市長の決意のほどをお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） ただいま大変力強い言葉をいただきました。ありがとうございます。基本的に全く同感でございます。

私といたしましては、現在の庁舎は古くて危ないですので、何とか早急に整備をして市民の皆様やここで働く職員の安心安全を確保したいという思いが一番でございます。そして、事業を進めるに当たっては、財源についても十分配慮して将来の財政運営にできるだけ支障がないよう、国の制度を活用したいと考えております。

令和2年度までの限定措置を活用できるこの時期が最適であるというふうに考えております。安全面、財政面において、現在お示ししている現行案以外にないと確信しております。

市庁舎建設に対しては、それぞれのお立場や様々なお考えがありますことは十分理解しております。そういったご意見がある中で、透明性や公平性に配慮しながら総合的な判断のもとでこの計画をしっかりと進めるという決断をして今日に至っているわけでございます。

今回、建設予算の議決をいただけたならば、今後よりよい庁舎とするために中身の具体的な議論や現庁舎跡地の活用の議論をスタートし、

できるだけ多くの皆様にご理解をいただけるものにしたいたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。私もしっかりと進めてほしいという声を聞いております。ぜひとも計画どおりに進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。次は、10時55分から再開いたします。

午前10時44分休憩

午前10時55分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、徳留邦治議員の質問を許可します。

[徳留邦治議員登壇]

○徳留邦治議員 皆さん、おはようございます。議長の許可をもらいましたので、二つの点についてお尋ねします。

まず1点目、新型コロナウイルスにおける市の対策についてを質問します。

一つ目は、災害時における避難所での3密対策及び避難所の確保数の現状についてですが、新型コロナウイルス感染症は全世界で猛威を振るっており、我が国においてもこれまでに1万7,000人を超える感染者が発生し、死者も900人以上に上っています。国の緊急事態宣言は解除されたものの、首都圏や福岡県では連日多くの新規感染者が確認されており、県をまたぐ人の移動が増えれば今後垂水市においても感染者が発生する可能性があると考えます。

そこで、これから大雨や台風シーズンに入りますが、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況での避難所での3密対策や避難所の確保について、市の対策をお聞きします。

二つ目は、新型コロナウイルス感染症に対す

る支援策についてですが、支援策についてはこれまでマスク配布やプレミアム付商品券、子育て世帯への支援などあらゆる世代へ支援がされており、先日の南日本新聞の県内の記事を見ると、他市と比べても手厚く取り組んでいると思います。その中で、マスクを県内でもいち早く配布されたことについては、予防の観点から評価したいと思います。マスク備蓄については、川越議員への答弁で理解しました。そこでこれまでマスクの寄附がなかったのか、お聞きします。

三つ目は、国は子育て世代への支援として臨時特別給付金を創設しましたが、本市における対象者や支給状況についてお聞きします。

以上、3点についてお願いします。

二つ目は、市内の小・中学校及び児童クラブの現状についてを質問します。

まず、市内の子どもの数が年々減ってきているようですが、市内の小・中学校の児童生徒数を教えてください。

また、市内の児童クラブの状況や受入ニーズについて教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○総務課長（和泉洋一） 災害時における避難所での3密対策及び避難所の確保数にはつきましてお答えいたします。

避難所につきましては、一義的に市民の生命の安全の確保を目的とするものでございますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症が国内で急速に拡大したことから、感染症感染予防及び感染拡大防止のための対策もあわせて避難所を運営する必要がございます。このことから、これまでの避難所マニュアルを見直し、感染症対応版として避難所の在り方の指針となる避難所における感染症対策マニュアルを策定いたしました。

議員ご質問の3密対策につきましても、主に1人当たりの収容面積を従来の2.2平方メートル

ルから3.3平方メートルに拡大する、十分な換気を行うなど当該マニュアルの中で規定しているところでございます。

また、避難所の確保につきましては、1人当たりの収容面積を拡大することなどから、これまでの22カ所に加え、必要に応じ地区内の自治公民館等の借用も今後検討したいと考えております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 今回の感染症に関連したマスクの寄贈の状況につきましてお答えいたします。

市報6月号にも記事を掲載したところでありますが、5月1日に霧島市の霧島運輸倉庫株式会社様から3,000枚のマスクを寄贈していただきました。垂水市内の事業所と普段から取引があつての関係で寄贈いただいたとのことでございます。早速、市内の医療機関や歯科医院へ配布させていただきました。感染症対策に役立てていただいているところです。

また、5月11日には本市の株式会社池田建設様から5,000枚のマスクを寄贈していただきました。新型コロナウイルスの影響が長引いており、様々な場面でお役に立ちたいとお言葉もいただいたところでございます。このマスクにつきましても、市内の保育施設や児童クラブ、子育て支援センター、障がい者支援施設等へ配布したところでございます。

自粛要請などで気持ちの落ち込みやすい状況の中、ご寄贈いただいた方々からは温かく励みになるお言葉もいただき、感謝いたしております。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 子育て世代への臨時特別給付金の支給状況についてお答えいたします。

子育て世代への臨時特別給付金については、国が新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策

として児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人当たりに1万円を支給するもので、子育て世代の生活支援を行うものでございます。

本市においては、子育て世代のさらなる支援を目的として国の給付金にたるたる子育て特別支援金として市単独で1万円を上乗せし、合計2万円を支給することとしております。

まず、支給対象者でございますが、令和2年4月分の児童手当を受給している子どもが支給対象者であり、保護者が公務員か公務員以外かで手続き異なります。本市においては、保護者が公務員以外である子どもが1,186人、保護者が公務員である子どもが約250人で、合計約1,436人が対象となると見込んでおります。

次に、支給方法でございますが、保護者が公務員以外の世帯については5月11日に郵送でその旨を通知し、来週の6月15日の振り込みを予定しているところでございます。

保護者が公務員の世帯については、勤務先において申請書に対象者である旨の証明を受けた後、福祉課での手続きが必要となることから6月末以降の支給になると想定しているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 市内小・中学校の児童生徒数につきましてお答えいたします。

令和2年6月1日現在の市内小・中学校の児童生徒数を順に申し上げますと、新城小学校25人、垂水小学校370人、水之上小学校86人、椋原小学校25人、協和小学校37人、牛根小学校11人、松ヶ崎小学校10人、境小学校7人、垂水中央中学校274人、以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 本市の児童クラブの設置状況及びその利用状況についてお答えいたします。

本市は4カ所、5単位の児童クラブを設置しているところであり、その内訳は、垂水地区に小学1年生から2年生を対象とした第1垂水児

童クラブ、小学3年生以上を対象とした第2垂水児童クラブ、水之上地区に水之上児童クラブ、新城・柘原地区にさざなみ学童クラブ、協和地区に協和児童クラブとなっております。

まず、その定員でございますが、第1垂水児童クラブが45人、第2垂水児童クラブが35人、水之上児童クラブが20人、協和児童クラブが36人、さざなみ学童クラブが40人で合計176人の定員枠を確保しているところでございます。

次に、その利用状況でございますが、令和2年4月末現在で、126人が登録しており、1日当たり平均79人の児童が利用しているところでございます。

以上でございます。

○徳留邦治議員 新型コロナウイルスの質問については、これからも大勢の議員の方々が質問されると思いますが、簡潔に、またご答弁をお願いいたします。

マスクは最近少しずつ市販されるようになってきていますが、依然として品薄状態にある中での寄附でございますので、しっかりと有効活用をしていただきたいと思います。

また、市においても第2波、第3波に備え、しっかりとした対応や市民への支援策をお願いし、この質問は終わります。

次に、児童クラブの現状について質問したわけですが、現状については分かりました。学校の児童生徒数については知らない人が多いのではないかと、今回、質問をしてみました。

あと児童クラブについて質問します。現在、牛根地区だけが児童クラブがなく、設置を要望する声があるようですが、このことについて市としてどう考えているのか、課題や取り組みについて教えていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○福祉課長（高田 総） 牛根地区への児童クラブの設置についてお答えいたします。

議員が言われましたように牛根地区にはいま

だ児童クラブを設置できていない状況であり、また以前、牛根地区の保護者に対して行った子育てに関するアンケート調査においても、設置を求める地域の皆様の声があることについても認識しているところでございます。このようなことから、市といたしましても牛根地区への児童クラブの設置については優先的に取り組んでいくべき事業として位置づけているところであり、総合計画の実施計画及び子ども・子育て支援事業計画において、令和4年度末までの設置を目標として掲げているところでございます。

牛根地区には、先ほど、学校教育課長から答弁がありましたように三つの小学校がありますが、全て小規模校であることから設置するに当たっては、まず、各小学校に設置するのか、それとも、三つの小学校のうちの1校に設置し合同で利用するのかの選択が必要であること、また、その選択によって施設整備や管理・運営、加えて、送迎等の問題等、解決すべき多くの課題があると思われまます。

児童クラブの設置につきましては、牛根地区の人口減少や少子高齢化を考えた場合、児童クラブ設置という問題だけではなく、牛根地区の子育て支援の問題、ひいては地域振興策等、牛根地区の地域の問題として包括的に考えていく必要があることから、現在、初期段階ではございますが、関係課と連携して協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○徳留邦治議員 分かりました。いろいろな課題があるようですが、牛根地区の問題の一つとして児童クラブをできるだけ早い時期に、早い設置に向けて今後進めてもらうように要望して質問を終わります。どうもありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、6番、堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 お疲れさまです。これを言わないと私の立場がありませんので、一言言わせてもらいます。垂水の稔り生む風の堀内貴志でございます。

今日の質問、私にとりまして3期目、37回目の一般質問になりますが、関係各課の皆様におかれましては本日も簡潔明瞭にご答弁をよろしくお願いいたします。

今回の議会の大きなテーマ、各議員もテーマに挙げておりますけれども、新型コロナウイルス対策ではないかと思えます。

昨年12月に中国武漢で端を発して急激な勢いで感染者数を増加し、6月8日現在、全世界で706万2,464人が感染し、40万3,921人の方々の死亡、日本においても1万7,174人が感染し、916人の方々が死亡の確認がされております。

国は、4月16日、全国に緊急事態宣言を発令し、外出や各種営業、イベントを含めた社会経済活動の中止や自粛を促してきました。その成果があって、5月14日に39県で緊急事態宣言が解除、5月25日には全ての自治体に発していた宣言を解除しました。

しかしながら、その直後には北九州市で病院施設がクラスターになり、小学校にも拡散し、また、東京でも夜の繁華街や病院を中心に感染拡大の兆しがあるとして、6月2日、東京アラートを発令し警戒を強めています。いまだ終息の見通しは立たず、年単位の長期戦になるのではないかと思っています。

鹿児島県は、幸いにして4月20日以降の感染者は出ておらず、10人とどまっていますが、第2波への影響を最小限に抑えるための備えが最重要課題ではないかと思えます。

そこで、大きな一つ目は、新型コロナウイルス対策について質問をします。

新型コロナウイルスの影響は、鹿児島県はもとより全国各地に産業・経済・観光・医療・教

育など様々な分野に影響が出ています。

まず、本市に与えている影響について関係する各課にお尋ねいたします。なお、水産商工観光課については、川越議員のところの答弁で理解しましたので、省略しても構いません。

次に、二つ目は、災害時の避難、避難所の在り方について質問します。新型コロナウイルスの影響が続く中、九州南部は先月30日に梅雨入りしました。大雨による水害や土砂災害が懸念される時期になりました。

それに加えて、今年は新型コロナウイルスとどう付き合っていくか新しい生活様式が問われる1年になるのではないかと思えます。その中で、豪雨や台風の際に逃げ込む避難所は3密、密閉・密集・密接になりやすく、感染症と自然災害が重なる複合災害への備えも新しい様式が求められています。

災害から命を守るために緊急的な避難は絶対に必要です。しかしながら、3密状態になりやすい避難所では、過去にも感染症の流行が起っています。このことは、先ほどの徳留議員の答弁の中で避難所マニュアルを作成して、3密対策のため1人当たりスペースの拡大と空気の換気、自治公民館を利用する等の避難所の追加などで改善するという事で理解をいたしました。

その点については、防災を担当する内閣府も今年4月に避難所の運営を見直すように通知を出しています。ポイントは、3密を避けるためにできるだけ多くの避難所を確保する。知人や親戚宅への避難を検討する。ホテルや旅館を避難所に活用するなどです。いわゆるマルチ避難というものへの移行を進めています。

今年、先日の6月3日、本市で大雨のための避難準備が発令され、避難所開設の案内のときに、親戚や知人宅への避難を検討するようにとの案内もされたので、既に見直しはされたものだと理解をしています。

国が定めるマルチ避難の中には、ホテルや旅館を活用するよう通知が来ていると思いますが、本市では検討しないのか否か。

それと、新型コロナウイルスの感染症対策となると備蓄品も追加しなければならないものも出てくるのではないかと思います、その点はどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、三つ目は、新庁舎建設について質問をします。この新庁舎建設の問題については、これまで機会を捉えて何回も何回も疑問点や不安点を追求してその都度納得をしてきました。今議会の中で、やっと本予算が上程されることになったことに安堵しています。

新庁舎建設の問題に関しては、皆さんもご存じだろうと思いますが、反対の立場の庁舎建設を考える会と、賛成の立場の新庁舎建設を進める会の二つの民間団体があり、それぞれ活動をしています。

そして、それぞれの団体が垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例制定の直接請求を求めて署名活動を実施しました。

選挙管理委員会によりますと、それぞれの有効署名が反対の立場の庁舎建設を考える会は1,001署名、賛成の立場の新庁舎建設を進める会は4,468署名であったと聞いています。この数値をどう見るのか、我々議員も考えなければいけないのではないのでしょうか。

市民の意見は様々あるわけですが、執行部は市民の意見をよく精査して、垂水市民のためにどうすることが一番ベストなのかしっかりと考えて結論を出して前進することであり、そして、議会はそのことをしっかりとチェックする機能であることを忘れてはいけません。いわゆるそのことが、二元代表制に与えられた使命ではないのでしょうか。

最近、再びといたしますか、三度といたしますか、反対の立場の庁舎建設を考える会が街宣車を走らせ抗議をしています。それに耳を傾けますと、

「議会で海沿いはだめだと決まった」「市長は、議会の意思決定を無視し」とか、「市民の意思を踏みにじり、今回も建設予算を押し通そうとしている」などと事実と違った誤った情報を流しています。

「議会で海沿いはだめだと決まった」などと訴えることに、いつ議会でそのように決まったのか逆に尋ねてみたいものです。そもそも、市役所の位置を定める条例改正は、場所を決めるものではありません。建設場所の決定はこれまで何回も確認してきたことですが、平成30年3月議会で設計業務委託費として1億1,162万円を議会で可決し、同時にその時期に議会にも説明のあった垂水市新庁舎建設基本計画の中で決定している事項ということで間違いはなかったかと思います。

また、「市長は議会の意思決定を無視し」などと訴えていますが、そんな事実はどこにもありません。庁舎建設に反対する庁舎建設を考える会は、これまでもそうでしたが、今回も誤った情報を流して市民を不安と混乱の渦の中に陥れようとしている状況があります。このような行動をすることが本当に正しいのか、よく考えてもらいたいと思います。

そこで、まず、確認のためにお聞きします。5月の臨時議会で垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例制定が、出席議員の3分の2の同意を得られず否決されました。

財政や予算の具体的な決定もないまま、先に場所変更の条例改正を進めることに課題があったことから否決されたものと思います。

今日の新聞記事にもありましたが、今回の建設予算提案が法に違反するという意見書が出されたという記事がありました。まず、そのことについてです。

今回の予算提案については、私は、法に違反するものではなく、何ら問題のないことだと理解していますが、国や県に対して問題のないこ

とを確認したのか否か、そのことについてお尋ねして1回目の質問を終わります。

○農林課長（森 秀和） 本市の産業、観光業、宿泊・飲食業及び教育関係等への影響につきましてお答えいたします。

令和2年5月25日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を継続していた東京など首都圏1都3県と北海道が解除されました。4月7日から実施された緊急事態宣言が7週間ぶりに全面解除され、経済社会活動が段階的に再開されておりますが、宣言前の経済社会活動に戻るにはもう少し時間が必要ではないかと専門家の意見もございます。

それでは、本市農業への影響でございますが、3月、4月が最も需要が見込まれる花卉農家は、イベント自粛のあおりを受け取引価格が低迷いたしました。野菜につきましては、今年1月27日の強風災害に遭われた多くの生産者が被災から立ち直りつつある中、4月中の公設市場の情報によりますと、インゲンやキヌサヤの取引高の低下はありましたが、強風被害や種のまき直しによる影響が考えられます。

今のところ、新型コロナウイルスによる直接の影響は小さいのではないかと考えられます。学校給食に食材を納入されている野菜生産者に尋ねたところ、学校給食の休止中においては、ほかの出荷先への出荷をされており、農業経営に対する影響はないとのことでした。

果樹につきましては、今年のゴールデンウィーク前後の外出自粛に伴い、ビワ生産農家の出荷先として市内道の駅からJAきもつきへの切り替えも行われ、JAに対してビワ用の出荷資材の追加発注もあったとお聞きしております。

最も消費低迷が続き、苦境に立たされているのが肉用牛肥育農家でございます。枝肉価格も低迷しており、標準的販売価格が標準的な生産費を大きく下回ってきております。独立行政法人農畜産業振興機構は、牛マルキンの交付につ

いて3月分を5月14日、鹿児島県の交付単価が3番目に高かったことを公表しております。

畜産関係者は、この状況が続くのではないかとの見解をしておられます。そのあおりを受け、肝属中央家畜市場の子牛競り市価格も2月頃から下落し、4月は前年同月比で約18万円安くなっております。肥育農家の元手となる資金不足により、子牛の買い控えなど今後も相場下落が予想されております。

豚肉・鶏肉は、安全安心感のある国産への引き合いが強く、安定した販売となっているようです。

今後も畜産物・野菜・果樹等の出荷量及び価格推移、経済対策関係事業を注視しながら、国の販売促進緊急対策事業などを活用して農畜産物の消費促進に努めてまいります。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 医療・介護分野における影響につきましてお答えいたします。

医療機関・介護施設におきましては、施設内感染を防ぐべく様々な対策を取っていただいておりますが、どこから感染するか分からない中での業務は、医療・介護従事者にとって大変な精神的負担となっております。

また、施設内での感染防止対策としてマスク着用は欠かせないものですが、全国的なマスク需要の高まりにより、マスクの入手も困難な状況となるなど、影響があったところでございます。

そのため、市としましては、川越議員のご質問でも答弁いたしました。市内の医療機関や福祉・介護施設にはこれまで約3万枚のマスク配布を行ったところでございます。

また、医療防護服などは、現在、入手困難な状況にありますが、今後、第2波、第3波に備えるため、各施設が感染防止対策に必要とする機器や備品など取りまとめを行っているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 本市の教育関係等への影響につきましてお答えいたします。

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、国や県の要請を受け、子どもたちの健康・安全を第一に考え、全小・中学校を対象に3月2日から25日まで1回目の臨時休業、4月22日から5月10日まで2回目の臨時休業を行いました。

その間、各学校では、小学6年生、中学3年生の門出を祝う卒業式、新小学1年生、新中学1年生の入学式が例年とは違い、マスク着用やアルコール消毒等の感染防止対策、参加者の制限、時間短縮等を行った上で挙行されました。

また、3月は学年の締めくくりの月であり、子どもたちが1年の学習のまとめをする時期、友達との思い出をつくる大切な時期でもありました。

4月も新しい学年、学校での生活がスタートしたばかりで、これから落ち着いてじっくり学習に取り組む時期、友達との仲間づくりを進め、楽しく学校生活を送るリズムを整える時期でもありました。

臨時休業は、子どもの命、安全安心を優先した措置でございましたが、子どもたちにとっては貴重な時期・時間が奪われるなど、少なからず影響があったと考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（紺屋昭男） 社会教育課関係の影響についてお答えいたします。

社会教育・体育施設の利用制限に伴う市民への影響をはじめ、本議会開会時、市長の諸般報告の中でもございましたが、生涯学習オープニングフェアや第22回瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール、錦江湾シーカヤック大会 in 垂水などのイベントや行事のほか、各種協議会等の関係会議を中止せざるを得なくなり、本年度の生涯学習市民講座におきましては、15講座270名

の受講生を募集しましたが、145名の募集にとどまり、募集人員に達しなかった二つの講座については講師の方と協議し、開講しないことといたしました。

なお、6月開催予定の佐世保音楽隊による瀬戸口藤吉翁のふるさとコンサート、8月開催予定の自主文化事業の落語会につきましては延期とし、新型コロナウイルスの今後の状況を見ながら年度内に開催する予定でございます。

以上でございます。

○国体推進課長（米田昭嗣） 国体関連の大会、イベント等が中止になった場合の影響につきましてお答えいたします。

初めに、市長の諸般報告でもありましたとおり、デモンストラーションスポーツのスポーツチャンバラにつきましては、競技団体と協議した結果、選手、役員、それに宿泊や輸送など大会に携わる垂水市民の皆様の安全安心を確保することが困難であるとの結論に達し、中止いたしました。

スポーツチャンバラは、選手300人、大会役員100人、観客100人以上で参加者500人以上の大会規模を想定しておりました。参加者の多くは県内からの参加ではございますが、選手の一部は県外からの参加が予定されておりましたことから、これら県外参加者の宿泊費、宿泊に伴う飲食代、昼食費、お土産代等が本市で消費されないことや、さらに大会準備、大会運営等で予算措置をしておりました経費についても執行されませんので、宿泊施設や飲食店などを中心に多くの業種に影響はあるものと考えます。

また、8月に開催予定の綱引と炬火リレー、10月に開催予定のフェンシングは、現在、主催者であります文部科学省のスポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会、鹿児島県等が開催の可否について協議を行っております。

万が一中止との判断がなされれば、デモンストラーションスポーツ、スポーツチャンバラよ

り大会規模、予算規模など大きなことから、デモンストレーションスポーツ、スポーツチャンバラ以上に本市産業への影響があるものと考えます。

また、教育関係への影響でございますが、これまで国体開催に向け市内小・中学校、垂水高等学校をはじめ多くの関係者にご理解とご協力をいただきながら、全国からお越しになる参加の皆様を心からのおもてなしでお迎えする準備に取り組んでまいりました。

具体的には、会場や周辺を彩る国体花の育成、応援のぼり旗の制作など多くの児童、生徒に関わっていただきました。また、8月炬火リレーへの参加、10月フェンシング競技での学校応援、大会運営を補助する競技補助員への参加など子どもたちの記憶に残る取り組みがなくなることは、大変残念に感じております。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） 台風時期及び台風シーズンを迎えるが、避難所の在り方について見直しはにつきましてお答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたとおり、本市ではこれまでの避難所マニュアルを見直し、感染症対応版として避難所の在り方の指針となる避難所における感染症対策マニュアルを策定いたしました。

分散避難のための方策として、国からもホテルや旅館等の活用について通知が来ており、感染症対策マニュアルにおいても市内の宿泊施設等を隔離施設として活用できないか検討しております。

しかしながら、6月1日に情報提供のありました国の調査結果によると、県内の宿泊施設等で避難所等への活用に前向きな施設は、県全体で僅か3施設にとどまっており、実現にはかなりの困難が予想されますので、現時点では今後の検討課題と考えております。

また、備蓄品につきましては、感染防止のた

めのマスクや消毒液等の必要数を購入いたしました。段ボールベットやパーティションなどのその他の備蓄品につきましては、現在の備蓄量では感染症対策としては不十分ですので、現在、必要な備蓄品をリストアップし、国会で審議中の国の二次補正に計上されております地方創生臨時交付金を活用した補正予算に計上できないか検討しているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 今回の予算提案について問題はないかについてお答えさせていただきます。

新庁舎建設関連の予算案提案に当たり、国や県に確認をさせていただきましたところ、法的規制はないという回答をいただいておりますことから、問題はないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 一つ目のテーマから2回目の質問をしたいと思っております。

垂水市でも新型コロナの影響、あらゆるところに出ているんだということが確認取れたということでもあります。この影響を何とか打開しなければいけない。国や県も必死に政策を出している。本市でもそれらしかの対策を取らなければいけない。そこで5点ほど質問をいたします。各課にわたりますので、よく聞いておいてください。

地元産業・経済、観光関係の立て直しには、今、言いましたように国や県との支援に加えて地域の特性に合わせた取り組みが必要だというふうに思います。既に本市でも学校給食費の3カ月免除や商店街の活性化のためのプレミアム商品券の発行等において支援を実施していますが、農業・水産業・畜産業に対する支援策はどうなっているのか、その点について本市独自の支援策、水産商工観光課と農林課にお尋ねいたします。

二つ目は、保健課長に尋ねます。垂水市にとって病院での感染が確認されると医療崩壊を余儀なくされ、垂水市民の命の危険が増すことにもつながります。

特に垂水中央病院における感染は絶対に避けなければならないが、どのような取り組みをしているのか、また、感染対策として独自の取り組みはないのか、その点をお聞きしたいと思います。

三つ目は、学校教育の遅れを心配している保護者の声があります。6月4日、県議会の代表質問の中で公立小・中・高で実施できなかった授業時間について小学校で平均17時間、中学校で約20時間、県立高校で平均42時間の授業時間が不足であると県教育長が答弁されました。

先ほど、川越議員の中で、本市では小学校10時間でしたか、中学校で15時間の遅れがあるということだったと思いますけど、その点について再度確認のためにお尋ねします。

そして、授業の遅れが心配ないのかどうか、解消されているのかどうか、この点について学校教育課長に質問したいと思います。

4番目は、市の職員、通常の業務（発言する者あり）同じことだから、同じ。一問一答ですか。

○議長（篠原静則） 一問一答であればちょっと方法を考えていただきたい。

○堀内貴志議員 この二つ目の質問の中で項目五つぐらいに分けたんだけど、それではいけないですか。まとめて。

○議長（篠原静則） いや、いいですよ。

○堀内貴志議員 いいですか。

四つ目、市の職員が通常の業務をするにおいて、職員が感染してはいけないし、また、市民にも感染をさせてはいけない。そのためには感染防止に対して最新の注意を払う必要があると思います。

そこで、本市の窓口業務においては既にやっ

ていることだと思いますけれど、どのような取り組みをしているのか、窓口業務を担当している市民課長、代表でお答えしていただきたいと思います。

五つ目は、消防長にお尋ねします。

日々、救急車が出動する中で、高熱やその症状から感染疑いのある方を搬送する機会も多くあろうと思います。また、病気や事故でその症状ではなくても感染している方を搬送することあろうと思います。

5月28日、北九州市小倉北消防署に1名の感染が確認されました。勤務中に救急活動に従事しており、5月22日に救急搬送した患者が3日後の5月25日に新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した。そして、さらに3日後、28日にPCR検査をしたところ感染していることが判明したというものです。

このようなこともあります。現在、救急隊員について最大の注意を払って日々の業務を行っていると思いますが、その取り組み状況についてお聞きをしたいと思います。

○農林課長（森 秀和） 地元産業、経済及び観光関係の立て直しは、地域の特性に合わせた取り組みが必要だが、その対策はにつきましてお答えいたします。

国の持続化給付金について花卉農家が対象となる見通しとなっていることから、農林課担当からも連絡を行い、申請手続のための準備をしておられる段階でございます。新型コロナウイルスの影響が長引くことから、本議会へ補正予算案（第4号）を上程しておりますが、肉用牛生産農家への支援事業でございます肉用牛生産農家経営緊急支援給付金は、令和2年5月から7月の3月間に肝属中央家畜市場に上場した垂水市産の子牛平均価格が、前年同月の平均価格を20%以上下回った場合に飼料代として繁殖雌牛1頭当たり2,000円を給付するものでございます。

次に、肥育農家への支援事業でございます。肥育農家経営緊急支援給付金は、令和2年4月から9月の6月間に肉用牛肥育経営安定交付金が交付された肥育牛を対象に、1頭当たり飼料代として3万円を給付するものでございます。

また、垂水市産の子牛を市場から購入した場合、8万円を上限に助成する垂水市地域内肥育用素牛導入緊急支援事業補助金についても予算要求しております。

耕種農家、養豚農家、養鶏農家において、今のところ大きな影響はございませんが、業務の継続に当たり消毒液や防護服の購入費が痛手となっております。今後も農畜産物の出荷量や価格推移を注視してまいります。

次に、日々の食卓をめぐることは、世界の人口増加や地球温暖化が心配されており、2019年度に農林水産省が食料自給率が最低ラインまで落ち込んだことを発表しております。高齢化による農業就業者数は年5万人のペースで減少するなど、今回のような新型コロナウイルスをめぐる食料流通は、不安定さを増すばかりでございます。

垂水市の農業におきましても同様の問題を抱えており、その諸問題を解決し、将来の方向性を定めるため、垂水農業創生未来会議を6月に設置して次世代を担う農業者の育成に向けて取り組んでまいります。

現在、国の様々な支援措置が取られておりますが、農業者も支援対象となる国の持続化給付金、仕事を続けていくための基本的なガイドラインを配布、周知に努めてまいります。

引き続き情報収集、支援事業、活用方法の把握に努めながら農業者のお問い合わせに適切に対応してまいります。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 地元産業、経済及び観光関係の対策につきましてお答えいたします。

道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら、森の駅たるみずの三つの拠点が本市の柱であると考え、来場者が交流することにより相乗効果で地域を活性化していきたいと考えております。

本年4月に三つの拠点が水産商工観光課の所管となりましたことから、それぞれの特性について情報共有や意見交換を行うことを目的に、垂水市道の駅・森の駅連絡協議会を立ち上げ、定期的にそれぞれの施設を持ち回りで開催し、関係機関を含めたイベントの同時開催やスタンプリナーなど様々な取り組みを実施していきたいと考えております。

道の駅たるみずはまびらにおきましては、県と連携し、大隅漁業士会員の地魚を使った消費拡大イベントを今週末の13日と14日に実施することとなっております。グローバル・オーシャン・ワークス様が運営されております、よかもん市場のご協力をいただき、地元産魚のどんぶりを安価で販売するものでございます。

販売につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点からドライブスルー方式及びテイクアウト方式で行う予定としております。

また、この期間、道の駅たるみずはまびら内の各店舗が連携を図り、様々な企画が計画されております。イベントを盛り上げるため、かね丸水産様にご協力をいただき、新鮮な魚を特別価格で販売されることとなっております。

また、森の駅につきましては、10周年を記念した全宿泊者に対するプレゼント企画や抽選による地元特産品のプレゼントなど誘客対策を実施する予定であり、三つの拠点が連携できる内容について今後検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 感染防止対策として、垂水中央病院においてどのような対策を取っているかにつきましてお答えいたします。

垂水中央病院の外来診察は、完全予約制とな

っておりますので、診察を受ける前には事前に電話等で予約することになっております。そのとき、咳やたん、喉の痛みなど発熱等の症状により診察予約をされた方については、電話にて症状を確認の上で自家用車等で来院される場合は、診察までの間、車中で待機いただき、車中待機が難しい方については、一般の外来患者とは入口、通り道など動線を別にし、別の待合室での待機となります。

診察についても、敷地内にある専用の診察室で発熱専用外来での診察を行うこととしており、一般外来患者との動線を別なものとする対応を取っているところでございます。

また、一般外来患者についても、検温した上でマスク着用での受診をお願いしており、入院患者への面会についても行えないこととしております。

次に、病院への出入り業者についてですが、病院に立ち入る際に検温の上、受付簿に氏名・体温を記載し、手指消毒を行い、マスク着用で病院内に入るなど、外部からの感染リスクを抑える対策を取っているところでございます。

また、外来受付や病棟ナースステーションなどの窓口にはビニールフィルムを貼り、できるだけ職員と患者が直接対面しないよう対策を行っているところです。

次に、仮に市内での感染疑いが発生した際の検査対応は、検体を市外の検査機関まで輸送するため、検査結果が出るまで約1日から2日を要することとなります。

また、県内で感染疑いが多発した場合には、検査が順番待ちになる可能性もあり、検査結果が出るまでさらに時間を要することから、院内感染や集団感染を発生させるリスクが高くなることや、仮に院内感染を発生させてしまった場合、本市の中核的医療機関の機能が停止するばかりか市内の医療提供体制が維持できなくなる可能性もあります。

そのことから、市内の医療提供体制を維持するため、市の独自の取り組みとして今後の第2波、第3波に備え、市内での感染や疑いのケースが発生することを想定し、垂水市内でPCR検査ができるよう機器等の購入も含め検査体制の整備をすることとしております。

このことにより迅速な検査体制が整えられ、市内の医療機関内での感染リスクを軽減し、感染拡大の防止や医療提供体制が維持できるものと考えているところでございます。

また、市内医療機関、介護施設につきましても、第2波、第3波に備え、現在、各施設が必要とする機器や備品、感染防止対策用品などの取りまとめを行っており、各施設の感染防止対策について本市としましても支援を行っていくこととしているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 学校教育の遅れを取り戻すための対策につきましてお答えいたします。

3月2日から25日までの1回目の臨時休業期間に学習できなかった内容につきましては、学習に必要な時間の把握を行い、新しい学年の4月当初に授業実施、4月17日までには全ての学校で指導が修了したところでございます。4月22日から5月10日まで2回目の臨時休業期間に学習できなかった内容につきましては、各学校が行事の見直しや時間を短縮しての実施、臨時休業期間中に職員会議や職員研修を前倒して実施することにより授業ができる時間を生み出すなど、児童生徒が学校生活のリズムを整えながら無理なく学習できる環境を整えたことで、現時点での学習の遅れにつきましては、全ての学校が1学期中に取り戻すことができる計画を立て、授業が進められているところでございます。

以上でございます。

○市民課長（篠原彰治） 感染防止対策につき

まして、最も窓口業務に従事しております市民課の状況をお答えいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、来庁者及び職員用に窓口4カ所に消毒液を設置し、また、飛沫感染防止用のパネル9枚を設置することにより、職員と来庁者の直接的な接触をできるだけ回避しているところでございます。

また、パネルとカウンターにつきましては定期的に拭き取りを行い、感染防止に努めているところでございます。なお、各種証明の手数料につきましては、手渡しではなくトレーによる方法を取っているところでございます。

以上でございます。

○消防長（後迫浩一郎） 消防本部としましては、まず、職員が感染してしまうと市民の生命・身体・財産を守るという消防の使命を全うできなくなる恐れがありますので、職員へはかねてから常に自覚を持って行動するよう指示し、家族についても同様に注意するようお願いしているところでございます。

また、感染防止対策としましては、各種届出や申請等に来署される方々がいらっしゃいますので、その際は、まず玄関にてマスク着用、手指消毒をお願いしております。職員につきましては、現場活動を含む業務全般で感染防止対策を徹底しておりますが、特に感染リスクの高い救急活動は、全ての救急事案を新型コロナ疑いとし、万全な感染防止対策を講じております。

また、感染が疑われる事案につきましては、活動終了後、使用資材の廃棄、救急車内の消毒、傷病者の感染の有無が判明するまで職員の健康チェックを継続しております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

まず、農林課。農業にはそんなに影響は出ていないということですが、やはり、今、言われたように若者の農業従事者離れ、あと、

畜産業の従事者離れ、これは一番重要だと思いますので、その点、支援できることはしっかりとやっていただきたいということでお願いいたします。

あと、水産商工観光課、イベントをするということですが、一番心配なのは、やっぱり感染防止だと思います。ドライブスルーだとかレジの距離を離すだとか、そのところをしっかりと徹底した上で取り組んでいただきたい。感染防止にはしっかりと。

何週間か前ですけど、あそこでキャッチセールスしている人がおって、県外から来た人でした。マスクをはめていなかったんです。それを市民から聞いた。県外から来ている人がマスクをはめないでキャッチセールスしているという状況がありましたので、そういうことがないようにマスク着用はしっかりと徹底をしてください。

あと、学校教育のほうですけども、1学期中に、旧年度のやつについては4月17日までに終わったと。新学期については1学期中に解決するということではありますが。

これは、教育長にお聞きしますが、今、教育の遅れはないということですが、国の補正。公立の小・中教職員に3,100人追加、全国で3,100人ですから本市までは及ばないと思いますが、あと、学習指導員6万1,200人、スクールサポータースタッフ2万600人ということで授業を展開するということですが、本市では導入する検討は、要望を出す検討はないのかどうかということ。

あと、気になるのは学校行事です。学校行事、いろんな行事が中止になっていると。遠足もそうだし、運動会もそうだし、あと、夏休みはどうなるのか。既に県立高校は夏休みの期間短縮をしたところも、今日の新聞でしたか載っておりました。本市ではどうするのか、その点をお聞きしたいということです。

あと、保健課。やっぱり垂水中央病院、ここが感染源になるとクラスターになると垂水市は医療崩壊につながる。これは、しっかりとやっていただきたい。これ一番の、最大の私、危機感を持っています。あそこがクラスターになれば垂水市の医療は崩壊します。万全に取り組むように早くしてほしいということです。

あと、PCR検査、補正のほうでありますけど、9月から実施ということでした。もっと早くならないのかな。何か1日から2日間かかるわけでしょう、検査すると。早くすることによって早く感染者を把握できるということであれば、もっと早く対応できるのではないかなと思います。もっと早くできないかなということと、1日20人という予算でした。1日20人、何人分確保してあるのか。それで、足りなければまた補正で組むのか、その点をお聞きしたい。

そして、市民への感染防止。長期にわたることが予想されますけれども、新しい生活様式ということがよく言葉に出ます。このことを市民にどのように周知徹底していくのか、その点をお聞きしたいと思います。

○教育長（坂元裕人） ただいまご質問いただきましたことにつきましてお答え申し上げます。

議員が申されたとおり、文部科学省は5月27日に、臨時休業で生じた学習の遅れを取り戻すために地域の感染状況に応じて公立小・中学校に教員3,100人を追加すること、放課後の補習等を行う学習指導員を6万1,200人、教員の事務作業等を支援するスクールサポートスタッフを2万600人増やすことを発表いたしました。

このことにつきまして、先日、県から学習保障等に必要人的体制の整備に関する調査が届いたところでございます。本市といたしましても配置状況を満たす学校を精査し、希望人数を提出するとともに適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、授業の遅れということで様々な学校行

事に支障が出てきているということでございますけれども、運動会あるいは文化祭、大事な大事な行事でございます。そのことについて、今、学校と連携を取りながらどういう形で行うのか検討を進めているところでございます。あわせて授業のいわゆる学習の遅れ、これにつきましては、夏休みに一定期間、やはり授業日を設定する必要があると考えているところでございます。その際は、大隅地区で連絡を取り合いながら、なるべくそろえる方向で設定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） まず、機械がもう少し早く導入ができないかというご質問ですが、このPCR検査の機械についても全国的に需要が高まっていることから業者に照会をかけたところ、秋口ということで回答があったところでございます。それで、なるべく早くということでお話はしてあるところでございます。

次に、1日20検体について何人分かということですので、そこは、今、言ったとおり20検体、1日にまずできるということです。これが増やせるかどうかということは、実際、検査する人の人数の今の現在の体制で20検体しかできないということになります。これを、検査する人数が増えれば、それだけ数が増える形になるかもしれないですけど、やはり、限られたスタッフの中ですという形で最大20検体、1日できるということでございます。

次に、新しい生活様式の定着の取り組みということにつきましてお答えいたします。

国が発出していた緊急事態宣言が解除され、これまで自粛していた様々な活動も再開しつつありますが、国や県は感染症対策については気を緩めることがないよう、新しい生活様式の定着を目指しております。

本市としましても、これまでの基本的感染対策である2メートル以上空ける身体的距離の確

保、マスクの着用、こまめな手洗いを引き続きお願いするため、周知活動をしていくとともに、正しい感染症対策の知識を普及・啓発するため、幼稚園、保育園、学校、福祉施設、介護事業所などに保健師の派遣を考えており、既に幾つかの小学校とは開催日の日程調整を始めている状況でございます。今後も様々な機会を捉えて周知活動をしてまいりたいと考えております。

また、市民の皆様にも本来イベント等で多くの人が集まる機会に感染防止対策の啓発等を行っていかねばならないところがございますが、イベント等は密集・密接・密閉の3密になってしまうことから、まずはできる事柄として市内全世帯に新しい生活様式に関するチラシを配布させていただいたところがございます。

今後は、市報掲載はもとより、集まる人数が少ない介護予防教室など、関係課と連携を図りながら感染対策に広く普及・啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 あともう一点、保健課長、これから夏です。熱くなりますよね。私、マスクしていると、ちょっと気温が上がるとはあはあ言います。問題は、要は感染防止と熱中症対策の関係です。この点については、もう答弁はいいですから、しっかりと対応をしていただきたい、いい考えを出していただきたい。熱中症の患者が垂水市で増えないようによろしく願いしたいと思います。

あと、最後、市長、これは要望にさせていただきます。川越議員のところ、感染防止と経済的支援、お話をいただきました。私が聞いたかったのは、要は垂水市で感染者確認したときの対応措置です。初動措置を間違えると大きなことになります。

垂水市で感染者が出るときには、多分、県内のあらゆるところで感染者が出ているのではないかなというところで、その初動措置のしっか

りと対応していただきたいということで、これは要望に代えさせていただきます。

もう、一部では二次感染が始まっているという情報もあります。本市においても必ず感染の波はやってくるものと危機感を持ち、そして、その影響を最小限に抑えるための備えが必要ではないかなと思います。

新型コロナウイルスにかかって、活性化、経済とか産業、観光の活性化を図りつつ感染防止に努める最大の努力をしてほしいということをお願いして、次のテーマに入ります。

時間がありませんね。

続いて、災害時の避難、避難所の在り方についてです。

おおむね回答をいただきました。要は、ホテル、旅館の利用については厳しいということですが、今すぐできること。何かということでも私も考えてきました。

要は、段ボールベッドを活用できないかということです。NHKが専門学者、研究者のもとで人とくしゃみの同じ量の飛沫を無風状態の部屋で飛ばして実験を行い、テレビ放送もありました。口から放たれる飛沫は1.5メートル先に落下し、飛沫にウイルスが含まれれば、床には24時間以上感染力を持つと考えられていると。

そして、その上で人が歩くとほこりなどに付着した飛沫も一緒に舞い上がり、さらにくしゃみ、咳などにおいて空気が動くだけでほこりが床から20センチの高さまで舞い上がるということです。

いわゆる床に直接横たわるのは感染の恐れが増大するという。そこで、有効とされるのが段ボールで作られたベッド、間仕切りです。一つが1人分のスペース、そして、床から35センチ底上げすることによって床から舞い上がる飛沫を防ぐことに有効だということです。

何よりもベッドを置くことでスペースが確保される、密を回避できる効果もあるということ

ですが、本市において段ボールベッドについて導入する検討はないのか、これについては、既に武雄市で導入しております。武雄市は、最も多い日、避難者が451人だということを踏まえて500セット用意したそうです。本市では検討できないのか、それだけちょっと聞きますが時間が。検討できるかどうか、それだけお聞きします。

○総務課長（和泉洋一） 先ほども1回目の答弁で申し上げましたとおり、今、必要な備蓄品についてリストアップをしております。その中に、当然、段ボールベッドも入っておりますので、今後の補正予算において計上できないか検討するというございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 感染防止、しっかりと対応していただきたいということです。

続いて、三つ目の質問に入っていきたいと思えます。

予算案の上程について、国や県に確認をして法的に何ら問題はないとの回答でしたので安心しました。

次に、実施設計の内容についてであります。

先日、全員協議会の中で事業費や実施設計の内容、総括監から説明を受けました。総括監は自ら作った模型を活用して説明をされておまして、敷地内の建物や駐車場の配置状況、かさ上げの状況もリアルに作成されており、非常に分かりやすいものでした。さすが、1級建築士の資格を有するだけの人であり、庁舎建設係に総括監を配置したことは非常によかったですのではないかと思います。

そこで、総括監に質問をいたしますが、実施設計と事業費についてお尋ねします。

増額の要因について安全対策の強化ということで地盤改良を講じたとありました。この地盤改良が必要な根拠についてお伺いいたします。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） お答えいたし

ます。

今回、防災拠点として考えておりますので、耐震構造を免震構造といたしております。それで、性能評価機関の審査を受けて大臣認定を取得するように進めております。

そこで、地盤改良の必要性につきましてお答えいたしますが、地盤改良の必要性につきましては、液状化判定を行いましたところ、液状化判定の対象となりますグラウンドラインから20メートル、マイナス20メートルの範囲で対象に時刻歴応答解析の結果を基に判定しましたところ、大規模な地震が発生した場合、液状化の可能性があると判断されましたので、ここでまた設計されました地盤改良を行うことで再度の液状化判定の結果、液状化の程度は問題ないと判定されたところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 詳細な地盤改良の結果を基に、液状化判定の結果を見ながら最適な地盤改良工法を選択する必要があったと理解をしました。

恐らく大臣認定を受けるということですので、こういったデータを基に審査の中で詳細にチェックされるものと思えます。

次に、事業の進め方について1点だけ、お聞きいたします。

全員協議会の中で建設スケジュールの説明がありました。8月に施工工事の入札、9月に工事着工予定とのことでした。

また、9月には用地取得議案が提出されるということですが、用地取得前に造成工事を行うことに問題はないのか、そのことについてお尋ねします。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 現在、開発行為の申請に向けて関係機関の協議や申請図書作成をしているという状況でございますが、この造成工事の施工につきましては、都市計画法第33条第1項第14号により関係権利者の同意があれば施工できますので、用地売買前でも施工す

ることは可能でございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 最後になりますけど、6月1日、午前9時33分、薩摩半島西方沖を中心とするマグニチュード4.3、最大震度4の地震が発生しました。月曜日の勤務時間中のことでしたので、この庁舎の揺れも大きかったのではないかと思いますし、職員の皆様も庁舎は大丈夫かと心配されたことだと思います。

この地震、昨日も震度2の地震が鹿児島島のほうでありました。6月に入って、全国では震度4以上の地震が。このほかにも6月1日に茨城県北部、6月4日に茨城県の沖でも発生しています。

震度1以上の地震だと6月中、8日間で37回も発生しています。さらに、5月中には183回の地震があり、そのうち震度4以上の地震が9回も発生している状況です。小さな地震が多発する、イコール巨大地震の前兆ではないかという専門学者もおられます。

何が言いたいかわかりますか。一刻も早く庁舎を造ってほしいということでもあります。防災拠点としても、市民の安心安全を守るためにも早急に建てる必要があるんだと、庁舎建設が建設計画スケジュールどおり進み、一刻も早く整備を進めてほしいというお願いを込めて、本日、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、午後1時15分から再開いたします。

午後0時12分休憩

午後1時15分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、前田隆議員の質問を許可します。

[前田 隆議員登壇]

○前田 隆議員 お疲れさまです。

本日4番目の質問をいたします。新型コロナ対策関係の質問を皆さんがされまして、ダブるところもありますが、よろしく願いいたします。

新型コロナ対策の緊急事態宣言が解消され、感染拡大も少し減少傾向になってきました。

しかし、新型コロナウイルスの影響が世界全体に大きな打撃をもたらし、経済や産業の立て直しにこれから困難な道が待っております。

政府も今回の二次補正予算で事業規模117兆円の新型コロナ対策を閣議決定し、地方への臨時交付金は、今回の補正予算に2兆円を計上しております。本市も臨時交付金を活用した二次補正予算を今回の議会に上程し、新型コロナ対策に取り組んでおります。

それでは、新型コロナ対策関係の質問や河川の治水対策、ふるさと納税などについて今回は質問いたします。

議長の許可をいただきましたので、順次質問に入ります。

まず1問目に、本市における新型コロナウイルスの影響と支援策について。

1、市独自の持続化給付金5万円給付対象者の想定人数と実態について伺います。収入が20%以上50%未満減った中小企業と個人事業者に5万円を支給する、いわゆる国の持続化給付金の対象外になる事業者の救済策が、市独自の持続化給付金として補正予算で計上されております。

対象となる商工業事業者向けが1,500万円、垂水・牛根両漁協に所属している水産関係事業者向けが1,600万円となっております。想定事業者数は、商工会会員が300名、漁業従事者320名の合計620名が予定されております。

これは、どのようにして算出したのか、それでカバーできる事業者数なのかと問題視しておりましたが、本日追加で非商工会員向け214

名1,070万円の追加補正予算が提出されました。これで商工業事業者全員が対象となりましたので、その問題は解決いたしました。修正に至る経緯と水産関係の想定人数の説明をお願いいたします。

それから、収入減少等の実態はどんな状況かについては、新聞やテレビで新型コロナ関係の全国的なニュースは知っているが、膝元の本市における影響、特に休業や外出自粛等で収入減少を余儀なくされている方々の実態をよく知らない。その対象者への支援給付金ですので、実態についても議会の場で明らかにし、審議に臨みたいと思っております。

しかし、午前中の質疑で応答がありましたので、状況については分かりましたので割愛いたします。

次に、2番目の質問に入ります。

河川等の浚渫予定と計画、要望について。政府は、去年の台風15号、19号による水害を検証し、河川の浸水対策に堤防の補強としゅんせつを地方自治体が管理する中小河川にまで拡大し、地方自治体が行う浚渫事業に対し70%の交付税措置をする政策を今年度より5年間推進することを決定しております。

この措置で、今まで地方自治体が主体していた浚渫事業の費用が随分楽になり、事業を進めやすくなるのではと期待されております。

本市もこの交付税措置のある浚渫事業を活用し、遅れがちな河川の土砂除去整備を早急に展開していただきたいと思うところです。

それでは、本年度の市が管理する河川の土砂除去等の予定と今後の計画及び河川台帳作成について伺います。

市が管理する河川の土砂除去は、当初予算で200万円、今回の補正予算250万円で深港川、塩入川、平野川が予定されています。当初予算の予定箇所はどこかと、今後の計画を教えてください。

また、繰越明許費で垂水市河川台帳作成準備事業650万円が報告されています。その作成目的を教えてください。

次に、3番目の質問、ふるさと納税について伺います。

本市の自主財源の一つに、ふるさと納税があります。本市のような小さな市は税収も少なく、自主財源は交付金に頼る部分が多いのが実情です。ふるさと納税は、その自主財源確保に大きく貢献している税です。そこで、本市のふるさと納税について質問いたします。

令和元年度のふるさと納税寄附金は12億7,000万円で、平成30年度の5億8,000万の倍増となりました。増えた要因は何かについて伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（大山 昭） 市独自の持続化給付金5万円の対象者の想定人数につきましてお答えいたします。

対象者につきましては、垂水・牛根両漁協の組合員889名のうち、事業者登録されております320事業者と市商工会の会員でございます300事業者としておりました。その後、県の休業協力要請を受け、休業されております事業者が対象者として含まれていなかったことや他市町などの状況を踏まえ、市商工会が年度初めに県連に報告しております商工業者514の全業者を対象とすることとし、本日214事業者を追加議案として上程したところでございます。合計いたしますと834業者が対象となります。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 今年度の土木課管理河川の土砂除去の予定につきましてお答えいたします。

河川の土砂除去につきましては、日常点検や特に出水期前の点検におきまして、除去の必要性が確認されました河川を実施しておりますが、その他地域からの要望がございました際も現地

の確認を行い、対応することとしております。

本年度の予定箇所でございますが、当初予算での対応箇所としまして飛岡川と中浜川の護岸の補強を実施しております。さらに、本会議に上程しております補正予算での対応といたしまして、深港川の土砂除去、塩入川の河床整備及び護岸基礎補強、平野川の土砂除去及び河川内の樹木の伐採を予定しております。

次に、今後の計画でございますが、本市の河川は急流河川が多く、豪雨により河床の状況が変化いたしますので、まずはしっかりと点検・調査を行い、被災を受けました箇所は災害復旧での申請を、維持管理での対応範囲であれば、関係課と協議を行い予算の確保に努めるなど早急な対応・対策を行ってまいります。

河川台帳についてでございますが、個別施設計画作成の義務化や災害査定時に台帳の有無の確認をされることもございますことから、作成する必要があると判断したところでございます。

台帳作成の目的といたしましては、個別施設計画の一部となるものと考えておりますが、最新の航空写真より平面図を図化し、既設ブロック積などの河川構造物を表示しますが、災害復旧などで新たに構造物を施工した場合には追加表示し、維持管理の履歴を残すことで河川全体の構造物を把握し、適切な維持管理を行うことを目的としております。

また、寄洲除去につきましては、常に状況も変化いたしますので、点検等を踏まえ判断してまいります。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 令和元年度にふるさと納税が増えた要因についてお答えいたします。

令和元年6月総務省よりふるさと納税に係る指定制度が創設され、返礼品を地場産品とすることや返礼品調達に係る経費を5割以内とするなどの規定が設けられた結果、一部の自治体が

指定の対象外となるなど、より厳密かつ公正な制度の運用が求められるようになりました。

本市では、これに先んじまして平成30年度より返礼品の価格を寄附額の3割以下にする等の対策を講じておりましたため、新制度への対応を円滑に行うことができたところでございます。

また、返礼品提供事業者と連携を図り、新たに5,000円枠の納税の返礼品の創出と充実を図るなどの取り組みに力を入れまして納税件数、納税額ともに大きく伸びたところでございます。

さらに大きく寄与したものとして、ふるさと納税のPRに効果的なポータルサイトの充実にも努めており、これらの要因が複合的に作用した結果、多くの納税者の方々の選択の対象となり、寄附額の増加につながったものではないかと考えております。

今後も国や他市町の動向を注視しつつ、法制度などの改正等にも柔軟に対応できる体制を整え、また、特に返礼品に対するニーズの把握は重要でありますので、返礼品事業者との連携と情報共有を図りまして、さらなる魅力ある返礼品の開発を進めていただき、より効果的なPRについては、納税額を伸ばしている自治体等も参考に多くの皆様に納税いただけるような取り組みを続けてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 それでは、一問一答で2回目の質問に入ります。重複する質問は割愛いたしますので、よろしく願いいたします。

1問目の対象事業者の人数算出に関しては、商工会員だけでは全員を支援できない不公平な支援策だと問題視しておりましたが、県の休業要請に協力した全事業者を支援することにし、追加補正予算を上程したとのことでした。これに対しては、適切な対応と歓迎の意を表します。

両漁協所属の組合員900名、約900名おられ、事業者登録が320名ということも分かりました。

予算は少し膨らみましたが、商工業や水産業の方々をあまねく支援する給付金を用意されましたことは、大変有意義なことと思います。

それでは、その具体的な申請手続等について質問いたします。

対象事業者の申請手続に必要な書類、留意点、広報、受付期間、支給開始日、支給方法などについて説明をお願いいたします。

○水産商工観光課長（大山 昭） 申請手続、期間、支給方法などにつきましてお答えいたします。

申請手続につきましては、対象となります全事業者へ本議会終了後の6月20日に申請案内文を郵送する予定でございます。商工業者につきましては、垂水市商工会長、水産事業者につきましては、加入しておられます垂水市漁協もしくは牛根漁協の組合長へ申請書類を提出していただくこととなります。

申請書類につきましては、持続化給付金申請書や売上げが減少したことを確認できる書類などが必要となり、提出されました申請書類等を各団体の職員が確認し、給付条件の適否について審査後、各団体長が給付を行うことが適当であると認定した場合、垂水市へ提出していただき、再確認した後、事業者へ給付することとなります。

申請期間につきましては、7月30日までとし、6月30日までに申請され、認定されますと翌月7月10日に垂水市より指定された金融機関へ振り込む予定としております。その後、10日間おきに締めて10日後に振り込む予定としており、8月11日が最終振込日となります。

申請内容につきましては、市報並びにホームページ等で周知し、対象者の申請漏れがないよう徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。

国の持続化給付金は、給付が遅いとの苦情を

聞きます。本市の持続化給付金は、申請は6月20日より10日間隔で締め切りと支給を行うと、受付は7月末で終了し、支給は8月10日で終わるという予定を聞きました。

そこで一つ質問なんです、去年は創業せず今年創業した方々はどうなるのかという問い合わせも来ております。そういう方々への対応はどのようなのか。質問いたします。

○水産商工観光課長（大山 昭） 創業は、創業3カ月以上たっていれば対象となります。

また、その方々につきましては、1年未満の創業だということになれば、近いところの3カ月の平均と2、3、4、5、のいずれか一番低い月との比較対象として20%未満50%以上を比較して給付することといたしております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。受付はできるだけ簡素にして、スピード感を持った給付をお願いいたします。

それでは、次の3に移ります。

肉用牛農家の独自支援策について、当初は、肉用牛農家への支援策がない点についてただそうと考えておりましたが、こちらも独自の支援策を補正予算で追加提出されました。

予算等については、午前中、財政課長より説明がありましたので分かりました。予算はそれぞれ肥育農家に450万円、生産農家に486万円、地域内肥育用素牛購入支援に360万円となっております。

本市の肉用牛農家の窮状や、追加議案提出に至った経緯について説明を求めようと思っておりましたが、これも午前中の質疑応答で分かりましたのでやめます。

そこで、予算の肥育農家450万、あるいは、生産農家向け486万円、地域内肥育用の360万円のそれぞれの予算設定の根拠、例えば去年の頭数が幾らで、今年はそういう期間で幾らというような内容説明をお願いいたします。

○農林課長（森 秀和） 肉用牛農家の支援の設定についてご説明申し上げます。

まず、子牛生産農家の設定でございますが、設定の支援金2,000円は、繁殖牛1日当たり1キロの濃厚飼料を与えます。飼料掛ける単価のひと月分で2,000円となっております。

また、頭数につきましては、市内生産農家の頭数が810頭でございますので、それ用の486万円を計上しております。

次に、肥育農家でございますが、肥育農家も同様、飼料代の給付金でございます。肥育農家は、1日当たり約9キロの濃厚飼料を与えております。その掛けるの20カ月割るの10分の1で3万円の設定をしております。頭数につきましては、肥育につきましては、計画的な出荷がされておりますので150頭の出荷でございます。

あと、子牛素牛導入の肥育の事業でございますが、これにつきましても肥育農家の意見を参考にしながら頭数を設定しております。

以上でございます。

○前田 隆議員 どうもありがとうございます。

肉用牛農家も外食産業等の需要が落ち、枝肉価格が25%落ち、子牛の競り値も同様に落ちていると、垂水市は肉用牛農家も40軒前後と結構おられます。県内では霧島市、鹿屋市、指宿市と次々に支援策を打ち出しております。

そういう中で、本日肉用牛農家経営緊急支援給付金の追加予算が提出されましたことは、歓迎いたします。こちらの受付や給付も簡素でスピード感を持った対応をお願いして、次に移ります。

先ほど、河川の1番については答弁をいただきました。ありがとうございます。当初予算200万円は、飛岡川と中浜川の護岸補強に充て、実施したとの報告でした。今後の計画と垂水市河川台帳作成の目的、内容も分かりました。

河川台帳作成は、航空写真で表示することで、今後、河川対策として使用できるものと期待し

ております。

次の2番目の、土砂除去や護岸の補強などの対策が必要な河川のうち、今年度、実施率はどの程度見込まれるかについて質問いたします。

私は、5月末に塩入川、飛岡川、松崎川など視察してまいりました。土砂除去や護岸補強を要する河川の多さに愕然といたしました。このうちのどれくらいが本年度実施できるのかと。また、予算と必要性のバランスにどう対応するのかと思いました。

地域住民は皆、自分の近くの河川の土砂除去を早く、早急にと誰もが望んでいます。また、いつ来てくれるのかと思っています。そういう声に、行政として明確な回答を示す責任があります。予算がこれだけなので、今年はこことあそこを、そこは来年度といった具合に計画を示す必要があると思います。

そういう意味で、本年度実施予定先はどこかで、何割ぐらいになるのかの質問をいたします。対策が必要な河川の選定や順番、積算が必要で難しい質問かもしれませんが、重要な問題ですのでよろしくお願ひいたします。

○土木課長（東 弘幸） 本年度の対策が必要な河川の実施率でございますが、緊急を要するものや経過観察としたものが合計9河川ございます。緊急的な対策としましては、堆積した土砂除去、洗堀防止や護岸の補強、河川内の除草や樹木の伐採などがございますが、9河川のうち、当初予算や補正予算での対応が5河川、その他で追神川、北迫川の合計7河川で実施する予定でございますので、実施率は78%となるものでございます。

また、残りの2河川、境川と鶴田川につきましては、先ほど申しました経過観察を行いながら、必要な時期に対策を行う予定でございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。

対策が必要な河川が合計9河川あると。その

中で、今後、緊急を要する河川として追神川と北迫川を実施するとのことでした。

また、残りの境川と鶴田川は経過観察対応予定との報告でした。

市の管理する河川は急流が多く、大雨のたび変化するなど対応に大変で、計画を立てにくいことは理解いたしました。その上で、あえて河床整備対策箇所を選定、順番、積算を先ほどの河川台帳作成の過程で計画化し、その計画を地域住民に知らせ、不安解消に努めていただきませう要望いたしまして、次に移ります。

次の質問も同様になりますが、3、県の管理する本城川、河崎川、小谷川、松崎川、中俣川の本年度しゅんせつ工事予定と市としての要望取り組みについて伺います。

特に本城川ではウオーターバック対策が必要な箇所があります。土砂堆積で水位が上がり、大雨のとき用水路からの水が逆流するウオーターバック箇所が見られ、冠水や農業被害が出ております。

また、透過型砂防ダムは流木が引っかかったまま放置されている。このような流木除去要望も進達されているか伺います。

○土木課長（東 弘幸） 県管理河川の今年度の予定についてでございますが、本市には県が管理する2級河川は5河川ございますが、大隅地域振興局へ問い合わせいたしましたところ、本年度の予定は本城川、河崎川、小谷川の3河川につきまして実施予定であり、本城川と河崎川は既に発注され、現在、施工中でございます。

次に、要望の取り組みでございますが、毎年実施されます大隅地域振興局と近隣市町で構成される大隅地域土木事業連絡会や行政懇話会でも、毎年、寄洲除去の継続した実施の要望を行い、また、地域からの要望がございましたら、現地を確認し進達を行っているところでございます。

引き続き、対応の必要な河川につきましては

要望を行い、地域の皆様の不安解消に努め、安心安全につながるよう対策を講じてまいります。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。本城川、河崎川、小谷川が予定され、既に本城川と河崎川は発注済み、実施中とのことでした。

寄洲除去は、毎年継続して要望していただいているとのことですが、要望先と実施先のギャップが大きいと感じます。総務省も今年度より河川のしゅんせつを強化すると表明しております。

大隅地域振興局には、地域からの要望は現場確認して進達を行っているとの回答でしたが、本城川などの要望は危険箇所の堤防工事、ウオーターバック箇所などの土砂除去、ダムや橋桁付近の流木除去など地域住民からの強い要望ばかりです。どれも大事な問題です。

去年の要望箇所は、随分実施していただきました。しかし、まだまだたくさん要望箇所が残っております。今年もまた地域からの要望に対し、重ねて進達をお願いいたしまして、次に移ります。

それでは、次に、三つ目のふるさと納税について、ふるさと納税が増えた要因は説明をいただきました。ありがとうございます。

ふるさと納税が増えた要因の一つに、泉佐野市のような過度な返礼品に集中していたのを19年6月より、法規制で返礼品は寄附額の3割以下にし、地場産品としたことが大きく影響して、本市などは逆に増えた。

また、返礼品や送料、広告費などの経費を5割以下に規制したことなども考えられる。

それから、市独自の取り組みとしては、ポータルサイトを五つに増やしたり、返礼品を5,000円のメニューを追加するなどの独自の工夫をした。

また、取り組みも規制前の平成30年度より3割の返礼品にして取り組んでいたというふうな

ことでした。

ポータルサイト、ふるさとチョイスの返礼品最新情報として、薩摩ボタンが垂水市の返礼品として載っておりました。これは、垂水市を宣伝・アピールするのに一役買っており、垂水市の他の返礼品を見ることにつながると思います。

垂水市には、ほかにもいろいろな食材や温泉水、名産品があります。これらを生かしてふるさと納税が今年も順調に伸びて、前年並みの確保ができることを願うものです。

そこで、予算は10億円ですが、前年並み以上に今年も確保が期待できるのか、企画政策課長に伺います。

○企画政策課長（二川隆志） 前年度並みというところから確保できるかということのご質問でございますけども。我々としまして、今回、令和元年度で12億7,000万という額、そして、平成30年からの5億8,000万からすると大幅な伸びを受けたところでございます。

こちらにつきましても、やはり我々なりに目標設定については昨今の社会的な情勢、そういったところを踏まえますと、やはり厳しい目で見なければいけないという観点で臨んでいるところでございます。

また、一方ですけれども、やはり全国的な統計からしますと平成30年度はやはり全国的に3,000億を超える額、そして、令和元年度が5,000億を超えているというところで、年々ふるさと納税額については、全国的にも伸び率も上がっているところでございます。

そういったところを踏まえますと、やはり、楽観的なところも踏まえ、目標の設定というところは考えてもよろしいのではないかと思います。は市内でもそのような意見として伺っておりますが、やはり、先ほどから申し上げましたとおり様々な要因がございますので。そこは、今回10億円という額につきましては、必ずしも超えられない額ではないというふうに思っております。

して、まずは我々としても今後の取り組みにつきましては、この10億円からいかに上積みを狙っていくかというところにかかってくるのではないかとこのように思っております。

ですので、それについての、今、体制作りというのが平成30年度の一足早い取り組みから始まったと。それが、令和元年度において何らかの一定の成果があったのかなというふうに思っております。

ですので、またさらに体制の強化も含めまして人員の確保も行い、そして、さらなる上積みを狙い、そして、まだこれについてはやはり市内のふるさと納税の生産者の、事業者の方々の協力なくしてはなし得ないこととございますので、ここにつきまして協力を仰いだ上で、やはり納税していただく方々のニーズをつかんだ形で地元産品をいかに多く全国にお届けするというのが今後の納税額とともに件数の伸びにつながっていくのではないかとこのように思っております。そのような取り組みを市内、関係各課含めて連携して取り組んできたいというふうに思っております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。

返礼品の地元業者と本当に連携を深めて取り組んでいただきたいと思います。前年並み以上というのを目指して頑張っていただきますとともに、近隣の志布志市や曾於市、大崎町などは本市の倍以上の寄附金を集めていると課長からお聞きしました。

本市も頑張って追いつくような取り組みをお願いいたしまして、次の、本市の企業版ふるさと納税についてに移ります。

企業版ふるさと納税は、都市部に集中する企業から税収を地方に移そうと16年度に始まりました。

しかし、個人のふるさと納税と違って、返礼品もなくメリットは税負担の軽減が寄附額の6

割あるだけで低調でした。

そこで、本年度から税負担の軽減を寄附額の最大9割まで拡大し、企業が寄附をしやすいようにしました。本市は、今まで企業版ふるさと納税についてどんな取り組みを、地域再生計画としての事業を展開されてきたのか伺います。

○企画政策課長（二川隆志） 企業版ふるさと納税についてお答えさせていただきます。

企業版ふるさと納税の制度につきましては、地方版総合戦略に位置づけた自主的かつ主体的で官民協働、地域間連携及び政策間連携の要素を含む先導的な事業を盛り込んだ地域再生計画を作成し、国の認定を受け実施できるものでございます。

認定されました後に、対象事業に賛同いただける企業から寄附をいただき、事業実施することとなります。寄附をいただきました企業は、法人税等の税額控除が受けられる制度でありまして、令和元年度までは税額控除が6割でしたが、令和2年度からは9割に引き上げる改正がなされているところでございます。

本市におきましては、平成28年度に学生が市内企業を地域での魅力ある雇用の場、就地として認識し、最終的に就職してもらうことを目的とした垂水市地域若者就地拡大プロジェクト事業を盛り込んだ地域再生計画が認定されました。

この事業は、県内大学や垂水高校、地元企業と連携し、就業体験や講座等を通じて本市の魅力を発信する取り組みでございます。

この取り組みに賛同いただきました本市にゆかりのある五つの企業から寄附をいただき、活用させていただいております。

また、平成28年度から事業実施後、連携しております垂水高校、県内大学からの垂水市内企業への就職者数につきましては、平成28年度が5名、平成29年度はなし、平成30年度が1名、令和元年度がなしと各校より報告を受けている取り組みを行っております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。垂水市も若者、若者の就地というプロジェクトを展開していたということによかったと、まず、思います。

その就地プロジェクトです。その就地プロジェクトは寄附した業者は5社と、今、伺いたしました。

また、人数は6名。6名で人数は少し少ないなと思いましたが、まず、寄附した5社のトータル金額は幾らだったか伺いたします。

○企画政策課長（二川隆志） まず、年度ごとの寄附額を申し上げます。平成28年度が400万、29年度が1,000万、30年度が1,000万、この3カ年でいただいております。トータル2,400万、企業版ふるさと納税という形でいただいているところでございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。2,400万もあったと、2,400万いただいている割には本来の目的の就地の若者が6名と少し少なかったなと先ほど申しましたが、残念に思いますが、本当に本市にとっても非常に重要なプロジェクトです、この内容はですね。そういうことを取り組んでこられたことは本当に評価したいと思います。

それでは、次の地方創生事業の財源としての取り組みについて伺います。

この企業版ふるさと納税制度に積極的に取り組んで実績を上げている市町村もあります。

また、今年度から企業版ふるさと納税に力を入れている自治体も増えたと聞いております。県内では、隣の志布志市が二つの事業をふるさとチョイスに載せておりました。本市も再度、就地プロジェクトはもちろんのこと、若者の定住、結婚、出産など重要な課題に対し新たな地方創生事業を立案し、第2次垂水市総合戦略に載せる。そして、その事業の寄附金獲得に関東や関西のゆかりのある企業を訪問し、地域創生

事業の財源として企業版ふるさと納税を推進していくという活動を提案いたします。

市長がトップセールスとして活躍できる事業を準備・展開する提案に対し、市長の思いなどを伺えましたら、よろしく願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 今、前田議員からご提案をいただきました。基本的には同様の考えであります。

先ほども説明がありましたとおり、ふるさと納税は2種類あるわけです。個人の部分において昨年度、約12億7,000万ということで過去最高でありました。主な要因として、これまでどおりやったんだけど、ほかのルール違反とまでは言いませんけれども、そういったところの財源も流れてきたということも一因であったというふうに思います。

全体的には、3,000億から5,000億市場、総務省とやり取りをする範疇においては1兆円を目指すと言われておられますので、単純に倍行ける可能性がある。近隣の4市の中でも垂水市を除く3市は平均で20億を超えておりますので、まだまだ努力しなければならない。それは、担当者の努力が足りないということではなくて、我々として、組織として人的なもの、予算も含めて他市に比べるとまだまだそういう体制になっておりませんので、その辺をしっかりと体制を整えて安定した財源を確保していくということに取り組んでいかなければいけないと思います。

そこで、ご指摘の企業版のふるさと納税ということでもありますけれども、先ほどもありました、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた事業のうち、先導的な事業を地域再生計画に盛り込み、国の認定を経て事業実施できることは先ほど所管課長が申し上げたとおりでございます。

本市では、次年度の予算編成に向けて毎年度5月に、各課との次の年度の取り組みを検討す

る政策方針協議というのを実施しております。地域からのご要望等を反映させる各課の提案や、私の公約を盛り込んだ事業の推進のために協議を重ねた上で、予算編成を行っているという流れでございます。

令和2年度当初予算におきましては、14の新規事業を抱えておりますけれども、いずれも産学官連携による先導的な取り組みとまでは至っておりませんが、認定申請を見送らざるを得ない、そういう意味では状況でございますけれども、これまでに認定をされました垂水市地域若者就業拡大プロジェクト事業は、先ほどお褒めの言葉をいただいたとおり先進的な取組でございます。

垂水高校や鹿児島国際大学等々とも連携をして、まず垂水をしっかり知っていただいて、その上で、垂水の魅力を感じて就職につなげていくということでもありますので、今後もしっかり産学官連携をして取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、事業の趣旨に賛同していただける市外に本社をお持ちの企業の皆様からの寄附というのが必要となりますことから、本市出身の方々が集まる関東垂水会や関西垂水会などの会合の場をお借りしながら企業版ふるさと納税の趣旨を説明をして、寄附の充実を呼びかけてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。

とにかく事業の計画、認証が先決ですが、ぜひ取り組んでいただきますようお願いいたします。全ての質問を以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、午後2時15分から再開いたします。

午後2時06分休憩

午後2時15分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、発言の申し出がありますので、これを許可します。

○企画政策課長（二川隆志） 先ほど、前田議員からのご質問にありました、企業版ふるさと納税の年度ごとの寄附額について誤りがございましたので、ご報告申し上げます。

先般、平成28年度は400万のままで結構です。29年度を1,000万と申し上げておりましたが、800万でございます。30年度も同じく1,000万と申し上げましたが、700万になります。合計としまして1,900万が正確な数字でございますので、訂正してお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（篠原静則） 次に、5番、梅木勇議員の質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 お疲れさまです。

テレビや新聞では連日新型コロナウイルス感染に関する報道がこれでもか、これでもかというぐらい報道がなされている昨今であります。新型コロナウイルス感染症については、防止対策の緊急事態宣言が4月7日に7都府県に発令され、さらに国内で感染者が1万人を超えたとして4月16日には全国に緊急事態宣言が発令されましたが、5月25日には感染者数が減少したとして49日ぶりに緊急事態宣言が全面的に解除され、外出、催し等が段階的に緩和されることになりました。

しかしながら、北九州や東京都での新たな感染者の報道がなされており、終息までには相当の期間を有するものと思われます。

一方、新型コロナウイルスの終息を願い、全国160を超える花火業者が今月1日午後8時全国一斉に花火を打ち上げ、鹿児島県では鹿屋市、肝付町、南大隅町など、8カ所での花火が報道

されましたが、鹿児島県では、現在、感染者はいませんが、このままの状態では終息につながればと思いつながら毎日のニュースに気をつけながら過ごす日々であります。

私たちの周りでは、5月30日に九州南部が梅雨入りしたとみられると鹿児島地方気象台が発表しましたが、梅雨らしい天気が続き、田んぼでは田植えが始まりました。秋の豊かな実りを願うところです。

梅雨と同じ、これから夏に向かい、大雨や台風等で災害の起こりやすい季節となり、市では5月25日、令和2年度の防災点検を消防本部、陸上海上自衛隊、大隅地域振興局、国土交通省大隅河川国道事務所等と行い、災害復旧工事現場などの状況や危険箇所の確認をされていますが、減災、また、人災が出ないよう備えの万端に努めていただきますようお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、先に通告しておりました質問に入らせていただきますが、ご答弁よろしくようお願いいたします。

まず、1問目。災害時の避難について質問いたします。

避難の在り方についてでございますけれども、今年の災害時の避難については新型コロナウイルス感染症防止対策が強く求められています。本日、これまで徳留議員、堀内議員が質問され、重複する点もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、避難の在り方についてであります。密集・密閉・密接の3密を避けるためにできる限り分散化を図り、避難所では対人の距離をとることが必要であります。テレビや新聞等の報道では、市が指定した避難所だけでなく安全な親戚・知人宅や車中泊の避難も考えてと呼びかけており、6月4日のNHKテレビ「あさイチ」で愛媛県宇和島市がホテル・旅館に避難・宿泊すれば、1泊3,500円を補助するとのニュースがありました。

今月の初め、市から配布された内閣府・消防庁のチラシにも避難に対する知っておくべき五つのポイントが記されていますが、また、県では市町村における避難所の設置、運営に当たっての参考となるよう、避難所管理運営マニュアルモデル、新型コロナウイルス感染症対応指針を作成されており、6月5日の南九州新聞に掲載されましたが、指針には、密接を防ぐ十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設、指定避難所以外での別施設の選定・確保等が記されていますが、これまでの避難所開設の箇所数の見直しは必要ないかなど、避難をどのように進めるのか伺うということにしておりましたが、午前の質問・答弁で避難所を22カ所に増やしたということでありましたので、この質問の1回目の答弁は求めません。

2問目に、地域活性化活動推進について質問いたします。

これまで、本市では地区公民館ごとにまちづくりの協議、活動がなされ、地域活性化の推進がされていますが、振興会等では毎年初夏から秋頃までに地域の道路沿いの除草や清掃などがなされ、地域の環境の維持・美化活動が行われています。

市民活動には、社会福祉、社会奉仕活動、青少年健全育成活動、地域社会活動等がありますが、これら活動中の負傷等の事故に対し補償を行う垂水市市民活動賠償傷害補償制度取扱要綱が制定されていますが、振興会等がこの事故補償を行うボランティア保険を活用するための事前承認申請状況をお聞かせください。

3問目に、地区公民館について質問いたします。

公民館は、一定区域の住民のために生活に不足する教育・学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとうたわれ、

各地区公民館では気軽に人々が集い、健康増進や文化事業等の取り組みがなされ、住民の教養の向上等に努められています。地区公民館の組織体制と運営がこれまでと比べ令和2年度から変更されているが、これについてお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市民課長（篠原彰治） 市民団体からの事前承認申請書についての状況についてお答えいたします。

過去3年間の実績で申し上げますと、平成29年度が107件、平成30年度が122件、令和元年度が80件の申請書が提出されているところでございます。

申請書の内訳としましては、振興会等による地域の清掃活動が主なもので、平成29年度が101件、平成30年度が113件、令和元年度が74件となっております。

以上でございます。

○社会教育課長（紺屋昭男） 地区公民館の体制と運営についてお答えいたします。

平成29年5月に成立した地方公務員法及び地方自治の一部を改正する法律において会計年度任用職員が創設され、令和2年4月1日より施行されました。

この制度改革により、地区公民館においても館長及び主事の方々も会計年度任用職員に移行しなければならなかったところでございます。

館長及び主事の会計年度任用職員への移行に当たっては、移行までの期間、地区公民館連絡協議会などにおいても丁寧に制度説明を行ってまいりました。

各地区公民館の意向を踏まえ、協議を行いながら経営会議において令和2年度からは地区公民館の館長代理として、また、主事の任用について決定したところでございます。

令和2年度からの任用に当たっては、公民館主事においては会計年度任用職員へ移行し、1

日7時間45分の週4日勤務することとし、館長におきましては、従来の館長職での運用が相当年数経過し、定着していることを踏まえ、現状では、会計年度任用職員への移行が難しく、法的にも問題がないことから、社会教育課長が9地区公民館館長を兼務し、従来の各地区公民館長におかれましては、館長代理という職名にはなりますが、従来の地域のまとめ役としての役割を引き続き担っていただくことといたしました。

なお、社会教育課長が制度上館長となっておりますが、9地区公民館を監督する立場であることから、各地区公民館の運営につきましては、これまでどおり館長代理と主事が中心となって行っていただくことを各地区公民館へも十分説明し、ご理解いただいているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 それでは、一問一答式でお願いいたします。

まず、災害時の避難所についてでございますけれども、避難所についての対応について、本市では今月の3日、梅雨前線に伴う大雨対策として避難所3カ所が5時35分に開設されましたが、新型コロナウイルス感染防止に対応する今年初めての避難所開設であるため、午後7時頃、避難所の一つであります垂水市民館に避難者にどのような対応をしているのか行ってみました。

避難者はいなく、試験的に受け付けをしましたが、まず、備えてあった消毒液で手指の消毒をし、担当職員から名前を聞かれ、体に触れない電子体温測定、次に、5項目の問診でした。ここで体調に異常がなければ設定されている避難場所へという流れになりますが、こういう受付時点が速やかに行われました。

「もし、ここで体温等に異常があればどうするの」と聞きますと、保健師等に連絡を取り、別な場所、文化会館へ移ってもらいますとのこ

とでありました。

県の指針では、ほかにも咳エチケットなど3密の感染、回避感染対策、各避難所におけるルール等を周知する案内の掲示、体調を崩した方への人権に配慮したポスターの掲示等が記載されているが、ただいま受付体験を述べましたが、指針に沿った運営、対応がなされていると思います。

一般の指定避難所において体調を崩されたり、何らかの特別な配慮を必要とする方で、体の状況が介護保険施設や医療機関などへ入所・入院するには至らない方は、福祉避難所へ移す対応をしなければならないが、福祉避難所の指定は何カ所か。新型コロナウイルス感染防止対策をどのように施設と協議されたのかお聞かせください。

○総務課長（和泉洋一） 本市において感染症対策上での避難所運営につきましては、感染症対策マニュアルにおいて各状況を想定したものを、対策を立てているところでございます。

福祉避難所につきましては、現在、コスモス苑、恵光園など市内9カ所の福祉・介護施設と協定を結んでおります。

新型コロナウイルス対策に係る今回の協議につきましては、保健課のほうと連携をいたしまして協議のほうをしているところでございます。感染期において、場合によっては福祉避難所を使えないということも想定されますので、その際には市民館の一部を福祉避難所として使うということも想定しているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 現在、福祉避難所と指定をしているのがコスモス苑ほか9カ所ということでございました。それで状況によっては、それ以外の市民館の一部を使用することもあり得るといようなことでもございました。

福祉避難所への避難は、避難者の体の状況を判断する者の配置、受入施設への事前連絡が必

要であり、事前準備をしっかりとしていただきたいと思っております。

次に、啓発・周知をどのように図るかについて。県の指針では、避難について住民へ事前にマスクの着用、手洗い、咳エチケットなどの基本的な対策の徹底、ハザードマップにより自宅周辺の危険箇所を確認、自宅で安全が確保できる場合には在宅避難を検討、可能な場合には、安全が確保できる親戚や友人宅への避難を検討、避難者が持参する食べ物、飲み物等の周知、避難所には各避難所におけるルール等の周知をホームページ、広報誌等により周知となっているが、本市では防災無線も活用されているが、これで十分か、ほかに検討されていないか伺います。

○総務課長（和泉洋一） 啓発・周知をどのように図るかにつきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が収束しない中で、災害時の避難行動の啓発・周知につきましては、国が作成をいたしました啓発用チラシを既に振興会内で回覧をさせていただいております。

また、本市独自の啓発用チラシも現在作成中でございますので、今月中には各振興会を通じて配布ができるのではないかと考えているところでございます。このほか、防災行政無線や広報誌、ホームページ等で周知を図り、なお、避難所においてはポスターの掲示等を行っていくところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいま、先に、今、答弁がありましたように、内閣府・消防庁のチラシがもう既に各家庭には今月の初めに配られましたけれども。また、独自に市では今、作成の準備をしているということですので、ありがとうございます。

避難者を、避難をしなければならない方、避難をされる方々が戸惑われないよう的確な避難の在り方、警戒情報の発信、指定した各避難所、

事前準備、避難所でのルール等の啓発、適切な周知を行い、避難された方々の安全を守り、安心して不安のない避難ができますよう対処・対応をお願いいたします。

次に、地域活性化活動推進についてでございますけれども、下市木地区では、毎年、鉄道線路跡道路から山手の下市木3区までの河崎川沿いの土手を児童生徒の通学や環境整備維持のために、草払い、清掃活動を行っていますが、河崎川が県の管理となっていることから、県のみんなの水辺サポート推進事業による補助を受けています。

補助金は、年間3万円を上限とし、対象経費は混合油、ごみ手袋、草刈りの替え刃、一輪車の購入費、重機、運搬車両のリース料などとなっています。

みんなの水辺サポート推進事業とは、ボランティア活動の普及啓発や河川・海岸愛護を中心とした地域環境の保全、向上、共生協働による活力の地域社会づくりが趣旨であり、対象は、県管理の河川または海岸（国土交通省、水管理・国土保全局所管の海岸に限る）の延長100メートルの区間で、年1回以上の定期的な除草、伐採、または、ごみ拾い等の清掃・美化活動を行う団体または個人となっています。

このほか振興会では、道路の除草、清掃活動も行っていますが、高齢化の進行や人手が減少し、地域の活性化がしばみつ状況にあります。市内各地の振興会も、私どもの振興会活動情勢と似通ったものではないでしょうか。

1回目で、市のボランティア保険の申請状況をお聞きしましたが、地域清掃活動の申請がほとんどで、平成29年度が101件、30年度が113件、主に100件を超え、令和元年度が74件ということで、市内各地で相当な地域清掃活動が行われていることが分かります。

活動は、市道、農道等の除草、草払い等の清掃美化活動であると思われま

これら地域の頑張りに対して、先ほど紹介した県の子どもの水辺サポート推進事業のような支援取り組み事業がないのか、なければ、制度の設置の検討は出来ないかお聞きします。

○土木課長（東 弘幸） 道路の除草や環境美化活動の支援につきましてお答えいたします。

議員が申されますとおり、県におきましては、河川や海岸、道路、砂防施設につきまして、各振興会や団体がボランティアとして取り組む環境美化活動の除草や清掃につきまして、平成27年度より支援しております。

支援の対象としましては、先ほど議員が申されましたが、ごみ袋、軍手、草刈り機、ほうき、飲料水などの活動経費で、1団体当たり年間3万円を上限として補助を行っております。

お尋ねの市独自の支援策につきましては、現在行っておりませんが、土木課へも近年同様のお声をいただくことが多くなっておりますので、今後、県の支援策を参考に、支援を行っている県内自治体を調査し、どのような内容での支援がよいか、関係課と協議し、調査・検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 道路の除草や環境美化活動等の支援の状況につきましてお答えいたします。

農林課におきましても、お尋ねの市独自の支援策は持ち合わせていないところでございます。

現在、国、県、市の支援事業でございます中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農用地、水路、農道の保全管理活動や環境保全活動に取り組んでいただいている地域もございます。

牛根地区や市内の山間部、農道におきましては、地元振興会によるボランティア作業で道路の管理区域を決めて、草刈り等をしていただいている地区も多数ある状況でございます。

高齢化が進む中で、ボランティアに参加いた

だく住民の減少など、大変なご苦勞をされていることを重々感じております。このようなことから、どのような内容での支援がよいか、他市町の状況及び関係課と協議の上、調査・検討をしなければならないと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 今、梅木議員のほうからお尋ねがありました。これまでも感王寺議員とか川畑議員のほうからもどうなんだというご指摘もございました。

やはりその少子高齢化、過疎化の中で、垂水市という守備範囲は変わらないんですね。だから、その分の負担が大きくなっていくというのはもうそのとおりだというふうに思いますので、どういう内容で、どこまで出来るというのは、今申し上げられませんが、各担当課長が検討しますということ踏まえて、出来るだけ早い時期に、どういう方向でやっていくという形でお示しできるように、前向きに検討してみたいというふうに考えております。

○梅木 勇議員 ただいま市長から本当にありがたい言葉をいただきました。よろしく願いいたします。検討お願いいたします。

私は、市民の方から、霧島市は地域清掃や美化活動等に補助を支援しているそうですよ。垂水も支援があればいいのという話を聞き、霧島市役所で支援内容等を学んできましたので紹介してみます。

霧島市では、地区自治会や単独自治会に対する福祉補助制度がありますが、その一つに霧島市地区活性化事業補助金制度があります。

制度は、「自治意識のもと、互いに知恵を出し合い、創意工夫しながら、活力ある住みよいまちづくりに意欲的に取り組む地区自治公民館及び自治会を支援する制度」となっています。

事業主体は、地区自治公民館及び自治会、補助対象事業は、地区自治公民館等の年間行事計画に掲げるもののうち、地区自治公民館等が単

独で主催し、会員の多数が参加するソフト事業及び地区自治公民館等が主体となって構成される団体が主催し、地域内の住民が多数参加するソフト事業となっており、事業として1点目、地区伝統行事の継承事業、例として、鬼火たき、盆踊りなど。2点目、地区住民の健康増進のための事業、例として、各種スポーツ大会、ウォーキング大会、運動会、健康料理教室など。3点目、高齢者・障がい者支援のための事業、例として、敬老会など。4点目、環境美化のための事業、例として、美化作業、ロードミラーの清掃、空き缶拾い、花いっぱい運動など。5点目、その他地区の活性化につながる事業、例として、夏・秋祭り、十五夜、魚のつかみ捕り大会などです。ただいまの5事業を通じた幅広い活性化活動を促し、地域の活力ある住みよい地域づくりに取り組む自治会を支援するものとなっています。

補助は、単独自治会の場合、1点目から5点目までの事業のうち、それぞれ1事業ずつ、3事業まで申請することができます。

金額は、均等割と自治会加入所帯割との合計額となっています。

本市においても、このような支援制度は必要でありますので、検討をお願いして終わりますが、特に環境美化活動への支援制度の制定を要望いたします。

次に、地区公民館についてでございますけれども、先ほど、2年度の取り組み状況をお聞きしましたけれども、会計年度任用職員については、働き方改革で本年度から会計年度任用職員制度が導入され、これまでの臨時職員等と比較すると、報酬等が改善されましたが、本市における従前の地区公民館長は班長代理となり、職務は従前と変わらないということであります。

第1号会計年度任用職員の勤務条件について説明をお願いいたします。

○総務課長（和泉洋一） 会計年度任用職員に

ついてお答えいたします。

法改正前の地方公務員の臨時・非常勤職員の総数は、全国で約64万人に達し、教育、子育てと様々な分野で勤務されており、本市におきましても、行政運営の重要な担い手となっております。

そのような中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保が求められることに伴い、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されております。

法改正の内容としまして、地方公務員法上の一般職として会計年度任用職員制度を位置づけ、任用、服務規程、規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員等の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図ること。あわせて会計年度任用職員については期末手当の支給を可能としたものでございます。

特別職非常勤職員等の任用要件の厳格化により、これまで非常勤職員であった者の多くが会計年度任用職員へ移行することとなり、ご質問の公民館長、公民館主事についても、今回、会計年度任用職員へ移行することとなったものでございます。

公民館長、公民館主事については、国から示された特別職から一般職へ移行するものとして、教育委員会関係の主な例にも示されていることから、会計年度任用職員への移行については、制度の趣旨に沿ったものと考えております。

会計年度任用の職は、パートタイムである第1号会計年度とフルタイムである第2号会計年度の2種類に分類されますが、本市が令和2年度から任用する会計年度任用職員は、全てパートタイムの第1号会計年度任用職員であります。

なお、第1号会計年度任用職員の勤務時間については、週38時間45分未満が条件でございますが、本市においては、週4日31時間勤務か週5日35時間勤務を基本としております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁で、第1号会計年度任用職員の条件というようなことで、4日、38時間45分未満という言葉がありましたけれども、その以下であれば1号任用職員に当たるというようなふうに理解しておりますけれども、仮に週15時間30分、日数にすると2日となる勤務条件でも、第1号会計年度任用職員に当たるとして理解してよろしいでしょうか。

○総務課長（和泉洋一） 制度上は会計年度任用職員に当たるというふうに言えるということでございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

それでは、次に3回目でございますけれども、新体制制度をどのように受け止めているかでございますけれども、令和2年度垂水地区公民館の総会資料を見ると、館長は社会教育課長が兼任となり、従来の館長は館長代理となり、館長の職務を任務を代行する、任務としては従来とおりですとなっております。

新たな制度により、従来、館長が館長代理になられた館長は、イメージ的にも気持ち的にもどんなお気持ちであろうかと思うところでございます。

社会教育課長は、これまでの市図書館館長、市体育館館長、文化会館館長の兼任に加え、新たに9カ所の地区公民館館長を兼務されることになりましたが、大変な職務、職責だと察するところです。

市民から見れば、すっきりしない体制と映るが、このような体制をずっと続けられるのか、再検討はできないのか、社会教育課長に伺います。

また、このような体制の在り方について、教育長にお伺いいたします。

○社会教育課長（紺屋昭男） 新体制制度をどのように受け止めているのかについてお答えいたします。

今回の会計年度任用職員へ移行したことにより、各地区公民館におきましては社会教育課長が館長となり、従来の館長が館長代理となったことについて、地区住民の方々におかれましては、様々なご意見があるように伺っております。

各地区公民館におかれましては、総会等の様々な会議の場で、館長代理の役職については、従来の館長と何ら変わらない旨を地区住民の方々にご説明していただいておりますことに感謝しております。

現在の館長代理におかれましては、いずれ会計年度任用職員への移行をしなくてはならないこととなり、これまでの地区の推薦ではなく、会計年度任用職員における館長の募集を行い、採用させていただくこととなります。

このようなことから、当分の間、社会教育課長が兼務する形での運用を行い、運用の検証等を行うとともに、地区住民の方々へのご理解をいただきながら、館長の会計年度任用職員への体制が可能となった地区公民館から順次、制度への移行を行い、令和5年度をめどに全地区公民館において、館長の会計年度任用職員への移行が行われ、それぞれの地区公民館の館長として業務を担っていただきたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（坂元裕人） まず、新型コロナの影響で本来の地区公民館の機能、例えば会議でございますとか、あるいは講座、行事等が軒並み中止、あるいは自粛となっていることを大変残念に思っております。早く本来の地区公民館の機能が発揮出来る時が来ればなど念じているところでございます。

ところで、今、社会教育課長のほうから答弁がございましたように、新しい体制の導入に際しましては3年間の移行期間を設けました。と申しますのが、この制度の周知、理解にまずは時間を要するという、そして、運用に当たって様々な課題が出てくるであろうことが想定

されます。そういう意味での検証も必要であるということでございまして、令和5年度からは、全ての地区公民館館長が会計年度任用職員としてご勤務していただくことを考えております。

しかしながら、地区公民館においては早くこの制度を導入したい、してもよいというところもございまして、運営上の成果と課題を明確にしながら、先行的に新たな制度へ移行する公民館も今後も想定しながら、早目の制度導入も随時検討してまいりたいと思います。その先行事例を基にしながら、後発の公民館も成果と課題がきちんと明確になった上で、運営がしやすくなっていくのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

とりあえず、3年間の移行期間のうちにそれぞれ研究なりをして、先行できるところは、令和5年度を目標にしているけれども、早いところではそれよりも早める可能性もあるというようなことを答弁いただきました。

本当に任用職員制度に沿った移行になっていくということ、その検討がなされているんだなあとということを感じて、ありがとうございます。

地区公民館の運営、活動がこれからもますます活性化し、地区住民の方々が楽しく集う、生涯学習等に取り組み、頑張っていたきたいと思うところです。

課長から、時間をかけて検討したいとのことでありました。また、教育長からも在り方を聞かせていただきました。

社会教育課長の兼任を解消し、従来の館長、主事のすっきりした体制の検討は出来ないかと意見を申し上げ、私の質問を終わります。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたしま

す。

次は、午後3時10分から再開いたします。

午後2時58分休憩

午後3時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告をしておきました順に従って質問をまいります。

市長並びに関係課長のご答弁をよろしく願います。

新型コロナウイルスについて、市内経済への影響についてと今後の対策については、川越議員、徳留議員及び堀内議員の質問で理解をいたしましたので、割愛をいたします。

医療、介護の現状について、緊急事態の中で医療用マスクや医療用ガウンなどの不足が報道をされました。

市内では、新型コロナの発生はないものの、垂水中央病院では、入院患者への面会は全面禁止となっております。

新型コロナの影響で市内の医療、介護の現場でも様々な問題が発生していると思いますが、現状について教えてください。

小・中学校の現状について。

学校現場においても、休校の影響や学校再開後の問題などあるのではないかと思います。現状についてお聞かせください。

新庁舎建設事業について。

直接請求による特別議決について、先の臨時議会におきまして、新庁舎建設を考える会から直接請求による事務所移転の議案が提出されました。

残念ながら、出席議員の3分2以上という特

別議決ということで否決をされました。

市長は以前から、事務所移転の議案については、適当な時期を見て提案したいとの意向を示されておりました。

私も、この議案については、建物の形が市民の皆さんの目にはっきりと見えるようになったときに、市民の皆さんの気持ちを酌んで、議会に提案するのが妥当ではないかと考えておりました。

新庁舎建設については、今後も基本計画どおりに進めるべきと考えますが、見解を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○保健課長（草野浩一） 医療、介護の現場の感染対策の現状につきましてお答えいたします。

まず、医療機関における現在の感染対策の状況でございますが、初めに垂水中央病院について申し上げます。

堀内議員のご質問でも答弁いたしました、垂水中央病院の外来診察は予約制診察となっておりますので、診察を受けるには事前に電話をすることとなっておりますが、その中において、咳やたん、喉の痛みなど、発熱等の症状により、診察予約をされた方については、自家用車等で来院される場合は診察までの間、車中で待機いただき、車中待機が難しい方については、一般の外来患者とは入口、通り道などの動線を別に、別の待合室でお待ちいただきます。

診察についても、敷地内にある専用の診察室で発熱専用外来での診察を行うこととしており、通常の外来患者との動線は完全に別なものとする対応をとっているところでございます。

また、救急搬送の場合でございますが、救急外来の診察室内に換気可能なパーティションを設置したブースで診察医が防護服やゴーグル等、感染防止対策を行った上で診察を行い、診察後は、除菌液等で診察室の消毒を行っているところです。その中で、診察により新型コロナウイルス感染の疑いがある患者については、検体を

採取し、市外の検査機関で検体検査を行うこととなりますが、検査結果が出るまでの間は、基本的には自宅にて安静にお待ちいただくこととしております。

その検査の結果、陽性となった場合には、保健所指示のもと、感染症指定病院への入院措置が行われるということになります。

また、そのほかの対策としまして、一般の外来患者については検温の上、マスク着用での受診をお願いしており、入院患者への面会についても、外部からの感染リスクを抑えるためにお断りしている状況でございます。

また、病院への立入業者についても、病院に立ち入る際に検温の上、マスク着用で病院内に入るなどの、外部からの感染リスクを抑える対策をとっています。

次に、垂水中央病院以外の市内6医療機関における感染対策の状況でございますが、発熱等の訴えのある患者については、診察までの間、車中待機や別の待合室で待機いただき、診察も通常とは別の場所で診察するなど、通常の外来患者との動線を別なものとする対策をとっていただいているところでございます。

次に、市内介護施設における対策状況でございますが、本市には、老人保健施設、グループホーム、デイサービス、有料老人ホーム等、34の介護事業所がございまして、まず、特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護施設におきましては、家族等の面会や地域の人との交流を制限し、外からのウイルス侵入を防ぐため、施設への出入りを極力減少させるなどの対応をとっております。

次に、デイサービス等の通所介護事業所では、県外の人との接触があった利用者は、2週間程度利用を見合わせるなどの対策をとっております。

また、介護サービス・介護予防サービス計画、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所や地

域包括支援センターでは、利用者宅への訪問を最小限として、サービス担当者会議を電話等で対応するなどの対策に努めていただいているところでございます。

そのほか、事業所におきましても、感染防止対策をとった上で、利用者の日常生活に支障を来さないよう、通常どおりのサービス提供をいただいているところでございます。

このように、各医療施設・介護事業所の努力や市民の皆様の理解もあり、現在のところ、本市の医療、介護サービスは、おおむね通常どおり提供できているものと考えております。

しかしながら、北九州市の状況などから、本市でも今後感染者が発生することは十分想定されるため、緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き各事業所と連携を図りながら、感染防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 小・中学校の現状につきましてお答えいたします。

4月6日、各学校におきましては、教室の常時換気やマスクの着用、うがい・手洗い等を徹底するなど、新型コロナウイルス集団感染防止に向けた様々な対策を講じた上で、令和2年度の教育活動が始まりました。

しかしながら、16日、国が緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大したこと、県からの臨時休業の協力要請があったことを受け、本市におきましても、児童生徒の健康、安全を第一に考え、全ての小・中学校を対象に4月22日から5月10日までの期間を一斉臨時休業とし、その間、4月30日、5月7日、8日を臨時登校日といたしました。そして、本県が緊急事態宣言の対象地域を解除されたことにより、5月11日から学校を再開しております。

学校再開から約1カ月がたちましたが、社会全体が今後、長期にわたり、この新たなウイルスとともに共存していかなければならないとい

う認識に立ち、その上で、子どもの健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減させ、学校をクラスターにしないよう、最大限の集団感染防止対策を講じるとともに、子どもたちの心身の状況等を的確に把握するなど、心のケアにも取り組みながら、学校における教育活動を進めているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 庁舎建設は基本計画どおりに進めるのかにつきましてお答えさせていただきます。

基本的に市の事業につきましては、基本計画などを定め、この計画に基づき業務を行うこととなります。

新庁舎建設事業については、議員もご承知のとおり、平成24年2月に庁内検討委員会を設置し、平成29年3月に庁内検討報告書をまとめ、6月に外部検討委員会を設置し、協議を進めまして、11月に基本構想を策定いたしました。

平成30年3月に建設場所をはじめ、規模や機能、概算事業費、スケジュールといった内容を盛り込んだ新庁舎建設基本計画を取りまとめまして、議会に報告させていただき、経営会議にて決定させていただいたものでございます。

この基本計画決定後は、議員ご指摘のとおり、基本設計、実施設計業務の予算や追加の地質調査予算を議会で議決いただきましたことから、設計業務を進めまして、本年3月に実施設計まで終了したところでございます。

この基本計画において、令和2年度に建設工事に着手するスケジュールとなっておりますことから、計画どおり業務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 川越議員がほとんど質問してくださいましたので、あと残っているのは余り

ないものですから、簡単に済ませたいと思います。

まず、この要支援、要介護の医療、介護のほうですけど、やっぱりこの特別に何か対応が必要なんじゃないかと思うんですよ。いろんなものが出てくるんじゃないかと、普通に全然介護の手が要らない方と違って、我々の考えられないような対応が必要なんじゃないかと思うんですけど、その辺について、保健課長、何かあったらちょっと教えてください。

○保健課長（草野浩一） 要支援、要介護の方々の対応につきましてお答えいたします。

本市におきましては、新型コロナウイルスの感染が確認されていないことや、鹿児島県内においても感染が広がらなかったことから、休業する介護事業所もなく、要介護者への介護サービスについてはおおむね通常どおりサービス提供が出来たものと考えております。

そのため介護事業所は、事業継続のためのマスク配布や感染予防に関する注意喚起を行うなどの対応はとったものでございますが、要介護者である利用者に対しては、特別な対応は現在のところ行っておりません。

また、市の地域包括支援センターで介護予防サービス計画、ケアプランを作成している要介護、要支援の利用者の中には、若者が新型コロナウイルスの感染源になっていると思われるおと、介護支援専門員、ケアマネジャーの訪問を拒否される方も見受けられ、サービス担当者会議など、電話でやり取りが出来るものは、電話での状況確認を行い、訪問する場合も家の中には入らず、庭先で状況確認をするなど対応しております。

中には、例年のゴールデンウィークに県外からの子どもさんが帰省されるのを楽しみにされていらっしゃる方もいらっしゃいましたが、今年は新型コロナウイルスの影響で帰省できずに寂しがってはいるものの、県内にウイルスを持

ち込んで感染してはいけないと、子どもさんに帰省しないよう話された方もいらっしゃいました。

幸い、5月25日に緊急事態宣言も解除され、日常を取り戻しつつありますが、今後は新しい生活様式のもと、引き続き感染予防に努めるよう、注意喚起を行いながら、本市でも新型コロナウイルス感染症が発生することを想定して、要支援、要介護者の日常生活に支障が出ることがないように、関係課と協議しながら、対応を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○池山節夫議員 一問一答で、もう1個ずつ終わらせていきます。

学校教育関係なんですけど、これもずっと質問がされてもう大体分かっているんですけど、課長、教育長、我々に分からないような子ども独自のストレスはないのかなというのを考えるわけです。その辺の点について、学校教育課長、教育長、ないんでしょうけど、どんなことが起こりうるか、その考えがあったら、質問としては難しいかもしれないですけど。私としては、我々大人が考えられないようなことが、やっぱり休みが長く続いたことで、子どもの心に何か影を落とすんじゃないかと思うのが私の実感なんですよ。その辺についてお考えがあれば、お二方、ちょっとご答弁ください。

○学校教育課長（今井 誠） 子どもたちのストレスへの対応につきましてお答えいたします。

4月22日からの一斉臨時休業では、急に友達にも会えず、運動の場も奪われ、自宅で過ごすことになったことは、児童生徒にとっては少なからずストレスを抱えることになったと考えられます。

そこで、臨時休業中には、担任等による電話連絡や家庭訪問を定期的に行うとともに、家庭での見守りが出来ない児童等は、学校での受け入れを実施しました。

さらに、校庭の開放等を実施することで、学校での学習や運動の機会を提供しながら、児童生徒のストレス軽減への対応も図ったところでございます。

また、学校再開後も学校での担任等による教育相談体制をさらに充実させるとともに、スクールカウンセラー派遣事業を活用しまして、緊急で必要な場合の派遣体制の整備を行うと同時に、定期的な派遣を開始いたしました。

垂水小学校と垂水中央中学校には、既にそれぞれ1回ずつ、学校にスクールカウンセラーを派遣したところでございます。

特に、中1ギャップが心配されます垂水中央中学校では、本年度初めて1年生全員を対象に、一人ずつ面談を行い、気になる生徒を把握するとともに、今後のサポートにつなげられるような取り組みも行っているところでございます。

引き続き、全ての学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の心のケアを図ってまいります。

また、気になる児童生徒や家庭の対応といたしましては、本市、スクールソーシャルワーカー事業を活用し、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問や相談活動の実施を継続しており、4月から全ての学校に延べ18回の派遣を行っているところでございます。

以上でございます。

○教育長（坂元裕人） 池山議員のご質問に、校長先生方あるいは教育委員の言葉を紹介しながら、お答えしたいと思います。

まずは、5月11日の学校再開当初、ある校長先生からなんですけれども、一部の子どもの中に様子が以前と比べて変わったと、少なからずストレスを抱えているように感じるとの声が聞かれました。これも事実でございます。

しかしながら、学校が再開して約1カ月でございますけれども、現在は子どもたちから学校は楽しい、授業は面白い等の声が聞かれるよう

になり、朝からランニングでいい汗をかき、体育の時間に友達と触れ合い、体を鍛え、昼休みは昼休みでコミュニケーションを交わしながら、友達や先生方と遊ぶ。そういうことでストレスの軽減につながり、子どもらしい本来の明るく前向きな姿が戻ってきたように思うと伺っております。

さらに、ある校長先生からは、欠席者が昨年の同時期と比較して激減したと、そういう声も聞かれる。子どもたちにとって学校は楽しいところ、居場所のあるところとなっており、改めて学校教育の果たすべき役割の大きさについて考えさせられたところでございます。

先日、垂水中央中学校と柗原小学校で学校訪問を行いました。

子どもたちの学ぶ様子を廊下から参観させてもらいましたけれども、中学校でも小学校でもきめ細やかな配慮のもとで生き生きと学ぶ子どもの姿が見られ、教育委員の方々からも新型コロナウイルスの影響を心配したが、楽しく学ぶ子どもの姿を見て安心したと、先生方がICT機器をうまく使いながら授業を展開されており、子どもたちに力を付けたいという熱意を感じる等ありがたい意見をいただいたところでございます。

今後も引き続き、学校におきましては、家庭、地域と連携しながら、子どもの心身の状況をきちんと把握しながら、困り感を持っている子ども、保護者を含めて適切な関わりを学校にも依頼したところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 頑張ってください。児童生徒、子どもさんを抱えるから教育委員会としても、皆さんで頑張っていたきたいと思います。

次に、新庁舎建設に入りますけど、もうこの議論も長いなあと思って、ずっと聞いているんですよ。反対の理由というのが、ずっと海辺でいいのかというのが、建設場所の反対の理由でずっときていた。それで今度は、さっきの冒頭、

本会議でしたか、土木課長からあの辺の浸水対策についてポンプアップをすとかいうのがあったんですけど、地質調査をして、地盤強化をして、浸水対策をして、それだけきっちりやって、ほぼもう解消すると思うんですよ。それで、既に中央病院も出来ている、長い間県営住宅もある、それで海辺のどこが悪いんだろうかなというところで、それだけのその解決策を講じてきて、ここへきて今度は特別議決の3分の2を否決したから、議会制民主主義を無視した運営をするなというふうに街宣車で言っているわけです。

私はあれを聞いていて、この議会制民主主義を無視すると言われるのを聞いて、議会人としてどう言えがいいんだこれと思うんですよ。

予算も可決してきていますし、そういう意味では議会制民主主義、住民投票条例も否決し、そして、建設を早期着工を求める建設についても議会として採択をしているわけです。そういうふうにしてきていて、ここで特別議決は3分の2という高いハードルだったんですけど、それは否決されました。その一事をもって、市長は議会制民主主義を踏みにじっていると、市長がそう言われる。我々議会人としても、議会制民主主義を踏みにじりながら、その議会を議会人として行政チェックしているわけでもないのがどうももうむなしというか、残念なんです。

直接請求をされたときのこの意見書、市長がそれを受けて意見書を出されたんですけど、出されたほうの文言ですよ。議会に本体工事予算を上程する前に、条例を議会で審議することが法第4条を守り、法に則った市政運営を行うことになる考えると、だから早期に議会に諮ってくると。

やっぱり建設予定地決定時に条例を議会に諮るべきであったのに、それをせずに市長は民意を聞こうともせずに、議会への上程を行わない

まま建設を進めていると、こういうふうにかかれておりましたという意見書を市長が読まれているわけです。

ご自分の意見として、この条例改正案の提案時期は、地方自治法第4条の行政実例において、行政実例ですよ。において、市町村の事情により、建設着工前でも完了後でも差し支えないとされており、私としてもこれまでの議会答弁において、提案時期については様々な考え方がありますことから、慎重に判断したいと申し上げておると、今回のことは私の考えとは異なって時期尚早ではないかと考えておりますけれども、直接請求をされたから提案しましたというようなことなんです。

それで、総務委員会に付託されて、いろいろ質問あったんですけど、これは否決を目指して、法をある意味悪用しているんじゃないかというような質問もあったんですよ。それに対しては心外だというようなお答えだったですかね。それと、対案はという質問にも、今、一市民だから対案はないということですかね。

私は、共同代表3人おられますけど、お二人に関しては元市議会の同僚です。市長選挙にも立候補されました。

市長選挙のときの、その市役所の庁舎に関するその公約を見たんですけど、お一人の方、ここに建てたらいいと。もう一人は、適当な場所を探して建てればいいというようなことで、その財源までは言っていないんですけどね。

それからもう1年が経過して、少なくとも、やはりもう反対をしていくなら、自分なりの財源を提示して、反対の理由は明確にこうだと、こうすれば今の原案よりも小さくてもいいから、コンパクトでちゃんとした庁舎として機能するものができるから、だから反対するんだと。少なくともそういう反対をしないと、ちょっと議論を続けるのにな、私はもう議会人として本当切ない思いがするんです。質問として、市長に

ここを聞いてもしょうがないかな、そういう思いがあります。

先日、建設のスケジュールをちょっと全協で説明していただきましたけど、もう1回ここから先の建設スケジュールをちょっと教えていただけませんか。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 建設スケジュールにつきましてお答えいたします。

建設計画スケジュールでございますが、先月5月に本体建設工事に必要な建物性能評価及び大臣認定申請を行いました。現在、本議会で新庁舎建設関連予算をご審議いただいておりますが、予算の議決をいただきましたら、7月には敷地の造成工事に係る開発行為許可申請、建物の大臣認定手続終了後は、建築確認申請を行います。8月には開発行為に基づく土地の造成工事の発注業務、9月には土地の用地取得事務を進め、議会に用地取得議案を提案したいと考えております。

また、土地の造成工事は9月に着手する計画としており、本体工事につきましては、11月に工事入札をし、12月に本契約に関する議案を議会に提案し、可決いただきましたら、来年1月には本体工事に着手する計画でございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 そういうスケジュールでうまくいくといいと思います。これも財政的なシミュレーション、先日、全協で資料をもらったんですけど。令和4年に117億ぐらいに市債がなると、平成16年に126億だったものがずっと減ってきて、それでここで庁舎建設の市債を発行したりして、令和4年に117億ぐらいにはなりますと。

しかし、ここからずっと返済していったら、これは令和20年ごろには市債は79億ぐらい、80億ぐらいに減りますよと。私ここで一言だけ言っておきたいと思うのが、中央病院造った、さっき財政課長にちょっと資料はないですかって

聞いたんですけど、間に合わなかったんですけど。中央病院を造るときの市債の発行、それも30年ぐらいの償還だったんですかね、同じような時期に文化会館。そして私の記憶では岩下市長時代にコスモス苑、それで環境センターですかね、これ大体12億か13億ぐらいだったと思います。それも返してきているんですかね。水迫市長時代の火葬場も何億かだったと思います。

そういうものを造りながら、長い年月その公債費を返しながら、今、財調もほぼ20億に近いんですかね。私は、ここに職員の方もいらっしゃいます、市長も、もう今3期目になりますけど、こんな財政運営のいい自治体ないと思っていますよ。

私が1期目かな、1期目か2期目ぐらいに、夕張を行政視察をしようとしたら、夕張市が受け入れてくれなくて、近くの歌志内に行ったんですけど、この歌志内というところも市なんですけど、当時人口9,000人ぐらいだったです。それでやっぱり炭鉱でその後疲弊して、もう道路はもうぼこぼこです、財政状態が悪いから。夕張市を見たら、夕張市は夕張メロンランドみたいなのを造って、これで赤字だ。破綻するわけです。

それからすると、歴代の市長、歴代の行政の方々、よく頑張ってこられて、我々議会も、私満20年ですけど、川畑議員、篠原議長、徳留議員、もう長いわけです。

この前この一般質問の打ち合わせのときに、学校教育課長のお名前何で言われますかと聞いたら今井だと。教育総務課長は、以前今井司課長っていらっしゃった、その方の息子さんだといふので。私は当時錦江町にご自宅があって牛乳配ってましたから、よく存じているんです。その当時ちっこい子がちろちろ出て来ていた、その子じゃないかと思っているんですけど、課長は。そういう時代から本当に堅実な財政運営をしている垂水市だと思います。本当にほか

の市町村にも誇れるような財政運営をしていると思う。

だから、今回のこの市庁舎建設も、何が悪いのかと思って。これせつかくの私の持ち時間だから言わせていただいただけなんですけど。そこで、私が今、見て言っただけではあれですから、財政課長、今後のこれからのまず財政運営と市民が今度のこの庁舎建設に関して抱くような不安の解消というか、そういうものが不安が生まれないように、答えられる範囲で教えてください。

○財政課長（瀧 久志） 今後の財政運営と市民の不安解消についてご質問にお答えいたします。

新庁舎建設費用の42億8,300万円の財源につきましては、市町村役場機能緊急保全事業債23億円を借り入れ、市有施設整備基金を19億8,300万円繰り入れる見込みでございます。新庁舎に関しましては、多額の費用がかかるため、長期にわたり本市財政に大きな影響を与えることから、将来の地方債残高の推移や地方債の元利償還金である後年度の公債費の推移等について、全員協議会でご説明したところでございます。

庁舎建設費の財源としまして、令和元年度から4年度の4年間で合計23億円を借り入れ、事業の平準化を図るため、令和2年度から通常債を6億円、臨時財政対策債を1億7,000万円、災害復旧債を1億円借り入れた場合の公債費の状況と今後の推計でございますが、公債費は令和11年度にピークを迎え、約12億4,500万円になります。それでも平成20年度のピーク時の約14億9,000万円より2億4,500万円程度少なくなります。その後、令和12年度からは減少し、令和20年度には約10億2,000万円となる見込みでございます。

次に、市債残高の推移ですが、新庁舎が完成する令和4年度末に、一時的に約117億7,400万

円になりますが、その後は減少し、令和11年度には現在と同じ水準の約97億7,900万円まで減少し、令和20年度には約79億8,400万円となる見込みでございます。

また、実質公債費比率は、平成30年度決算の基礎数値で試算しますと7.8%が令和11年度にピークの13.1%になりますが、その後徐々に低下し、令和17年度には9%台に下がる試算となっております。現状より幾分数値は上がりますが、基準の18%は下回る見込みですので、今後各年度において状況が変化し、多少の変動があった場合でも、地方債借入に国の許可が必要となる事態にはならないと考えます。

今後は、全員協議会でお示しした、令和5年度までの財政収支見通しのとおり、一時的には財政指数への影響はあるものの、歳入面ではふるさと応援寄附金等の財源確保を図り、歳出面では、今後実施する事業等の平準化を図り、長期的な視野に立って計画的に事業を実施することにより、市民生活への影響を与えない、将来にわたって持続可能な財政運営は可能であると考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 もう終わりますけど、市民の皆さんは、特別多数議決の3分の2というのがあるのと、その議会が過半数だということと、ごちゃごちゃになっているんです。私のところに「池山さん、よく分からん」と、「どうなっているんだ」と聞きに来られるんです。予算、そういうものは過半数なんだけど、この位置を動かすと、そういうことに関してだけ特別に3分の2が必要なんだということを説明して、それを庁舎問題に反対の方が署名を添えて直接請求されたら、それを諮ったら否決されたんだと。大概この時点で市民の皆さんは過半数で否決されたと考えられるんです。このところを皆さんによく説明しないと、議会の仕組みがよくわからなくて、議会が否決したものを市長が無理や

りごり押ししているみたいになるわけです。

議会人としても、3分の2は確かにレベル高かったな、否決されたなと思うけど、過半数はさっきも言ったように、早期着工を求める陳情も採択されているわけです。こここのところをよく発信していただかないと分かりにくいと。

そういうことで、今、反対の方々の意見は、論調は、海辺でいいのかと海辺じゃだめだろうという論調から、特別議決は余り言わなくてもいいから、とにかく議会で否決された。議会で否決されたのに何でそんな無理やりやるんだというところに移っているんです。

さっき、堀内議員のところでありましたけど、その特別議決を否決されたのに、その予算を提案するのは違法じゃないかというようなのが出ていると、だからそんなことになるわけですよ。ここに、分かりにくいところがありますけど、後で池田みすず議員が市長に、この庁舎建設についての思いを聞かれますから、私はあれなんですけど、私のところでも、この何ていうか3分の2の議決の、今、私が言ったような、このことに対するこれ、直接請求されたときの市長の意見書には本当に苦悩がにじみ出ているんです。私は出したくなかったけど、直接請求で出さざるを得なかったもんですからというのが言外にあるんだ。だから行程で言いましたように、これやっぱり行政のほうがちやんと、どこでもいいわけだから、提案するのは、だから、できました、これでどうですかと。市民の皆さんこの庁舎でどうでしょう、位置をここでどうでしょう、議会に今から問いますよと言って出すのが、やっぱり市長としては、それが一番いいと思われると思います、私もそう思うんだから。

その辺の、今、私が言ったような、この過半数と3分の2のこのもどかしさと、その辺について、池田議員にどういう答弁されるのか分からないけど、それ以外でもいいですよ。簡単に

思いがあれば教えてください。

○市長（尾脇雅弥） まず、先ほど池山議員のほうから、垂水市の財政の現状ということでお話をいただきました。私もちょうど平成の大合併のころ、市議に就任をさせていただきました。水迫市政が誕生したころですよ。当時鹿屋を中心とした合併の話があったわけですがけれども、正確ではありませんけれども、貯金が約4億円、借金が約126億円という大変厳しい状況の中で、将来負担比率も大変悪い中で、財政を立て直せということで、当時くやしい思いをしました。行財政改革という名のもとに、市民の皆さんにご協力をいただいて、何より職員の数を50名減らして、3人でやる仕事を2人でやりながらここまで頑張ってきてくれました。

今は、そのかいあってといたしますか、平成30年度の数字だったと思いますけども、貯金も約40億円、借金も90億円台に改善されまして、66億円の財政改革というのは数字上の事実であります。将来負担比率も両漁協の損失補償が大きかったわけですがけれども、借換資金ということで国からの連帯保証という形で、大分数字も改善をされて、現状においては、近年ないぐらいの財政状況だということは数字上申し上げられることだと思います。

しかしながら、庁舎を造るということで一時的に借金をするのは、これはやむを得ないと。シミュレーションでお示しをしたとおり一時期に膨らみますけれども、段々将来的に改善をしていくと。今なら国からのいろんな支援をいただきながら、令和2年度という限定つきで、そういう形で財政面においてもちゃんとやれると、何より大事なのは安全面です。例えば地震、津波、大雨、これに関しても地震に関しても、柱頭免振、大臣認定でしっかりと建てると、津波に関しても最大、南海トラフのケース11が来ても、3.29ですから、もう値は4.6ありますので、それを超えてくることはありませんと。千年に

一度の大雨が降っても駐車場を超えることがないという数字上のシミュレーションのお話をしておりますので、議員の皆さんはご理解いただいていると思いますので、そういう安全上に対してのご質問はほとんどないということだと思います。

特別議決に関しても、私の中でも出すタイミングとしては、今、提案をしております基本構想、基本計画、実施計画の中の予算をお示しして、その審議をいただいた後に、建設、着工までの間に出すというルールになっておりますから。ここでしっかりとご審議していただいて以降提案するというのが、本来の姿だというふうに思っておりますけれども、直接請求という形で提出をされましたので、提出をされた以上は、議会で諮らなきゃいけないというルールになっております。意見書としては時期尚早と、まだ具体的に、今回みたいにお示しできていない中でご案内いただくというのは難しいことだと思いますけれども、そういう提案でありましたので、提出せざるを得なかったと。そのことに関しては、否決ということですので、それはそのとおりなんです。これまでこういうところに来るまで議決を数回いただいて、また推進の陳情もいただきながら、ちゃんと手順を踏んでやってきているということですので、また一方で近々、また推進の方々が同じ条件のもとで、この間、移転反対という方が1,001名の思い、署名、捺印をされて提出されました。

一方で、4,468というこれまた思いですね、数字で提案をされるということのようでありますので、その辺のことも踏まえて、今後の状況を見ながら、何よりも古くて危ないこの建物です。120点のことというのは最初からないんだと思いますけれども、しっかりと中身の議論をし、何より重要なことは、この跡地が移転することへの不安というものもあるというふう

に思います。これまでのこともありますが、要はこれから未来に向かってどうやって垂水を維持、発展していくかということにつながる新庁舎建設でありますので、議員の皆様お一人お一人にご判断を委ねざるを得ませんので、そのことを6月議会としては、予算の中身をお示しして、ご判断をいただきたいということでございます。

○池山節夫議員 終わります。

○議長（篠原静則） ここで、暫時休憩いたします。次は、午後4時5分から再開いたします。
午後3時56分休憩

午後4時05分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、森武一議員の質問を許可します。

[森 武一議員登壇]

○森 武一議員 それでは、本日最後になるかと思っております。私の質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する質問に入らせていただく前に、この新型コロナウイルスで、今のところ本市では感染者は出ておりません。それはひとえに多くの医療関係者の尽力、そして市民の協力によることであり、感謝申し上げます。

また、定額給付金など、今回の新型コロナウイルスに関する様々な業務を限られた人員の中で、また通常の業務を行いながら迅速に対応された職員の皆様にも感謝申し上げます、質問に入らせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症COVID-19の影響は、様々な面が出ています。私の前にも多くの同僚議員がこの新型コロナウイルスに関する質問をされてきました。時間が限られていることから、私からは3点質問をするつもりでしたが、1問目の休校措置の影響については、川越、堀内両先輩議員が質疑をされ、お

おむね理解できましたので、一点お願いをいたします。

新たに休校が必要になったときには、インターネット、DVD、またEテレ等を活用した学習をされるとのことでしたが、活用する媒体が異なることで、学習にばらつきが出る恐れがあることから、どのような環境においても、子どもの学ぶ権利が十分に確保されるようお願いし、次の質問にさせていただきます。この質問に関しては、回答は求めません。

次の、新型コロナウイルスによる経済の落ち込みに伴う自殺者数の増加に関して伺います。WHOは、パンデミックと宣言し各国で都市のロックダウン、我が国では緊急事態宣言による自粛要請で、経済は蒸発してしまいました。そのため、IMFは2020年の世界の経済実質成長率の予測をマイナス3%、日本はマイナス5.2%と予測されています。

このように、経済の落ち込みが予測されることから、それに伴い多くの方が失業されることが予測されます。自殺は失業や倒産、生活苦など経済生活問題、病気やうつ病などの健康問題を入口に、様々な要因が絡み合い複合化し、最後に自殺へと追い込まれてしまいます。自殺統計によると、本市においても、2008年の金融危機後の2010年には、年間11人、2017年には4人の方が自ら命を絶っております。

私たちはこれまで、自殺で1人も亡くさないとの思いで政策を深めてきました。本市において、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指して、命支える自殺対策計画を策定し、自殺で亡くなる方を出さないと宣言しています。

WHOは、自殺はその多くを防ぐことのできる社会的な問題であると明言し、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっていると計画に書かれています。

このような状況だからこそ、1人も自殺者を出さないという本市の覚悟が試されています。予見されることに先手、先手で対応することが肝要だと考えますが、本市の今後の対応と、市長の考えをお伺いします。

新型コロナウイルス感染症対策の最後の質問として、感染症に対応した業務継続計画策定の必要性についてお伺いします。本市は幸いなことに、これまで感染者が出ておりません。

しかし、冬に向けて第2波、第3波が来ると言われ、実際北海道や北九州市では起こっています。そうしたことを考えると、本市でも感染者は必ず出るとの考えのもとに、対応策をとっていくことが必要です。

政府は、新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの推進など3密を回避する抜本的な対応策を求めています。青森県むつ市では、テレワークを試験的に導入するなど対策が進められています。仮に庁内で感染者が出た場合には、部署あるいは市役所を閉じることになるのではないかと思います。そうなった場合、市民に与える影響は甚大です。市民への影響を最小限に抑えるためには、名称等にはこだわりませんが、感染症に対応した業務継続計画が必要だと考えますが、お考えをお伺いします。

次に、岡地区の斜面工事現場からの土砂流出についてお伺いする予定でしたが、私の後に川畑議員が質疑されるようですので、後輩議員としてまた川畑議員の地元として、もちろん何より、私がちょっと欲張り過ぎたせいで時間が不足するんじゃないかと心配していることもあり、飛ばさせていただきます。

次に、本年度をめぐりに、子育て世代包括支援センターを設置するとお聞きしています。この子育て世代包括支援センターは、フィンランドのネウボラという制度を参考に妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届け出等の機会に得た情報をもとに、妊娠、出産、子育てに関する相

談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健、医療、福祉、教育等の地域の関係機関による、切れ目のない支援を行う体制を整備するものとお聞きしています。

フィンランドのネウボラでは、基本的には妊娠期から子どもが小学校に上がるまで同じ担当者が担当するため、同じ方に赤ちゃんのことも自分のことも夫婦関係のことも相談でき、その都度同じ担当者に専門家としての解決策を提供してもらえると聞いています。

また、様々なSOSが見逃されるリスクが減る、妊娠中から夫婦のことを知っているため、何か問題が起こったときにすぐ気づくことができるなど、担当者が継続一貫して担当する利点があると聞いています。また、この担当者が継続一貫して見るということが、お互いの信頼関係を築く上でも、妊娠や家庭内の問題など、個人的で繊細なテーマを扱う上でも重要です。

そこで、これから造る子育て世代包括支援センターの中に、フィンランドのように、長期間同じ方が担当できるような体制整備ができないか伺います。

次に、計画の実行性及びその重さについて伺います。垂水市には10年間の計画で、5年ごとに前後期の基本計画を策定する垂水市総合計画があり、現在は第5次総合計画の前期基本計画の計画期間中です。

また、集中的に建設されてきた公共施設等の膨大な費用を伴う大規模改修や修繕、建て替え、大規模改修に必要な費用を限られた財源の中で確保するため、今後必要な費用を試算し、長期的な視点に基づいた更新、統廃合、長寿命化を通じた財政負担の軽減、平準化するための公共施設等総合管理計画という計画があります。これも10年間の計画です。

そこで、本市における総合計画の位置づけ及び総合計画と公共施設等総合管理計画の関係性はどのようなものか伺います。

最後に、新庁舎建設計画について伺います。この6月議会に新庁舎建設予算を含む補正予算案が提出されました。地方財政法4条には、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならないとの規定があります。

先の臨時議会で、新庁舎建設に伴う位置変更条例は否決されています。ご承知のように、議会には団体意思の決定を行う議事機関としての機能があります。すなわち垂水市としての意思は、先の臨時議会で明らかとなっています。市長は、臨時議会で位置変更条例が否決された後すぐに、新庁舎建設を計画どおりに進めていくと述べられておりました。

そこでまず、先の臨時議会で、議会が位置変更条例を否決したことを踏まえた上で、議会での合意形成をいかに考えているかをお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

○保健課長（草野浩一） 自殺対策については、保健課所管でございますので、私のほうでお答えいたします。

自殺の要因は、多様かつ複合的な原因・背景があり、様々な要因が連鎖する中で起きていると言われていることから、自殺はその多くが追い込まれた末の死であるということが出来ます。

また、議員が述べられたとおり、世界保健機関WHOでは、自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題であると明言しているように、自殺は、社会の努力で避けることのできる死であるというのが世界の共通認識であります。

今般の新型コロナウイルス感染症につきましても、経済の落ち込みをはじめ、様々な要因と連鎖することで自殺のリスクの高まりが懸念されているところでございます。

これらのことを踏まえ、本市では、今年3月に策定しました自殺対策計画に基づき、生きることの包括的支援事業の推進を行うとともに、国・県等にて実施されている各種支援事業や、

相談窓口の周知を続けてまいりたいと考えております。

具体的には、広報誌やウェブサイトを通じた、庁内外における自殺対策計画及び包括的支援事業の周知や新型コロナウイルス対策に伴う生活を支えるための支援事業の周知、悩みを抱えている方への相談窓口の周知を行ってまいります。

また、東京都でございました休業要請に伴い、先の見えないことによる、恐らくは自殺と思われる例のようなことがないよう、市の相談窓口や訪問の際に、何らかの気づきがあった場合に、適切に情報をつなぐ体制を構築するために、相談者への心のアプローチや接し方など、専門家等などの活用も検討するなど、自殺対策に関する職員向けの研修も実施したいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 自殺対策について、私の考え方ということでご指名がありましたのでお話をさせていただきます。

担当職員が一生懸命考えて、自殺対策の概要をまとめていただきました。私自身、若いころに大切な友達を自殺で亡くした経験があり、冷たくなった体を降ろした手の感覚というのを、今でも忘れていません。そういう大変むなしい思いでしたけれども、そういうことがあってはいけなないと、いろんな要因でそういうことになるわけでありませうけれども。何らかのそういう情報が出ているはずでありますから、しっかりとそのことを読み取りながら、また、組織としてしっかりとこの対策のマニュアルに書いてあるものを深く読み取ってみんなで共有しながら、自殺者ゼロということをしっかりと目指していきたいというふうに思います。

○総務課長（和泉洋一） 庁内での感染者発生の場合に対応したBCPの策定につきましてお答えいたします。

本市では、平成26年12月10日に大規模災害発

生時における垂水市業務継続計画を策定し、その中で災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施するために、各業務に優先順位を付した非常時優先業務計画を設定いたしました。

当該非常時優先業務計画は、災害時に災害対応による職員等の減少を想定し設定したものでございますが、人員減少時の対応という意味で、新型コロナウイルス発症による職員の減少と同義であることから、庁内での感染者発生の場合の感染症に対応したBCPは、新たに策定はせず、当該非常時優先業務計画により通常業務を遂行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 子育て包括支援センターの体制整備につきましてお答えいたします。

まず、名称が似ており、混同されやすいため、整理しておきたいと思っておりますが、本市には市立図書館の横に子育て支援センターが設置され、親子で楽しむ行事の参加や育児に関する相談業務、保護者間の交流や情報共有など、子育てしやすい環境整備に努めております。

一方、ご質問の子育て世代包括支援センターにつきましては、平成28年に母子保健法が改正され、各市町村は令和2年度末までに設置するよう努めなければならないこととされています。必要職員体制としまして、保健師等を1名以上配置することとされているため、これまで保健師の採用人員数等により配置することが難しい状況にありましたが、今年度新たに2名の保健師が新規採用されたことにより、センター設置が可能と考え、今年度秋を目標に市役所保健課内に子育て世代包括支援センターを設置したいと考えております。

センターの業務内容といたしましては、議員がおっしゃるとおり、フィンランドのネウボラという制度をモデルとしており、一言で申し上げますと、これまでの母子保健業務からさらに個別支援に力を入れて取り組むこととなります。

ご指摘のように、その個別支援の際に、できるだけ同じ担当者に対応する体制につきましては、信頼関係を基礎とする相談・支援業務には大変有効であると考えております。

ただし、担当となる保健師自身も母子保健だけではなく、幅広く保健業務を学ぶという視点も一方では必要であります。それらのことを総合的に考えながら、ご指摘の体制については、現在の人員数、組織体制の中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） それでは、総合計画の位置づけについてお答えさせていただきます。

総合計画は、平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同法第2条第4項の議会の議決を得て、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定める旨の規定が削除されたことから、地方自治法における市町村への基本構想の策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村独自の判断となったことは、議員もご承知のことと思えます。

この法改正を受けまして、本市では引き続き長期的な視点から、総合的かつ長期的な行政運営を図る必要があると判断したため、平成28年に垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例を上程させていただき、総合計画の基本構想を議決事項として位置づけたものでございます。

第5次垂水市総合計画に掲載してありますとおり、総合的かつ計画的な市政運営を行うための基本的な指針として、本市の最上位に位置づけられており、議員ご質問の公共施設等総合管理計画をはじめとする、本市の様々な個別計画の基本的な指針となるものでございます。

以上でございます。

続きまして、新庁舎建設計画の議会での合意

形成につきましてお答えさせていただきます。

議会での合意形成でございますが、本格的に新庁舎建設事業がスタートした平成29年度以降、事業進捗状況をはじめ、基本計画策定プロセス、候補地評価結果、基本計画案の説明等を行ってまいりました。平成30年3月議会で設計予算、31年3月に追加地質調査予算を議決いただいたことから、議会での合意形成を図りながら事業を進めていると考えております。

先の臨時議会で位置条例が否決となりましたが、これまでご説明しているとおり位置条例は建設場所を定めるものではなく、事務所としての位置を定めるもので、建設場所は基本計画で決定済みというふうに考えております。

よって、位置条例につきましては、事務所としての機能や役割を十分ご説明させていただき、事務所としてふさわしいかをご審議いただきたいと考えておりますことから、引き続き事業に対する説明を行いながら、適切な時期にご提案差し上げたいと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 それでは、一問一答方式で進めさせていただきます。

まず、経済の落ち込みによる自殺者数の増加懸念ということで、市のほうで取り組んでいただけているということが理解できました。

一点、先ほど広報誌であったりとかホームページ等で広報、周知を図っていくというお話がありましたが、例えばどのような方が追い込まれていくのかということに関しては、なかなか把握というのがすごく難しいことになってくるかと思えます。そこで重要になってくるのが、様々な媒体を通して、追い込まれていく方々に手を差し伸べることができるかということが重要になるかと思えます。

そこで1点、SNS等を活用したそういう方々へのアクセスという方法があるのかと思うのですが、その件に関してお伺いさせていただきます。

ければと思います。SNSの活用ができないかということなのです。

○保健課長（草野浩一） 現在、その体制が市役所ではできておりませんので、そのかわりにうちのほうと連携していますそういった民間機関がございますので、民間機関のほうで、その対応をしており、実際相談があつて、その後しっかりと連携をとっているという事例がございました。

以上でございます。

○森 武一議員 ありがとうございます。やはり様々な媒体を通して幅広く、多くの方に初期の段階で手を差し伸べられるかということが重要になってくるかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

先ほど、課長がご答弁の中でおっしゃっていた、追い込まれていくということがすごく大きい言葉なんじゃないかなと思います。失業を通して、仕事がなくなったことによって体調を崩されて、どんどん落ちていって、最終的には追い込まれていくという、その上の段階で手を差し伸べることによって助けられる方はいっぱい出てくるかと思っておりますので、そのところに関しても、しっかりと対応していただいて、この質問を終わらせていただきます。

次に、庁内での感染者発生の場合の対応についてお伺いさせていただきます。

感染症に対応したBCPの策定についてということで、既存の業務継続計画を流用する形で対応されるということでした。ただ、今回の感染症に関して、例えば病院等でクラスターが発生して、係、課がそのまま感染してしまうということも可能性としてはあるわけです。その場合の対応というものはどうなっていくのかというのを伺いさせていただければと思います。

○総務課長（和泉洋一） 庁内でさらに感染が拡大した場合の対応につきましてお答えいたします。

先ほど、垂水市業務継続計画についてご説明いたしました。この計画における基本方針に市役所の機能が一時停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努めるとありますことから、優先的に継続しなければならない業務以外の通常業務については休止する、というような規定もございます。被災時において中断が許されない通常業務とは、市民課や福祉課、保健課などの市民生活に密接な業務でございます。また休止するものの主な業務としましては、市民生活に直ちに影響しない計画策定に係る事務、政策的な業務及び文化・スポーツ振興業務などがございます。なお、優先継続業務の優先順位につきましては、垂水市業務継続計画の非常時優先業務計画表で区分分けをしているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 優先順位をつけて対応されるということでしたが、別な課の事業、業務ですね、いきなりやれと職員の方にお伝えしてもなかなかできないところもあるかと思うので、そこに関しては、早目、早目の準備をしていただいて、市民に影響が出ないように、最小限に抑えていただくようお願いすることと、もう1点。一番は、職員の中で感染者が出ないように対応するという、そして、出た場合でも、それがクラスターにならないようにすることが一番大切なことだと思いますので、そこをしっかりとやっていただくことをお願いし、この質問は終わらせていただきます。

次に、子育て世代包括支援センターについてです。今の課長のご答弁で、人員、組織体制の中でできることを精一杯取り組んでいただけることは、一定程度理解できました。

しかし、担当者が一貫して継続して支援していく体制は、国のガイドラインでも示されてい

るセンターの理念、センターは利用者の目線で支援の継続性と整合性を確認し、支援の効果が高まるよう、支援者と子育て家族との信頼関係を醸成するとの理念を達成するには必要なことだと思います。乗り越えなければならない壁は多く高いかもしれませんが、担当者が3年ほどで変わるということがなく、一貫して継続して担当できる体制に近づくよう要望し、次の助産師の配置について伺います。

子育て世代包括支援センターは、妊娠前から妊娠期、出産、産後、子育て期にわたって保健師が担当されると伺いました。

しかし、妊娠前から出産後まで、今回のセンターの設置の目的から考えても、専門家を配置することが必要なのではないかと考えます。

そこで一つ提案ですが、この保健師さんに市が支援をし、助産師の資格をとっていただくというのはいかがでしょうか。残念なことに、本市には産婦人科がありません。

また、今回のセンター設置は、専門家の立場から適切なアドバイスや支援を行うことがうたわれています。垂水市で安心して出産していただくための一歩として、またこの子育て世代包括支援センターをより機能させるためにも、助産師の配置は必要かと思いますが、市長のお考えをお伺いします。

○市長（尾脇雅弥） 子育て世代包括支援センターへの助産師の配置ということでご質問いただきましたので、考え方を述べさせていただきますと思います。

先ほど保健課長が申し上げたように、産婦人科がない本市におきましては、妊娠期から産後間もない時期を過ごされる母親の皆さんに、安心感を持って過ごしていただくための体制整備は重要であるというふうに認識しております。少子高齢化、人口減少社会という時代背景のもとで、子育て支援をどう充実をさせていくのか、言い換えれば子育て世帯をどう支援していくの

かということは、最重要課題であるという認識をしております。

私自身、市議に初当選して以来、その思いで当時の水迫市長に、近隣より遅れている本市の状況と施策の充実を訴えてまいった経緯がございます。真摯に受け止めていただきまして、当時県内初となります中学生までの医療費の無償化や現在の子育て支援センターの開設の基礎を形づくっていただきました。引き継いだ者として、さらに水を与えて充実をしていかなければならないというふうに考えておりますけれども、職員の皆さんの頑張りのおかげで、ハードだけではなくてソフトの面においても、県下でも事例を発表するぐらいのところまで、今、来ているというふうに認識しております。

そのような中で、保護者の皆様方の最たる願いというのは、安心して生み育てる環境整備ということであろうかと思えます。そういう意味におきましては、産科医あるいは小児科のご要望があることは十分理解しておりますけれども、一歩でも前に進めていかなければならないと強い思いでおりますが、採算面におきましては、大体年間で200から250ぐらいの出産の規模が必要であると言われておりまして、現状においては80から100出産ぐらいの状況を鑑みますと、現状は厳しいということでもあります。

しかしながら、先ほどご提案がありました助産師の配置ということに関しては、現実的に対応可能な提案の一つというふうに思いますので、しっかり前向きに検討していきたいというふうに思います。伺いますと、森議員も9月に第1子が出産ということがございますので、タイムリーな立場ということで、前向きで建設的なご提案をさらに期待したいというふうに思います。

いずれにいたしましても、子育て支援の充実ということは、垂水市の発展に必要不可欠でありますので、しっかりご意見賜りながら、できることを前に進めていきたいというふうに思っ

ております。

○森 武一議員 市長の前向きなご答弁ありがとうございます。早期に助産師の配置がなされ、第5次総合計画の目指す姿である、安心して子どもを生み育てる環境の整備をお願いし、この質問を終わらせていただきます。

次に、計画の実行性及びその重さについて、今、総合計画の位置づけが垂水市における最上位計画であるということを確認していただき、そして総合管理計画、公共施設等総合管理計画が、最上位計画である総合計画に基づく計画であるということがご答弁いただきました。

そこで、公共施設等総合管理計画の実行性ということでお伺いをさせていただきたいと思えます。新庁舎建設及び道の駅はまびらの計画が、この垂水市公共施設等総合管理計画の中に含まれているのかということについて、まずお伺いさせていただければと思います。計画上の位置づけについて、お伺いさせていただければと思います。

○財政課長（瀨 久志） 新庁舎建設及び道の駅たるみずはまびらの計画上の位置づけについてお答えいたします。

まず、新庁舎建設についてでございますが、公共施設等総合管理計画におきましては、現在の庁舎に関して施設の現状と課題、今後の管理方針が示されております。本庁舎は、新庁舎建設に向けて外部検討委員会を設置して建設していくこととされており、公共施設等総合管理計画策定時には新庁舎建設に関する事業費等が算出されておりませんでしたので、コストの反映などは行われておりませんが、個別計画として庁舎整備基本構想と新庁舎建設基本計画が策定されております。

次に、道の駅たるみずはまびらについてですが、平成28年4月に計画着手し、平成30年11月にオープンしておりますが、南の拠点構想は国の地方創生事業に位置づけられており、国や民

間活力の導入を基本に進められてきた経緯があり、公共施設等総合管理計画策定時には、南の拠点構想は運営形態等の方針も確定していなかったことから、対象外としたものでございます。

公共施設等総合管理計画は、今年度中に財政課において総合管理計画に基づく個別計画を策定し、令和3年度以降に公共施設等総合管理計画の見直しを行うことといたしておりますことから、両施設についても今年度中に個別計画を策定することといたしております。

以上でございます。

○森 武一議員 今のご答弁で、公共施設等総合管理計画自体が、年間更新費用として23億3,000万円必要になるということの中に、新庁舎建設と道の駅はまびらが位置づけられていないということが明らかになったのではないかと思います。

ここで新庁舎建設と道の駅はまびらで、この公共施設等総合管理計画の更新費用が年間23億3,000万円必要であると。ただ実際として18億ぐらいしか今、確保できないから、ここの4億円の部分にどうにかしないといけないということが、この公共施設等総合管理計画のお話だったかと思えます。

そこに関して位置づけられてもいない、かつまたこの更新額の23億3,000万円というものが、今確保されているのかということです。実際その計画どおりに23億3,000万円が毎年計画どおり進んでいっているのかということについてお伺いさせていただきたいと思えます。

○財政課長（瀨 久志） 総合管理計画の1年当たり23.3億円の更新費用の中、計画の中では、平成25年から平成27年度の普通建設事業の3年間平均を比較して4.8億円の不足が出るという推計が出ております。それに関しまして。失礼しました、この公共施設等総合管理計画は長期的な視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を示したものであり、更新

に係る推計額は実際の更新費用とは異なることから、あくまでも目安と考えております。

公共施設等総合管理計画で推計している1年当たり更新費用の約23億円と、平成28年度から30年度までの企業会計を含めた、普通建設事業費の1年当たりの平均支出額、約22億円と比較をすると、現状では更新費用に充てられる額が1年当たり1億円ほど不足する結果となっております。

この不足額を埋めるための方策として、本年度それぞれの公共施設において、具体的な管理計画等を反映させた個別施設計画を策定し、長寿命化等の対策を検討することにより、今後の公共施設等の維持・更新に係る費用を推計額より削減することは可能だと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 すみません、今の課長のご答弁についてなんですが、確認させていただければと思うんですが。実際のところは23億3,000万円のところが22億程度とされているから1億分が不足しているということだと問題がないんですよね。

ただ、先ほどのご答弁によると、道の駅はまびらと新庁舎建設計画が、この計画には含まれていないと。含まれていない分、新庁舎建設計画でこの後、予算を圧迫してくるかと思うんです。その際に、この公共施設等総合管理計画に、ここの計画自体は平準化することによって長寿命化で行政コストを削減するためにつくられているかと思うんです。そこに関しては、影響はないということなんでしょうか。新庁舎建設があってはまびらがあるわけですね、既に。この中で影響が出ることはないということなんでしょうか。

○財政課長（濱 久志） 新庁舎建設の費用と道の駅はまびらの費用につきましては、この総合管理計画には算入されておりません。ただ、今回、事業を平準化する個別計画を策定すると

いうことで、通常、60年で更新をする施設を10年延ばすことが可能になると思います。それで、1年当たりの費用額が削減できると。その他にも個別計画の中で、施設の統廃合あるいは複合化を検討して、保有施設を削減していくと。それで必要額が削減できるということで、そういうことを考えております。

以上です。

○森 武一議員 この質問でちょっと、ここの質問は終わらせていただければと思うんですけど。今の課長のご答弁の中で、含まれていないということ、新庁舎建設とはまびらは含まれていない。今後個別計画を立てる中で、見直していくということになったときに、まず、そもそもその公共施設等総合管理計画というものの実行性ですね。要は、予算が限られている中で、どうやって行政を効率化していくかということが目的だったかと思うんです、長寿命化だったりとか、統廃合をやるということ。

そこで、この統廃合、要は新庁舎が建設される、道の駅が建設されることによって、ほかのところにそのしわ寄せがいくんじゃないかということが、すごく疑問に思うところなんです。今のお話、さっき課長のご答弁が、そこにしわ寄せがいかないのか、またはいくのか、そこをちょっとはっきりさせていただいて、この質問を終わらせていただきます。

○財政課長（濱 久志） 先ほど申しましたとおり、施設の費用を平準化することで市民に負担がいかないように設定していくところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 すみません、終わりだったんですけど、要はここの必要な、計画の更新費用に必要な23億3,000万円というのが、今後新庁舎を建設する、また道の駅はまびらのPFI事業で進んでいく中で、そこが圧迫されることがないのか、含まれていないことなんでしょうね、

圧迫をされないということなのか、それともしっかりと確保されていくということですね、限られた財政の中ということだったと思うんです。限られた財政の中で、それを確保するために、ほかの事業にしわ寄せがこないのかということ、そこは明確していただければと思うので、ちょっと市長よろしくお願ひいたします。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど池山議員のときに財政の状況ということで、過去を振り返りながら現状は近年ないぐらいいい状況なんですよというお話はさせていただきました。それは数字ですから、事実でございますので、ただ一方、先ほど担当課長が申し上げたように、23億円だけれども1億円ぐらい不足していくということの現実があったときに、また道の駅はまびらあるいは新庁舎が加わることによって財政負担が増えるから、その分がほかの計画にしわ寄せがあるのではないかという、質問の趣旨だと思いますけれども、一つの例として長寿命化することによって、新設の分の経費を抑えたとか、様々な工夫によってそのことを軽減していくということでもありますので、しっかりと数字的なものとして対応していきたいというふうに思います。

○森 武一議員 最終的に、この計画自体が統合して施設を減らしていくということの計画の中に含まれているので、その平準化していただくりとか、影響がないようにしていくという場合は、その統合する施設というものも含めていくということが考えられるわけなんです。そこに関して、影響がないとはなかなか言い切れないんじゃないかなと思います。

これは私の意見として、次の質問に移らせていただきます。

次に、両計画の策定上の関係性についてお伺ひさせていただきます。

○企画政策課長（二川隆志） 総合計画と公共施設等総合管理計画の関係性についてお答えい

たします。

先ほど申し上げましたとおり、総合計画は平成29年12月に基本構想を議決いただき、前期基本計画を平成30年3月に策定させていただいております。一方、公共施設等総合管理計画は、平成29年3月に策定されており、第5次垂水市総合計画策定の1年前に作成されていたものでございます。

総合計画は、総合的かつ計画的な市政運営を行うための基本的な指針として、垂水市の最上位に位置づけられた計画であると、第5次垂水市総合計画にも記載しているところでございます。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ここで申し上げます。本日の会議は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

○森 武一議員 課長の今のご答弁が、公共施設等総合管理計画ができた後に第5次総合計画をつくられたというご答弁だったかと思ひます。第5次総合計画において、経常収支比率というもの平成34年、令和4年に90%にするという目標を立てられているかと思ひます。総合計画で、この立てられている令和4年の経常収支90%の目標、これは答えはおっしゃっているの分かってはいるんですけど、まず達成ができるのかということをお答弁していただければと思ひます。

○財政課長（濱 久志） 総合計画の令和4年度経常収支比率90%達成は可能かについてお答えいたします。

まず、経常収支比率とは財政構造の弾力性を測定する比率で、数値が高いほど臨時的支出に回すお金が乏しいことを示しております。人件費や扶助費、公債費など毎年支出する経費に、地方税や普通交付税などの一般財源収入をどれだけ充てているかを示す指数でございます。

本市の平成30年度決算での経常収支比率は、

93.6%となっております。

また、本市の財政構造は、依存財源の割合が多く、国の方針、施策によって国県支出金の額が大きく左右され、見通しが立てにくい事情がございます。人件費・公債費等の支出が増大することで、経常収支比率の上昇も想定されることから、令和4年度の目標値90%を達成することは難しい面がございますが、財政課といたしましても、事業の平準化など工夫をすることで、少しでも目標達成に近づけるよう、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 今ご答弁いただいた中なんです、難しいという、様々な要因についてということなんです。これはこれまでの新庁舎建設において、最大96%までいくということ、経常収支比率がいくということ、を述べていらっしゃるわけです。

年度からすると、公共施設等総合管理計画があって、その同じ年に新庁舎整備基本構想があって、大体の事業費の目算が出ている。平成30年の第5次総合計画策定時には、同じように新庁舎基本設計、基本計画ができて、大体そこで予算の見込みが立っているわけなんです。それを踏まえた上で、90%というのを設定されているかと思うんですが、そこは踏まえていらっしゃるかなと思うところ、まず伺いできればと思います。

○総務課長（和泉洋一） 私が財政課に着任いたしましたときに、この目標は既に立てられた目標でございましたが、そのことについては、私のほうが事情を詳しいと思いますので、答弁をさせていただきます。

この総合計画の実施計画の中で、目標を90%と定めた時期というのが、平成28年度決算等を終えた時期だったろうというふうに思います。その時点の経常収支比率は91%台でございました。そういう中で、経常収支比率の目標を定め

るに当たって、それより高い目標というのは非常に設定しにくい状況であったというふうに、当時だったというふうな話を聞いております。ですので、当時といたしましては、新庁舎建設等々の状況というのは、ある程度確かに状況としては押さえておったかもしれませんが、そのことがどの程度、経常収支比率に影響を与えるかまでは、恐らく想定ができていなかったために、当時の経常収支比率より悪い目標を設定することは、非常に難しい状況であり、90%という目標を設定したというふうに考えております。

その後、会計年度任用職員制度等も開始されて、経常収支比率については非常に厳しい見通しということも、私も財政経験者として考えております。この総合計画の目標につきましても、その時々状況に応じた見直しということも、私としてはあるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 まず、新庁舎建設計画自体は、総合計画を策定する際には、スケジュール等も含まれて決めて、方針を決めて立てるという方向性で動いていらしたかと思えます。そうなってくると、大体の概算要求、概算の事業費というものが出ている中で、この90%というものが念頭に置かなかったということ自体が問題なんじゃないかと思うわけです。

要は、総合計画自体が、先ほどおっしゃったように、議決されるものなんです。その議決事項として3点しかないわけじゃないですか、載っているもの。その一つが総合計画なわけですね。特に最上位のものに関して、既に分かっている計画を念頭にせずに、計画、目標値を策定するということが、その計画の実行性であったりとか、議決をするということの重さというのをどういうふうには考えているのかというふうには問題だと思います。

ここに関しては、もう次。そこを、確かに悪

い数字を出すということに関して抵抗感があるということは、心情としては理解できる場所ではあるんです。ただ、先ほどの公共施設等総合管理計画も同じように、公共施設等総合管理計画も道の駅はまびらというのが分かった上で載せていなかった。総合計画に関しても、新庁舎というものが分かった上で載せていなかったということになると、その策定する計画に関する市民への信頼感、こういうふうな方向に進んで行くんですよというふうに、市民にも示しているわけなんですね、議決を通して。また、冊子を配るということで、そこに関する信頼感が失われていくんじゃないかということで、そこに関してしっかりと対応していただければということをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

議会での合意形成をいかに考えているかということで、これまで議会で合意形成をしてきたということをおっしゃっていたかと思います。ただ、では一点ですね、先ほどの臨時議会での否決が出たというものが、一体どういう意味合いだったのかというふうに考えているのかをお伺いさせていただければと思います。

○企画政策課長（二川隆志） その重みというのは、やはり議決事項でございますので、やはり我々としては厳粛に受け止めなければならないと思います。ですけれども、それ以前において、二つの議決案件を、我々はいただいているわけでございます。まずはその基本計画において、議会にもご説明させていただいた上で場所を選定し、そして、経営会議において決定する。それを合わせまして、基本設計、実施設計の議決をいただき、その翌年にはまた地質調査の議決事項もいただいております、これにつきましても、やはり、基本計画に基づいて、我々は粛々と進めてきたというところでございます。

これに当たっても、様々な折に議会において、全員協議会、そして一般質問等そういったとこ

ろで答弁させていただき、ご理解いただきながら進めてきたというふうな認識であります。そうですので、決して我々としては、前回の臨時議会におきまして否決されたことを軽々しく考えているわけではなく、そういったところを踏まえた上で、これまでいただきました議決案件について、やはり粛々と進めていくというところを、我々は取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 すみません、やっぱり時間がなくなってきているので、結論だけ先に述べさせていただければと思うんですが。先ほど地方財政法4条のところを紹介させていただいたんですが、地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要かつ最小の限度をこえてこれを支出してはならないというふうに規定されているわけなんです。先ほどの臨時議会において、否決をされたとなったときに建った建物自体が、では今の議会構成を考えたときに、その目的を達成するものになり得るのかというのは、すごく疑問に思うところです。そこに関して、市長は臨時議会で否決をされたその当日すぐに、そのまま粛々と進めていくというふうにおっしゃっているとなったときに、では議会に今までおっしゃっていたことというものの重さですね。どのように考えていたのかなというふうには疑問に思うところです。

次の、財政収支の見通しについてお伺いさせていただければと思います。歳入見通しの令和3年以降の寄附金10億円について、ここのなぜこのような算出になったのかというものを伺いさせていただきます。

○財政課長（濱 久志） 歳入見通しの令和3年以降の寄附金額10億円についてお答えいたします。

令和元年度のふるさと納税につきましては、所管課において返礼品提供事業者と連携を図り、

魅力ある返礼品の充実等に取り組み、またふるさと納税のPRに効果的なポータルサイトの充実に努めるなどの努力により、その実績額は12億7,044万1,726円でした。財政収支見直しにおける令和3年度以降の寄附金額10億円につきましては、所管課の方針として寄附金額10億円以上を目指しており、令和2年度におきましても、新規ポータルサイトの導入や、さらなる魅力的な返礼品の創出等、10億円以上確保するための仕組みづくりの構築を目指しているところであり、10億円と設定しているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 庁舎に関してでしたので、少しだけお話をさせてください。庁舎を建てるところ。

○森 武一議員 市長、時間がないので、今のところ十分、分かりました。

○市長（尾脇雅弥） いいですか、大丈夫ですか。

○森 武一議員 地方交付税の算定についてということで、ここに関して全協のところでは1%ずつ減らしているということなんです。地方交付税の算定自体は人口をもとにして算出することができるかと思っております。今年度も国勢調査があって、5年後また国勢調査があるかと思うんですが、そこに関して、人口をもとにした形で算出することは可能だったかと思うんですが、まずお伺いしたいことは、毎年マイナス1%ずつ減らしていく場合と、大体垂水市の場合は年間300人ぐらい減っていくとなった場合に、2%ぐらい人口が減っていくとなったときに、そこが係数とかがあるので、そのまま2%減るということはないかと思うんですが、やはり開きが出てくるんじゃないかと。その開きというものが、この算定の方法で問題がないのかについてお伺いしたいと思います。

○財政課長（濱 久志） 交付税の算定につき

ましてですが、前回の国勢調査がありました平成27年度、28年度の地方交付税の減少率が1%であったことから、今回1%の減少としているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 算定についてということで、1%だったから1%にしたということなんです。地方交付税に関しては、交付金に関しては、通常の交付金に関しては、算定が可能なものであって、またその人口推計に関しても、市のほうで何の数値を使うかというのは別にして、出すことはできるわけなんですね。それをもとにして出すということのほうが、より確実性が高まるのではないのかなというふうには思います。

市債発行額6億円の固定についてというのは、もう時間がないので飛ばさせていただきますが、その6億円の固定に関してというのは、要は打ち合わせのときにお伺いしたときにおいては、災害など突発的なイベントが発生したときというものに含まれていないということだったかと思っております。突発的なイベントが発生するということもありますし、また10億円に関しても、要は昨年度が12億だったから10億円だったということだったかと思っております。そうなったときに、財政の持続性というものに関して、財政課として主体的にどのように考えて、これで問題ないかということですね。要は10億円というものは、過去3年間の平均であったりとか過去5年間の平均であれば、大体7億弱かと思うんです。去年、おとしが5億程度だったものが12億に伸びている。ここは平均をとるのではなく、その担当が言ったことをそのまま載せたということに関して、そこがそのようなことで財政の持続性が可能、担保ということもなかなか難しいと思うんですけど、維持できるのかということに関して、財政課としてそれを自信を持っておっしゃることができるのかということをお伺いします。

○財政課長（濱 久志） 財政持続性について
お答えいたします。

先日全員協議会においてご説明いたしました
財政収支見通しにつきましては、あくまでも現
時点、現制度において見込める情報を加味して
算出しております。普通建設事業費等におきま
しても、第5次垂水市総合計画をもとに計上し
ており、人件費や扶助費等につきましても増加
を見込んで算出しております。

しかしながら、あくまでも現時点における収
支見通しでございますので、国の新たな政策や
突発的な災害等が発生すれば、必ずしもお示し
したとおりにはまいりませんので、財政課とい
たしましても、そのような事態にも臨機応変に
対応できるよう、日ごろから経常経費の抑制、
国・県補助金の積極的な活用、交付税措置の大
きな地方債の活用など、国の制度等についても
最大限に生かした財政運営に努め、財政の健全
化の継続した取り組みを行い、新庁舎建設に伴
う経常収支比率等の財政指標の一時的な影響に
つきましても、可能な限り抑制できるように努
めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） 本日は、以上で終了いた
します。

△日程報告

○議長（篠原静則） 次は、明日9時30分から
本会議を開き、一般質問を続行いたします。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日は、これにて散会い
たします。

午後5時06分散会

令和 2 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 令和 2 年 6 月 1 0 日

本会議第3号（6月10日）（水曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和2年6月10日午前9時30分開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（篠原静則） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、4番、池田みすず議員の質問を許可します。

[池田みすず議員登壇]

○池田みすず議員 おはようございます。それでは、議長の許可をいただきましたので、先に通告しておりました質問事項に基づき質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、公共料金のコンビニ等の納付について質問いたします。

現在、垂水市では税金等の支払いは、納付書払いか、もしくは口座からの振替により納付されております。市内にはコンビニが数軒あり、市民の皆さんの利便性を考えますと、コンビニによる納付もあってもいいのではないかと思います。

そこで、まずコンビニからの納付を導入している県内の市は、どれくらいあるのかお伺いします。

次に、燃ゆる感動かごしま国体についてお伺いいたします。

新聞報道によりますと、今秋の開催は困難であることや、三反園知事の認識として、10月に安全な中で開催は難しいこと、また市長の諸般報告でもありましたスポーツチャンバラ競技

が中止になるなど、新型コロナウイルスの感染症の影響が非常に大きいものとなっております。

このような中ではありますが、事務局は正式な判断が下されるまで、開催に向けた準備を進められていることと思います。現在の事務進捗状況について教えてください。

次に、新庁舎建設についてであります。

昨日の新庁舎建設に関する一般質問のやり取りの中で、位置条例と庁舎建設基本計画の話がございました。執行部の答弁では、位置条例は否決となったが、市としては位置条例は建設場所を決めるものではなく、建設場所は基本計画で定められるものなので、新庁舎建設事業はこの基本計画どおりに進めていくということだったと思います。

そこで、市長の思いを伺う前に、この基本計画について計画の内容を見直すことはないのか、企画政策課長に伺います。

○税務課長（橋圭一郎） おはようございます。よろしく申し上げます。

市税のコンビニ納付についてお答えいたします。

コンビニ納付の県内市の導入状況でございますが、県内19市中17市が導入済みで、本市を含め残り2市が導入していない状況となっております。

以上でございます。

○国体推進課長（米田昭嗣） おはようございます。ご質問にございます国体の進捗状況につきましてお答えいたします。

初めに、市長の諸般報告、また昨日の堀内議員の一般質問で答弁いたしましたとおり、デモンストラシヨンスポーツのスポーツチャンバラにつきましては、競技団体と協議した結果、選手・役員、それに宿泊や輸送など大会に携わる垂水市民の皆様の安全安心を確保することが困難であるとの結論に達し、中止といたしました。多くの参加申込みや、これまで積み重ねて

きました準備などもありましたが、安全安心を最優先に考えまして、苦渋の決断を下したものでございます。

次に、8月に開催予定の綱引と炬火リレー、10月に開催予定のフェンシングにつきましては、本日の新聞記事によりますと、国体を主催する文部科学省や日本スポーツ協会及び鹿児島県等が協議を重ねた上で、6月中旬以降に、延期を含め開催の可否につきまして判断する予定となっております。このような情勢の中、モチベーションの維持が難しいところではありますが、どのような判断が下されましても、迅速かつ的確に対応できるように、課員一同、心を一つにして、今できる事務を粛々と進めております。

具体的に申し上げますと、総務企画に関することといたしまして、国体に関する情報発信、ボランティアの募集、市内の小・中学校と連携した学校応援の計画や花づくりなどを進めております。競技式典に関することといたしまして、競技団体と連携した競技役員や競技補助員、競技用具の調整、会場設営業務委託や炬火リレーの準備を進めております。宿泊衛生に関することといたしまして、国体参加団体等の宿泊申込みの仮予約を6月から開始したほか、医療機関や弁当部会等との調整を進めております。輸送交通に関することといたしまして、警備・消防防災業務実施計画や災害発生時避難計画の策定、借上バスあっせん業務委託の準備を進めております。引き続き、競技団体や鹿児島県実行委員会、垂水市実行委員会、それに市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、燃ゆる感動かごしま国体の成功に向けまして準備を進めてまいります。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） おはようございます。それでは、基本計画の見直しということはないのかにつきましてお答えさせていただきます。

現在進めております新庁舎建設基本計画を見直すことは、現在のところ考えておりません。その理由でございますけれども、議会におかれましても平成30年3月に設計予算を、31年3月には地質調査の追加予算を議決いただいたところでございます。さらに、昨年12月議会には、建設位置に対する住民投票条例案も否決されておりますことから、この新庁舎建設基本計画どおり進めてよいとのご判断をいただいていると考えているところでございます。

また、この基本計画自体は、外部検討委員会やパブリックコメントを実施するなど、民意を反映した計画策定の手続を行っており、さらには計画の中身についても専門的視点や庁内委員会及び外部委員会で協議されており、その結果も議会に説明し最終決定されたものでございます。

以上が、計画を見直ししないという理由でございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 それでは、ここからは一問一答方式でお願いいたします。

まず、公共料金のコンビニ等の納付についてであります。県内の市で導入している市が17市とのことでした。本市において、導入に向けて検討はされているのか、また、導入するとなりますと、どのような課題があるのかお伺いします。

○税務課長（橋圭一郎） 市税のコンビニ納付の導入の検討と導入に関しての課題についてのご質問にお答えいたします。

県内市の導入状況につきましては、先ほど申し上げたとおり本市を含む2市のみが導入していない状況で、市税を納付される皆さんにご不便をおかけしている状況でございます。コンビニ納付は、仕事などのため日中の納付が困難な方であっても夜間での納付が可能となり、納税義務者の納付の多様化を図ることにより利便性

が大きく向上し、それに伴う市税収納率のさらなる向上も期待できるものでございます。そのようなことから、先んじて導入している他市の状況を確認・分析しながら市税のコンビニ納付の導入について前向きに検討してまいりたいと考えております。

最後発での取り組みとして、導入経費の軽減や、納税される市民の皆さんが最も便利な方法で納付することができるシステムの導入が図られるものと期待しているところでございます。

導入の課題といたしましては、システム導入経費の措置や、納付に係る1件当たり手数料が現在の6倍ほどとなり、手数料支出の負担が増加することであろうかと思っております。

以上でございます。

○池田みずす議員 今回市税に限って、また夜間納付を見越した質問をさせていただきましたが、市民の利便性を考えれば、税に限らず市営住宅の住宅使用料などのできる限り全ての公共料金についても導入を視野に入れて検討され、夜間についてはコンビニの納付となりますが、高齢者が日中利用することの多い商店などでも納付可能な方法が望ましいのではないかと思います。

先ほど、課長が言われましたとおり県内市の残り2市として、最後発の取り組みになり、先発の自治体の取組状況を分析した上で、導入できるよい機会ではないかと思います。市民の皆さんが利用しやすい方法の検討をお願いし、ぜひにも導入していただきたいと思っております。一日でも早い導入を期待し、市税のコンビニ納付につきましては、これで終わります。

続きまして、次に、燃ゆる感動かごしま国体についてであります。ただいまのご答弁で進捗状況についてはよく理解いたしました。

次に、炬火リレーについて質問をいたします。

炬火リレーは、市民の皆さんが直接的に参加できるイベントだと思っておりますが、申込状況につい

て教えてください。

○国体推進課長（米田昭嗣） ご質問でございます。炬火リレーにつきまして、お答えいたします。

炬火リレーにつきましては、8月18日火曜日に、本市を縦断しております国道220号を9つのエリア、21区間に分けて実施する予定です。ランナーは、ご応募いただきました5歳児から78歳までの市民の皆様や市内にお勤めの方でありまして、総勢312人で実施する予定です。内訳といたしまして、市内の幼稚園、保育園等の年長組園児が73人、市内の全小学校の児童から59人、垂水中央中学校の生徒が54人、垂水高校の生徒が12人、池田議員や堀内議員をはじめとする一般の方や学校の先生、身障者施設の方が114人となっております。中には、48年前、昭和47年開催の太陽国体で炬火ランナーを務めた方もいらっしゃいます。ランナーと応援をされる方が一つになってにぎやかに開催することで、国体に向けた機運の醸成と多くの方々の記憶に残る取り組みになればと考えているところであります。

以上でございます。

○池田みずす議員 多岐にわたり準備を進められていることや、市民の皆様の期待が高まっていることを理解しました。私もボランティア、研修会などに参加するなど、今できることを実行しているところであります。

しかしながら、開催の可否につきましては不透明な状況であります。仮に中止または数年後に延期となった場合は、適切な時期に新しい生活様式を遵守した上で、何かしらのイベントを開催してほしいと要望しまして、質問を終わります。

次に、新庁舎建設について。

新庁舎建設の基本計画の見直しにつきましては、先の臨時議会において位置条例が否決されたとはいえ、現在進められている新庁舎建設計

画を見直すことは考えていないとの答弁がありました。その理由を述べていただき、よく理解できました。

私は、市議会議員になりました昨年4月から新庁舎建設に関しましては、多くの市民の皆様から賛成、反対の意見を伺ってまいりました。そのような中、当然ながら議員として建設を進めるべきか、見直すべきか、いろいろな角度から自分なりに考え、自問自答してまいりました。私は、自分なりに結論を出すために、これまでの執行部の考え方や進め方についてお聞きし、また、私が議員となる前の議会の質疑等も読み確認いたしました。

このことを通して、執行部の皆さんが市民の皆様に対しても議会に対しても、手順を踏んで進められてこられたことがよく理解できました。例えば、外部委員会の設置、パブリックコメントの実施、住民説明会やワークショップの開催、さらには市報への掲載など、幅広く市民の皆様の理解を得るために取り組んでこられたことは間違っていないと考えております。

また、議員になって執行部の皆さんが全員協議会において幾度となく説明される姿を見て、恐らく基本構想の段階から議員の皆さんの理解を得るために、機会があるごとに説明をしてこられたのだらうと思いました。

私は、昨年の3月まで在籍しておられた先輩議員の皆さんによって議決されましたことは、何よりも尊重しなければいけないと強く思っています。特に、30年の3月議会と31年の3月議会において、設計費や地質調査費についての予算が可決されているということは尊重すべきだと思っています。このことは、議会として予定地に計画どおりに進めてよいとのご判断をされたということではないのでしょうか。私の中では、新庁舎建設に関しましては、議員になる前から予定地に決定されていると理解しております。

市長に改めてお伺いします。垂水市の市長として、市長は新庁舎建設について固い決意を持って臨んでおられますが、その思いについてお伺いします。

○市長（尾脇雅弥） お答えいたします。私の市長としての最大の責務は、市民の皆様の生命、財産を守ることです。垂水市は、これまでもそうですけれども、大雨や台風あるいは桜島の爆発のリスクなどある中で、現状においては大変不安定な拠点で、いろんな業務を遂行しているということでもあります。

築60年、大規模災害が発生したときに、本当に不安定なこの状況をいち早く建て替えるということは、皆さんが共通をしているということだというふうに思います。これまで、新庁舎建設問題につきましては、今、池田議員がおっしゃったように、簡単に申し上げれば、基本構想、基本計画、そして最終段階となる実施設計を今お示しをして議論をいただいているところでございます。行政の結論としては、簡単に申し上げますと、安全面におきましては地震や津波、大雨等の大規模災害を想定して、詳細な地盤調査等行って垂水市初となる大臣認定の柱頭免震で建設をしていくということでもあります。

また、財政面におきましても、東日本大震災発生直後からこのことを想定して、現在まで約18億円の基金を積み立てています。何より大きいのは、令和2年度までの限定措置ということで実施設計を決定することで、つまり現行案を進めることで約8億円の交付税措置を活用できるということでもあります。

先ほど、担当課長が申し上げたような手順を踏まえ、今日まで進めてきております。今なら安全面、財政面、しっかりと対応できます。それぞれのお立場で様々なご意見があることは十分承知しております。何度も繰り返してお話しておりますけれども、この段階において具体的に実現可能な代案もお示しをされていない中

で、反対されるということはいかがなものかと言わざるを得ない現状でございます。私は、新庁舎に関しては、現行案を掲げ選挙を戦い、その結果当選を果たすことができました。市民の皆様を選んでいただいた責任から、市民の皆様の安全、市役所職員の命を守るという思いから、一刻も早く建設を推進していかなければならないと考えております。

また、同じく、早急に跡地の有効活用についても議論を進めなければならないと考えております。恐らく、本会議場以外でもネット中継を見ながら注目をされておられる方々もたくさんいらっしゃると思います。その方々も含めて、しっかりと頑張っていかなければならないと考えているところでございます。

池田議員におかれましても、ご理解をいただきながら、先ほど決意を述べておられましたけれども、いろんなご意見があることは十分承知しておりますけれども、これまでのこと、そしてこれからどうするか、垂水の未来をどうするかという意味において重要な新庁舎建設であると考えておりますので、しっかりとご説明しながら、これからも前に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○池田みずす議員 市長の新庁舎建設について、強い思いと決意をお伺いしました。4月初旬だったかと思いますが、新庁舎建設を進めておられる市民のお一人が署名活動をしておられました。その方に、なぜそこまで一生懸命されるのですかとお聞きしますと、「垂水の将来のためです。1人の市民としての自分の役割を果たしたいです。」と力強く話してくださいました。

私は、その言葉を聞いて考えさせられました。それは、議員として責任を果たすことは何なのかということでもあります。もし今回建設されなかったとするならば、その責任を執行部の皆さんだけに押しつけることだけは、絶対にしたくないと思っています。財政面を含め、建設に当

たったの条件がよい今こそ、新庁舎を建設しなければ私も絶対に後悔しますし、議員としての責任を果たすためにも、建設に向けて私なりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、質問を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、9番、持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。冒頭、今、私たちは何よりも感染拡大を防止し、国民、市民の命と暮らしを守ること、同時に経済活動の制限で生じた暮らしと経営の打撃と苦難を救済し守るために、全力を尽くさなければなりません。医療崩壊を必ず止める、困窮する人々への支援、経営と雇用の継続を国の責任で、市独自の支援をさらに強めることが求められているというふうに思います。そのことをぜひ皆さんと確認して、今後議会も一体となって取り組んでいきたいと思っております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問に入っていきます。

最初は、新庁舎関係の問題について、二つの点から質問いたします。

一つは、最初の質問は議決権とその効果と事業費等提案の妥当性について伺います。

これまで、基本設計及び実施設計まで議決され、そして今回、建設関連事業費が提案されましたが、これらの一連の議決の法的手続も含めて正当性と進め方、今回の提案について位置条例が否決されれば、一般的には事業費は提案できないとの認識でしたが、提案できる妥当性についての根拠を明らかにしていただきたいというふうに思います。

2点目は、新庁舎関係の問題で、建設事業費等の客観性と妥当性、その検証方法と短期的、長期的な視点での影響の検証、結果及び結論はどうだったのか、総括的な視点で伺います。

以下の点については、2から4までは実施し

たのか問うものですので、やった、やらないで
ご回答ください。使用した資料については、予
算案を審査する総務文教委員会に提出くださ
るよう求めます。その資料を活用して、総務文
教委員会では審査が深められる判断材料に期
すると私は考えますので、よろしくお願いま
す。

1、5、6については、見解を求めます。

一つは、財政課としてどのような観点でど
のような検証を行ってきたか。財政課として財
政運営に責任を持つ部署として、その役割と責
任である専門性、独立性を果たせたのか。その
結果の課題と対策はあったのか伺います。

2点目、新庁舎に関する費用の妥当性とそれ
を検証する参考事例は、どのようなものを使
用したのか伺います。

また、民間工事と価格差、いわゆる実勢価格
との相違の考え方はどうだったのか、この点
であります。

3点目は、新庁舎建設に関する財源構成の在
り方と、長期資金計画と建設費用以外の費用設
定、移転費、光熱水費等の条件設定はどうされ
たのか伺います。

4点目は、新庁舎建設が財政に与える影響、
将来の財政面の経費と削減について伺います。
その中で一つとして、維持管理費である光熱水
費、修繕、改善コスト等の試算と変化の想定は
どうだったのか。

2点目、庁舎関係関連経費、建設費、地方債
償還金、維持管理費など庁舎関連経費に係る一
般財源の支出の変化はどうだったのか伺います。

そして3点目として、新庁舎建設に関わる一
般財源の節減効果はどうあったのか。

4点目として、公共施設等の需要が反映され
る実質公債費比率の推移はどうだったのか伺
います。

ここまでについては、やったかやらないか、
そして資料をぜひ委員会に提供していただき

たいと思います。

次からは見解を伺います。

景気低迷の影響や少子高齢化。人口減少も含
みますけれども、による税収の減少や地方交付
税の動向と影響をどのように認識されているの
か。

6番目として、実質単年度収支や経常収支比
率等の状況から、今日の財政収支の財政指標の
分析と認識、その影響をどのように認識されて
いるのか伺います。

最後に、以上のような視点・観点から、建設
事業費等の客観性、妥当性について財政課とし
ての結論はどうだったのか伺います。

次に、大きな2番目として、新型コロナウイルス
感染症関係に関する支援・施策について質
問いたします。

まず最初に、緊急事態宣言は解除されました
が、経済・社会活動の再開は感染防止に取り組
みながら、段階的に進めていかなければならな
いものです。感染拡大を抑止するための医療と
検査の体制を抜本的に強化して、安心して経
済・社会活動の再開に取り組みをすることと自
粛と一体の補償の立場で、打撃を受けている暮
らしと営業を支えることを一体的に進めること
が必要であり、その対策を強く求めます。

一つは、実態をどのように調査し把握された
か、支援策を検討する上での基本・視点は何か
だったのか。

2、現段階での施策の評価、自粛と自主的な
ものを含めての影響やその後の影響で、さらな
る支援が必要と考えますが、具体的な検討はあ
るのか。その財源の考え方は。県や国への要望
について伺います。

3番目に、今度は具体的な対策の在り方につ
いて、以下の対策を求めたいと思います。

一つは、第2、第3波に備えて感染予防、医
療と介護の抜本的対策が必要と考えます。その
ためには、検査体制の確立、防護服など資材等

の支援、各病院との連携、推進はどうしても必要と考えますが、見解と取り組みを伺います。

2点目として、市民生活への緊急支援策として、経済的損失の補てん対策も十分と思えません。自粛に様々な形で協力がありました。しかし、一定の条件を満たさないと支援が受けられません。自粛と一体の補償の立場で、一つは、市支援策の対象外の事業者等への、基準等にとられない柔軟な対応での支援を求めたいと思います。

2点目は、県の協力金の関係で、面積等の条件があり対象外の人たち、いわゆる塾、ピアノ、舞踏、茶道、書道等への支援も求めたいと思います。

3点目は、弱者へのセーフティーネット対策とその充実ということで、生活困窮者への支援を求めます。

一つは、ひとり親家庭への上乗せ支援と定額給付金対象外の新生児への不公平感の解消支援策の検討を求めたいと思います。ひとり親家庭は、平時でさえ苦しい生活状況にあるのはご存じだと思います。非正規など不安定な職場での収入源に加え、休業等での食費などの支出も増加し、より厳しい生活を強いられています。国も二次補正で検討しているようですが十分ではなく、市としての生活を支援するという観点からの上乗せの検討を求めます。

二つ目は、滞納世帯は新型コロナでさらに苦境に立たされています。生活の維持を困難にする恐れがある場合は、猶予・解除できます。そこで、差押えの猶予と定額給付金の差押えの禁止の周知の徹底及び国保税、介護保険などについて一定の条件のもと、減額の免除が可能になりました。生活を守るためにも、制度が積極的に利用できるように周知を図られるよう強く求めたいと思います。

3番目は、教育関係では安心して学べる環境ということで対策を求めます。

一つは、学生の5人に1人が退学を検討しているという調査もあるように、危機は深刻です。市としても奨学金制度では対策をとっていますが、私は支援策としての奨学金学生への返還期間の延長と限度額の拡大はできないか伺います。

2点目は、休業による子どもの学習の遅れと格差の拡大、不安とストレスは影響があったか伺います。

休業による子どもの学習の遅れと格差の拡大、不安とストレスの影響はあったと考えられますが、新型コロナ感染症から子どもたちと教職員の健康と命をいかにして守っていくかは重要な課題です。さらに、児童生徒の学習権の保障や心身ケアを最優先する学べる環境の推進が重要だと思いますけども、見解を伺います。

大きな3番目は、学校給食センターの在り方について質問いたします。

一つは、学校給食の民営化が大きな問題になっているときに、当時の文部科学大臣が、効率化を求めるために食育が犠牲を強いられることはあってはならないと、学校給食の在り方そのものを指摘しています。管理運営など問題はないか、あるとすれば何があるのか伺います。

2点目は、今子どもたちの立場に立った学校給食を充実させるため、何が求められているか見解を伺います。

最後は、4点目、災害対策、災害弱者対策個別計画の取り組みの進捗状況と求められる対策について伺います。

昨年の豪雨災害、高齢者の被害が目立ちました。障がい者も含めて災害弱者が、適切な情報は得られず逃げ遅れを防ぐための対策が必要です。豪雨や台風など災害の多い季節が近づいていることもあり、備えるという観点から質問いたします。

今年は、感染症と自然災害等の発生に関わる複合災害の危機をどう防ぐかという課題もあります。研修や訓練もされていると思います。災

害時、自力での避難が困難な障がい者や高齢者の命を守るためにも、避難先や手順を個別に定める支援策づくり、個別計画について詰んでいかなければなりません。取り組みはどうなっているのか、その課題の克服と推進はどうなっていくのか伺います。

不十分な点については、再質問を行っていきます。

○企画政策課長（二川隆志） それでは、新庁舎建設について、法的効果と手続の正当性の根拠はどこにあるのかについてお答えさせていただきます。

市としましては、新庁舎建設事業の重要性を十分に認識し、法の目的に沿って正当な手続のもとで、現在、新庁舎建設基本計画に基づき、本年度内の本体工事着工に向けて、今回、新庁舎建設関連の予算をご提案差し上げたところでございます。

この事業の手続でございますが、新庁舎建設事業を進めるに当たって学識経験者や市民代表で組織された外部検討委員会を設置し、事業の目的、事業推進の考え方を示した基本構想及び新庁舎の規模、機能、整備位置、概算事業費、建設スケジュールを示した新庁舎建設基本計画を策定してまいりました。

また、議会におかれましても、この新庁舎建設基本計画の内容を十分ご理解いただいた上で、設計予算と地質調査予算を議決いただいていると認識しているところでございます。事業の正当性という点では、十分に根拠となり得るものと考えております。

また、位置条例に関してでございますけれども、位置条例は建設場所を定めるものではなく、市役所の事務所の位置を定める手続でございます。よって、新しい事務所としてふさわしいかどうかという観点で、位置条例を審議いただくことになると考えますことから、これまで同様、議員の皆様へ新庁舎建設に関する情報提供を行

わせていただき、多くの議員の皆様のご理解がいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○財政課長（濱 久志） 財政課としてどのような観点でどのような検証を行ってきたか、財政課として財政運営に責任を持つ部署として、その役割と責任を果たせたのか、課題と対策はにつきましてお答えいたします。

財政課といたしましては、今回の新庁舎建設事業に対して持続可能な財政運営に大きな影響を与えることなく、将来にわたって市民サービスを低下させないとの観点において、平成28年度の庁内検討の段階から、本市の財政規模で対応可能な計画を関係課と協議してまいりました。

また、実施設計を基に事業内容等の協議に参加し、事業費総額の上限を設定することで事業費のコントロールを行い、財政課としての考えを強く求めてまいりました。財政課としましては、事業に対する財源である市有施設整備基金の状況や公債費の今後の推移について推計し、後年度への影響などを考慮しながら事業費総額が過大になっていないか検証し、あわせて予算計上する事業費についても精査の上、今回の予算案を提案したところでございます。このようなことから、財政課としては、役割と責任を果たせたと考えております。

また、課題と対策でございますが、新庁舎建設には多額の費用を要しますので、一時的には地方債残高の増加や基金の減少などで財政指標への影響は避けられませんが、公共施設等の総合的、計画的な管理などにより各年度の財政支出を平準化することで、持続可能で安定的な財政運営を行うことは可能であると考えております。

次に、新庁舎に関する費用の妥当性は、参考事例等につきましてはお答えいたします。

建設単価や設計費等の妥当性の検証につつま

しては、専門性が求められることから、本市の場合、通常の工事における設計図書チェックは建築技術者が行うため、財政課での検証は行っておりません。

次に、新庁舎に関する財源構成の在り方と長期資金計画につきましてお答えいたします。

建設費以外の費用設定、移転費、光熱水費等の条件設定でございますが、情報通信整備費や移転費については、所管課が算定に必要な情報収集を行っているところですが、設備仕様や運用方法等によって事業費が変化するという点でありますので、現在、費用については未算定という状況ではございますが、現在の庁内電算システムや電話交換システムは、使用開始時点で機種交換時期とも重なると想定されていることから、できるだけ費用をかけずに対応し、調整するよう指示したところでございます。光熱水費の条件設定は、担当課からランニングコストの資料が提出され、算出条件等も示されておりますので、これから検証していきたいと考えております。

次に、新庁舎建設が財政に与える影響（将来の財政面へ）と経費の削減はにつきましてお答えいたします。

維持管理費、光熱水費、修繕改善コスト等の試算と変化の想定でございますが、新庁舎に必要な機能としてバリアフリー施設機能としてのエレベーター設置や、防災拠点機能確保のための非常用発電機の設置などもあり、現在の庁舎と比較すると定期点検など新たに維持管理が必要な整備が増えております。これらの経費については、設備仕様や契約内容により変わってまいりますので、費用対効果等も十分考慮しながら効率的で経済的な形となるよう関係各課と協議してまいります。実施設計が終了し、光熱水費や維持管理費の試算については、担当課から資料の提出がなされたところですので、これから資料の精査を行ってまいります。

次に、庁舎関連経費に係る一般財源の支出の変化でございますが、起債償還による公債費、年平均約7,337万円、維持管理費約427万円、光熱水費約144万円が年間に増加する見込みでございますが、公債費の30%につきましては、普通交付税に算入されることとなります。

次に、新庁舎建設による一般財源の削減効果でございますが、削減効果はございません。

次に、実質公債費比率の推移、公共施設等更新需要の反映でございますが、平成30年度の7.8%から令和3年度以降上昇しまして、令和11年度の13.1%をピークに減少し、令和20年度には8.5%となる推計でございます。公共施設等更新需要の反映でございますが、令和2年度以降の通常債の借入れを6億円に設定しての試算でございますので、平準化されて反映しております。

実質公債費比率につきましては、18%以上になると地方債の発行に際し、国の許可が必要となりますが、13.1%であれば国の許可が必要となる事態にはならないものと考えます。

次に、景気低迷等の影響や少子高齢化等（人口減少）による税収の減少や地方交付税の動向と影響はにつきましてお答えいたします。

昨日も、森議員からご質問がございました人口減少による税収や地方交付税の影響につきまして、平成17年度及び平成27年度の国勢調査人口が反映された平成18年度と平成28年度と比較したところ、人口は18%、3,408人減少しておりますが、地方税は約2%、3,226万2,000円増、地方交付税は約11%、4億6,910万1,000円増加しております。

また、平成22年度の国勢調査人口が反映された平成23年度と平成28年度の比較では、人口は10%、1,728人減少、地方税は約2%、2,494万4,000円増加、地方交付税は約1%、4,748万4,000円の減少となっております。このことから、確かに景気の低迷や人口減少は税収や地方

交付税の大きな減少要因となりますが、国の方針や政策によっては、必ずしも減少するものではありませんが、財政課としましては、今後も国の動向を注視しつつ行財政改革を継続し、事業の平準化など工夫することで健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、今日の財政収支と財政指標の分析と認識、その影響はにつきましてお答えいたします。

実質単年度収支につきましては、単年度収支に当該年度に措置された黒字要素、財政調整基金積立金、または赤字要素、積立金取崩しを除外した場合、単年度収支が実質的にどのようになったか検証するものでありますが、本市におきましては、新庁舎建設に備え、平成28年度以降、市有施設整備基金の積立てを優先させておりますことから、平成28年度以降は赤字となっておりますが、実際は市有施設整備基金に積み立てることで貯金となる基金総額が増加しておりますので、特に問題となるものではありません。新庁舎建設が終わりましたら財政調整基金への積立金を優先することとしますので、赤字は解消されると見込まれます。

経常収支比率につきましては、平成27年度は87.7%でしたが、それ以降、28年度が91.5%、29年度が92.8%、30年度が93.6%と少しずつ上昇してきております。要因としましては、地方交付税等の経常一般財源の減少に加え、扶助費や補助費等の経常経費の増加によるものでございます。

その他実質公債費比率、将来負担比率につきましては、いずれも適正な水準を保っております。

新庁舎建設に伴う地方債償還金の増加により、一時的に各種指標の影響は避けられないと考えておりますが、財政課としましては、将来の負担増に備えるため、国の状況を注視して財源確保を行い、より一層の歳出削減に努めるとともに、ふるさと応援寄附金などを有効に活用させ

ていただき、健全な財政状況を維持してまいりたいと考えております。

次に、以上のような視点及び観点から、財政としての結論はにつきましてお答えいたします。

繰り返しになりますが、財政課としましては、新庁舎建設事業に対する財源である市有施設整備基金の状況や公債費の今後の推移について推計し、後年度への影響などを考慮しながら、事業費総額が過大になっていないか検証し、あわせて予算計上する事業費を精査の上、今回の予算案を提案したところでございます。

新庁舎建設に伴う地方債残高の増加や基金の減少などで、一時的に各種指標への影響は避けられませんが、財政課としましては将来の負担増に備えるため国の状況を注視して財源確保を図り、ふるさと応援寄附金などを有効に活用させていただき、公共施設等の総合的・計画的な管理などにより各年度の財政支出を平準化することで、健全な財政状況を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副市長（長濱重光） 新型コロナウイルス感染に関します、実態把握と支援策を検討する上での視点につきましてお答えいたします。

まず、本市の取り組みといたしましては、感染防止対策の徹底と経済的支援を大きな二つの柱とし、特に市民の皆様方の安心安全の確保につながる取り組みと日々の生活を守るという視点と、それから本市の経済停滞に伴う経済の立て直しを図るという視点から検討を進めてきたところでございます。

このことを実行するための具体策を協議、検討する場が、まさに2月27日に立ち上げました新型コロナウイルス感染症対策本部でありました。また、このほか幾度となく関係課長によります意見交換や協議の場を設け、持留議員から7回にわたってご要望のございました63項目につきましても、実現に向けて検討を重ねてきた

ところでございます。

これらの協議、検討におきましては、まずは国や県の感染予防策や事業を広く市民に周知すること、また国の地方創生臨時交付金を活用して、現状を踏まえた市独自の有効な支援策について協議を重ねてまいりました。その際の視点といたしましては、市民が困っておられることは何か、また必要とされていること、求めておられることは何か。学校等の休業により保護者の家庭的負担が多くなっている中、生活を支えるにはどのような支援をするべきか。さらには、売上げ低下や取引がなくなったことにより、経営に大きな影響が出ております商工業や水産業の事業者並びに畜産農家や花卉農家など農業従事者の皆様、さらには保育園や幼稚園、学校、病院、介護施設などへの支援はどのような形で行えばよいのかなどの視点から協議を進めたところでございます。

なお、その支援策を検討する際には、自分の課に関係した取り組みだけでなく、課を越えて横断的に意見を出し合い、支援策を練ってきたところでございます。

このような検討過程を踏まえ、市民の皆様への生活支援におきましては、子育て世帯への支援を重視する必要があるとの認識のもと、布製マスクの配布をはじめ、児童手当受給者への上乘せ特別支援金、学校給食費や副食費の3カ月分の無償化などに取り組んでいるところでございます。

また、経済的支援におきましては、商工業、水産業、畜産業、医療・介護・福祉施設、教育の分野におきまして、関係課がそれぞれ関係団体、各施設の代表者、さらには学校の管理職などから聞き取りや要望をするなど実態把握に努めてきたところでございます。

また、市長自ら商工会の役員の皆様方から実態や支援の要望を聞く場を設けられたところでございます。

これまでの支援策に当たりましては、公平性の面も考慮しながら検討を進めてまいりましたが、一部補助の検討段階におきまして、商工会の非会員への配慮不足もございましたことから、今後は支援策を検討する際には、幅広い視点から検討するなど十分に留意し、進めてまいりたいと考えております。

次に、現段階での評価と今後の支援策や財源の考え方、県や国への要望等についてのご質問にお答えいたします。

まずは、これまでの支援策に対する現段階での評価についてでございますが、本市の実態を踏まえ支援策を講じてまいりましたが、十分だとは考えておりません。ただ、ただいま答弁いたしましたように、市民の皆様が必要とされていること、求めておられることは何かの視点のもと、対策本部会議や各課において本市の実情を踏まえた支援策について知恵を絞り、国の臨時交付金に市の予算も含めて1億5,100万余りの予算を投じ、取り組んでいるところでございます。取り組みが足りない部分もあると思っておりますが、今できる支援策は講じられているのではないかと考えております。

今後の支援策につきましては、現在ご承知のとおり国の第二次補正予算が審議されておりますが、この中には低所得者のひとり親世帯への給付金の支給をはじめ、多くの事業が盛り込まれておりますことから、詳細が分かり次第迅速に対応してまいります。

また、国保税の減免制度の活用や、労働者が感染し仕事を休んだときの傷病手当の支給制度につきましても、市民に周知を図ってまいりたいと考えております。

このほかの取り組みといたしましては、昨日保健課長が答弁をいたしましたように、第2波、第3波に備えた医療機関における検査体制の充実を早急に図る必要があると考えております。高齢者の多い本市におきまして、医療提供体制

を崩壊させてはならないため、これまで市内医療機関で検体を採取し、市外で検査を行っていた体制を、市内でPCR検査ができるよう機器等の整備を行うことといたしております。

また、市内の医療機関からも発熱外来等を診察することによる感染リスクを避けるため、様々な要望をいただいておりますので、予算化に努めてまいりますとともに、あわせて介護施設等の支援策といたしましても、マスクやフェイスシールド、使い捨て手袋、防護服等を含め全施設に配布する取り組みも検討し、行ってまいりたいと考えております。

このほか、避難所におきます感染症対策といたしまして、パーティションや段ボールベッドなどの備蓄等の整備、また教育分野におきましては、国が進めておりますGIGAスクール構想等の実現にも力を注ぎ、再び学校が休業になった場合の学習環境、特に家庭学習環境の整備につきましても、現在検討を進めているところでございます。

繰り返しになりますが、現在、国の第二次補正予算が審議されておりますことから、まずは有効に活用できる臨時交付金等の財源を最大限に活用して、さらなる支援策の検討を行い、不足する場合は市の財源の活用も視野に入れ検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、国や県への要望につきましては、ご承知のとおり要望活動が直接できない状況でございますので、県市長会等とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 第2波、第3波に備えての感染症対策、取り組みにつきまして、副市長の答弁と重なる部分がございますが、お答えいたします。

まず、医療分野における対策でございますが、昨日の堀内議員や池山議員での答弁でも申し上

げましたとおり、各医療機関において感染対策体制をとっていただいておりますが、感染対策に必須となる防護服などの用品の入手が困難な状況が続いております。

しかし、高齢者が多い本市としましては、感染が発生してからの対応では医療提供体制の崩壊を招く恐れがあることから、現在、各医療機関から感染対策に係る要望を集約しているところです。今後、国の補正予算も財源とした財政的支援も含め、各医療機関が必要とする資材の調達支援等について、早急な事業化を進めてまいります。

なお、検査体制の確立につきましては、市内での感染疑いが発生した際に、市内での迅速な検査が行えるよう、今回の追加補正予算案として上程させていただいたところでございます。

検査の結果、陽性となった場合には、保健所が指定する感染症指定病院への入院措置となるため、市内で発生した場合においても垂水中央病院への入院とはなりません。今後の第2波、第3波により、感染症指定病院での受け入れが困難となる事態も想定しておく必要がございます。そのためにも、重症者と軽症者の受入先を分けて準備するなどの対応を、県や近隣市町、各機関と調整しておく必要があると考えているところでございます。

今後、県内での感染者が増加した場合には、感染者の病床確保のために感染者以外の入院患者受け入れについても、各医療機関が連携していくことも必要となります。そのことから、現在、鹿児島県が進めている地域医療連携計画においても、垂水中央病院の現在の病床数126床は維持を打ち出しているところでございますが、垂水市民はもとより市外医療機関入院患者の受入先としても、今後も病床数126床の維持は必須であると考えております。

続きまして、介護事業所への対策でございますが、他県におきましては、防護服などの資材

不足により介護施設等でクラスターが発生し、職員が感染することで介護崩壊が起こっているところもあるようでございます。幸い、鹿児島県では感染者が広がることなく、本市でも感染者が確認されていないため、介護事業所はおおむね通常どおりの営業を行い介護サービスを提供しているところでございます。

現在、新型コロナウイルスの感染は小康状態が続いておりますが、ワクチンなどの開発が進まない限り、今後も感染者が確認され、拡大していくか分からない状態でございます。そのため、今後来たるべき第2波、第3波への対応として、希望がある介護事業所に訪問し、実際に現場で必要な消毒箇所などの確認を行いながら、感染症予防に関する講習などを実施する予定でございます。

また、介護事業所やその利用者に感染者が発生した場合の対応についても、マニュアル作成の助言や作成を手伝うなどの対応を予定しております。あわせて、クラスター発生の大きな要因とされている資材につきましても、現在、入手困難な状況でございますが、感染者への対応や消毒時に使用する防護服、フェイスシールドなどの一式を各事業所に配布できないか関係課と協議しているところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 県の協力金の対象外である塾、舞踊、茶道、書道等の支援につきましてお答えいたします。

市独自の持続化給付金の対象となっております市内の商工業者514業者の中に、塾並びに舞踊の事業者は4業者含まれております。そのほか、市内にはピアノ教室や茶道、書道教室もございますが、事業者としての考え方が、同種により生計を立てている方となっております。

商工会が把握しております514事業者以外にも対象者となられる事業者の方であれば、要件を満たしていれば該当することとなりますので、

対象者の申請漏れがないように市報並びにホームページ等で周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） まず、ひとり親家庭への上乗せについてお答えいたします。

持留議員からありましたように、国の第二次補正予算において、ひとり親世帯への臨時特別給付金を支給することが閣議決定されております。その内容は、児童扶養手当受給世帯等へ1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給するものであり、加えて新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことで家計が急変し、収入が大きく減少したと申し出があった世帯には、5万円の追加給付を行うものでございます。

現在のところ、給付に向けたスケジュールや事務取扱等の詳細については示されておりませんので、正式に示された際には、先ほど副市長からありましたように迅速に対応したいと考えているところでございます。

今回のひとり親世帯への臨時特別給付金については、制度が複雑であることから、まずは給付制度を正しく理解し、適正に給付事務を行うことが重要であると考えます。議員が提案されております市独自の乗せ給付による支援策については、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、定額給付金対象外の新生児への支援の検討についてお答えいたします。

新型コロナウイルス対策において、定額給付金の対象とならない新生児への支援を行うと仮定した場合、定額給付金と同様に適用基準日を設定し、対象となるのか、それとも対象とならないのかを決定する必要があるため、不公平感を解消するための有効な手立てにはつながらないものと考えます。本市においては、これまでも子育て世代のニーズに応えながら、様々な支援策を行っていることについては、議員もご理

解していただいているものと考えております。提案いただきました新生児への支援については、新型コロナウイルス対策としてではなく、子育て世代へのさらなる支援策を検討する際の選択肢の一つとして参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○税務課長（橘圭一郎） 差押え猶予、定額給付金の差押えの禁止についてのご質問にお答えいたします。

現下の新型コロナウイルス禍の影響により、著しく収入が減少したことにより苦境に立たされている個人や法人につきましては、地方税法等及び市税条例の規定に照らした上で、収入の減少を明らかにできる比較資料等の提示をもって、各法令の規定に基づき、税務課において納税相談や分納相談に応じながら、個々の状況を判断した上で、ケース・バイ・ケースで差押えを含む徴収猶予が可能であると考えております。

なお、市税徴収の一律の猶予により公平性・公正性を欠くことのないよう、慎重に判断する必要があろうかと考えております。

ご質問の定額給付金の差押えでございますが、給付金を直接差し押さえることはございません。いずれにしましても、新型コロナウイルス禍も含めて、納税義務者個々の状況に応じて対応する必要があろうかと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 奨学金学生への返還期間の延長と限度額の拡大につきましてお答えいたします。

本市におきましては、経済的理由によって修学困難な学生に対して奨学資金たる奨学金を貸与し、有用な人材を育成することを目的として、毎年垂水市奨学資金奨学生を募集し、学生を支援しております。

奨学資金は、貸与期間終了後、返還する義務が生じます。

ただし、返還が困難になった場合、返還の猶予を受けることができるようにしてございます。貸付限度額は、平成29年度の入学生から高校生、大学生等の金額をそれぞれ5,000円ずつ上げて、高校生は月額1万5,000円、大学生等は3万円としたところでございます。

なお、平成29年度の入学生から返還期間に本市に住所を有し在住しているときは、奨学資金の返還を免除される制度を定め、一定条件を満たせば返還しなくてもよいとしているところでございます。この制度につきましては、今後も広く周知・広報しながらご活用いただきたいと考えております。

また、今後の限度額拡大につきましては、学生や保護者等の意見も聴取してまいりたいと考えております。

次に、学習権の保障や心身のケアを最優先する学べる環境の推進につきましてお答えいたします。

今回の新型コロナウイルスの影響で、本市におきましては3月2日から25日までと、4月22日から5月10日までの2回、全小中学校を一斉臨時休業としました。この間、学習できなかった内容につきましては、1回目の学習内容は新しい学年の4月当初に授業を実施し、4月17日までには全ての学校で指導が終了したところでございます。2回目の臨時休業期間に学習できなかった内容につきましては、各学校が行事の見直しや時間を短縮しての実施、臨時休業期間中に職員会議や職員研修を前倒しして実施することにより、授業ができる時間を生み出すなど児童生徒が学校生活のリズムを整えながら無理なく学習できる環境を整えたことで、現時点での学習の遅れにつきましては、1学期中に取り戻すことができる計画を立て、授業が進められているところでございます。

児童生徒の心身のケアにつきましては、学校再開後も学校での担任等による教育相談体制を

さらに充実させるとともに、スクールカウンセラー派遣事業を活用しまして、緊急で必要な場合の派遣体制の整備を行うと同時に、定期的な派遣を開始いたしました。

また、気になる児童生徒や家庭への対応といたしましては、本市スクールソーシャルワーカー事業を活用し、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問や相談活動を継続して実施しております。今後とも、児童生徒の学びの保障とともに心のケアを大切にし、学校や関係機関と連携を図りながら学校教育活動を推進してまいりたいと考えております。

引き続き、安全で豊かな学校給食につきます。

○議長（篠原静則） 課長、ちょっとすみません、市民課長から答弁していただきたいと思えます。

○市民課長（篠原彰治） 国保税の減額と免除の周知につきますとお答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症支援策としての国保税の減免についての周知につきますのは、垂水市においても大変重要なことだと認識しております。今後、市報やホームページ、国保たるみずへの掲載はもちろんのこと、7月の国民健康保険証発送時に減免のお知らせを同封することにより、市民の皆様に対し、より一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 先に答弁をしまして、誠に申し訳ありませんでした。

安全で豊かな学校給食につきますとお答えいたします。

学校給食は、学校給食法でも規定されておりますように、適切な栄養の摂取による健康の保持増進や、食事についての正しい理解や望ましい食習慣及び食生活が様々な人の活動に支えられていること、さらに伝統的な食文化についての理解などの目標を目指して実施されるもので

あるとされております。

また、食育基本法におきましては、食育は知・徳・体の基礎になるべきもので、健全な食生活を実践することができる人間を目指して実施されるとしております。教育委員会としましても、学校給食法などに示されているとおり学校給食は望ましい食習慣を身につけ、生きる力を持った人づくりのために特に重要であると認識しているところでございます。

本市学校給食センターでは、学校給食法による学校給食実施基準、学校給食管理衛生基準などのもと、子どもたちに安全安心でおいしい給食を提供するために、日々質の維持及び向上を図りながら、より効率的な運営をテーマに業務を行っております。これまでの質の高いおいしい給食を維持するためには、調理を担当する方々の技能と同時にそれを担う人材の確保と育成、意欲を持って仕事に臨める職場環境を整えることが大切であると考えております。今後、学校給食センターをどのように運営していくかにつきますのは、現在慎重に検討しているところでございます。

また、子どもたちの立場に立った学校給食を充実させるために、本市ではまず子どもたちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう、学校との連携を深めながら本市に配置している食の専門家である2人の栄養教諭を各学校に派遣し、積極的な取り組みを推進しているところでございます。

さらに、子どもたちが垂水の豊富な食材や郷土の味のすばらしさを感じることができるよう、垂水で取れた農産物や水産物をより多く活用するとともに、垂水らしいメニューを数多く提供するなど、学校給食センターとしましても様々な工夫をしているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） 個別計画の取り組み

の進捗状況と求められる対策につきましてお答えいたします。

個別支援計画は、平成27年10月に策定した避難行動要支援者避難支援等プランにおいて、市が避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した者について、避難支援に関する個別支援計画を作成するよう努めるというものでございます。

この個別支援計画の活用方法としましては、災害時における避難誘導、安否確認及び平常時の見守り等でございます。個別支援計画の作成完了者は対象者677名中65名で、対象者の9.6%という状況であり、作成がなかなか進んでいないところでございます。

今後の課題としましては、個別支援計画作成の条件となる名簿情報を提供することに同意することがプライバシー保護の観点から、作成の障害の一因となっていることから、避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問するなど直接働きかけることにより、平常時から名簿情報を広く支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う必要があると思っております。

また、情報管理の観点からも、名簿情報については、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援者等関係者に限り提供するなどの工夫を行い、今後、一人でも多くの方の個別支援計画作成の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 時間も大分なくなりましたが、当初の打合せと違った形で質問がされましたので、ちょっとそれは残念です。非常に、私も時間が少なくなって、その点でのまた。

2点目については、また総務文教委員会で徹底してやりたいと思っております。ここでの問題で明らかだったのは、十分に私たちの審査に堪える資料は提出できない部分もあったということは私あったと思っております。これから検証する

とか、これから様々な資料について対応策とるとかという観点がありました。そういう意味では、私はやはり行政として、また財政課としてこれだけ規模の大きい事業を、そして短時間に私たちがこれを審査しなきゃならない。そのためにはやっぱり必要な書類がちゃんとなければ、このことは分析できないと思うんです。

課長は、国保係のとき大変優秀な形で私たちに資料を提供していただきましたと思っています。それで国保税の問題もいろいろ議論できました。しかし残念ながら、今回はこういう形で十分堪える資料は私はないと、今までの発言と見て思いました。だからこの件については、またしっかりと委員会で議論していきたいと思っておりますけれども、その点については指摘をしておきたいというふうに思います。

一問一答でということをお願いしたいと思いますけれども、もう時間がありませんのでやりますけれども。この事務所移転の問題について、どのような関係機関に問い合わせ、質問されたのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○企画政策課長（二川隆志） 我々としてそのような形で議会にお諮りするに当たっても、法に基づくところがやっぱりよりどころとなるというところでございますので、これについては確認させていただいたところです。

これにつきましては、まず県市町村課のほうに確認させていただきまして、確認をする際におきましても、ただ単に4条が否決されたというところではございません。まずは平成30年の基本計画を策定、そして基本設計、実施設計の議決をいただいたと、そして31年の3月におきまして当該場所における地質調査の議決もいただいた上で、今回、4条案が上がったというところでの時系列の説明を含めた上で最終的な判断を仰いだところでございます。

県市町村課からは、まずは上程できない法的規制はないというご回答をいただいた上で、さ

らにまたその上部であります総務省のほうにご確認いただいた上で同様な回答、県の回答どおりという形で回答をいただきましたので問題ないというところで、今回予算案を上程させていただいたところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 ということは、今後の法定的対抗措置があったら対応できるという確認でよろしいですか、イエスかノーか。

○企画政策課長（二川隆志） もちろんそのような法的根拠は、確認しつつ上程させていただくことになると思います。

以上でございます。

○持留良一議員 新型コロナの問題については、この間いろいろと議論もさせてきていただいているんで、特に問題はないんですけど。それでの対応策を取っていらっしゃるということです。ただ、やはり私は対応として柔軟な対応を求めたいと思うんです。今回のこの市の持続化給付金と、それから県とのを含めて、全ての方々が協力されたんです。だからそこで区別をするということはあってはならないと思うんです。だからそこはきちっと寄り添って、そういう方々の支援を取り組んでいくんだということ副市長、確認したいんですがどうでしょうか。

○副市長（長濱重光） 先ほど申し上げましたように、そのような視点で取り組んだところがありますけれども、ご指摘のところがございますので、それは反省は反省として、しているところでございます。今後、その辺の視点を含めて、今後幅広く視点を持って検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 ありがとうございます。ぜひそういう取り組みをしていただきたいと思います。

学校教育課の関係で、若干気になるところがあるんですけども、やってほしくない取り組み

ということで、7時間授業、それから夏休みの短縮、いわゆるしばきあげと表現されていますけども、この点について、私は弾力的な運用があってもいいというふうに思います。それが子どもたちに寄り添う観点だろうというふうに思うんです。

それとあと、学習指導要領の教育課程の編成権は、個々の学校にありますよね。だからそういう意味ではしっかりと自主性を尊重していく学習指導の弾力的運用を図っていく、この点について確認できるかどうか、教育長にお願いします。

○教育長（坂元裕人） 学校の実態に応じて柔軟に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○持留良一議員 このきょうの新聞でも出ていたんです。密の問題です。この点について、きのう、堀内議員からも必要があれば教職員の要請ということがありました。これ密は確保できるのでしょうか。

○教育長（坂元裕人） きょう答弁いたしましたとおり、今申請中でございます。その結果を待っているところでございます。申請はしております。

○持留良一議員 学校給食の関係をお聞きいたしますけども、今後、民間委託も含めて検討していくという状況の中に、方針にあるのか。この点についてイエスかノーか確認したい。

○教育長（坂元裕人） 先ほど学校教育課長が答弁しましたとおり、現在慎重に対応を検討しているところでございます。

○持留良一議員 一方では、この点についての合理的な中身がありますよね。職員の体制の問題、正規職員を雇わないという流れの中で、本当にその安全性が確保できるのか、この点について教育長はどう考えますか。

○教育長（坂元裕人） 他市町の流れから見ますと、安全は担保できているというふうに私自

身は考えております。

○持留良一議員 時間もありませんけども、この間いろんな人手不足、それから配達が遅れる問題、それから雇用ができなかった問題、様々あります。それはやっぱり、そこにおけるこういう効率化を求める状況の中での運営の実態だろうと思うんです。そういう意味で、やはり私は改めてこの民営化、いわゆる合理化と僕は言いますが、この点に立って進めていくのは問題だということを私は指摘しておきたいと思えます。そのことを再度教育長に指摘して、私の質問を終わります。

○議長（篠原静則） これで質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

次は、11時5分から再開いたします。

午前10時54分休憩

午前11時05分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、新原勇議員の質問を許可します。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 午前中最後ですので、皆さん、よろしく願いいたします。

中国の武漢より発生した新型コロナウイルスは、2月にプリンセスクルーズ船の感染、東京では屋形船による集団感染、まだこの頃は報道やテレビでは病院側の受け入れも陰圧室式で、ベッドも二、三床紹介されていましたが、あっという間に広がり、ベッド数も瞬く間に足りず、PCR検査の遅れ、急激な容態の悪化で亡くなる方も出てきました。

鹿児島県においては、3月26日に1人目の感染者、そこから1カ月弱で10人発生。それから3密、密閉・密接・密集を避ける行動、不要不急の外出の禁止、県をまたいでの移動禁止、国における緊急事態宣言まで出ることになり、帰りたくても帰れない学生やら、身内の葬儀にも

出席できない事態にもなりました。

また、2月、3月、4月と卒業旅行や歓送迎会の中止等の影響は、飲食店をはじめ、ホテル、流通、畜産、漁業、農業にも多大なる影響が出始めて、交流人口増大を図る二つの垂水市の道の駅にも多大な影響が出ています。

経済は、リーマンショックよりオイルショックに近い経済影響です。目に見えない敵ですけど、皆で何とか知恵を出し合いながら乗り切っていきましょう。

連日、暗いニュースがある中で、令和2年春の叙勲に、先輩議員でもあられました森正勝氏が旭日双光章を受賞され、垂水市民としてうれしい限りでございます。おめでとうございます。

議長に発言の許可をいただきましたので、先に通告をしておいた順に従って質問していきます。市長並び関係課長のご答弁をよろしく願います。

新型コロナウイルス関連について質問したいと思います。

鹿児島県においては、厚労省1日発表で、5月19日現在、感染が疑われる緊急患者の搬送先は検討中になっており、避難所開設においても運営マニュアル作成が市町村任せになっているようであるが、我が市の現在の取組状況については、徳留、堀内、梅木議員の質問により理解しましたので、回答は求めません。

火葬場についてお聞きします。

いまだ移動制限のない2月に私の身内の不幸があり、始良市の公営斎場、あいら斎場悠久の杜に行く機会があり、ここの施設が新しいのはもちろんですが、一番驚いたのは、遺骨収集を担当したのが40代の女の人でした。皆さんも知っているとおりに、火葬場は簡単に誰にでもできるものではない特殊な業務であり、現在勤務している職員の方は非常に大変だと思います。まず、火葬場の利用と職員体制について教えてください。

土木・農業行政について伺います。

去年の台風時、市木の河崎川のカヤや石の堆積で少しの雨でも水かさ上がり、住民の方も不安視されていましたが、8月に写真をつけて現状を報告し、その後、同僚の議員や県議の力を借りながら梅雨どきを前に撤去してもらいました。住民も大変喜び、これで少々の雨でも避難しなくて済むと一安心されていました。

5月25日には、梅雨や台風シーズンに備えた防災点検も行われ、市内に山腹崩壊危険地区が99カ所、土砂流出危険地区が91カ所あると説明されております。そこで、梅雨時期の対策として、土木課、農林課にお聞きいたします。

新庁舎についてお聞きします。

海岸での新庁舎建設は否決されましたが、建設自体に我々は反対しているわけではないので質問しますが、今回、世界で必死に闘っている感染症コロナウイルスの出現で、今まではコンパクトな庁舎づくりを目指していたわけですが、くしゃみでウイルスの病原体は最大8メートル飛び、空中を10分から30分もさまよっていると報告があります。職員同士のソーシャルディスタンスをとるような計らいなど、吹き抜けを小さくして職員のスペースを広くするとか、住民の往来が一番多い市民課は1階に持っていくとか、設計変更はなかったのかお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○生活環境課長（港 耕作） 火葬場の現状と職員体制につきましてお答えいたします。

現在の火葬場は、平成17年に老朽化した以前の施設に代わり、新たに整備したもので、2基の火葬炉と遺族の控室などを備えて稼働しております。平成30年度の火葬件数は319件で、令和元年度は361件、令和2年度が5月末までで65件となっております。業務につきましては、管理公社職員2名と会計年度任用職員1名の3名で対応しており、そのうち管理公社1名と会計年度任用職員1名は環境センターの業務と兼

務しております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 土木課の梅雨時期の対策につきましてお答えいたします。

土木課では、定期点検や出水期前の道路、河川、橋梁の異常箇所の有無を把握するための点検を実施しており、異常箇所がありました場合は、環境整備班や建設業者へ依頼しまして応急対策を実施し、被害拡大防止に努めているところでございます。

特に、休日の連絡体制はグループラインを利用して連絡を行い、速やかな参集を心がけており、集中豪雨や台風通過後は災害調査や緊急的な対応ができるよう、かねてより連携を図っております。

また、垂水市建設業組合様と災害応援協定を結んでおりますので、災害発生時は緊急を要する土砂除去や危険防止の大型土のう設置など、協力をいただきながら、災害復旧に備える体制を整えているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 農林課の梅雨時期の対策についてお答えいたします。

出水期に備えた防災点検を毎年5月に実施しております。今年度も鹿児島県や垂水市土地改良区と合同で、ため池やその他農業用施設、林道、治山施設等の点検を実施いたしました。

その結果をもとに、水路の草払いや土砂除去、土砂流出防止のための大型土のうの設置などを業者をお願いして、事前の災害対策を図っております。

また、一部のため池においては、ハザードマップを作成し、近隣住民に配布、ホームページに掲載したり災害防止の周知に努めております。

以上でございます。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） コロナウイルスで設計変更はないかにつきましてお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響による本体建設工事に関する設計変更については、現在のところございません。

なお、新型コロナ対策といたしまして、3密への考え方でございますが、執務室におけるオフィス環境づくりをはじめ、待合室、市民スペースづくりにつきましては、今後3密に関する様々な情報が出てくると思われますので、什器類の整備や配置について適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○新原 勇議員 2回目の質問に入ります。一問一答式をお願いします。

新型コロナウイルスについて、徳留議員の回答で1人当たりの面積が2.2から3.3平米に広がることにより、避難所の定員はこれから何人になるか教えてください。

○総務課長（和泉洋一） 避難所の定員は何人になるかにつきましてお答えいたします。

指定避難所22カ所につきまして、今年度は新型コロナウイルス感染症対策としまして、1人当たりの収容面積を従来の2.2平方メートルから3.3平方メートルに拡大し、定員は従来の3,925人から2,373人となります。

以上でございます。

○新原 勇議員 定員が大分減ることは承知しました。今でも市内でも一番多いのは、水之上地区と市民館の避難が多かったんですが、あえて水之上地区で伺います。多いときには100人ぐらいいたんじゃないかと報告を受けています。水之上地区の避難所の取り組みと、やはり避難されて熱を出したり具合が悪い方が出てきます。そのときの対応はどうなっているか教えてください。

○総務課長（和泉洋一） 水之上地区は避難者が多いようだが、どのように考えているかに、また定員については何人になるかにつきましてお答えいたします。

水之上地区は、本城川流域に住家が多いこと、また近年、住家等への浸水被害が発生したこともあり、避難される住民が多いと認識をいたしております。水之上地区の指定避難所は、水之上地区公民館と水之上体育館、水之上小学校体育館の3カ所でございますが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策としまして、1人当たりの収容面積を拡大し、3カ所合計の定員は従来の593人から359人となります。定員を超える避難のある場合は、中央地区の避難所の活用、また必要に応じて地区内の自治公民館等の借用も今後検討が必要であるというふうに考えております。

なお、避難中に体調が悪くなった方、新型コロナウイルス感染症関連で感染が疑われる、発熱等のあらわれる方につきましては、文化会館等の一時隔離施設としての活用を現在、考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。

次の、避難するときの住民の啓発と注意事項ですが、今回、感染症を気にして自宅にいる方や車中泊をされる方や親戚に身を寄せる方もいると思います。以前、桜島爆発を想定して小浜地区の住民がどこに逃げるのか、住民の方にアンケートした記憶があります。自主防災組織を利用してどこに避難するのか、分散避難される方がどのくらいいるのか、振興会で把握する必要があるのではないかと思います。

車中泊にしても、どこか一つエリアを決めて駐車をするとか決めごとがあってもいいのではないかと思います。いかが思いますか。

○総務課長（和泉洋一） 避難するとき住民の啓発と注意事項につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が収束しない中での災害時の避難の注意事項につきましては、国が作成しました啓発用チラシを現在、振興会内で回覧をしていただいております。

また、本市独自の啓発用チラシも作成中でございますので、今月中には各振興会を通じて配布をいたしたいというふうに考えております。

親戚、知人宅等への避難及び車中泊等の分散避難をした場合の連絡体制の整備につきましては、地区防災計画を定めてある地区においては既に検討をしていただいているというふうに考えております。

ただし、この取り組みはまだ一部にとどまっておりますので、市内全域にこのような取り組みを広げることは今後の大きな課題であるというふうに考えております。

なお、車中泊の専用の駐車場と申しますか、それについては、今現在、市としては準備できておりません。今後の検討課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 災害において、やはり振興会長さんもあの人はどっちに逃げたのかなとか、そういうのを気にする場合もありますので。やはり、地区防災でしっかりと、災害地域が多い場所はそのあたりを確認してもらうことが大事だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

要望ですが、チラシがありましたけれども。これで避難場所に変更がある場合はホームページで確認してくださいとありましたけれども。ホームページを見られる方はいいんですけども、やはり、デジタル機器を活用されない方に対して何かやさしい方法があつて、避難場所が変更された地域、みんなが知る必要はないんですけども、地域の各振興会長さんへお問い合わせくださいというような問い合わせがあつたほうがいいですので、そのところをよろしく願います。

また、6月8日の新聞で、国も水害避難所の増強と打ち出していますので、そのあたりもぜひ活用してもらいたいと思います。

次に、救急の取り組みでございますが、きのう、堀内議員も質問されたと思っておりますけれども、現在、救急の取り組みは発熱だけでなく、いろんな場面があると思っておりますが、現在の救急隊員の患者の接触について、どのようになっているか、詳しくお願いいたします。

○消防長（後迫浩一郎） 救急の取り組みにつきましてお答えいたします。

救急の取り組みにつきましては、通常の救急出動から通常救急対応としまして感染防止衣、ゴーグル、サージカルマスク、手袋等を装着して対応しております。

現在では、新型コロナウイルス関連肺炎に伴う救急出場フローチャートを作成しまして、119番入電時に発熱、呼吸困難、倦怠感、及び県外への外出、または家族が県外から帰省していた等の新型コロナウイルス感染が疑われる事案につきましては、通常救急対応に加えまして、フェイスシールド、N95マスク、二重手袋、シューズカバー等を装着して、新型コロナ疑い対応として出動しております。

また、現場到着時には救急隊員3名のうち、まず救急隊長1名が傷病者または関係者等に接触し、状況を聴取し、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は保健所に連絡し、傷病者へのマスク装着を行った後、指示された医療機関へ搬送することになっております。

さらに、救急活動終了時には、使用資材の廃棄及び救急車内の消毒を実施し、救急隊員につきましては、傷病者の感染の有無が判明するまで継続して健康チェックをしております。

今後も新型コロナウイルス感染症疑いはもとより、無症状感染者も発生していることから、全ての救急事案に対し感染防止対策を徹底し、関係機関と連携を図り、万全な救急体制を構築してまいります。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。最前

線で活躍されている隊員と住民の安心安全のために万全を期してください。

次に、中央病院の取組体制ですが、堀内議員の質問でわかりましたが、今、現在、中央病院としての備蓄はどのぐらいあるか教えてください。

○保健課長（草野浩一） 垂水中央病院のマスク等の備蓄の保有状況につきましてお答えいたします。

まず、医療用マスク、サージカルマスクについては、1月当たり5,000枚ほど通常使用しておりますが、全国的なマスクの品薄状況により、4月の下旬時点で在庫が5,000枚ほどと逼迫した状況となりました。そのため、本市としましても、中核的医療機関である垂水中央病院が診療制限をかけてしまえば、本市の医療提供体制へ大きな影響を及ぼすため、緊急的な対応としてこれまでに3万2,000枚のマスクを垂水中央病院へ配布しました。

そのほかに、国、県からの配布もあり、現時点でのサージカルマスク備蓄枚数は4万8,000枚となっているところでございます。

次に、その他の感染防止対策用品の保有状況でございますが、防護服、マスク、ゴーグル、手袋、シューズカバーなどが一式となった感染対策キットを300セット、医療用マスクN95マスクを3,000枚、フェイスシールドを440枚ほど現時点で備蓄しております。

ただいま申し上げました感染防止対策用品は、いずれも現在、品薄状態により入手困難な状況となっておりますことから、指定管理者側での手配とあわせ、本市においても手配を行うことにより、今後、来るべき第2波、第3波に備えた備蓄を確保したいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。新型コロナが発生していない今こそ、医療用品はなかなか手に入らないと思いますが、やはり備

蓄の体制を病院側もですけれども、市としても備蓄が、体制を整えてください。とともに、もし、新型コロナが発生したときのことを考えて、応急的にどういう品物が活用できるか、そういうことまで検討されたいと思います。ありがとうございます。

2回目の質問ですが、一般の病院も同じく非常に困っていますが、その支援体制などはどうなっていますか、お聞かせください。

○保健課長（草野浩一） 市内の医療機関での対策についてお答えいたします。

この新型コロナウイルスの症状とインフルエンザの症状は、専門家によりますと初期症状がほぼ同じであり、見極めることが困難であると言われております。そのため、これまでのインフルエンザだけの対策では新型コロナウイルスの感染を防ぐことができないことから、現在、市内医療機関や介護施設が感染防止対策として必要とする器具、備品等の集約を行っており、本市としましても医療崩壊、介護崩壊を招かないよう、できる限り支援を行うため、今後関係課と協議しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。ぜひ支援協力をして、医療崩壊がないようお願いしたいと思います。

次に、小・中学校の休校の問題は、川越、堀内、池山議員のことでわかりましたが、その中で、子どもたちの勉強の遅れ、中学校への対応と落ち着いた教育環境が再開できたのも先生たちの頑張りのおかげだと思っております。

そこで、新型コロナウイルスで子どもたちがマスクをしています、もうだんだん暑くなり、下級生はマスクをはずしたりしています。

また、僕らもソーシャルディスタンスで会議をしていると、離れた方の意見が聞き取れなかったりしています。授業中も同じかなとは思

ませんが、先生たちもマスクをしているので、大きな声を出しているとは思いますが。子どもたちも先生の顔の表情とか見えないので、勉強にやり辛さはないかと感じたりしています。お互いの表情が見えてこそ、意思疎通でないですけど、授業のやりやすさがあるんじゃないかと僕は思います。

そこで、先生も子どもたちも熱中症対策でフェイスガードや透明マスクの着用についての考えはないかお聞かせください。

○学校教育課長（今井 誠） 小・中学校におけるフェイスガード等の活用につきましてお答えいたします。

現在、本市の小・中学生並びに教職員等は、基本的に学校教育活動においては、常時マスク着用をお願いしておりますが、国が示した学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを踏まえ、熱中症対策も含めまして呼吸が激しくなる運動時や登下校時など、児童生徒間の身体的距離を2メートル以上確保することができる場合は、マスク着用をしなくてもよいとしております。

議員よりご提案のありましたフェイスガードは、一般的には医療従事者等が着用しております。透明のポリウレタン樹脂等でできており、正面から来る唾液や息に含まれるウイルスを防ぐ効果があるとされております。

最近、ほかにも肌に接触すると冷たく感じるマスクなど、新たなウイルス対策、熱中症対策用品が開発されております。教育委員会といたしましては、子どもたちが着用する飛沫防止用品が、安全で安心して使用できるものは何なのかを見極めていくことが大切であり、今後、学校と連携を図りながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。ぜひ子どもたちの夏場の健康に十分配慮して行っ

てください。

次に、県外の大学生や専門学生の支援ですが、先日、鹿児島大学でアルバイト先が休業するなど、生活が困窮している学生に鹿児島大学学生緊急支援金、博士課程が10万円、修士課程は5万円、定員300名に1,376名が申し込み、1,300名に対し給付しました。残りの人たちも支援するとのことでした。

学生のアルバイトといえば、居酒屋とかイベントの派遣と、真っ先に休業するようなものばかりです。国の学生支援給付金もありますが、親が授業料とアパート代を支払ってれば、この対象にはなりません。垂水市の出身の学生たちに何とか支援できないものか。そこで、現在、たるたる奨学金の追加募集もありましたが、利用している学生は何名いるか教えてください。

○学校教育課長（今井 誠） 県内外の大学、専門学生の支援につきましてお答えいたします。

本年度、本市の奨学金受給者で県内外の大学、専門学校に通っている学生は45人です。本市におきましては、経済的理由によって修学困難な学生に対して奨学資金たる奨学金を貸与し、有用な人材を育成することを目的として、毎年、垂水市奨学資金奨学生を募集し、学生を支援しております。

今年度も18人の高校生、大学生等が3月までに申し込み、奨学生としてそれぞれの学校に通っております。

今回、新型コロナウイルス感染症拡大により全国的に学生が学費等を支払えない実態があることを鑑み、市内の学生が通学している高校等に文書を配付するとともに、市のホームページや振興会回覧板で周知し、5月18日月曜日から6月19日金曜日まで再募集を行っているところでございます。現在、2名の学生が申請しております。

議員からご提案のありました、現在、県外の大学等に通っている学生に対して、期間限定の

無償での支援につきましては、この奨学資金は貸与するものであり、給与するものではないことから難しいところでございます。

なお、平成29年度の入学生から返還期間に本市に住所を有し、在住しているときは奨学資金の返還を免除される制度がございますので、今後も広く周知・広報しながらご活用いただきたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 学生がアルバイトを始めるまでは、まだ2、3カ月先と思っております。県内の学生も困窮しているの、垂水市としてたるたる奨学金をせめて1万円でも2万円でもプラスして、3カ月間ぐらい支援していただき、これら返納を免除していただくという制度設計はできないものか、お伺いします。

高い志を持ち、勉強していく子どもたちにとって何か援助の方法をお願いします。

○学校教育課長（今井 誠） 先ほども答弁させていただきましたが、この奨学金自体は貸与して返金、返していただかなくてはいけない制度ですので、この奨学金から援助するという、支援するということはできないところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 わかりました。垂水市の子どもたちのために何かできないものか。そして緊急事態宣言が出てきたときに、帰れなくてその場にじっとしていた学生もたくさんおります。そして、アルバイトで自分の小遣いじゃないですけども、余裕のある学生生活ができたところができなくなり、親の方も大変負担を強いられているので、そのあたりを少しでも考えてもらいたいと思います。

次に、商工業への支援の対策事業ですが、たるたる商品券を再度、発行していただきありがとうございます。申し込みが好調の滑り出しであるようです。市独自の持続化給付金により、

小売店も少しでも経営の弾みになればと思います。

そこで、この持続化給付金ですけど、青色申告の場合は月ごとが出るのがわかりますけれども、白色申告はどうするのか。

また、非商工会員については誰がどのように判定するか教えてください。

○水産商工観光課長（大山 昭） 商工会非会員の申請窓口と売上げが減少したことを確認できる書類につきましてお答えいたします。

非商工会員214業者につきましても、商工会員と同様に商工会が窓口となり、申請を行うこととなります。

また、売上げが減少したことを確認できる書類としましては、売上台帳の写し、もしくは帳簿、決算書などがございます。

なお、白色申告者が申請される場合につきましては、国の持続化給付金と同様、昨年度の年間事業収入を12で割った金額と、本年度の2月から5月の中で売上げの一番低い月とを比較することとなります。

以上でございます。

○新原 勇議員 わかりました。非商工会員の方も場所はどこですか、そういったことはまだ今からだと思えますけども、そのあたりの周知をよろしくお願いいたします。

火葬場の2回目ですけども、現状と職員体制については理解しました。聞いたところによると、定年を迎える方がいらっしやると聞きましたが、来年度以降の職員体制についてですが、新しく職員募集をしているのですか。

また、特殊な仕事であり、今後の職員体制について検討を進めているか教えてください。

○生活環境課長（港 耕作） 火葬場の来年度以降の職員体制につきましてお答えいたします。

現在、火葬場業務をいたしております管理公社職員2名につきましては、令和2年度で定年を迎えることとなっております。そのため、新

たな職員体制の検討が必要となりますが、令和3年度以降の火葬場業務につきましては、現状では会計年度任用職員での対応などの検討をしているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 今後の取り組みについてですが、来年度以降も会計任用職員でそのままいくのか、現在68歳と65歳の方が2人です。それとも業務委託の検討も必要な時期がきていると思いますが、その考えはいかがですか。

○生活環境課長（港 耕作） 今後の取り組みにつきましてお答えいたします。

先ほど、答弁いたしましたように、現状では必要に応じ、新たな募集も行いながら、会計年度任用職員などで火葬場業務を行う予定であります。今後は会計年度任用職員の確保が厳しいことも想定されることから、業務委託についての検討の必要性も認識しているところであります。

以上でございます。

○新原 勇議員 これは要望ですが、火葬業務は誰でも簡単にできるような業務ではない特殊な業務だと思います。急に募集してもすぐあしたからできる職業ではないので、会計任用職員の募集する際も、ある程度、給料を上げていかなければ、なかなか人材は集まらないのではないかと。業務委託をするにしても、現在の職員の処遇などに配慮しながら、適正な運営に向けて進めてもらいたいと思います。

次に、土木・農業行政。梅雨時期の対策は、住民が安心できるようにお願いいたします。

その中で、下市木の馬口地区と上市木の堂脇地区の実施状況は現在どのようになっているか、お伺いします。

○農林課長（森 秀和） 下市木、上市木の実施状況につきましてお答えいたします。

昨年7月の集中豪雨で上市木、堂脇地区の山腹が崩壊し、鹿児島県へ治山工事の要望を出し

ておりましたが、本年度、新規に林地荒廃防止事業で採択となり、工事をする予定でございます。

また、平成28年の台風16号災害で被災した下市木、馬口地区におきましても、昨年度から継続で林地荒廃防止事業で工事を行う予定となっております。

市木地区での災害における工事の予定は、この2件の県営治山事業となっております。

以上でございます。

○新原 勇議員 予算が執行されたときには、すぐ設計監理をよろしく願いいたします。

新庁舎についてですが、運用の変更できるなど、将来に対して自由に変更できるのか教えてください。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 申し訳ないです、もう一回お願いしてよろしいでしょうか。

○新原 勇議員 先ほど、新型コロナウイルスに対して、運用変更ができると言われましたけれども、その中で、また将来に対してアトリエというか、エリアの変更とかそういうのが自由に変更できるのか教えてください。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 今回、考えておりますのは、執務室につきましては、フリーの執務室ということで考えておりますので、なるべく壁をつくらない構造になっておりますので、それに対応して配置もできると考えますし、また今回しましたシールドですね、ああいうことで対応できると考えております。

ですので、今回、建築本体につきましては変更はないということでございます。

○新原 勇議員 新型コロナウイルスの設計変更についてはわかりました。

年間維持費のかかる柱頭免振構造になぜこだわるのか。それから、さっき人口減少による税収の落ち込み、ランニングコストが重みになってくるのではないかと。柱頭免振構造は、建てるのも点検するのも特別な業者しかできない。特

別なことをするのはそれはつまり、当然高くなるのは当たり前です。

南大隅町は耐震、制震で3,500平米の建物を10億円、これは倍にしても20億円、基礎工事3億円、給水配置5億、サーバー品を3億見積もっても単純で31億ぐらいでできます。10億円ぐらい差があるわけです。そして、耐震構造のほうは川越議員がおっしゃっていましたが、垂水の業者も参加しやすくなります。新庁舎建設を進める会の方もチラシにうたっていらっやいますが、隣接の建物は津波、地震の影響は受けたことはありませんと、そして一日も早く安全で安価な建て替えをとすれば、なぜ年間維持費がかかる高価な柱頭免震にこだわるのか。地震が来てもいいように、ロッカー、パソコンと地震対策をすればこのほうが安くつきますけれどもいかがですか。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 柱頭免震構造につきましてお答えいたします。

本市の新庁舎建設に伴う設計事業者選定につきましては、新庁舎建設基本計画に基づき、本市が示したテーマや課題に対する技術提案を審査し、事業者を選定するプロポーザル方式で行いました。プロポーザルには31社の応募があり、一次審査で22社、二次審査で9社に絞り込まれ、二次審査では公開プレゼンテーションとヒアリングといった内容で審査を行いました。

最終的に、宇住庵設計、NK Sアーキテクト、大隅家守舎設計業務共同企業体を選出されたところでございます。

選出された事業者との提案でございますが、防災拠点としての機能確保のため、柱頭免震構造を採用するという一方で、また独創的でありながら市民優先の考え方が示された空間づくりが評価されたものでございますことから、この提案内容をもとに、これまで設計業務を行ってきたところでございます。

この柱頭免震構造につきましては、二次審査

に進んだ設計事業者の9社中2社が提案しており、基礎免震を含む免震構造の提案は5社ございました。いずれも防災拠点として、災害直後、速やかに災害対応等業務を持続できる提案だったということから、防災拠点としての機能確保を優先したことであるにご理解いただきたいと考えております。

○市長（尾脇雅弥） 私からも少し、なぜ柱頭免震かということに関して補足させていただきます。

ずばり結論で申し上げますと、安全に最大限配慮したからということであります。ご承知のとおり、新庁舎建設基本計画を平成30年3月に決定した後、同月に新庁舎に関する実施設計業務委託費1億1,162万1,000円を可決いただきました。翌31年3月、議会におきましては、地盤調査のための経費2,760万円を議員の皆様の全会一致で議決して可決していただきました。そのことを受けて、詳細な地盤調査を行ったわけであります。

結果、安全上、最大限、配慮した大臣認定の柱頭免震構造を採択したということでありますので、現状において、私の知る限りでは、大隅地区では、鹿屋の徳洲会病院のみであると認識しております。何よりも皆さんの心配に対応するため、安全上、最高の、現段階においてレベルの対応を行うこととしているところでございます。

ちなみに、以前ご説明したとおり、この場所の地盤の状態というのは不安定であり、同レベルの対応がいずれの場所に建設するにしても求められるという垂水市の現状でございます。

○新原 勇議員 地盤改良の地質調査については、ここにしろ、どこにしろ、必要なわけでございます。海岸のところでした、コミュニティであっても同じだよと言われるのは当然で、1カ所すれば垂水はどこに。市民館跡地に建ててもここに建てても、地盤改良をしなければいけ

ないという調査とっております。それで、経緯はわかりました。

それで、当然プレゼンするほうは新しい感じの方法でするのは当たり前で、どこもその柱頭免震でするとこんだけ、耐震したときにはこんだけという値段は出てきていなかったわけです。僕らとしてはできるだけ安いほうがいいのかなと思って、この質問をしたわけです。

この経緯については、ずっとありますのでわかっておりますけども。もう堂々巡りですので、ほかのほうに質問したいと思えます。

前回、質問で、柱頭免震のできる業者は鹿児島にあるかどうかわからないということでしたけれども、業者のほうは見つかったかどうか教えてください。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 柱頭免震の点検業者につきましてお答えいたします。

前回、3月議会の答弁後、情報収集を行いましたところ、鹿児島県内に免震構造の点検資格を持った技術者を有します事業者が確認できましたところがございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 それは大変いいことだと思っております。

それでは、柱頭免震の点検は既に前回、通常点検が5万ぐらいと言われましたけれども、5年10年点検は割高になると。じゃあ今のレートで、5年10年点検はどのくらいになるのか教えてください。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 柱頭免震の維持費につきましてお答えいたします。

3月議会におきまして、点検費用についてでございますが、設計事業者の情報では規模、仕様により異なるということでありまして、現時点の類似物件で通常点検1回当たり30万円程度を想定しているということでありましたが、これは鹿児島県内というときの分でありまして。今回、鹿児島県のほうでありましたけれども、

詳細な図面とかないとなかなか委託料については出せないということでしたので、また今後、情報収集したいと思います。

以上です。

○新原 勇議員 ありがとうございます。

電算システムの移動など、完成までにほかにもどのようなものが考えられるのか。市長は42億8,300万円と言われていますが、それ以外に何かあるのか教えてください。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 電算システム移築まで完成までの総予算についてということでお答えいたします。

情報通信設備費や移転費などについて、必要な情報収集を行っているところでございますが、設備仕様や運用方法等により事業費が大きく変化するということですので、現在、費用について未算出となっておりますが、今後、庁舎の電算システムや電話交換などのリプレースの時期でございますので、それに合わせて想定したいと考えております。

以上です。

○新原 勇議員 総予算というのはまだ出ていない、サーバーの値段とかわからないので出せられないということですね。あと、すみません、入所するのに営業するのに、営業という言い方は悪いですね。市役所がオープンするのに予算がいろいろ出ていますけれども、さらにこの市長が言われたのに対して、まだ膨らむ可能性があるのかどうかお聞かせください。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） ただいまの電算システム、電話交換のシステム関係につきましては、通常の業務でありまして、ほとんど時期が今回、リプレースの時期でありましたので、庁舎建設があるからというわけではございませんので、リプレースの時期に加えまして、今度新庁舎ができるということで、そこでタイミングを見計らいながら検討していきたいということでございます。

○新原 勇議員 すみません、サーバー分、電話交換機ももう古いということで、新しいところには、この古いのを移設するんじゃないで新しいのを本当にいいとは私も思っておりますので。その際にはまた素晴らしいという言い方はあれ、いいものを入れてください。

そこで、市庁舎が建たないとなぜ合併の話が出るのか。市庁舎建設を進める会では、市庁舎を建てなければ合併の方向に進むと、私たちは考えますとチラシに書かれていますが、これはどういう意図でしょうか。建設を進める会の共同代表者の顔ぶれを見て、そうそうたる垂水の財界人です。その方々がおっしゃっています。市庁舎ができなければ何年か後は合併ですか、市長。お聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 私がお示ししているわけではありませんけれども、このチラシのことだろうというふうに思います。そのくだりの部分で、地区60年、古くて大規模災害発生時、危険な現庁舎を一刻も早く建て替えることが重要ですと。安全面、財政面ともに、私たちは原稿案が最良と考えています。具体的代案のない反対運動は無責任です。万が一、新庁舎を建てられなければ合併の方向へ進むと私たちは考えます。そうなれば、現在の約250名の市役所職員は50名程度となり、新城支所、牛根支所は廃止されると思います。また、消防本部もなくなり、垂水市は衰退していくと考えますというような内容がくだりの部分で書いてあります。

その推察ということで申し上げますけれども、私も最悪のシナリオとしてそのことを危惧していないわけではありません。庁舎の建設というのは大きな事業費がかかりますけれども、市民生活に影響が出ないように財源やコスト管理といった観点から非常に重要であると、いろんなところに影響があるというふうに考えております。

現在の計画は、こういった観点からベストな

計画であり、計画を進める時期であるというふうに認識しております。特に計画を進める時期につきましては、老朽化した庁舎が古くて危ないということが原点でありまして、市民の皆さんや職員の安全面から早急な建て替えが必要であるということには異論がないと思います。

一方で財政面におきましては、交付税措置のある令和2年度限定というところの地方債を活用できる観点という意味からも、今やらなければいけないことは明らかであります。

もし計画が白紙となれば、まずは計画づくりに、少なくとも5年以上はかかること。そうなれば、恐らく市民の皆さんや職員の安全を守るという観点から、現庁舎の耐震補強とかいろんな手だてを講じていかなければいけないというふうに思いますけれども、そういった経費に加えて、新庁舎建設となると、いくら規模縮小ができるといっても、建設コストとしては年々増加しておりますし、今より多くの建設費が必要となる。さらには先ほど申し上げました交付税措置の地方債もありませんので、市財政に大きな影響が生じるということは、皆さんご理解いただけたらというふうに思います。

現計画でさえも、今議論しているみたいに、様々なご意見があることは承知しておりますけれども、見直すところがあれば見直しをしながらそうしていくということは大事なことで、今後、少子高齢化が進む中で、チラシの中にありますように、もう一度、市町村合併の議論、起きるのではないかとのお考え方としては理解できる部分もございます。

少なくとも、新庁舎ができて引き続き単独でやっていくということになれば、精神的にも前向きでありますし、そういうことだろうというふうに思います。

私としては、これまでどおり、新庁舎を早期に建設して希望のある垂水市づくりを進めたいと考えておりますので、そのような形で努力を

重ねたいと思います。

○新原 勇議員 垂水市は当分単独でいくと、市長の思いもありますので、次の質問に行きたいと思います。

最後に、新庁舎建設を進める会の署名についてですけれども、まだ五日たっても市長に提出されないということで、集めて出さないということはないとは思いますが、120人以上の募集人が5,771筆集められ、その中の20%以上は残念ながら無効でありました。

完全署名違反の可能性のある人633人に封書で送り、アンケートを選管に返信された方がその3分の1、その中で有効がたった2分の1と。有効署名が4,468筆、日にちがない中で、選管の職員も、また応援要請を受けた職員もご苦労様とねぎらいの言葉をかけてあげたいです。

私も原本を見ました。まじめにやっている人、私の私見では首をひねる人も、中身についてこの場では言えませんが、様々ありました。4,468筆も集めたと豪語するなら、住民投票をして白黒つけたほうがよかったじゃないですか。私らの同僚の議員も市民が決めたのならそれに従うと、最初から言っていたのを住民投票をさせなかったんですから。

市長、この有効投票、有効署名4,468筆を見ての考えを最後にお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 私へのお尋ねということで、住民投票をさせなかったというのは私の決断ではございません。議会の決断ということでございます。

また、新庁舎建設を進める会の署名状況につきまして、私自身も当日の朝、南日本新聞さんの中身を知って現状を知りました。同じ、いろんなお話はあるわけですが、同じ条件、ルールのもとで、反対として署名・捺印された方が1,001名いらっしゃった。先ほど、いろいろおっしゃいましたが、私の周りの中でも、いや賛成だと思って署名したんだという方もお

られました。知らない間に名前を書かれておられるということもありましたので、それはそれでいろいろありますが、そういうルールの中で1,001名の方が名前を書いて印鑑を押されたというのは重いことだというふうに思います。

また、一方で、賛成として署名をされた方、結果として4,468名という事実もございます。この現実もしっかり受けとめるべきだと、私自身も思っております。

ご質問の署名の原本についてというご質問に関しては、私自身中身を確認しておりませんので、コメントは差し控えたいと思いますけど、いずれにしても選挙管理委員会で定められた同様のルール、基準の中で判断した結果ということであることは、間違いありませんので、その結果としてこういう状況があるということは、真摯に受け止めたいというふうに思います。

○新原 勇議員 以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は午後1時10分から再開いたします。

午前11時59分休憩

午後1時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 質問に入る前に一言述べさせていただきます。

この議会中に50代の前半でお亡くなりになった職員がおられたことを聞き、大変驚いております。これから活躍されると思っていた矢先に、非常に残念な思いをしております。まずは、ご家族の方に対して厚くお悔やみ申し上げたいと思っております。そして、亡くなった方のご冥

福をお祈りして、質問に入らせていただきます。

新型コロナ関連について。まず危機管理について、新型コロナウイルスは初期、国や県は感染防止策としてマスク着用、アルコール消毒の徹底を呼び掛けてきました。全国的にマスク、アルコールの品薄の中、本市でも安心対策としてマスク、アルコールなどの確保に努められておられました。マスクのほうは、地元企業の協力により、幼児から中学生まで4月21日には配布されました。一般向けは5月14日に職員総出のもと、配布準備にかかり、そして郵便局のほうに届けられたと聞いております。発送から市民に行き渡るまで2週間ほどかかったのはなぜなのか、教えていただきたい。

次に、財政調整基金の活用分として、全市民に支給はできないかについて質問いたします。

新型コロナ関連で国の10万円の給付金、本市独自の支援があります。本市において、商工業者、垂水・牛根両漁協の事業者に対しても、市独自の給付金や、また子育て世帯への特別給付金があります。

このように、市独自の支援の中、支援の届かない、このような支援対象外の世帯は、また対象外の人何人いるのか、このような人に支援をすべきかと思っておりますが、私はこの新型コロナウイルスが自然災害の大災害に匹敵する災害と思っております。

このようなときこそ、災害や財源不足のときに使う財政調整基金やふるさと応援基金を活用すべきではないかと思っております。

両基金を活用して市民全員に給付する支援は考えていないか、お聞かせください。

新庁舎について。新庁舎建設地の先の臨時議会で移転条例が否決されたところに建設予算が提出をされている理由は何か。

次に、特別多数決、3分の2について、市長の答弁をお願いいたします。

乗合タクシーについて、令和元年12月議会で乗合タクシーを利用される方から要望があり、乗合タクシーのダイヤ改正、増便はできないかと質問いたしました。そのときの答弁が、本年度の3月に運行業者と協議しますと答弁がありましたが、既に4月を過ぎています。協議の結果はどうなったのか、お伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○保健課長（草野浩一） 2週間かかったのかにつきましてお答えいたします。

議員お話の、ご近所の方に届いているのに、まだ届いていないというお声は市のほうにも届いております。実際、市のほうにもご近所に届いているところと届いていないところがあったことを確認しております。その原因につきましての前に、今回、マスクを梱包するに当たってのリスク管理についてご説明させていただきます。

はじめに、感染を予防するためのマスク配布に対して、そこから感染をさせては絶対にあってはならないことから、衛生管理を重視して梱包しております。

まずは、枚数で言うと、約13万枚、世帯で約7,500世帯分のマスクを梱包する作業を2日間で述べ約100人の多くの市の職員から応援いただくことから、当日は感染防止対策として入口での検温、手指消毒をした上で、マスクを着用し、髪の毛などの混入物が入り込まないように、頭にキャップの被着を行っての作業としました。

また、作業を効率よく、少しでも早く取り組む中で、枚数の間違いがないようするため、梱包作業を地域ごとの世帯人数ばらばらに梱包するのではなく、1世帯ごと、2世帯ごとなど世帯人数ごとのくくりにするなど、一人一人の作業を分担して行ったところでした。

このように作業の効率化を図ったことにより、当初の1日半の予定が1日で終了し、5月14日、その日のうちに郵便局に搬入することができました。

その中で、ご指摘の原因としましては、郵便局に搬入するに当たり、段ボールの中に同じ世帯人数ごとに入れて搬入したことにより、郵便局としては段ボールごとに順次マスクを配布したため、例えば、2世帯のところは20日に届き、隣の3世帯のところは25日に届くなど、お届けした日がずれてしまったとの報告を受けております。

市としては、1日でも早くお届けしたいと考え取り組んでまいりましたが、先ほども申したとおり、感染リスクのより低い方法を選択して配布したわけでございますので、感染予防のマスク配布から感染を発生させてしまっは本末転倒であることから、本事業を実施する際に感染リスクを少しでも減らして実施したところでございます。

以上でございます。

○財政課長（濱 久志） 財政調整基金を活用して全市民に対して支援はできないかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する支援につきましては、政府におきましても特別定額給付金や持続化給付金をはじめ、多種多様な支援策が講じられております。本市におきましても、政府の一次補正予算の地方創生臨時交付金を活用し、マスクの配布をはじめ、たるたる子育て特別支援金、市独自の持続化給付金、小・中学校給食費の3カ月の臨時支援事業、保育所等における副食費の3カ月の給付事業、和牛の生産農家、肥育農家の方々に対する経営緊急支援給付金等を実施しているところでございます。

財政調整基金を活用して全市民に支援ができないかのご質問ですが、現在、政府において第二次補正予算案を5月27日に閣議決定し、6月12日までの成立を目指しておりますことから、財政課としましては、まず政府の補正予算の内容を精査し、この交付金を活用した新たな支援策を検討しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、いまだ終息のめども立っておりませんことから、まずは有効に活用できる臨時交付金等の財源を最大限に活用して支援を行い、それでも不足する場合には財政調整基金等の活用も視野に入れ、検討を行いたいと考えております。

次に、市独自の給付を受けていない人数を把握しているかについてお答えいたします。

本市独自の給付事業につきましては、先ほどご説明したとおりでございますが、その独自事業の中で、現金による給付事業は児童手当に1万円上乘せ給付するたるたる子育て特別支援金、約1,500人、前年比20%から50%未満の減収となった商工業者、水産業の事業者に対する市独自の持続化給付金、約834事業所、和牛繁殖農家、肥育農家の方々に対する経営緊急支援給付金、38人で、単純に合計しますと、約2,372人に給付することになります。

議員ご質問の市独自の給付を受けていない人数でございますが、令和2年3月31日の人口1万4,177人から2,372人を差し引いた約1万1,805人が単純に給付を受けていないことになります。

しかしながら、持続化給付金や和牛農家の方々への支援は、1世帯1人という考えではなく、事業者への支援であり、その事業者の世帯に何名もの家族がいれば、その家族全員で給付されたものと考えられるため、実際の人数を正確に把握するのは難しい面がございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 新型コロナウイルス関係の対策ということで、私のほうからも補足をさせていただきたいと思っております。

まずマスクですね、配るところに差があったのではないかとということがございます。まず、新型コロナウイルスの一番手としては予防対策ということで、事前に備蓄したものをいち早く配り、さらに子どもたちに向けては1人2枚と

いうことで給付をさせていただいて、対象から漏れる成人の方々に対して1人10枚ということで配付をさせていただいた経緯はご理解いただいていると思います。

先ほど、担当課長が説明をしたような目的、経緯を持って迅速に通常業務がある中で、一生懸命職員頑張ってくれました。

ちょうど国の10万円の支給と重なるということもありまして、当初から5月末ということでお知らせをしております。早い、遅いというのは今言ったような事情であるんですけども、結果的に当初の目的どおり、きちんと各家庭に配布ができていくということをご理解をいただきたいと思っておりますし、マスク配布に関しては、全国のテレビでも取り上げられるように、先進地的な取り組みとして評価をいただいたところでございます。

一方の財政調整基金の活用ということも、我々も早い段階で検討いたしました。1人1万円仮に配るといたしますと、約1億4,000万円という財源になるわけでありまして。我々の考え方としては、有効に活用という中で、配ってお手元に届くという考え方もあるんですけども、ある意味、そのことが必ずしも市場経済に使われる、あるいは市内で活用されるということでもないということの判断も含めて、同額程度の形でこれまで申し上げますとおり、プレミアムチケットでありますとか、いろんな各種手当を準備したということでもあります。

また、同時に国からのその10万円をできるだけ急いで給付をするということに取り組んで、財源の支援ということで、現段階において議員の皆様からも都度、ご提案をいただいているものを参考にしながら、より充実しているという状況だと思いますけれども、今後、今ご提案があったことも含めて、さらに必要な手当てというのがあると思いますので、それに合わせて、必要に応じて皆様とご相談をしながら具現化を

していきたいというふうに考えているところでございます。

○企画政策課長（二川隆志） 新庁舎建設予定地が否決された場所での建設予算案の提案につきましてお答えさせていただきます。

これまでも答弁をさせていただいておりますとおり、地方自治法第4条の位置条例は、建設場所を決定するものではなく、市役所の事務所の位置を定めるものでございます。

建設場所については、新庁舎建設基本計画で定めており、市としましてもこの基本計画どおりに進めたいと考えておりますことから、今回、予算案を提案させていただいたところでございます。

なお、堀内議員のご質問でも、先ほどの持留議員のところでも答弁しておりますとおり、予算案の提案に当たり、国や県に確認させていただきましたところ、法的規制はないとご解答いただいているところから、問題はないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

続きまして、乗合タクシーについて3月の運行業者との話し合いにつきましてお答えさせていただきます。

現在、本市の事前予約型乗合タクシーの運行制度は、路線バスの運行がない市木、大野、水之上地区におきまして4路線を市内の3事業者でもって運行していただいております。

また、県や交通事業者等で組織されております垂水市地域公共交通活性化協議会において策定する生活交通ネットワーク計画に運行等に関する事項を定めまして事業実施させていただいております。

議員からのご質問でございますように、3月13日に協議会の委員でございます市内の運行業者3社の代表者の方々にご出席いただきまして、協議会会長であります副市長を議長としまして、乗合タクシー運行業者会議を開催させ

ていただきました。

この会議におきましては、これまでの運行実績や昨年11月に実施いたしました乗合タクシー運行区域の全世帯を対象としたアンケート結果を報告し、アンケートで得られた運行時間や便数等に対する住民ニーズをお示しした上で生活交通ネットワーク計画案の作成に向けて、事業者の意見や要望をお伺いし、今後の改善に向けての話し合いが行われたところでございます。

今後、垂水市地域公共交通活性化協議会を開催し、利用者のニーズと交通事業者の助言を反映させた生活交通ネットワーク計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、危機管理のマスクについてから質問させていただきます。

きょう、私はこのマスクは、皆さんがよくテレビ等で言われているアベノマスクです。これが、私のところに昨日届きました。これも大変遅いなと思っているわけなんですけども。とにかく私はこの内容は、1人2枚かと思っておりましたけどもそうじゃないんですね。1住所当たり2枚、家族でこれ洗い使えっていうことですね、早く言えば。そういうふうな、えらい政府もけちなことをするなど、正直私は思っているところです。

それで、本題に入りますけども、私が実際に見て、このいろいろな事情があったかもしれません。郵便局のやりとりの中で、そして、給付金の10万円がだぶったものだから配布が遅くなったと。そういうのは、過程は理解いたしますけど、本来はこういうのはいち早く、このアベノマスクも一緒ですけども、いち早く市民の方に届けるのが本来の姿だと思っております。

先ほども言われましたけども、平素、僕は待っている間に牛根でしたけどもね。隣は来たんだけどもうちにはまだ来ないのよ、いつ来ると、そういうような質問を受けたものだから、

副市長のほうにその現場から電話をしたんですけども、副市長もその給付金のことやらの理由なんかを述べました。

そういうことで、今月中ということをお約束しているから、今月中と言われたのですけれども、それにしても、先ほども言いましたように、幅が広いですからね、今月中としても。できるだけ早く配布されたいなと思っていただけてですけど、結果はそういうことでした。

そして、中学生から以下の、幼児から中学生まで地元企業の理喜さんが協力されたと思っておりますけれども、それで間違いはないですよ。

そういう中で、私は聞いたんですけども、4月かあれば、5月になるかな。25日までに納品すると一応約束をされたみたいですけども、市役所のほうからそれでは遅い、もっと早くしてくれということで、僕らの議会だよりも載っております。市長がさざなみで贈呈される写真、あれが4月21日の日付だったと思うんですけども、そのように一方では、早く要求、要望されております。

だから、今度のこの、その点は僕は評価するんですが、早く納品をしてくれということで評価。だけど、今後、こういう緊急事態のこういうマスク配布はもう少し迅速に、そうして配ってもらえるように、それが一つの反省材料じゃないかなと思っております。これは十分、反省をしていただきたいと思います。

私は、この新型コロナウイルスのことで、マスクからいろんなことで、病院の先生から伺ったんですけども、これは、病院の先生が私にメモをくださったわけなんですけども。この新型コロナウイルスに関して、いつ流行してもおかしくないから、とにかく注意を喚起するように、市役所の方は常にそういう心がけでおってくださいと、そう伝えてくださいということも述べられました。それが1点。

3点ほどあるわけですが、焼酎業者がアルコールも作ってるよねって、足りないときはこの焼酎業者に、地元は2社があるわけだから、協力するようなことはどうされたんですかねと言われたものです。そこで僕は返答はできなかったわけですが、そういうことも言われました。

そして、織物屋さんもマスクをつくっているよねって。だから、できるだけ地元の協力をいただいて、迅速にこういうような対応をしたほうがいいよねというふうなお言葉もいただきましたので。

そういう中で、垂水市はどういう発熱患者に対して対応をしているかということも聞かれましたけど、恐らく、発熱したら、私たちの病院も正直言って怖いと、発熱患者が来たらどうしようかと、今びくびくしているということも言われました。

待合室に来られるわけですね、受付をして。だから、その待合室で感染しないか。また、受付の方に感染しないか、そして、そこを通過して、私に感染しないか、そういうような、あらゆる心配をされておりました。

そういう中で、皆様方も新聞では読まれたと思うんですけども、都城の夜間急病センター、これは屋外に発熱患者用のプレハブを建てたというのは皆さんご存じだと思いますけども、ご存じですよ、と私は思っております。

こういうふうに、都城のほうは5棟ほどプレハブの外來、発熱外來を収容できるような施設を既につくっているわけです。皆さんも新聞では読まれたと思います。多分。

そういうことで、我が垂水市もするとすれば中央病院でしょうが、こういうやはり発熱患者のすぐ収容できるような設備は考えていないのかというふうなことを聞かれました。

今回、補正予算でPCR検査用の導入と、こういうのをやっておられます。これの一環とし

て、このプレハブ等の設置はできないものか、お伺いいたします。

○保健課長（草野浩一） プレハブ等の設置ができないのかのご質問にお答えします。

既に先ほど議員が述べましたとおり、垂水中央病院におきましては、これまでの3議員の先生方にもお答えしておりますが、敷地内に専用の発熱外來用の診察室が設けてありますので、それがプレハブと同等というふうに考えていただければよろしいかと思えます。

ほかの診療機関につきましては、現在、次の市からの支援策という形で、各医療機関からご要望いただいておりますので、その中でそういった飛沫対策防止のプレハブか、もしくはテントというご要望がございますので、関係課と協議して、今後の対応を検討していきたいと思えます。

以上です。

○北方貞明議員 垂水でそういう発熱患者、またあるいはそういうウイルスを持った方が発生したときに、すぐ対応ができるように、そういう外來用の収容、そういう計画をされていると理解しますが、やっぱりプレハブなんかも一つ用意していただければいいんじゃないかと思っております。このへんでもう終わります。この質問は。

ウイルスに対しての市独自のあれはできないかということをお伺いいたしました。ここに政府、または垂水市の支援の中で給付の行き届かない人が正確にはわからないけども、いるということだけは間違いないですよ、何人かは。そういうことで、先ほども言いましたように、これは自然災害の大きな災害と同等、それ以上の災害をもたらしていると思えます、垂水市内の経済に対して。

だから、今一番会社を助けるのは、市独自が率先して援助する、そして市民全員に行き渡るような制度を早目に取り組んでいただきたいと

思います。

そういう中で、ふるさと応援基金が十二、三億円あるのかな、確かそういうふうに僕は認識しているんですけども。そして、財政基金もそのぐらいあるんじゃないかなと思っておるんですけども、この数字が間違っていたらごめんなんですけども。やはり、垂水を出ておられる方が、垂水のために使ってくれという形でふるさと応援基金はあると思うんですよね。

今、垂水、全国的にはちょっと、まず垂水は、今ものすごく疲弊しているわけですよ。それだったら、いち早く助けるためには、市民が自由に使える金、これはここまでたまってきたのは、財政状況に対しては、市長がためたのではなくして市民一人一人がこつこつとためてきた金がここに残っていると私は思うんですよね。

家庭にすれば貯金が、困ったときは貯金を取り崩して生活費に充てるわけですけども、そういう考え方をすれば、こういうときこそ、この基金を生かして支援すべきではないかと僕は考えるんですけど。一日でも早く垂水の経済を立ち直すためには、どうかこの支援策を考えていただきたいんですけども。市長も前向きにというようなことを言われましたけども、これは期待しておきます。

もう既に皆さんもご存じだと思いますけども、こないだ6月1日の南日本新聞に、各自治体が独自にやる支援策の一覧表が載っておりました。我が垂水も子ども支援とかそういうふうな分で載っておりました。

そういう中で、いち早く南大隅町ですよ。もう3万円を既に10万円と上乘せしてやっておりますよね。我が垂水もこれぐらいできると私は思っているんですよ。

新庁舎には即2億円ぐらいぱっと入れましたがね。今度こそ、先ほども計算されましたけども、1万円ずつ配っても1億5,000万円なんですよね。もっと私はこれ出せるんじゃないかな

と思います。そういうようなものを前向きにもっと検討していただきたいと思っております。

金額は言いませんけども、確認ですけど、やはり、出せますかね。出せる方向に行きますかね。それをちょっと聞きます。確認です。

○市長（尾脇雅弥） 誤解があるようですけども、先ほど、前向きに検討したということで、もちろん検討はいたしましたけれども、結果として現在の対策がより効果的であるというふうにお話しているところであります。

全国的にも、例えば、東京の品川区が1人3万円出したとか、東京と千葉とかいろんなところの格差があるとか、鹿児島県内においても、今おっしゃる南大隅もあれば43市町村、昔で言う96市町村あるわけですね。それぞれの事情に合わせて、より現場の課題を解決するような対策に財政を充てていくということでありますので。考え方の一つとして、早い段階でそのことも検討しましたけれども、より現実を踏まえた効果的な方法として、現在の対策を講じているというふうなことであります。

例えば、一般論として、今回の新型コロナウイルスの状況の発生によって、今まで10売り上げがあったところが減っているということに対してどう支援をするかというのが一般的な財政支援だと思いますけど、大きく半減しているところに関しては、国からの大きな支援があるわけでありまして、今回、持続化給付金のものに関しては、我々はそれまでは届かないけれども、現実的に影響を与えて、受けている、2割から5割のことにに対して、商工会の皆様方ともご相談をして給付するということを議会の皆様のご理解をいただいて決定したわけですね。これだけというところもありますけれども、我々は水産業というのがいろんな意味で大きな影響がありますから、その個人の一本釣りの方々も含めてそういうふうなことでご提案してご理解をいただいたと。

加えて、それでも足りないところがあるんだよと、商工会員でない皆さんもいらっしやると。そこに対してもしっかりとサポートしていく。畜産もそうですけれども、どこと何と比較するかによって、もちろんいろいろ違うと思いますけれども。全体的な市民の皆様の商売を中心としたものの落ち込みに対しては、そういう支援が中心になっておりますけれども、新型コロナによって大なり小なり、ご家庭で子どもさんの食費が増えたとか、いろいろなものもありますから。これまで申し上げたような、給食費の無料化とかいろいろなことでサポートしながら、全くそれとは当たらないけれども、やはりいろんな意味で減じているという方々に対しては、例えば、国からの10万円をできるだけ早く交付するために通常業務に加えて、そういったこともやっていると、先ほどマスクのご指摘もありました。確かにもっと隣と同じくらいに届けばいいんですけども、先ほど申し上げたような事情があって、お約束したときにはしっかりと届いておりますし、全国でもいい例というような形で発表していただいている。

もっと言うと、配っていないところもあるわけですから、そういうもろもろも含めて、今でき得る対応はしておりますし、今後、国からのしっかりとした支援も見ながら、できるだけ有効に的確にこれからも新型コロナウイルス対策、ある程度、長期化が予想されますので、対策を講じていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○北方貞明議員 私がなぜこのような質問をしたかといいますと、この給付金をして、この給付金を垂水だけ使える商品券ですね、こもんそ券もありますけれども。そういうふうに地元だけで使えるふうに持っていけば、この財政調整基金を仮に1億円出したにしても、いろいろな形で還流しますから、お金は回りますから。またしまいにはその懐に入ってくるんですよ、垂水

だけ使うわけだから。

そういうお金の循環は、還流、その回るのを考えたら、これ1人頭1万円いってもこれ何も痛まんとおもいます。私はそれが言いたいんですよ。

もともとは出したけれども、我が家のところに入ってくるんだぞと、いろんな形で、垂水市に。そういうのを思ったから、ぜひこれが実現の方向へ向かうように、まず要望して、これは終わります。

新庁舎についてです、提案理由は事務所をつくることですが、それではもう一遍伺いますが、何遍も聞きますからよろしく願いいたしますね。

この建築予算案を出された場所ですが、地番はまずどこになるんですかね。これからひとつ答弁を聞きますから教えてください。

○企画政策課長（二川隆志） 申し訳ございません。ちょっと聞き取れなかったものですからもう一回。

○北方貞明議員 どこに建てるのかと、その地番はどこですかと。

○企画政策課長（二川隆志） 錦江町の1番地2でございます。

○北方貞明議員 錦江町1番の2に建てる計画でこれは進めているわけですね。それで予算を出しているわけですね。

次に聞きますけれども、先だって臨時議会で、議案第30号、垂水市の位置を定める条例が上町114番地から錦江町1番地2に改めるところいうふうには出されたんですけども。これは否決されましたけども、否決されたところに出されるんですか、出せることができるんですか。

先ほど、県、国の確認でできると言っていたけれども、もう一遍それを教えてください。

○企画政策課長（二川隆志） 法令的な部分については、確認させていただきました。法令的な部分においては、確認させていただきました

とご答弁差し上げたところでございますけども、こちらにつきましても、建設の場所を決めるのは、先ほどから申し上げておりましたとおり、基本計画の中で決定しているところでございます。そして、これにつきましては、先般の3月議会でも申し上げておりますけれども、建設スケジュールにおきまして、6月議会において予算を上程させていただくという形でご報告しておりますので、それに基づき、我々としましては、従来どおりの基本計画に基づきまして、業務を粛々と進めさせていただいているという認識でございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 決定されたと言われましたね。番地が決定された。それちょっと番地が決定しているわけですね。その中で、この間、その番地に対してのあれは否決されたから、その整合性がちょっとわからない。

○企画政策課長（二川隆志） 先ほどから申し上げました、建設場所につきましては、基本計画において議会にもお諮りし、そして最終的に経営会議で決定したという認識でございます。

○北方貞明議員 何遍も言いますが、決定されたと言いますが臨時議会で否決されました。そしたら移れないんじゃないんですか。そこに計画はできないんじゃないんですかということを知りたいんです。

○企画政策課長（二川隆志） 建設場所につきましてはですけども、あちらにとっては事務所の位置を定めるというのが法の第4条でございます。現在の事務所の位置はこちらでございます。こちらから移すというところでの議案につきまして、先般否決を受けましたけれども、今現在はこちらのほうで事務をしておりますので、事務所はここだという認識でございます。

○北方貞明議員 事務所ですね。あそこは市役所は事務所をつくるんですね。つくるんでしょう。だから、何遍も言いますが、あそこ

に移るといのは否決されたから、もうそれは出されるのかなと、だめだなと。我々議会は、最高議決機関はここですよ。今までも、先ほども市長は、議会の決定ですから、何ですか、マスクですか、そこでも言われましたように。ここで決まったことをなぜ尊重されないのか。あとはあそこに移ったらだめよと、この議員の皆さんで決めたんですよ、賛成、反対はあったかもしれないけども。

○市長（尾脇雅弥） 特別多数議決の重みということでお答えしたいと思います。

意見書の中でも記しましたように、本来、あの時点での提案というのは時期尚早と私は考えておりますと申し上げました。財源も含めて詳細な中身をお示しできていないというタイミングでございましたので、その後の記者会見でもどうですかと言われて、否決をされたというご判断としては、当時としてはやむを得ない面もあると考えておりますというお話をさせていただきました。

現庁舎ということの状況としては、時がたつにつれて危険な状況であり、ご案内のとおり、日本各地で地震等が頻発する現状におきまして、早急に庁舎を整備をしなければいけない状況であるということは、さらに深まっているというふうに思っております。

こういったことから、今後、新庁舎建設基本計画に基づいて計画的に事業を進め、位置条例については改めて御提案をしたいと考えております。

新庁舎建設に関しては、これまで基本構想、基本計画、そして今回、最終段階となる実施設計をお示しして議会の皆様に審議をしていただいているわけでございます。

4条は、何度も申し上げておりますけども、建設場所を決定するものではなくて、移転の際に必要な手続ということでありますので、結果として、移転反対の1,001名の署名・捺印があ

ったことも、大変民意でありますし、賛成のための4,468の署名・捺印があったということも大きな民意であるというふうに思っております。

議会の重みということで言われましたけれども、これまでも議会としては、平成30年3月、あるいは31年3月、議決、可決をしておられます。中でも北方議員は両方とも賛成されておられます。そのときの議会の判断、責任ということにもなりかねない話がありますので、そういう意味におきましては、都度都度そういう結果を積み上げて、5月1日の結果ということは受け止めますけれども、だからといって、建設予算が出せないということではないということは法的に確認をしておりますし。

また、賛成の皆さん方がそういった形でご提案される際には、また再度ご判断という場面も来るかと思っておりますので、しっかり見守っていきたいというふうに考えております。

○北方貞明議員 今、法的確認を取っておられると。法的確認というのをもう一遍教えてください。国や県に法的確認を取ったということ、法的確認。

○企画政策課長（二川隆志） 県の市町村課に確認させていただきまして、その上で上程できない法的規制はないという回答をいただきました。それを受けまして、さらにその上部であります総務省のほうに回答を求めたところがございます。

その際におきまして、先ほど持留議員のところでも回答をさせていただきましたけど、県の回答どおりという回答をいただきましたので、それに基づきまして、今回6月議会に予算を上程させていただいたところがございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 法的確認は、県やら国に確認してから出したところということを述べられました。それはそれとして、その意見書の中でもあったんですけども、今も言われましたように、

この場所を変えるのは時期が早いというふうに言われましたけれども、改めて出すと言われましたけれども、その改めて出す、まあ出されるのは結構です。

だけど、この間の6月臨時議会で駄目よと。先ほども言いましたように議会でなったのを何遍も聞くわけだけど、なぜそこまで強行されるのか。私たちも市民の代表です。それがそのような結果を出したんだけど、それを尊重すべきではないかと思うんですけど。尊重されるのか、されないのか。

○市長（尾脇雅弥） 議会の判断というのは、その都度その都度その項目に対して判断されると思います。先ほど申し上げましたように、庁舎の建設ということに関しては、平成30年の3月、北方議員も賛成していただいて、平成31年の3月にも同様に判断されました。

また、住民投票やその他もろもろのことに対しても、基本的に建設推進の皆様方の意向が結果としては通っている流れだというふうに思います。我々は執行部として、最終的に実施計画の中で予算をしっかりと示したいというのが今議会でありますし。

少なくともそれがお示しされてご判断をいただいってからか、建設の建物が建って、ふさわしいということの間中のご判断をいただくということが、これまでの姿勢でございます。

しかしながら、4条というところで直接請求というのがなされたわけでありまして、1,001名の皆様方の署名・捺印のもとでそれが提出されて、そのルールとしては、意見書を付けて提案するということになっておりますので、結果としてはそういう結果だったと。

ただし、そのことで白紙化をすとか建設を見直すという内容のものではございませんので、またこの後、四千数名の賛成の皆様、そういう直接請求も出るように聞いておりますので、今回は建設予算ということで、しっかりとその

中身を審議していただいて、議会の先生方のご判断を見守っていきたいというふうに思っているところでございます。

○北方貞明議員 あくまでも出される。そして、今度改めて特別議決を出すということですけども、今回は私はこう思ったんです。私たちの意見が、結果を市長が尊重されなかった。だからこういうふうになったんですけど。この数字は変わらないと思うんです。私は思うんですが。

そうなれば、市長が3分の2を取ろうとするならば、この議会を解散して、新たな形でまたそういう方法も考えられると思うんですけども。このままだったら、ずっとこの数字は変わらないような私は気がするんですけども。そういう解散を打ってでも、執行部の意見を通そうと。そういう考えはないですか。

○市長（尾脇雅弥） 今の状態が変わらないのではないかというのは、北方議員の見解であろうと思いますし、解散ということの。この間直接的に新庁舎建設関係予算の取り下げを求める緊急申し入れということで、新庁舎建設を考える会の皆様、共同代表の3名の方々と関係する皆様のご同行いただいて申し入れをされました。その中にもそういうことも書いてありました。

一方で、非常に私自身恐怖を感じたものがございまして、市長がこの新庁舎建設関係の補正予算を取り下げず、議会での審議を通じて多数決で強行するような事態になれば、私たちはその予算執行を止めるために、様々な法的手段を行使せざるを得なくなります。また、総力を挙げて法律を守れ、民主主義を守れの市民運動に取り組みますということでありました。

これまで述べましたように、それぞれの場面において、それぞれの判断の中で進めてきているわけでありまして。北方議員のお立場上、4条が否決されたではないかということ、ないがしろにしているわけではありません。

ただ、それは新庁舎建設を進めていくという

ことに対して、とはまた別の問題であって、違法性があるかどうかということも含めて、県あるいは国に確認をした結果、それは問題ないというお答えをいただいておりますので。

まずはこの中身が提案できたはじめての予算も含めて、議会でありますので、しっかりご審議をいただいて、議決をいただいて、その結果によっては前回中身も分からないのに意見に賛成するわけにはいかないという、議員の皆様もおっしゃいましたので、そのことはそれ以降のまた判断になると思いますし。

先ほど申し上げましたように、4,468名の同じ条件のもとで推進せよという意見もあるわけでありまして、まずはそこを見極めた上で、その後の私がどういうタイミングで提案するかというのは、これまでどおりに対応させていただきたいと考えております。

○北方貞明議員 今、そしたら、建設を進める会のほうが四千幾らの署名が有効か。そういう中で直接請求をされるというふうな方向とっておりますが、それはできたら日にちもあるもので、今回予算が通った後には、すぐ出される腹積もりか。その一点だけ聞いて、この問題を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 私らは当事者ではございませんので、市民の皆様の中に庁舎に関して様々なご意見があるというのは、これまでもそのとおりです。私自身もそれぞれのお立場の意見やお気持ちも十分に理解しています。

ただ、これまで申し上げたように、安全面、財政面、両方を取っても、しっかりと対応できる現段階において決断をすべきだという考え方をお話しております。そのことに対して、4条に関してお話しすれば、一方で、反対だという方が署名・捺印をして1,001名いらっしゃるということも事実であります。一方で、4,468名の署名があるということも事実であります。そこをどう判断されるかというのは、市議会の先生

方のご判断です。

ただ、前回、私が時期尚早と申し上げたのは、庁舎の中身が分からないのに賛成してくれと言わざるを得ない状況だったということはありませんので、今回中身をお示しして、何らかのご判断をいただいた上で、もしそういう人たちが推進のための提案を出されるとなると、また改めて判断されるということでもありますので、そのことは私の手を離れている問題でありますので、見守りたいというふうに思います。

○北方貞明議員 この問題で最後にします。

もう一遍言っておきます。特別議決で3分の2を達成しなくて、予算なんかを出されるわけですけども、ここでつくるなという、移転するなという議会は判断したわけです。市長は法を本当に外れておられるんじゃないかと思って、非常に残念な思いをしております。この問題についてはこれで終わります。

乗合タクシーですけども、そしたら、もう時期、その業者なんかと話し合いが煮詰まっていく段階と理解してよろしいですか。

○企画政策課長（二川隆志） その前に、あと今後のことも含めてちょっとご説明させていただきます。

昨年11月に実施しましたアンケートは、運行時間や便数に対する住民ニーズをこれまで以上に把握するような設問を設けまして実施させていただいたところでございます。

そして、さらに今回はアンケート結果と3月に開催させていただきました運行事業者会議における意見や要望等を踏まえまして運行時間の変更、便数の増便等に関する事務局案につきまして作成いたしまして、乗合タクシーの利用者の方へ直接お示しし、ご意見を伺う車中アンケートを実施したところでございます。

協議会事務局としましては、この車中アンケートの結果を踏まえ、運行事業者と協議いたしまして、運行時間の変更や便数の増便等を反

映させた生活交通ネットワーク計画案を垂水市地域公共交通活性化協議会へ提案いたしまして、協議いただく予定としております。

こちらにつきましては、本年は大体9月ぐらいの開催を見込み、そちらのほうで了承いただけたら、10月から新たな運行時間、便数、そういったところが反映させられるものというふうに考えております。

なお、当該事業につきましては国庫補助金を活用しており、計画に対する運行割合が3割を下回りますと補助対象外となるなど厳しい条件がございますことから、財政面や費用対効果を考慮し、慎重に判断しながらも住民の方々のニーズを十分に捉えた運行制度を構築し、利用者の方々の利便性の向上につながるよう、協議会へ働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 ありがとうございます。

大変前向きに取り組んでいただいていると思っております。そのように実現するように、よろしく願いいたします。

これで私の質問は終わります。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、午後2時20分から再開いたします。

午後2時6分休憩

午後2時20分再開

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言が全面解除となり、全国的に人手が増加していますが、地域によっては第2波の情報もあり、なお予断を許さないところであります。

九州南部地方は、5月30日梅雨入りが発表され、いよいよ本格的な大雨の降る時期になりました。大雨による災害が起り得る予想がされる中、垂水としても災害対策が必要と考えます。台風の発生も予想されます。今年度の対策はどうなっているのかお伺いいたします。

新型コロナウイルスにより、全世界が恐怖におののいています。中国武漢で最初、確認されたウイルスは見る見る間に全世界に広まってきました。日本国内でも感染者が増加し、全都道府県に緊急事態が宣言されましたが、5月25日に全面解除となりました。

垂水市でも各方面で被害を被っていると思います。まず、農業への影響については、昨日からの質問で納得しますが、再度説明をお願いいたします。

水産業における影響と対策についても、ほかの議員の方々の質問、課長の答弁等で状況は分かりましたので、モジャコ漁の現状についてお聞きいたします。

昨年、モジャコ漁は不漁で、20日間程度の期間延長されております。本年度はどうだったのかお聞きかせください。

5月15日から5月16日の大雨で、海潟・岡地区の県営治山工事現場から、大量の土砂が流出、国道や周辺地区の集落道、田や樹園地に流れ込みました。そこを施工業者が明け方早くから、国道の土砂除去に総動員で着手されており、国道の通行には余り支障はなかったのかと思われ

ます。しかし、集落道の側溝は土砂でいっぱいになり、蓋が二十数枚持ち上がった状況もありました。車での通行はできませんでしたが、早急に市のほうで対応していただき、本当にありがとうございました。集落道の側溝の改良が必要と考えます。

また、同日の大雨で、飛岡地区の市道が冠水したと連絡があり、現場も確認し、地域の方々

とも相談・協議したところでは、福岡原農道から水が側溝に入り切りません。ここも側溝の改良が必要と考えますが、対応は。

次に、新庁舎建設事業について。

新庁舎建設事業に対しては、多くの同僚議員が質問されました。それに対し、執行部は誠実に分かりやすく答弁を努められたと思います。私も建設事業費、財政状況のことを質問する予定でしたが、同僚議員の質問で、ある程度納得するところですが、一点だけ質問をさせてもらいます。

新庁舎建設事業は、非常に重要な事業であります。だからこそ、執行部は市民の声を聞きつつ、総合的・専門的判断のもとで進められてきたと思っています。計画が民意を反映させたものなのかお伺いいたし、1回目の質問を終わります。

○総務課長（和泉洋一） 梅雨入りしたが防災の対策はにつきましてお答えいたします。

ご承知のとおり、5月30日、鹿児島地方気象台は昨年より1日早く九州南部が梅雨入りしたとみられると発表いたしました。気象台の予報によりますと、今年の九州南部の6月から向こう3カ月は降雨量はほぼ平年並ですが、6月は前線や湿った空気の影響を受けやすいため、平年に比べ曇りや雨の日が多いとの予報で、常に防災に備えておく必要があると考えております。

このようなことから、災害危険箇所の状況を確認する防災点検を、5月25日に市役所、消防の職員や関係機関の防災担当者が参加して、大雨での被害を受けた災害復旧箇所の工事進捗状況の確認などの視察を行い、関係者と情報共有を図りました。

また、今年は新型コロナウイルス感染症が国内で急速に拡大したことから、避難所での感染症感染予防及び感染拡大防止のための対策として、避難所における感染症対策マニュアルを策定し、備蓄品につきましても感染防止のための

マスクや消毒液等の必要数を購入いたしております。

その他備蓄品につきましても、今後早急に整備を進めてまいりたいと考えております。今後とも新型コロナウイルスの感染防止に十二分に留意した避難所運営に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、市民の皆様方に対しましては、年々大規模化している災害に対して万全な心構えをしていただき、自らの命は自ら守る気持ちをさらに強く持っていただきますように、ホームページ、広報誌、研修会等での啓発をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○消防長(後迫浩一郎) 梅雨入りしたが防災対策はにつきましてお答えいたします。

まず、防災対策につきましては消防団との連携が最も重要でございます。特に災害が市内全域に発生した場合、消防本部だけでは対応が困難になり、消防団との連携が必要になります。

そこで、今年度は消防団の災害時等の活動資機材としまして、各分団にエンジンカッターを配備する予定としております。

また、消防職員によります土砂災害区域の確認、河川調査及び水防資機材の保有状況等を調査し、不足する資機材については補充を行っております。

なお、消防団につきましても、同様に管轄地域の危険箇所の調査・確認等を依頼し、特に危険な場所につきましては関係機関と情報を共有し、避難指示が発令された場合、消防団と連携して全世帯を巡回するよう指示しているところでございます。

また、5月24日には、市内全分団を対象に本城川河川敷におきまして、水防工法訓練を実施しております。今回の訓練は、新型コロナウイルス感染を考慮しまして、参加人員を通常の半数にて実施しましたが、河川災害に対する工法

を再確認し、土砂災害等への認識及び対応が図られた訓練であったと思います。

さらに、5月25日には、市の防災点検に同行しまして、災害復旧工事の進捗状況等を確認したところでございます。

また、今年度の垂水市総合防災訓練は、新型コロナウイルス感染防止のため中止になりましたが、訓練を実施することにより、消防本部、消防団、関係機関等が情報共有を図り、連携を深めていくことが災害を未然に防ぎ、市民の安心安全につながるものと考えております。

これから、大雨、台風シーズンになりますので、これまでの災害を教訓に、消防本部、消防団の出動体制の確立を図るとともに、関係機関と密接な連携を図り、各種情報を共有し、市民の皆様には正確な情報を迅速に伝達して、早目の避難を呼びかけ、人的被害ゼロに努めてまいります。

以上でございます。

○農林課長(森 秀和) 農業への影響につきましてお答えいたします。

農林課で把握しております耕種農家部門別にご説明申し上げます。花卉農家は、3月・4月が最も需要が見込まれ、イベント自粛等のあおりを受け、取引価格が低迷いたしました。

この状況を受け、前年比で売上げが大きく落ち込んだ個人・法人を支援する国の持続化給付金の対象となる見通しであることから、農林課担当者からも連絡を行い、現在申請手続をしておられる段階でございます。

野菜につきましては、今年1月27日の強風災害に遭われた多くの生産者が被災から立ち直りつつある中、4月の公設市場の情報によりますと、インゲンやキヌサヤの取引高の低下はありましたが、強風被害や種のまき直しによる影響が考えられます。今のところ新型コロナによる直接の影響は少ないのではないかと考えられます。

家庭用での葉物野菜の消費は順調でございますが、様々な流通形態もございますので、今後、新型コロナの影響により、消費者の動向や国内需要の変化が起こることも考えられるため、引き続き注視してまいります。

果樹果菜類につきましては、今年のゴールデンウィーク前後の外出自粛に伴い、ビワ生産農家の出荷先として、市内道の駅からJAきもつきへの切り替えも行われ、JAに対してビワ用の出荷資材の追加発注もあったとお聞きしております。

5月中旬に市内のメロン農家に状況をお尋ねしたところ、本市のふるさと納税返礼品への再登録をされたほか、以前から取引のある通信販売を行う委託先から受注をいただいているとのことでした。

このようなことから、今後も国の持続化給付金、野菜、花卉、果樹、茶等の次期作に係る資材や機械の導入費など、10アール当たり5万円を支援する事業がございますので、事業内容の周知、手続の仕方など、また農林水産省が示したガイドラインのパンフレットを配布するなどして、業務継続を図る際の基本的なポイントをお願いしてまいります。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） モジャコ漁の現状につきましてお答えいたします。

今年度のモジャコ採捕につきましては、垂水市漁協3業者、牛根漁協の2業者、合計5水産業者が種子屋久沖で漁を行っております。

採捕期間につきましては、例年通り3月28日から4月19日までの23日間の計画となっております。漁の開始時は、モジャコのサイズが通常より大きく、昨年2回の期間延長と同様の状況でございましたが、その後天候など好条件に恵まれ、順調に漁が行われました。

その結果、計画より10日間ほど早い4月8日までの12日間で、全体計画比の約94%、20万

5,000尾のモジャコを採捕することができ、今年度の漁を終えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 土砂流出に伴う集落道の整備につきましてお答えいたします。

5月15日から5月16日にかけて、予想以上の降雨により、現在施工中の治山工事箇所から土砂が国道や市道へ流出いたしました。16日の朝7時ごろだったと記憶しておりますが、川畑議員より連絡を受け、土木係全員で市内を3班に分け、災害調査を行いました。

私も調査に加わり、海潟方面へ向かいましたが、到着したときは治山工事の施工業者が国道の土砂除去に着手しており、国道より下の市道小山田線と小浜大浜線は道路上に土砂が堆積し、特に小山田線につきましては、側溝が土砂で満杯になり、蓋も持ち上がっている状況でございました。

現場におられました振興会長と話をいたしました。側溝の蓋が持ち上がり、車の出入りができないとの相談がございましたため、緊急に土砂除去の要請を行ったところでございます。

その際、振興会長より集水桝設置の要望がございましたが、小山田線から小浜大浜線へ側溝が敷設され、側溝の接続部が直角になっており、集水桝がないため、大雨の際土砂が詰まりやすいとのことでした。このことにつきましては、今後、設置に向けて検討する旨の回答をしたところでございます。

また、国道より上流の側溝につきましても、水が集中するため分水できないかとの相談を受けましたが、水の分水につきましては、慎重な判断が必要ではないかと考えているところでございます。

次に、飛岡地区の市道飛岡2号線の冠水でございまして、以前より住民の方から相談を受けておりましたが、この道路につきましては、上流部の道路から側溝に乗り切れなかった水が道

路表面を流下し、冠水するものと考えておりましたことから、昨年度道路の表面水を処理する目的で横断側溝を2カ所敷設し、対策を取ったところでございます。

しかしながら、先日の大雨で再び冠水したとのことでございますので、周辺の状態をしっかりと調査し、なるべく効果が出るような対策を計画したいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 5月15日から16日の大雨で土砂が流れたことにつきましてお答えいたします。

先般、5月15日の夕方より、時間5ミリから10ミリ程度の雨が夜中12時頃まで降り続き、翌日の午前1時頃には時間雨量30ミリ程度の強い雨を記録いたしました。この強雨により、平成28年の台風16号で被災した海潟岡地区の県営治山工事現場ののり面や、現場内の土砂が流出いたしました。

16日の朝8時頃現場に向かいましたが、到着したときには治山工事の施工業者が土砂除去に着手しておられました。現場周辺の調査を行ったところ、流出した土砂は国道や海潟岡地区内の集落道、墓地や田んぼ、樹園地などへ流れ込み、地域住民の方々には多大な迷惑をおかけしました。この場を借りて深くおわび申し上げます。

現場におられた施工業者によりますと、大雨が予測されるため、大型土のうなどを使い、土砂流出防止対策を講じておられましたが、思いもしない真夜中の集中豪雨であったことから対応しきれず、土砂が流出してしまったということでした。

また、早急な復旧作業が行われたところでございますが、今後、このようなことがないように万全な対策を行うとのことでした。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 新庁舎建設につ

いて、民意の反映につきましてお答えさせていただきます。

民意の反映方法につきましては、様々な民意の反映方法がある中で、今回新庁舎建設事業に限って申し上げます、市民代表や学識経験者で組織されました外部検討委員会の設置をはじめ、パブリックコメントの実施、説明会の開催、市民ワークショップの開催、そして車座座談会を開催させていただいたところでございます。

外部検討委員会につきましては、基本構想段階から携わっていただきまして、市民目線及びそれぞれの団体を代表した視点で活発な意見交換も行われ、建設候補地に対する外部評価や基本構想、基本計画に対する意見書、提言書などを取りまとめていただいたところでございます。

今後、市民や職員の安全を確保するため、新庁舎建設を計画どおりに進める必要があるわけでございますけれども、その中におきましても、基本設計期間を延長し、スケジュールが許す限り車座座談会を開催するなど、市民の皆様の不安や疑問点の解消に努めてまいったと考えております。

以上のことから、民意の反映には十分努めてきたと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 それでは、一問一答方式でよろしく申し上げます。

防災対策について、私はもうこの時期になりますと、毎回質問するわけですが、最近やはり災害というんですか、年々大規模化しているように感じるところです。

これから、大雨、台風シーズンになります。これまでの災害を教訓にしながら、市民の皆さんには正確な情報を伝えていただき、早目の避難を呼びかけ、被害を最小限にさせていただきたい。これは、思っていないときにまた災害は起こるわけですから、やはり市民自身も自分の命を守るために、早目の行動をしていかなければ

ばならないかと思えます。

市のほうでも、市民に、甚大な影響がないように、最大限努力していただきたいということを、ここはお願いして、消防のほうも消防団と連携しながらやっていただきたいということをお願いして終わりたいと思えます。

それと、新型コロナウイルスによる農業に対する影響。これも昨日からいろいろ質問がありまして、課長も一生懸命答弁されておりました。初めての答弁で、課長は声が太くてよく分かるなあと、私は思いながら聞いていたところですので。

今後ひとつ、課長ももともと畜産のほうの専門で、長いこと農林課にいらっしゃったので、状況はいろんな面が分かると思えますので、ひとつ農家のために一生懸命頑張っていたいただきたいということもお願いして、この分は終わりたいと思えます。

それと、水産のほうなんですけれども、水産のほうもいろいろ手を尽くしていただいて、ありがたいと思っております。今度の新型コロナ対策でも、ぜひ養殖業者等漁業の経営者に援助があるということで、大変うれしく思っているところです。少しでもみんなに行き渡るような援助ができるように、ひとつまた努力していただきたいと思えます。

そこで、今のカンパチの稚魚のことなんですけれども、普通はカンパチも大体3月から入るんですけれども、今年はこのウイルスの関係で、魚の販売がちょっと順調にいったいないものだから。魚がまだ残っているという状況で、カンパチの稚魚を入れられないという状況があるわけです。

そういった中で、普通は今であればもう大体稚魚は導入されているんですけど、まだ全部は行き渡っていないということになりますと、カンパチは小さいときはもう関税がかからないんですけれども、大きくなって月日が立ちますと、

関税の対象になるという心配があったと聞いておりますが、その内容について、いいかな。ちょっとお願いしていいですか。

それと、ブリの人工種苗の生産についてなんですけれども、2018年に開始した垂水市の人工種苗生産施設から、2019年度の稚魚10万匹を県内の養殖業者へ試験的に販売供給し、順調に生育しているということが、きょうの南日本新聞のほうで、県議会でその質問があったということで新聞を見たんですけれども。

私も昨年、このブリの稚魚のことを、人工種苗のことを質問したんですけれども、今年度は24万匹の供給を予定しているというようなことでしたが、これについてもちょっと課長のほうでお分かりでしたら説明をしていただきたいと思えます。

○水産商工観光課長（大山 昭） カンパチの稚魚とブリの人工種苗の現状につきましてお答えいたします。

まず、養殖用のカンパチの稚魚につきましてはほぼ輸入されており、3月から7月までの期間、全長30センチ以下の稚魚につきましては輸入割当制度の対象外となり、関税の無税扱いとなる特例措置が設けられております。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響により輸入が遅延し、それに伴い稚魚のサイズの拡大並びに出荷量の減少が重なり、生けす不足が懸念されております。

そのような状況であったことから、本年4月に水産庁より出向されました三橋水産商工総括監が、本市の現状と対策の必要性につきまして、水産庁へ報告していただきました。

その後、水産庁で対策の検討がなされ、4月24日には、本来3月から7月までの期間、全長30センチ以下の輸入に対しての特例措置でございましたが、12月末日までの期間延長がなされ、それに伴い全長50センチ以下の稚魚についても関税の無税扱いの対象とする新たな特例措置と

なり、養殖業者も安堵され、現在順調に導入されているところでございます。

次に、ブリの人工種苗の状況についてでございますが、平成30年度にかごしま豊かな海づくり協会におきまして、ブリ、人工種苗、施設の運用が開始され、牛根漁協に、コンソーシアム事業により2万尾が無償により導入されております。

令和元年度につきましては、牛根漁協管内において、2万尾の導入計画でございましたが、生育が不安定でありましたことから、計画尾数に至らなかったのが現状でございます。

本年度は、県におきましても24万尾の供給が予定されていると県議会で報告されておりますことから、牛根漁協が計画されております2万尾導入につきまして、生育の安定した人工種苗を導入できますよう要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 カンパチの稚魚の件ですが、本来ならばまだ輸入化されてはいないということで、大変心配なところだったんですけども、三橋水産商工総括監ですか、今年から来ていただいた、水産庁から。こういうときに来ていただいて、本当よかったなと思います。

特に垂水市漁協はカンパチが主ですので、恩恵になっているんじゃないかと思います。市長自らお招きしていただいたとは思いますが、ひとつまた今後も三橋さん等と連携を取りながら、垂水市の魚の販売等も順調に行けるように、時期が時期ですけれども頑張っていたくようをお願いしていきたいと思っております。

人工種苗についても、ここ数年のことですので、今後またきょうの新聞に載っていましたが、親魚、親の魚を育てるのが最初だということで、一生懸命県の水産のほうも頑張っているらしいようですので、これが垂水でも順調に養うことができるように、ひとつまた水産

商工観光課のほうに連携を取って、やっていただきたいということをお願いして、一応終わりたいと思います。

今度は、この大雨による災害ですけれども。私も当日、朝早く電話で起こされまして、一応来てくれということでまいったんですけども、ちょうど国道のほうを、国土交通省の車もいたりして、施工業者も総動員でした。一生懸命ショベルで取っていて、頑張っていたと思います。

そのためには、国道に支障は余りなかったかなとは思いますが、長い時間だったと思います。その後また市のほうでも、農林課長、土木課長に来ていただいたりして、早急な対応をしていただいたと本当にうれしく思っております。

田んぼに入ったり、大きな樹園地はなかったけど樹園地に入ったり、畑に入ったり、土砂がありましたけれども、その辺ももう夕方には全部処理していただいたと思っております。

水路のほうも、もう本当、蓋が二十数枚でした。僕も数えたんですけど23枚ぐらいだと思いますけど、上がっておると。軽自動車は通れないという状況でしたけれども。その状況を振興会長さんが見つないで会われたということですが、直角になっているので、あそこは毎回そういう状況が起こるんです。

ですから、あそこにやはり柵を、大きい柵をつけないといけないですね。その柵を取付けができるように、ひとつ今後検討をしていただいて、土木課のほうでもしっかりやっていただきたいと思っております。農林課のほうにもしっかりといただいて、ありがとうございました。

それと飛岡の分、これは課長はよく知っている。何回も呼び出しがあって、私も何回も行くんですけども、そのたびに改良をしていただいて、本当、土木課はよくやっているなど。

今の課長の前からのことなんですけど、福岡原

農道から舗装しているもんだから、水が走って水路に入らないと。それのほかに落ち葉が埋めるんです。だから、側溝に入れない部分もあるし、それで末端の家には水が床下まで来るといふ状況は、もうちよいちよあるから。

同じ時間帯に全部あって、ちょっと待たんかといつて、見て、行ったときはちょっと雨が強いときでしたけれど、相当な水が流れていましたので。ここも打ち合わせたとき、いろいろ話をしましたけれども、またそこら辺の住民の人とお互いに協議をして、少しでもよくなるようにもう一回調査をしていただいて、前向きに検討をしていただきたいと思います。これも要望をよろしくお願いします。

終わります。

それと、庁舎の建設なんですけれども、いろいろな取り方があって、みんなそれで質問もされて、自分の言っていることが正しいんだよという中で、また一方では、我々のほうがいいんだよという、もう我々にもそう言うんですよね。

だから、一概にどっちがええというものないんでしょうけれども、俺のものが全部、我々の言っていることが正しいから、このとおりしないといけないという考えも、またちょっと頭を切り替えていかないといけないのではないかと思います。これについては、もう長い時間が、やはりいろいろ検討しながら、今日まで来たということになります。

2回目ですけれども、新庁舎建設事業は、市民の声を聞きながら進められたことだと、僕は思います。新庁舎建設は、今でも様々な考えを持っておられる方がいらっしゃると思います。そのような中で、非常に重い決断をしながら進められていると感じてるところです。

最後に、建設後の財政状況など市政を預かる責任者として、新庁舎建設に対してしっかり進めていくという市長の決意を述べていただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 新庁舎建設を進めていく決意ということで、お尋ねをいただきましたので、お答えしたいと思います。

これまで、川越議員や池田議員のご質問でも、新庁舎に対する決意ということでご質問をいただいて、述べさせていただきましたが、一般質問の最後ということになりますので、今回の一般質問全体を通じて、私の思いを述べさせていただきます。

今回の議会で、新庁舎建設に関する予算を提案しておりますが、これまでと同じように全員協議会において、新庁舎建設関連の事業内容をご説明させていただきました。

一般質問では9名の議員の皆様がご質問をされましたけれども、設計内容に関するご質問は、これまで十分説明を行ってまいりましたので、どちらかというとなんか再確認といった内容が多い印象を受けました。

今回は、建設工事費をお示ししましたことから、予算提案の妥当性や将来の財政の見通しに影響ないかといったご質問があり、そういったご質問に対しては誠意をもって答弁をさせていただきました。

そして、新庁舎建設事業を計画どおり進めていくべきだといった質問や要望もいただきました。設計業務に対しましては、昨年度末に実施設計がまとまり、本年度、建設工事が始まるわけではありますが、実施設計額を調整するに当たり、やむを得ない増額要因がある中、その増額要因を除いた額では、当初の予定額内に抑えることができました。実施設計額の確認業務につきましては、庁舎建設総括監を中心に、設計額の妥当性についてしっかりと対応いただいたものと考えております。

財政問題についてですが、全員協議会で起債残高の見通しや、5年間の財政収支見通しをご説明させていただきました。市といたしましては、合併問題のあった平成16年以降、行財政改

革に取り組み、特に財政状況につきましては、職員の皆様の努力、そして市民の皆様のご協力をいただきまして、財務状況や財政指標が改善されてまいりました。

庁舎建設事業で一時的に起債残高や財務指標等に影響があると思いますが、垂水市にはこれまで培ったノウハウや実績がございます。私自身が責任をもって財政改革プログラムを踏襲しながら、財政運営の健全化について対応してまいりたいと考えております。

それから、垂水市のまちづくりの指針である総合計画関連のご質問がございました。計画の実行性を確認する意味で、成果指標についてお尋ねされましたが、私自身が民間出身であり、成果指標や目標設定については十分理解しております。

今回初めて総合計画に成果指標を導入いたしました。この成果指標を設定することで、組織としては目標に向けて何をしていくのか、市民の皆様から見れば、行政は努力をしているのか客観的に見ることが出来ます。そして、毎年度、検証作業を行い、達成できたか否かしっかり検証し、改善するなど、次につなげていくプロセスが大事であると考えます。

総合計画は第4次総合計画で、地域振興計画を計画の中心に位置づけましたが、国の事業を積極的に導入し、地域づくりが進むなど実効性は高まりました。計画を確実に実行していくことも大事なことでありますけれども、状況に応じた変化にしっかりと対応していくためにも、実効性を縛るものではなくて、柔軟に対応できるように、運用を工夫していく必要があると考えております。

最後に、庁舎建設事業でありますけれども、計画策定から設計業務まで問題なく進めてきたと考えております。議会におきましては、設計予算、追加の地質調査と2回、予算の議決が行われました。

位置条例については、直接請求という形で提案せざるを得ませんでした。条例提案の妥当性についてのご指摘や、我々の説明不足ということもあり、否決となりました。

位置条例の提案につきましては、新庁舎建設基本計画に基づき事業を進め、市役所の事務所として十分な機能があり、事務所としてふさわしいかどうか、ご理解いただけるよう説明を続け、適正な時期に改めてご提案したいと考えております。

市民の皆様にとって非常に大きな重要な事業でございますことから、いろんなお考えがあると思いますが、行政運営を預かる私としては、何より誰より市民の皆様を守る責任がございません。

そういった立場から、無責任なことが言えるわけではございません。計画の白紙化は、安全上や財政上、非常に大きなリスクがございます。市民の生命、財産を守る新庁舎建設を、計画的に自信を持って多くの進めてほしいという声に応えるためにも、しっかりと進めてまいる決意でございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 心強い力強い決意、本当にありがとうございます。

平成24年に庁内の検討委員会が立ち上がり、長い間、新庁舎建設の計画は取りまとめられました。執行部は、本当に市民のためという思いで計画をまとめられたと思います。

我々議会も、これまで平成30年3月に設計予算を可決し、平成31年3月には地質調査の追加予算を可決しました。本当に我々にも責任があります。そして、今回の議会で建設工事関連の予算が提案されました。

この一般質問でも、各議員それぞれの考えで質問をされ、執行部はしっかり答弁ができた。僕たちは考えます。予算案は委員会審査に入ることになりますが、しっかりと審査していき

いと考えます。

同僚各議員の皆さんもそれぞれのお立場があると思いますが、市民のため、垂水市のためという思いで、それぞれご判断してほしいと思っております。お互いにしっかりと頑張っていかなければならないということで、締めて私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（篠原静則） 以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（篠原静則） なお、11日から18日まで、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、6月19日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日は、これにて散会いたします。

午後3時3分散会

令和 2 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 令和 2 年 6 月 1 9 日

本会議第4号(6月19日)(金曜)

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和2年6月19日午前10時開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第35号～議案第42号、陳情第7号
一括上程

○議長（篠原静則） 日程第1、議案第35号から日程第8、議案第42号までの議案8件及び日程第9、陳情第7号の陳情1件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第36号 垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 案

議案第37号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第38号 垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第39号 令和2年度垂水市一般会計補正予算（第3号） 案

議案第40号 令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号） 案

議案第41号 令和2年度垂水市一般会計補正予算（第4号） 案

議案第42号 令和2年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号） 案

陳情第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫

負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（篠原静則） ここで、各常任委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長梅木勇議員。

[産業厚生委員長梅木勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） 去る5月29日、6月9日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、6月11日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

当日は、付託案件の審査に先立ち、市道桜島口牛根麓線の復旧工事完了後の状況、市営住宅中之平団地の建替（第2期）事業の完成状況、垂水中央運動公園児童広場改修工事の現況の現地視察を実施しました。

市道桜島口牛根麓線については、平成30年6月10日から24日の梅雨前線豪雨により崩落した約3,200平方メートルものり面の復旧工事が完了しており、コンクリート擁壁や落石防護柵の施工により、道路機能の回復、車両通行の安全が図られていました。

この道路の位置づけはどの質問に対し、沿道の居住者はもとより、牛根漁協や貨物車両が多く利用しており、産業を考えると市として重要な道路であるとの回答がありました。

中之平団地については、昨年度の2期工事で新たに6棟12戸の建替工事が完了していました。ゆとりのある駐車スペースや芝の広場もあり、市民の快適な暮らしの場が整備されていました。

委員からは、境地区や新城地区にもこのような市営住宅を求めるとの要望がありました。

垂水中央運動公園児童広場については、6月25日にリニューアルセレモニー実施予定とのことで、ほぼ完成していました。

今回の財源はどの質問に対し、都市公園事業

として国から50%補助があり、残りは起債が充てられるとの回答がありました。

遊具の下は危険ではないのかとの質問には、安全面を考慮し、クレーを使用したとの回答がありました。

現地視察終了後委員会を開き、付託案件の審査に入りました。

最初に、議案第35号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について説明があり、特段質疑はなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案について説明があり、市外に住所を有している子どもは、修学と就労で何人くらいいるのかとの質問に対し、対象となる子どもは、現在修学と就労を合わせ20名程度であるとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明があり、本市に居宅訪問型保育事業は必要ではないかとの質問に対し、通常の障がいのサービスとは異なり、居宅訪問型保育事業を実施したいという事業所に対し許可するものである。このような事業所が開設された際は、施設や事業として必要なものがあれば、支援してまいりたいとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明があり、放課後児童支援員の人数と有資格者数、資格認定のための方策はどの質問に対し、全体で31名、

うち19名が有資格者である。有資格者への主任手当のほか、認定研修や専門性の高い受講者に対し、各種手当として加算しているとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の福祉課の所管費目については、垂水地区老人憩の家の利用状況について質問があり、1日平均30名のほか、子育てや振興会による利用があるとの答弁がありました。

次に、保健課の所管費目について説明があり、特段質疑はありませんでした。

次に、生活環境課の所管費目については、潮彩町の排水処理施設の非常用エンジンポンプについて、メンテナンスはきちんと行われているのかとの質問に対し、保守点検を毎月実施しており、今回補正で要求する排気管の異常が見つかったものであるとの答弁がありました。

次に、農林課の所管費目については、災害に伴う廃プラ処理に関する要望があったほか、有害鳥獣捕獲対策事業補助金の内容について質疑があり、これまでも活動費の補助はあったが、会員が継続して狩猟活動を行ってもらうための助成であるとの答弁がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、千本イチョウシャトルバス運行業務委託の費用対効果や駐車場等について質疑があり、交通渋滞を防ぎ、大野地区住民や来訪者の安全確保が当初の目的であった。期間中は市内商店街が潤うとの報告があり、費用対効果を今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、土木課所管の費目については、買収する集落道の場所や買収面積等について質疑があり、対象用地は、浜平エコスタンド垂水店横の雑種地、面積は約100平方メートルであるとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案中の保健課の所管費目について説明があり、特段質疑はありませんでした。

次に、農林課の所管費目については、新型コロナウイルスが長期化した際の支援について質疑があり、本市の実態に合った使い方を検討し、国の第2次補正による臨時交付金を有効活用したいとの答弁がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、商工会員である水産業者もいるが、持続化給付金の対象に重複はないのかとの質問に対し、商工会からのリストで精査しているとの答弁がありました。

次に、土木課の所管費目については、市営住宅等の適切な管理の見直しはとの質問に対し、長寿命化計画に基づき運用しているが、外見だけでなく屋内も含めて、不具合がないか聞き取りをする必要があると思っているとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について説明があり、特段質疑はなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第42号令和2年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案について説明があり、鹿大が開発したPCR検査キットについて保険適用されたが、本市と連携は図れないかとの質問に対し、機種選定の参考としたいとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、総務文教委員長川

畑三郎議員。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎） 去る5月29日及び6月9日の本会議において、総務文教委員会付託となりました各案件について、6月12日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

当日は、委員会前に垂水小学校の石積擁壁改修事業、お長屋における石垣の補強修繕事業の状況、垂水中央運動公園体育館の改修状況及び国体に関する今後のスケジュール報告、垂水中央運動公園児童広場の改修状況を視察いたしました。

垂水小学校とお長屋で実施した事業は、地震等で石積並びに石垣に崩落の危険性があることが判明したことから実施され、事業効果として児童等の安心安全の確保、文化財の保護が図られておりました。

委員からは、お長屋の石垣の耐震性について質問があり、県文化財審議委員からはこのままでも強度は十分であるとの助言があった。石垣の風化していく姿を見てもらうため、このままの状態を残していきたいとの回答がありました。

次に、垂水中央運動公園体育館の視察では、今後国体関連施設として体育館の浄化槽や公園内のトイレの改修が行われる旨の説明がありました。

また、国体に関する今後のスケジュール報告では、国体推進課から新型コロナウイルス感染症による国体開催の現状や、国体に向けたこれまでの取り組みについて報告を受けました。

最後に、垂水中央運動公園児童広場の改修状況の視察では、社会資本整備総合交付金を活用した事業が進められており、完成間近の状況でありました。完成後は、子育て世代が集いにぎわう広場となることを要望いたします。

現地視察後、委員会を開き、付託案件の審査に入りました。

最初に、議案第39号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案の総務課の所管費目では、避難所等で使用する備蓄用品について、新型コロナウイルスや豪雨などの災害が複合的に発生した場合に対応できるよう準備がなされているのかとの質問に対し、これまでマスク、消毒液、フェイスシールド等を購入している。今後段ボールベッド、パーティション、防護服等を準備していきたいとの回答がありました。

次に、企画政策課の所管費目では、新庁舎建設関連事業予算の公有財産購入費に対して、購入予定地は都市下水道の計画があるが、その計画に支障はないのかとの質問があり、現在の新庁舎建設計画では支障がない形で用地の設定を行っていることと認識しているとの回答がありました。

次に、交付金事業について、令和2年度までに実施設計に着手していれば採択要件に該当するとの変更により、本件は既に要件を満たしている。未算定の項目を検証し、算定するまでは、予算案の提出を遅らせることは可能だと思うのだが、なぜなされなかったのかとの問いに対し、実施設計の契約期間は令和2年3月までであった。未算定部分の機器類に関しては、令和3年、4年に実施できるものであるという考え方のもと、空配管だけを設計内容に入れ業務の完了となった。未算定の設備に関しては、実施設計から切り離して考え整理しているとの回答がありました。

次に、新庁舎の省エネ対策について質問があり、空調においては、温度を保つことで効率化を図る全熱交換器の導入や、消費電力の少ないLED照明の採用を考えている。今後、省エネについて検証し、結果を報告できると思うとの回答がありました。

次に、設計費に対して、建設単価はいろいろな条件の中で変化があったのか、変化したのであれば設計費に反映されているのか、また設計

労務単価は上昇していると思うが、設計費に反映されているのかとの質問があり、建設単価はオリンピック需要に伴う資材の高騰など、単価上昇は約2%の影響があると試算している。労務費については、公共の労務単価を採用し毎年見直しを行っているとの回答がありました。

また、建設費用以外の費用設定について、試算されていない光熱水費、保全コスト、一般管理費、修繕管理費等のコストがあるが、将来、一般財源をどう確保していくのか、市民生活に影響してくるのではないのかとの質問に対し、様々な想定額・概算額を試算する方法があるのは承知しているが、費用については上下動が激しいため、執行部としては精度を高めて算出したいことから、実施設計資料をもとに想定し進めていきたいとの回答がありました。

次に、市民の命を優先し、新庁舎建設計画は始まっていることに対する市長の見解を問われ、市長からは現行案に対する実現可能な代案がないという現状がある。市民の皆さんの安全、市役所職員の安全を誰がどう責任を取るのか、私の立場としてはしっかりと現行案を進めていくとの答弁がありました。

次に、市民課の所管費目である戸籍電算システム改修費について、電算システムの変更内容はどの質問に対し、戸籍事務へのマイナンバー導入となる。戸籍附票にマイナンバーをひもづけることで、今後のマイナンバーの利活用につながるとの回答がありました。

次に、財政課の所管費目では特段質疑はありませんでした。

次に、税務課の所管費目では、会計年度任用職員の通勤手当に対し、通勤手当は基本的に4月から発生していると思うが、会計年度任用職員は中途採用なのかとの質問があり、4月から任用しており、通勤手当は流用で対応している。今回は流用元の補てんと今後必要な費用弁償ということで計上しているとの回答がありました。

次に、消防本部の所管費目では、購入予定であるエンジンカッターの用途について質問があり、消防長より、エンジンカッターはブロックや鉄板等が切断でき、倒壊家屋等で救出を妨げる鉄筋等の切断に使用する。1台当たり価格は30万円程度であるとの回答がありました。

次に、教育総務課の所管費目では、小学校の降灰除去における重機借上料について、降灰の問題は災害という観点で捉えているが、予算の考え方はとの質問があり、災害という観点で予算計上することが基本と考えているが、国庫事業の採択基準に達していない。

しかし、降灰除去を行わなければ児童の活動を妨げるため、やむを得ずの予算計上となったとの回答がありました。

次に、学校教育課の所管費目では、学校給食費無償化の期間である3カ月の根拠について問われ、学校給食費無償化についてはひと月で400万円の支出となり、国からの割り当てのあった予算枠を鑑み3カ月とした。今後、国から2次補正等があれば期間について検討したいとの回答がありました。

次に、社会教育課の所管費目では、今回設置を考えている案内板と既存の案内板の違いを問われ、既存のものは日本遺産認定のもので、今回の看板製作は、島津家墓所の説明及び案内板の設置となるとの回答がありました。

次に、歳入全款の審査に入り、税務課の所管費目では特段質疑はありませんでした。

次に、財政課の所管費目では、財政調整基金に対して、積み立ての目標額はとの質問に対し、15億円を目標額としているが、ここ数年基金額は減少しているとの回答がありました。

さらに、現状の基金規模で災害が起こった場合に対応できるのかとの質問があり、現段階では問題はないと考えているとの回答がありました。

一般会計補正予算（第3号）案全ての項目に

ついて審査が行われた後、持留委員から補正予算の修正案が提出されました。修正案は、企画政策課の所管費目である新庁舎建設関連予算を削除するといった内容のものでありました。

修正案を提出した趣旨の説明を求めたところ、私たちが責任を持って新庁舎関連施設の事業費等を含めた費用が本当に妥当だと評価できるところまで十分行きつかなかった。改めて行政ともう一度議論していきたい。我々は80年に1回あるかないかの40数億円の大変大きな事業に対し、もっとみんなで考え、様々な角度からのチェックを行い、そして市民の負託に応える結果を出していかなければならない、そういった立場で今回の修正案を提出したとの説明がありました。

趣旨の説明後、修正案に対する質疑が行われ、執行部より判断に必要な資料は提供されていると考えるが、どの時点で判断ができるのかとの質問に対し、判断する上で将来の財政に与える重要な問題の部分が十分に示されなかった。将来、今の規模で大丈夫なのか、内容で十分なのかという、指標がこれまで提供された資料の中で十分でなかったといった回答がありました。

その他に、安全上も財政上も今の予算可決が必要である。今、可決しない場合、責任は誰が取るのかとの問いに、議会は市民から負託を受けチェックする役割がある。そのことは市民の安全を守ることにつながると思う。将来の子や孫のためにも、本当に責任を負っていけるのかという思いがあり、改めて十分な資料を求めたいとの回答がありました。

質疑後、修正案に対して採決を行ったところ、賛成多数で修正案は可決されました。

なお、修正案につきましては、お手元に配付してあるとおりです。引き続き、修正議決した部分を除く原案について採決を行ったところ、全会一致で原案のとおり可決されました。

付託案件二つ目の議案第41号令和2年度垂水

市一般会計補正予算（第4号）案における財政課所管費目の歳出では、新型コロナウイルス感染症予防対策として充用していた予算費について、今後の不測の事態に備えるため増額補正する旨の説明があり、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、財政調整基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金の説明があり、質疑を行いました。

委員からは、予備の増額補正に対して、既に700万円程度を新型コロナウイルス感染症対策としてマスク等の購入に充てているが、今後、第2波、第3波が起こる可能性がある中で予備費は十分足りるのかとの質問があり、第2波、第3波への備え、また本市で感染者が発生した場合、早急な予算執行の必要があることから、今回予備費の増額補正を要求した。その他は、臨機応変に、補正予算・専決処分という形で機動的に対応したいと考えているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

付託案件の最後に、陳情第7号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について審査を行い、委員からは、新型コロナ感染症対策の関連で強く要望されているため、採択としてよいのではないかなどの意見が出され、本陳情の取り扱いについては採択とし、関係機関へ意見書を提出することが決定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いた

します。

〔堀内貴志議員登壇〕

○堀内貴志議員 おはようございます。今日は多くの方が傍聴に来て頂きました。市民にとって関心のある議案議決があるということです。我々議員として、市民全体の利益をしっかりと考えて、説明責任のとれる判断をしなければならぬことを、まずもって訴えておきます。

それでは、議案第39号垂水市一般会計補正予算（第3号）案について修正動議が出されましたが、修正案に対して反対の立場、そして執行部原案に対して賛成の立場で討論いたします。

新庁舎建設の問題に関しては、皆さんもご存じであろうと思いますが、反対の立場の庁舎建設を考える会と賛成の立場の新庁舎建設を進める会の2つの民間団体があり、それぞれ活動をしています。

そして、それぞれの団体が、垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例制定の直接請求を求めて署名活動を実施し、庁舎建設に反対の立場の庁舎建設を考える会は、1,001筆の署名を集めて市長に対して直接請求をいたしました。

そのことは、4月の臨時議会で垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例制定が出席議員の3分の2の同意を得られず、残念ながら否決されたことは皆様ご存じのとおりです。

市長の意見書にも書かれていましたが、私は財源や予算の具体的な決定もないまま、先に場所変更の条例改正を進めるということに課題があったから否決されたものと思っています。

一方で、一昨日の6月17日に賛成の立場の新庁舎建設を進める会が4,668筆の署名を集めて、同一案件で市長に対して直接請求をされました。この件については、改めて7月に開催される臨時議会で審議されることになるとは思いますが、市民の声を一番に考えるなどと言われる同僚議員もおられますがこの数をどう見るのか、よく

考えなければいけないのではないのでしょうか。

また、最近になって、反対の立場の市民団体が街宣車を走らせて抗議をしています。その内容に耳を傾けますと、議会で海沿いはだめだと決まった、市長は議会の意思決定を無視したとか、市民の意思を踏みにじり、今回も建設予算を押し通そうとしているなどと、事実と違った誤った情報を流していることに非常に残念な気持ちになります。

議会で海沿いはだめだと決まったと訴えていますが、そのことは偽りです。建設場所の決定は、これまでも何回も何回も確認してきたことですが、平成30年3月議会で設計業務委託費として1億1,162万円を議会で可決し、同時にその時期に策定された垂水市新庁舎基本計画の中で決定している事項であります。

議会においては、平成30年3月に具体的に建設場所が決定したことからこそ、設計委託予算を可決したわけですが、建設場所が決定してないのに、具体的な設計委託などできるはずがありません。

さらに、庁舎建設に反対する市民団体は、最近発行したチラシを見ますと、今回の工事予算案を上程することは違法だなどと書かれていますが、執行部が法に違反する案件を提出するはずがありません。偽りを言うのもいい加減にしてほしいものです。

庁舎建設に反対する市民団体は、これまでもそうでしたが今回も誤った情報を流して、市民を不安と混乱の渦の中に陥れようとしている状況があります。そして、市政を混乱させる意図があるのではないかと思わざるを得ません。市民はもうだまされません。このような言動でしか抗議できない団体に同調する人がいるならば、もう一度立ち止まってよく考えてみてくださいとアドバイスを送りたい、そんな気持ちでいっぱいです。

新聞記事の中で、今回の修正動議の理由とし

て、議論が尽くされていないという記載がありました。今回の新庁舎建設の問題については、これまで議会においても機会を捉えて何回も何回も疑問点や不安点を追求して、その都度納得をしてきました。

庁舎建設に関して主な経緯を振り返ると、平成24年2月に垂水市庁舎建設等庁内検討委員会が設置され、平成29年11月に垂水市庁舎整備基本構想を策定し、平成30年3月に基本計画が策定されている。

先ほど、建設場所は基本計画で示されると話しましたが、実に6年間を費やして建設場所が決定したわけですが、そしてその後に、令和元年9月に基本設計が策定、今年の3月には実施設計ができ上がり現在に至っていますが、庁舎建設に着手してから実に8年間が経過しているわけですが。

その間、議会としても議論する機会は十分にあった、そして議論は十分に尽くされていると思います。議論が十分に尽くされていないという議員がいるならば、それは自らの職務怠慢を認めるに等しいのではないかと思います。

また、将来の財政見通しのことを強く心配していますが、執行部は、現在考えられる全てのことを精査した上で、しっかりとした結論を導いているのではないのでしょうか。

これまで本市においては、昭和、平成、令和と長い地方自治の歴史の中で、幾つもの大きな変革にも対応してきました。バブルの崩壊やリーマンショック、また地方自治の大きな転換である地方分権や市町村合併、地方創生などなど、その全てに対して対応してきた実績があります。

垂水市は、こういった問題にその都度創意工夫をしながら行財政改革に取り組み、そして一定の成果を出してきた実績と歴史があるわけですが。そして今、新型コロナウイルスという大きな敵との闘いに直面している現状があります。

これまで議会の諸先輩方も、執行部と共に車の両輪として役割を果たしてきたのではないのでしょうか。今回、新庁舎建設を推進するに当たって、市として財政の見通しや財政シミュレーションを明確に示しました。今後我々議会の役割は、執行部に対してそのシミュレーションどおりにいくように様々な角度、視点から執行部とともに考えて、知恵を出し合うことが大事なのではないのでしょうか。

現計画においては、財源に交付税措置がある地方債を活用しますし、また低金利の借用もできるなど、垂水市の財政にとって最も有利な条件がそろっている絶好の状況ではないかと言えます。この時期を逃せば、今後建設単価の上昇が予想される状況、有利な地方債が活用できない状況、有利な低金利の利用もできない状況などなど、市に対する財政の影響は今よりも大きくなることは誰が考えても予想つくのではないのでしょうか。それこそ後世への負担を押しつけることになりまして、そういった判断をすべきではないと考えます。

最後に、もう一つ訴えておきます。6月1日、私の還暦の誕生日ですが、薩摩半島西方沖を震源地とする最大震度4の地震が発生しました。月曜日の勤務時間中のことでしたので、本庁舎も大きく揺れたのではないかと思います。

6月に入って昨日現在、全国では震度1以上の地震が78回、そのうち震度4以上の地震が6回発生、さらに先月5月中には震度1以上の地震が183回、そのうち震度4以上の地震が9回も発生している状況です。小さな地震が多発するイコール巨大地震の前兆ではないかという説もあります。

今回の庁舎建設予算を可決せず、仮に建設が遅れたことで巨大地震と遭遇し、市民の生命、身体に多大な被害が発生したならば、一体誰が責任が取れるのでしょうか。そのことを考えた時に、一刻も早く新庁舎の整備を行い、

市民の安心安全を守る拠点づくりをしなければならないのではないのでしょうか。

以上の理由から、市民の安心安全を守るためにも修正動議に反対し、補正予算の原案に賛成すべきと考えます。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。それでは、議案第39号一般会計補正予算（第3号）修正案について、賛成の立場で討論をします。

一つは、議会の議決権行使の重要性と議会・議員の責任が問われるものがあつたと考えます。市民の代表としてその負託に応える内容であり、この時点での判断です。特に今回は、建設の可否、そして今後の方向が定まる内容を持っています。

自治体・行政は、現在将来にわたって市民の福祉の向上、いわゆる幸せをつくり出していく役割と責務があり、もう1点は住民自らの生命、生活、権利を守り、改善していくための拠点でもあります。

そう考えると、今回の議決の判断としてのキーワードは命だと考えます。自治体は、現在の命を守る、災害から生命・財産を守る、将来にわたって住民の暮らしを守っていくという責任があります。

だからこそ予算案の重要性を考え、そして議決の判断に必要な知見、それを検証する、検討できる資料はどうしても必要です。（発言する声あり）議会としては、そのための議論を積み重ねて、結論を導き出すことが責任としてあります。まさに判断と結果の重要性が求められています。結果、将来そして未来にわたって責任が負える議会でなければなりません。まずそのことが私は重要だというふうに考えます。

2点目として、補正予算案新庁舎関連事業費を見る視点と判断です。何よりも新庁舎関連事業費等の妥当性と裏づける客観性と信ぴょう性が検証できるものでなければなりません。

特に、妥当性を検証できる標準的予算項目、他都市等の事例としての近似性と評価、建設費用以外の費用設定の妥当性の問題でした。例として移転費、光熱水費、保全コスト、修繕・改善コスト等です。実施設計が出ている関係からも、推計等も含めてより正確に近い形で出せばであります。

算出するためには、条件設定や他都市事例等を参考に算出することは可能でもありました。さらに、新庁舎など公共施設等総合計画に新庁舎等の更新需要が反映されていないという課題もありました。

新庁舎建設は、将来にわたって財政に与える影響はどうか判断することが求められています。これは全国共通の認識であり課題です。それを判断できる、分析できる資料は不十分でした。そのことは議論の中でも認められています。

3点目は、新庁舎建設の重要な点は、将来にわたって市民の命と暮らしを守る財政的保障ができるのかという点でした。判断するには資料が不足していました。特に、支出の変化は将来の財政運営に直接に関係していくからであります。

資料の一つが、実質公債費比率の推移でした。特に大きな影響を与えるであろう新庁舎等も含めた公共施設等更新需要の対象物が反映されていない点、さらに示された市債発行の推計が、これまでの発行要因等を鑑みての検討だったのかという点では問題でした。

新庁舎関連経費である建設費や地方債償還金、維持管理費は、将来にわたってその保障になる一般財源の動向を見ることが出来ます。この支出の変化は、将来の財政運営に関係していくからであります。今回の内容から、一般財源の動向が分析できませんでした。

今財政運営では、大変担当課も含めて努力をされてると思います。しかし、現在の財政運営

や今後の景気動向や少子高齢化、収入面でも安定的でなく、不安要素が大きく油断がなりません。

支出面では、社会保障費の伸びなど財政運営に影響を与えるなど考えられます。特に、財政指標である経常収支比率の動向は注視しなければならない問題です。このことは財源確保のためにも経常収支比率が大きく影響するからであります。このように、将来の財政に与える影響はしっかりと検討していく必要があるというふうに思います。

改めてここに、議会・議員として必要な資料を基に、もっと徹底した議論、審査が市民の負託に応えるためにも必要と考えます。財政運営の見通しをしっかりと検証し、問題なく結論出すことは、将来にわたって市民の命と暮らしを守るために必要なことであるからであります。

以上の点を述べて、私の賛成討論といたします。

○議長（篠原静則） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 議案第39号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案に対する修正案について反対の立場で、議案第39号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案の原案についての賛成の立場で討論を行います。

新庁舎建設事業は、東日本大震災、熊本震災以降、築60年を経過した耐震基準を満たしていないこの本庁舎を、新たに防災拠点機能が備えられた安心安全な新庁舎を整備する事業で、これまで議会としても新庁舎の早期整備を要望してきたことは、同僚議員の皆様もご承知のことと思います。

執行部は、平成23年度に庁内検討委員会、市有施設整備基金を設置し、新庁舎整備への準備を進め、平成29年度には外部検討委員会を設置

し、基本構想、基本計画を定めました。

議会においては、これまで幾度となく全員協議会で新庁舎整備に関する説明を受け、私を含め一般質問で事業に対する考えを確認してまいりました。その結果、設計関連や追加地質調査の予算を二度にわたり可決し、議会として新庁舎建設を進めるよう判断しています。

今回の議会で建設工事関連の予算が提案されました。一般質問においても、設計内容に対する質問はほとんどなく、事業費の妥当性や将来の市財政に関することが多かった印象を受けました。

このことは、新庁舎の実設計が安心安全な庁舎として必要な機能が備えられたものであると認めざるを得ません。安心安全な新庁舎を早く整備してほしい、我々議会としての願いだったはずです。

今回の修正案では、建設の予算がゼロとされており、市民の安心安全のための建設予算をゼロにしている中、市民の安全はどう守ればよいのでしょうか。少なくとも修正案にはそういった対策のための経費も措置すべきではないのでしょうか。

補正予算の原案は、市民の安心安全を守る新庁舎建設工事に関する予算となります。新庁舎建設事業は、財源の面からも交付税措置のある地方債が活用できる今しかできないと考えます。市民や職員のためにも、修正案に対しては反対し、補正予算の原案に対して賛成すべきと考えます。

以上で討論を終わります。

○議長（篠原静則） ほかに討論はありませんか。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 議案第39号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案修正案に賛成の立場で討論いたします。

平成30年に市庁舎建設の予算32億9,000万円

が初めて市民に提示された金額でしたが、令和2年になり37億円と4億円も高騰しています。総事業費も42億8,300万円、この数字の内訳は1週間前の6月12日、総務委員会に出席した議員しか見てないんです。そして、この予算の審議をわずか1時間で打ち切り、とてもこれでは議会が審議したとは到底思えません。資料を拝見すると未算出のものも多く、あと何億円かかるか見当もつきません。現在の庁舎解体工事費も当然入っておりません。

南大隅町は、解体工事費まで入れて総事業費を出しています。3,500平米で21億円と、国からの予算も金利の引き下げで8億円から7億2,000万円になっています。総事業費がますます膨れ上がるのは、つまり市民の税金は上がらないけどサービスは間違いなく低下します。

新庁舎建設を進める会の方も、大きな庁舎、ぜいたくな庁舎をつくる考えはありませんと、安全性は歴史が物語っていると言われているとおり、（発言する声あり）柱頭免震構造はやめて普通の耐震、制震にしたほうが垂水の土木建設業者も参入しやすいのではないですか。

予算は、まだまだ審議する必要があります。不確定な総事業費は、この議会で決めるべきではありません。よって、修正案を賛成して討論は終わります。

○議長（篠原静則） ほかに討論はありませんか。

[池田みすず議員登壇]

○池田みすず議員 議案第39号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案について、反対の立場で討論を行います。

私は、今回の6月議会の質疑等を通して、新庁舎建設について改めて執行部の皆さんが、市民の皆様や議会に対して基本構想から基本計画に至るまで、いかに手順を踏み誠意を持って説明をされ、理解を得るために努力をされてこられたことがよくわかりました。また、今建設す

るに当たって最も条件が整っていることもよく理解ができました。

その条件とは、地方交付税が受けられます。有利な地方債が今なら活用できること、また庁舎建設のための整備基金が18億円積み立てられていること、さらには今議会において示されましたこれからの財政収支見通しも健全な財政運営がなされること、そして何よりも、市民の中で大地震や浸水対策に不安視されておられます安全上の問題にもしっかりと対策が講じられていることなどであります。

今回、仮に建設されなかったとするならば、その責任は誰が負うのでしょうか。平成30年3月議会と31年3月議会において、設計費や地盤調査費約1億4,000万円を可決した議会には責任がないのでしょうか。

私は、垂水市議会の一人の議員として、その責任を執行部の皆さんだけに押しつけることだけは絶対にしたくありません。財政面を含め、最も条件が整っている今こそ、新庁舎建設を実現しなければ私自身も絶対に後悔すると思いますので、垂水市議会の議員として建設促進に努め、その責任を果たしたいと考えております。

先日、市民の1人の方より、私の娘はこの庁舎で働いております。以前地震が起きた時、娘は目の前にいた市民の方を誘導し避難したと聞きました。庁舎が建って60年、もし大きな地震が来たらと思うと心配になります。一刻も早い建て替えをお願いしますと強く言われました。私も子を持つ親です。お気持ちは痛いほどわかります。

この庁舎にいらっしゃる皆様、ご家族が安心安全に過ごせる庁舎を早急に建てるべきだと私は考えます。

以上のことから、議案第39号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案に対しては反対し、補正予算の原案に対しては賛成すべきと考えます。

以上で討論を終わります。

○議長（篠原静則） ほかに討論はありませんか。

[森 武一議員登壇]

○森 武一議員 議案第39号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第3号）の修正案に対して賛成の立場で討論いたします。

私からは2つの面、法的及び財政的な面より論じさせていただきます。

まず法的な面より、地方自治法222条は普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないと定めています。

これまで一般質問を通して、地方自治法4条の位置変更条例と新庁舎建設の関係性が問題となっており、執行部の答弁では、行政計画として建設するため問題とならないとの回答でした。

地方財政法4条に、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えてこれを支出してはならないとの規定があります。この地財法4条のその目的とは、新庁舎の移転新設であります。

そうであるならば、先の臨時議会で位置変更条例が否決をされている中で、地財法4条に規定する本案で問題となっている新庁舎建設の移転新設という目的を達成できるのかに疑問があります。

地方財政法4条の条文から考えると、後ほど論じますが今回提出された新庁舎建設予算案は、その目的を達成するための必要かつ最小限度の経費であるのかの審議は、事業費総額も不明、他の行政サービスに与える影響も不明、そして財政の持続性が確保できるのかも不明のままであり、まだまだ不十分であり、現在の予算案のままでは審議を十分に尽くすことはできません。

また、先程紹介した地方財政法、地方自治法222条から考えると、地方自治法4条の位置変更条例は、本来であればこの6月議会に、新庁舎建設予算案とともに提出されてしかりのものであります。

地方自治法222条予算を伴う条例案と地方自治法4条位置変更条例の関係を、執行部は法律上の関係性を整理せず、行政実例を基に予算案のみ提出をしました。執行部は、本議会に条例案を提出するのであれば、ここら辺の整理もしっかりするべきであり、それを県及び総務省への問い合わせで問題なしとしておりますが、そもそも執行部の問い合わせは地方自治法等の法令上可能かとの問いに、上程できない法的規制はないであり、地方自治法222条と地方自治法4条を切り離して上程していいとの問い合わせではありません。また、地方自治法222条は、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないとなっています。

今回の予算案には、新庁舎建設基本計画に示されている事業費すらも未算定である中で、総事業費の総額も不明の中で、この新庁舎建設事業の事業費が適確に上程されてるとは言い難く、地方自治法222条の点からも、私は執行部が提出した新庁舎建設予算案に対して疑義があります。

次に、財政面についてです。

まず、新庁舎建設が今後の市政に与える影響という点から論じさせていただきます。

本市には、公共施設等総合管理計画という計画があります。この計画は、計画の中から抜粋させて頂くと、今後高度経済成長期に集中して建設されてきた公共施設等の多くで膨大な費用を伴う大規模改修や、修繕、建て替えが必要となります。限られた財源の中で公共施設等を維持管理し、安全性を確保するためまずは公共施設等全体で今後必要な費用を試算し、長期的な

視点に基づいた更新、統廃合、長寿命化を通じた財政負担の軽減、平準化が求められていますと書かれています。

要約すると、今ある市民館や公民館、学校、運動公園、福祉施設、公営住宅、消防、道路、水道などの公共施設の更新費用が、推計では年間23億3,000万円かかるが、現状では平均すると年間18億5,000万円しか確保できていないため4億8,000万円不足するので、長く使う、コストを削減する、施設を増やさず減らすことを基本方針とする計画であります。そして、この計画の中には、今回の新庁舎建設事業は入っていません。

今回の一般質問において、この計画に与える影響はあると執行部は答弁しています。

また、新庁舎の単年度の維持費は算出されていますが、長期の修繕費は未算定です。ただでさえ既存の公共施設の更新費用すら4億8,000万円不足する中で、新庁舎建設に明らかになっているだけでも約42億円必要となり、新庁舎建設予算が今後必要となる更新費用を圧迫して、更新費用を十分に確保しているのか不明です。

また、市民の安全を確保できるのか、新庁舎を建設することによる既存の公共施設等総合管理計画よりも、多くの公共施設の削減が行われないのか見通すことはできません。

これまで市長は、新庁舎建設に伴う市民負担は一切ないと述べていたにも関わらず、予算案を提出した後には影響があるというのは、これまでの市民に対する説明との整合性も疑われます。

次に、どこの市においてもあるのですが、不測の事態に対応するために、市の預金的な性格である財政調整基金がありますが、先般の委員会の席で執行部より平成30年には約14億8,000万円あった財政調整基金が、新庁舎建設のための積み立てを優先するために1年後の令和元年には約12億円に2億8,000万円ほど減少してい

ます。今後数年にわたって、この預金である財政調整基金は減少していくとの答弁がありました。

財政調整基金については、昨年10月には、垂水市は災害が多いため財政調整基金は災害1回5億円の3回分、15億円を目標に積み立てるとおっしゃっていましたが、先日の委員会ではその目標額も変わっており、新庁舎建設が一段落した段階で優先的に積み立てるとのことでしたが、減少の底が何年後になり、その後何年間をめどに積み立てていくのかという具体的な見通しはないとのことでした。その中で執行部は、実質公債費比率が令和5年には13.1%が最高となり、その後は漸減していくと示しています。

しかしその算定においては、収入となるふるさと納税は、過去3年の平均を取り10億円と設定し、実質公債比率の算出に直接影響してくる起債発行額は、通常債、臨財債、災害復旧債、合計で8億7,000万円と努力目標を設定金額とし、ふるさと納税と同様に算出すると約10億円と、1億3,000万円も離れています。

また、実質公債費率を算出する前提となる数値に関しても、今後の歳入歳出に関係なく機械的に当てはめているだけであり、また地方交付税に関しても人口減少を踏まえ算出することは可能であるにも関わらず、機械的に歳入歳出を1%ずつ減らしているとのことであり、人口減少が歳入に与える影響が反映されているのか不明です。

これらのことから、先ほどの公共施設等総合管理計画もあわせて考えると、本当に実質公債比率は13%で止まるのか不明です。もし、令和5年で実質公債比率が頭打ちとならず財政調整基金も減少し続け、運悪く大規模な災害が起こった時に迅速に対応でき、また財政に深刻な影響を与えることなく乗り切ることができるのか。私たちは、今回の採決においては考える必要があると思います。

担当課においては、大変な努力を払い新庁舎建設計画をここまで進めてこられ、新庁舎建設予算案提出をされたことに深い敬意を示させて頂きますが、法的にも財政的にもまだまだ不明な点や不足する資料が多く、総額の事業費も不明な中で総務文教委員会においてもしっかりと議論し尽くされたとは言えず、経費の妥当性や市民サービスの影響、市財政の持続性などしっかりと議論しなければならない論点は多く残っています。

その中において、急いで結論を出すことによる将来への影響は未知数です。6月議会での採決を求める理由として、新庁舎建設を進めるための交付金8億円、実際には7億2,000万円らしいのですが、それを得るために本議会での採決を求めています。これは実施設計に着手していれば要件に該当するものであり、既に本市は該当しています。

私は、白紙化を求めるために修正案に賛成しているわけではありません。新庁舎建設という重要な大事業において、事業費総額、市民への影響、財政への影響、法的整理などまだまだ不明な点、不十分な点があるからこそしっかりとした審議をすることが市民の負託に応えるために必要だということでもあります。

以上の理由から、修正案に対して賛成の討論を終わらせて頂きます。

○議長（篠原静則） ほかに討論はありませんか。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 おはようございます。私は、議案第39号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案に対する修正案に反対、原案に賛成の立場で討論をさせて頂きます。

新庁舎建設計画については、議会としても財源について様々な角度から質問をし、執行部からの丁寧な答弁によって疑問や不安を解消できているものと考えております。持留議員も今年

3月議会の一般質問において、1、財政運営に責任を持つ財政課として内容を検証したのか、2、基本構想段階とその後予定される新たな経費はどのようなものが考えられるのか、3、長期にわたる庁舎関連経費一般財源負担は検討できるのか、4、将来の財政への影響問題、実質公債費比率の推移はどうなるのか。これらの財政的問題について質問をされております。当時の財政課長の答弁は議事録を読んで頂くことといたしまして、議決をする判断材料として持続可能な経済、財政運営をするための資料が必要だと要望をされました。

これを受けまして、6月12日総務文教委員会には、執行部から新庁舎建設事業についての提出要望資料が示されました。持留議員が心配される実質公債費比率の推移についても、鹿児島県町村議会議長会が令和2年3月発行をいたしました行財政資料を見ますと、平成30年度の実質公債費比率は7.8%、類似市の枕崎市10.4%、西之表市9.4%に比べても低い水準にあります。そして、新庁舎建設事業による市債発行を勘案しても、償還終了が予定される令和20年度に8.5%となっております。

垂水市の将来負担比率にしても、平成30年度の32.9%に対して令和20年度が35.7%と、ほぼ現在並みの財政状態となります。

垂水中央病院は、13億9,690万円の借入市債を昭和61年から30年間の償還、これを平成24年に繰上償還で終了しております。文化会館は14億3,440万円を10年償還、環境センターは13億1,730万円を15年の償還、火葬場は3億1,310万円を12年償還で、これは平成28年で終わりました。残っているのはコスモス苑の12億5,290万円の30年償還が令和8年度までという、健全な財政運営の状態です。

修正案に対する持留議員の提案理由は、将来の財政運営への不安があると、それを払拭できる資料が十分でない。したがって、議員とし

て現時点で議決をできないとそういう趣旨であったと思います。新庁舎建設事業について反対と主張をされているものではありません。

現時点でできる詳細な要望資料を示された上で、総務文教委員会では議論をいたしました。3月議会時点と同じような提案理由での修正案には同調いたしかねます。我々議会人として、もう自らの責任と判断で勇気ある議決を行い市民の負託に応えるべき時であると考えます。

私は、議案第39号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を原案通り可決し、一刻も早く市民の安心安全を確保することが将来の垂水市民からも正しい評価を受けると確信しております。同僚議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ほかに討論はありませんか。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 私は、議案第37号の修正案に対し（「39号」の声あり）39号の修正案に対し、賛成の立場で討論いたします。

先の臨時議会で、新庁舎建設予定の事務所移転が議会において3分の2以上の賛成を得られず否決されました。否決された場所に建設予算提出は議会に対し、また市民に対して愚弄することであり、議員として絶対に許すことはできません。

昨年の7月号の市報で、新庁舎建設総事業費は37億と掲載されておりました。今回の私たちの総務委員会では、約6億円増の42億9,000万の見込みとなって説明されました。この資料は、総務委員会で配付されており、議員の皆様方全員には行き届いていないと私は思っております。このように増額したことは今後どのように、ますます増額していったら不安であります。

以上のようなことを考えますと、修正案に賛成いたします。皆様方のご賛同をよろしく願います。

○議長（篠原静則） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りをいたします。

総務文教委員長の報告で修正のありました議案第39号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第39号の採決を行います。

議案第39号の総務文教委員長の報告は修正であります。まず、委員会の修正案について起立により採決をいたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員会の修正案に賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（篠原静則） 起立少数です。よって、委員会の修正案は否決されました。

次に、ただいま総務文教委員会の修正案が否決されましたので、議案第39号原案について起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（篠原静則） 起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第7号をお諮りいたします。

陳情第7号を委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は採択とすることに決定

をしました。

△意見書案第6号上程

○議長（篠原静則） 次に日程第10、意見書案第6号を議題といたします。

案文は配付してありますので、朗読を省略いたします。

意見書案第6号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

○議長（篠原静則） お諮りいたします。ただいまの意見書案については、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定いたしました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

意見書案第6号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要す

るものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

△議案第43号・議案第44号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第11、議案第43号及び日程第12、議案第44号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第43号 令和元年度垂水市水道事業会計
剰余金の処分及び決算の認定について

議案第44号 令和元年度垂水市病院事業会計
決算の認定について

○議長（篠原静則） 両決算については、6人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、両決算については、6人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました公営企業決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、川畑三郎議員、持留良一議員、川越信男議員、梅木勇議員、森武一議員、新原勇議員、以上6人を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6人を、公営企業決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本定例会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定いたしました。

なお、所管事項調査につきましては、当分の間自粛することで決定していることを申し添えます。

△閉 会

○議長（篠原静則） これをもちまして、令和2年第2回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前11時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員